

平成 26 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月10日】

1 西川憲行（ぽぶら） 26～34ページ

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的について
- 2 26年度の支出見込みの増加の原因について
- 3 白鳥の湯の利用状況と今後の見通しについて

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、国民宿舎関ロジ管理費について
 - (1) 補正予算の考え方について
 - (2) 今回の補正予算（修繕料、備品購入費）について

2 福沢美由紀（日本共産党） 34～42ページ

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 白鳥の湯使用料の額の改正の根拠について
- 2 白鳥の湯使用料の額の改正の影響について

議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 1 手数料、費用の額の改正の根拠について
- 2 手数料、費用の額の改正の影響について

議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について

- 1 使用料の額の改正の根拠について
- 2 使用料の額の改正の影響について

3 森 美和子（公明党） 43～51ページ

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 ランニングコストについて
- 2 アンケート結果について
- 3 県内温泉施設の料金などについて
- 4 シティセールスの考え方について

議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について

- 1 今後の社会情勢におけるペットの位置づけについて
- 2 シティセールスの考え方について

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 不妊・不育症治療費助成事業補助金

- (1) 具体的な内容について
- (2) 周知について
- (3) シティセールスの考え方について

4 伊藤彦太郎（緑風会） 51～58ページ

議案第30号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 改正が亀山市へもたらす影響について

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について、議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について及び議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 改正理由について
- 2 改正後の使用料及び手数料の額の根拠について
- 3 補正額の根拠について

5 岡本公秀（新和会） 58～63ページ

議案第46号 専決処分した事件の承認について

- 1 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
 - (1) 軽減対象拡大の経緯とあらましについて
 - (2) 新たに対象となる2割軽減、5割軽減の該当世帯数と軽減金額について
 - (3) 軽減対象拡大による亀山市国民健康保険税の減収に対する措置について

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第14目 行政情報化推進費、社会保障・税番号制度システム導入事業について
 - (1) この番号には、社会保障、税の他にどのような個人情報が含まれるのか
 - (2) 個人番号の漏えいを防ぐ対策について
 - (3) 本制度についての市長の認識について

6 竹井道男（市民クラブ） 63～74ページ

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について、議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について及び議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について

- 1 受益者負担の適正化について
 - (1) 公平性の観点について
- 2 受益者負担算定額の明確化について
 - (1) サービス原価について
- 3 公共施設白書を作成して検討する考えはなかったのかについて

7 櫻井清蔵（ぽぶら） 74～82ページ

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 改正の根拠を知りたい
- 2 施行日が平成26年10月1日の根拠について

議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について

- 1 小動物の火葬料金の改定については一応理解できるが、収骨の有無による区分については、いかに受益者負担の公平性を図るといえども理解しがたく、その根拠を知りたい

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、国民宿舎関ロッジ管理費14,500千円について
(1) 指定管理に移行して以来、予備費の充当、平成25年12月議会においての補正、このたびの補正とたびたび改修等の名目で市費が投入されているが、管理者との協議の内容について知りたい

議案第40号 工事請負契約の締結について

- 1 消防北東分署建設に伴う入札の検証について

8 服部孝規（日本共産党） 82～90ページ

議案第30号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 軽自動車税の値上げについて
- 2 法人市民税法人割の税率引き下げについて

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、社会保障・税番号制度システム導入事業について

議案第46号 専決処分した事件の承認について

- 1 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(1) 国民健康保険税の軽減対象の拡大について

9 小坂直親（緑風会） 90～97ページ

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について、議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について及び議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 条例改正の必要性と意義、根拠について
- 2 施行日について
- 3 条例改正と補正予算との関連について
- 4 第20款 諸収入、第4項 雑入、第1目 雑入、弁償金71,300千円について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月11日】

1 宮村和典（市民クラブ） 102～112ページ

知事と市長との1対1対談について

- 1 対談の目的について
- 2 対談の項目は、どちらが決めるのか
- 3 対談の成果について

社会福祉について

- 1 亀山市社会的事業所創業支援事業について
 - (1) 社会的事業所とはどのような事業所か
 - (2) 社会的事業所への支援体制について
 - (3) 平成26年度予算に計上されている社会的事業所創業支援補助金300万円の根拠について
 - (4) 社会的事業所への支援として、特に「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の役割について
 - (5) 障がい者就労支援（予算の拡大）について、市長の考えを問う

2 西川憲行（ぽぷら） 112～124ページ

住みよい亀山市を考える

- 1 亀山市の防災対策の現状と備えについて
 - (1) 亀山市の防災計画について
 - (2) 災害発生時の避難所について
 - (3) 災害時の連絡手段や輸送手段について
 - (4) 災害支援の受け入れ体制について
- 2 亀山市市民活動応援事業について
 - (1) 現在の市民活動応援券の配布と利用の状況について
 - (2) 市民団体の活動内容とその公益性について
 - (3) 市民活動応援券の配布による市民活動の変化について
 - (4) 一般市民の関心と生活の変化について
- 3 「がんばる地域交付金」について
- 4 子育ての現状と今後の課題について
 - (1) 保育園、幼稚園の現状と課題について
 - (2) 学童保育所と放課後子ども教室について

3 服部孝規（日本共産党） 124～136ページ

市内でのAED（自動体外式除細動器）の設置について

- 1 市内のAEDの設置状況について
- 2 JR亀山駅へのAED設置について
- 3 民間施設などで人が多く集まる場所へのAEDの設置について

池の側の橋梁耐震化工事による一部埋め立てに伴う下流地域への排水対策について

- 1 池の側の排水が流れていく下流の御幸地域での排水対策について
- 2 池の側の一部を埋め立てることによる多門櫓を臨む景観について

福井地裁の大飯原発差し止め判決を受けて再稼働に対する櫻井市長の見解について

- 1 櫻井市長の判決に対する受け止めについて
- 2 事故が起きれば亀山市にも大きな影響がある大飯原発や浜岡原発などの再稼働について

4 森 美和子（公明党） 136～146ページ

地域包括ケアシステムの構築について

- 1 高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる事とは
 - (1) 亀山市における高齢者の現状と将来推計について
 - (2) 在宅医療の推進について
 - (3) 認知症対策について
 - (4) 介護予防の考え方について
 - (5) 高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる為には

5 高島 真（緑風会） 147～155ページ

教員の資質能力向上に向けた取り組みについて

- 1 教職員の途中退職の現状について
- 2 亀山市学校教育ビジョンに盛り込まれている「教育支援体制の充実」に対する成果について
- 3 主要事業の事務事業評価シートの「少人数教育推進事業」に記載されている成果指標としての授業理解度について
- 4 子どもたちの学力、体力について
- 5 ふるさと先生について

亀山市における放課後の子どもの在り方について

- 1 亀山市放課後子どもプラン運営委員会について

通学路の整備について

- 1 進捗状況について

文化振興について

- 1 文化振興に対して市長の想いを尋ねる
- 2 かめやま文化年プロジェクトの意義は何か
- 3 武尊ロマンロードの全国発信について
- 4 文化大使の委嘱について
- 5 関宿重伝建30周年記念事業について
- 6 市長マニフェストにある文化振興に関する基本条例の制定の考え方について

市制施行10周年記念事業の取り組みについて

- 1 具体的にどの様に進めるのか
- 2 市歌を作成する考えはないか

市民が願う「安全・安心のまちづくり」について

- 1 平成25年4月の機構改革の検証について
- 2 南海トラフ巨大地震発生を見据えた危機管理局の考え方、取り組みについて
- 3 防災に対する見直しに対しての対応について
- 4 学校での防災教育・危機管理意識の醸成について
- 5 災害対策基本条例制定の考えはないか

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月12日】

1 片岡武男（市民クラブ） 168～181ページ

第1次総合計画後期基本計画市民意識アンケートについて

- 1 設問に対する回答の見解と対応策を尋ねる
 - (1) 安全でおいしい水道水の供給について
 - (2) 小中学校の施設・設備の充実について
 - (3) 老後に不安を感じていますかについて
 - (4) 働く場が充実しているかについて
 - (5) 農業・林業が盛んに行われているかについて
 - (6) 鉄道が便利であるかについて
 - (7) バスが便利であるかについて
 - (8) 観光地としての魅力があり、観光施設が整っているかについて
 - (9) バリアフリーのまちづくりが充実しているかについて

2 櫻井清蔵（ぽぷら） 182～193ページ

市長の政治姿勢について

- 1 市長就任以来5年が経過するが、マニフェストの「選択と集中」について、行政運営上、なにを以って「選択」なのか、また「集中」なのか、その基本的な考え方を知りたい
- 2 今後の「ふるさと亀山市」の将来像をどのように描いているのか
- 3 新亀山市が誕生して10年が経過し、市民生活の向上を図るいろいろな施策に取り組まれてきたが、まだまだ地域間格差が是正されているとは思えず、市長の認識を尋ねる

合併特例債について

- 1 東日本大震災により本来平成26年度が最終年度である合併特例債の期間が5年間延長されたが、合併協議会の新市まちづくり計画では主要ハード事業として5つの計画が決定されている。櫻井市長の選挙公約により新市におけるまちづくり計画の目玉的な新庁舎の建設が凍結されている。庁舎建設基金の積み立ては継続的に行われているが、将来を見据えた中、行政機関として充実を図るため、かつ次世代に負担をかけないためにはこの合併特例債の活用をするべきと思うが市長の見解を知りたい

川崎小学校改築について

- 1 教育民生委員会協議会において改築計画の概要報告があり、改築に際して普通教室の空調設備は整備しない旨の教育長の回答であったが、長年の川崎小学校の改築要望が実現される中、今年の天候を思えば当然空調設備を完備しておくべきものとするが、

何を根拠に出来ないのかを市長に問う

北東分署について

- 1 3月定例会において、面積の当初計画の変更を指摘した。この度、建設に際しての入札が行われたが、各項目における入札差金を知りたい

3 福沢美由紀（日本共産党） 193～206ページ

療育について

- 1 現状と今後の方向性について
- 2 療育センターの設置について

保育園について

- 1 土曜日保育について
- 2 待機児童について
- 3 兄弟が同じ園に通えないケースについて
- 4 公立保育園の建て替えについて

子ども・子育て支援新制度について

- 1 認定こども園と現状の保育園の違いとメリット、デメリットについて

4 新 秀隆（公明党） 207～214ページ

多子世帯児童の幼稚園入園について

- 1 待機児童について
- 2 入園の手続きについて
- 3 多子世帯の今後の入園について

療育相談事業について

- 1 療育相談事業の変化点について
- 2 療育治療、保育の支援について
- 3 補助について
 - (1) 人的補助について
 - (2) 機械、器具的補助について

5 尾崎邦洋（緑風会） 214～225ページ

企業活動の促進・雇用について

- 1 企業活動促進の考え方について
- 2 トップセールスについて
- 3 雇用の創出について

待機児童解消について

- 1 待機児童の現状について

2 新聞報道における国有地への保育所開設について

全国学力テストについて

- 1 テストの結果公表に関する国や県の考え方を踏まえた亀山市教育委員会の考え方について
- 2 テストの結果公表に関する国や県の考え方を踏まえた市長の考え方について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 竹井道男（市民クラブ） 228～242ページ

図書館システムについて

- 1 図書館システムの状況について
 - (1) 市立図書館システム更新後の状況について
 - (2) 学校図書館システム導入後の状況について
 - ア 導入後1年半が経過しての稼働状況について
 - イ システムの管理体制について
 - ウ 子どもたちの読書習慣等への効果について
- 2 今後の取り組みについて
- 3 電子図書館の導入について

債権管理計画の作成について

- 1 債権管理計画作成の必要性について
- 2 私債権の放棄について

人材育成について

- 1 これからの取り組みへの考え方について

2 豊田恵理（緑風会） 242～250ページ

空き家対策について

- 1 亀山市の空き家の関係法令の現状について
- 2 空き家に関する条例は必要か
- 3 空き家問題に関して市の立場は

クラウドファンディングの活用について

- 1 クラウドファンディングによる資金調達の考え方について
- 2 クラウドファンディングの活用について

3 岡本公秀（新和会） 250～258ページ

亀山駅周辺再生整備計画策定事業について

- 1 事業のあらましについて
- 2 駅前の長時間駐車への対策について
- 3 駅西の駐輪対策について
- 4 駅西の現状に対する市の認識について

消防と市民の安全・安心について

- 1 消防救急室設置の理由と効果について
- 2 住宅用火災警報器の設置状況の調査について
 - (1) 調査結果と評価について
 - (2) 今後の展開について
- 3 消防団各車庫配備の防火服について
 - (1) 現状の防火服はいつ頃配備されたか
 - (2) 防火服の更新について

4 伊藤彦太郎（緑風会） 258～268ページ

緊急時の情報伝達について

- 1 現時点での考え方について
- 2 今後の考え方について

「見守り」体制について

- 1 高齢者の見守り体制について
- 2 空き家の見守り体制について

関宿温泉の活用について

- 1 足湯施設の利用状況について
- 2 今後の活用について

5 中崎孝彦（新和会） 268～277ページ

市道野村布気線整備事業について

- 1 事業の進捗状況と今後の見通しについて
 - (1) 総事業費について
 - ア 全体事業費から見た現時点での進捗状況について
 - (2) 事業着手からの委託料について
 - ア 平成19年度の設計等委託料（橋梁詳細設計）と平成24年度の橋梁整備委託料について
 - イ 平成19年度の建物調査等委託料と平成26年度の建物調査等委託料について
 - ウ 平成22年度の埋蔵文化財発掘委託料について
 - エ 平成25年度の整備計画策定等委託料について
 - (3) 用地の取得について
 - ア 現段階で用地取得の状況について
 - イ 用地取得完了の時期、目標について
 - (4) 工事施工について
 - ア 工事請負費の予算計上について
 - イ 平成25年3月に産業建設委員会に提出された工事発注予定は相当遅れると思うが、平成28年度に事業は完了するのか

(5) 平成26年度施政及び予算編成方針で、この事業については用地取得が難航していることから、事業計画を見直すとともに早期の用地取得に向けて進めるとあるが、具体的にどこをどう見直すのか

平成26年5月29日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成26年5月29日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第30号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 第 8 議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について
- 第 10 議案第35号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 11 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 12 議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第 15 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 第 16 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第 17 議案第42号 財産の取得について
- 第 18 議案第43号 財産の取得について
- 第 19 議案第44号 財産の取得について
- 第 20 議案第45号 字の区域の変更について
- 第 21 議案第46号 専決処分した事件の承認について
- 第 22 報告第 4号 平成25年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 第 23 報告第 5号 平成25年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 24 報告第 6号 平成25年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 25 報告第 7号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 26 報告第 8号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 27 報告第 9号 平成25年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 28 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 29 報告第11号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 西川憲行君 | 2番 | 高島真君 |
| 3番 | 新秀隆君 | 4番 | 尾崎邦洋君 |
| 5番 | 中崎孝彦君 | 6番 | 豊田恵理君 |
| 7番 | 福沢美由紀君 | 8番 | 森美和子君 |
| 9番 | 鈴木達夫君 | 10番 | 岡本公秀君 |
| 11番 | 伊藤彦太郎君 | 12番 | 前田耕一君 |
| 13番 | 中村嘉孝君 | 14番 | 宮崎勝郎君 |
| 15番 | 片岡武男君 | 16番 | 宮村和典君 |
| 17番 | 前田稔君 | 18番 | 服部孝規君 |
| 19番 | 小坂直親君 | 20番 | 竹井道男君 |
| 21番 | 大井捷夫君 | 22番 | 櫻井清蔵君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------|--------|------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 財務部参事 | 神山光弘君 | 市民文化部長 | 石井敏行君 |
| 健康福祉部長 | 伊藤誠一君 | 環境産業部長 | 西口昌利君 |
| 建設部長 | 稲垣勝也君 | 医療センター 事務局長 | 松井元郎君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 高士和也君 | 会計管理者 (兼)出納室長 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |
| 教育次長 | 佐久間利夫君 | 監査委員 | 渡部満君 |
| 監査委員事務局長 | 栗田恵吾君 | | |

●事務局職員

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 浦野光雄 | 書記 | 渡邊靖文 |
| 書記 | 高野利人 | | |

●会議の次第

(午前10時03分 開会)

○議長（宮崎勝郎君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから平成26年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 高 島 真 議員

15番 片 岡 武 男 議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月20日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの23日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、松村選挙管理委員会事務局長は公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承をお願いします。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成26年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、4月1日の消費税率の引き上げに伴い、駆け込み需要による反動も生じているところでもあります。しかしながら、次第に回復していくことが期待されており、国においては、経済の好循環の実現に向け、好循環実現のための経済対策を含めた経済対策パッケージを着実に実行することで、景気を下振れさせることなく、経済を成長軌道に早期に実現させていくこととしております。

一方、昨年度成立した共通番号制関連法に基づく社会保障・税番号制度については、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための社会基盤であり、平成27年10月より番号通知が始まり、平成28年1月から番号利用がスタートします。これにより、公平な社会保障制度・税制度の効率性・透明性の確保や、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現につながるものと期待されております。

市におきましても、円滑な制度導入に向け、システム改修や庁内組織における検討などの諸準備を進めているところであります。

なお、導入に当たっては、国の補助制度を活用し整備を図ることから、本議会においても関連する予算補正を提案させていただいております。

さて、市では、亀山市文化振興ビジョンの文化のみえる化プロジェクトに基づき、今後3年ごとに「みつめる・つながる・かがやく」を基本テーマに、文化に関する各分野を包括的、継続的に高めるためのアクションイヤー「かめやま文化年」を設け、市民一人一人の愛着と幸福実感の向上を目指すこととしております。

今月10日には、「かめやま文化年2014」のオープニングセレモニーを開催し、多くの市民、並びに市民団体の皆様と協働を目指し、キックオフ宣言を行いました。また、式典においては、本市にゆかりが深く、我が国の文化各分野においてご活躍される8名の皆様に対し、亀山市文化大使として委嘱状の授与を行いました。今後、文化大使の皆様には、本市の文化振興やシティプロモーションに寄与いただけるものと期待するところであります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、農林業の振興につきましては、茶業関係者による亀山紅茶「べにほまれ」の復活に向けた取り組みがNHKを初めとしたマスコミに取り上げられ、多くの反響を得られたところであります。復活した「べにほまれ」につきましては、市内において販売や飲食店での提供も行われており、市といたしましても、亀山茶とともに本市の特産品としてPRに努めるなど、引き続き支援してまいります。

次に、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道につきましては、本年3月末に亀田町、羽若町、田村町、能褒野町、布気町、関町新所、関町会下、関町鷲山の一部区域の供用開始を行いました。これにより、3月末現在の公共下水道処理人口普及率は昨年度より0.9ポイント増の46.5%となっており、今後も引き続き計画的な整備を進めてまいります。

次いで、道路網の整備のうち市道と賀白川線につきましては、平成17年から合併特例債を活用して進めてまいりました忍山大橋を含む区間延長580メートルの事業が完了し、3月30日に供用を開始いたしました。開通式では、完成式典に続き、地元コミュニティが中心となった企画による渡り初めなどの催しが盛大に開催されたところであります。なお、本年度からは、国道1号亀山バイパスから北側部分の延伸に着手することとし、概略設計を進めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち神辺地区コミュニティセンター改築工事につきましては、市内産木材の利用を図りつつ、本年10月の完成に向け、着実に進めてまいります。また、関南部地区コミュニティセンターにつきましても、平成27年度での整備に向け、用地取得等の諸手続を

進めているところであります。

さらに、地域コミュニティの仕組みづくり支援事業につきましては、去る4月に城北地区、関南部地区及び野村地区の3地区が新たにまちづくり協議会を設立されたところであります。今後は、地域活性化支援事業補助金などによるまちづくり協議会への支援を行うとともに、未設置の地域での主体的な取り組みが進められるよう働きかけてまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、来月23日から29日までの男女共同参画週間を中心に、本年度8年目となる三重県内男女共同参画連携映画祭が県内22会場で開催され、21日には市文化会館においても映画上映を行います。映画上映終了後には、市民団体によるアフタートークを開催し、男女共同参画への理解を深める機会とするなど、今後も機会を捉え、啓発に努めてまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず地域医療の充実につきましては、本年3月に策定した第2次となる亀山市地域医療再構築プランを着実に推進し、市民が住みなれた地域で生涯にわたって安心して暮らせるように、地域医療体制の整備に取り組んでまいります。

また、三重大学亀山地域医療学講座支援事業につきましては、平成23年5月に締結した三重大学との寄附講座設置協定が今月末をもって満了となりますことから、改めて寄附講座設置協定を締結いたします。引き続き、新しい研究テーマも加えながら、市立医療センターを主なフィールドとした市民の健康や地域の医療体制に関する研究・教育活動を進めていただき、市民の健康を守り、健康寿命を延ばす取り組みに生かしてまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティーの実現のうちごみ溶融処理施設につきましては、ボイラー設備の長寿命化を図るため、腐食減肉した3次過熱器管等の更新・補修工事に係る仮契約を締結しましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案させていただいております。

次に、防災力の強化のうち木造住宅補強事業につきましては、国及び県制度の見直しに合わせ、交付対象者を拡大するとともに、補助金額の上限を引き上げるなどの制度拡充を行うことで、一層の支援強化を図ってまいります。

また、家具等の転倒防止事業につきましては、来月15日、29日の両日、三重県建設労働組合亀山支部のご協力のもと実施いたし、高齢者や障害者宅での減災対策を講じてまいります。

さらに、来月27日には、危険箇所点検を実施いたし、昨年9月の台風18号による被害箇所の現状確認や、災害発生時の対応などについても、各防災関係機関との共通認識と連携強化を図ってまいります。

一方、消防力の充実強化のうち北東分署建設事業につきましては、建設用地取得及び建設工事について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、本議会に不動産の買入れ及び工事請負契約の締結について提案させていただいております。

また、消防救急無線デジタル化整備事業につきましても、活動波等整備工事について仮契約を締結いたしましたので、工事請負契約の締結について提案させていただいております。

さらに、防火対策の推進といたしまして、多数の市民が参加する屋外での催しに対する火災予防指導を行ってきたところですが、大規模な催しを主催する者に対する防火担当者の選任等の指導体制のさらなる強化を図るため、亀山市火災予防条例の一部改正を本議会に提案させていただいてお

ります。

一方、救急体制の強化につきましては、今月から救急ワークステーションを本格運用に移行し、救急隊員の資質向上に努めるとともに、医療センターとのさらなる連携強化を図り、より質の高い効果的な救急サービスの提供を推進してまいります。

また、高規格救急自動車の更新につきましては、平成27年度に北東分署へ移管予定の車両1台を含めた亀山消防署の2台を更新するもので、このほど購入に関する仮契約を締結いたしましたので、本議会に財産の取得を提案させていただいております。

さらに、地域の安全・安心を確保するために欠かせない消防団につきましては、団員の処遇改善を図るため、本議会に亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進のうち総合型地域スポーツクラブ育成事業につきましては、これまで旧閑地区を中心に活動してきた「L e t ' s スポーツわくわくらぶ」が、このほど「特定非営利活動法人L e t ' s スポーツわくわくらぶ」へと業務を移管されました。さらに、自主的な活動を通じて市民がスポーツに取り組みやすい場の提供が促進されますよう、市といたしましても引き続き支援を行ってまいります。

また、平成33年に三重県での開催が内定している第76回国民体育大会につきましては、本市における開催競技種目として、ウエイトリフティング及び軟式野球が三重県準備委員会常任委員会で選定されましたので、開催に向けて、関係競技団体との連携・調整等を進めてまいります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、在宅医療を推進し、地域包括ケアを構築するため、庁内横断的な組織として在宅医療推進プロジェクトチームを設置するとともに、多様な職種による連携システムとなる「かめやまホームケアネット」を、本年4月から試行運用を始めたところであります。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けられるよう、事業者と連携した高齢者を見守る取り組みとして、先月7日に株式会社第三銀行との間で高齢者に優しい取り組みについての協定を締結いたしました。今後は、郵便事業者や宅配事業者など各種事業者の方々とも連携を図ることと、高齢者の見守りの取り組みをさらに進めてまいります。

次いで、社会保障の充実のうち、消費税率の引き上げに伴う暫定的・臨時的な措置の臨時福祉給付金の給付につきましては、市民への円滑な給付に向け、諸準備を進めているところであります。今後は、近隣市と足並みをそろえ、7月からの受け付け開始に向け、対象者等の的確な把握に努めるとともに、広報紙やホームページ等を活用し制度の周知を図ることで、円滑な給付につながるよう、作業を進めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち学童保育所につきましては、亀山西小学校区学童保育所「おひさま」が、去る3月に東町一丁目に移転され、入所児童の利便性の向上が図られたところであります。また、来月には井田川小学校区において、なのはな保育園敷地内に学童保育所「なのはなクラブ」が開設予定となっており、さらに亀山南小学校区におきましても、小学校敷地内に学童保育所「スマイル」が開設に向けた諸準備を進めているところであり、引き続き支援を行ってまいります。

また、不妊・不育症治療費助成事業につきましては、国及び県の制度の見直しに合わせて、男性不妊治療及び不育症治療などを新たに助成対象とするなどの制度拡充を図ることで、安心して子育てのできる環境づくりにつなげてまいります。

さらに、療育相談事業につきましては、これまで市内施設では受け入れができなかった障害のある子供の身体機能の訓練などについて、個別のニーズに沿った療育治療・保育の支援を市内で行うことができるよう、市立医療センターと連携した調査・研究を進めてまいります。

次に、文化芸術の振興のうち、かめやま文化年事業につきましては、3つのメイン事業のうち、食の文化に関する事業として、「かめやま茶学校」を開校し、年間を通じてお茶について学ぶ機会を設けてまいります。また、スポーツ・健康の文化に関する事業につきましては、来る8月16日に、西野公園において「NHK夏季巡回ラジオ体操」を開催し、多くの方々にスポーツや運動の持つ文化的側面への気づきを促す機会といたします。

このように、さまざまな事業を通じて「みつめる」をキーワードに、暮らしの中の文化を再発見、再認識し、自分たちの文化や地域に愛着と誇りを持つ契機となるよう取り組んでまいります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、本年度開館20周年を迎える歴史博物館において、第22回企画展「絵図から発見！地域の歴史」を記念シリーズとして開催しております。江戸時代の亀山地域の様子を探るという企画で、絵図に描かれた道・建物などや書き込まれた文字情報に着目し、あわせて関連する古文書などの史料も展示しており、多くの方にごらんいただいているところであります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、東京日本橋の三重県の首都圏営業拠点「三重テラス」を活用したシティプロモーション事業の第1弾として、来月5日から10日までの6日間、三重の東海道と関宿重伝建選定30周年をテーマとしたパネル展示や公開講座を開催し、亀山市の魅力を発信してまいります。

また、国民宿舎関ロッジにつきましては、経営環境の改善と提供サービスの向上を図るため、老朽化した給湯用ボイラーの更新やトイレの洋式化等を行うとともに、宿泊室の備品を更新してまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

自立した行政経営の推進につきましては、本年度が最終年度となる行財政改革大綱における歳入改革の推進の取り組みとして、本年2月に策定した受益者負担の適正化に関する基準に基づく見直しを進めております。このうち、先行して検証を行いました白鳥の湯入浴料、斎場焼却施設使用料、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理施設使用料について、見直しを行うこととし、本議会に関係条例の改正を提案させていただいております。

次に、新市まちづくり計画の変更につきましては、合併特例債の活用条件を整えるため、計画期間の延長や一部事業等の追加などの変更内容について、県との事前協議に向けた諸準備を進めているところであります。

次いで、市制施行10周年記念事業として取り組んでおります原動機付自転車等のご当地ナンバープレートの導入につきましては、選定委員会において絞られた4作品により市民による投票を7月から実施いたし、最優秀作品を決定してまいります。

ところで、林業総合センターにつきましては、本年2月17日の火災により現在一部閉館をして

おり、地域の方々を初め市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしております。現在、同センターの年内の復旧を目指し鋭意努めており、本議会に復旧工事費等の予算補正を提案させていただいております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月16日から5月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成26年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。教育委員会制度の抜本的な改革となり得る地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が、今国会での成立を目指して審議されているところであります。教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などが改正の趣旨となっております。

また、中央教育審議会では、各種審議・逐次答申が進む中、第2期教育振興基本計画に基づいた施策が進められております。具体的には、ICTを活用した教育や土曜日の教育活動の推進、家庭教育の支援を初めとした学校、家庭、地域が連携した子供たちの豊かな教育環境の整備等でありま

す。

次に、県の情勢であります。三重県教育改革推進会議におきましては、昨年度に引き続き三重県特別支援教育総合推進計画の本年度中の策定に向けた審議が行われています。また、3年目となるみえの学力向上県民運動の取り組みや、子供たちが安心して学べる環境づくり、地域に開かれた学校づくり等に重点を置いた施策が進められています。

こうした国・県の動向や施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、市長部局との連携を強化し、第1次総合計画後期基本計画の施策を着実に推進するとともに、就学前教育の充実に向けては、幼稚園と保育所の一体化について慎重なる検討を進めてまいります。

また、教育委員会会議のさらなる活性化や運営上の工夫を図り、必要な情報の収集と発信、緊急事態における迅速な対応等に努めてまいります。

それでは、まず学校教育関係についてご説明申し上げます。

各学校の防災教育につきましては、学校防災リーダーを核にした計画的かつ継続的な取り組みを

推進してまいります。各学校におきましては、土曜授業等を生かしながら、学校、家庭、地域等が連携した体験的な活動を積極的に取り入れる準備を進めているところであります。

また、各種危機管理につきましては、教職員一人一人が服務規律遵守の高い意識を持ちながら、日々の教育実践の推進が図れるよう、園長・校長のリーダーシップのもと、相談、連絡、報告を重視した組織的な学校経営改善に努めているところであります。各種マニュアルにつきましても、必要に応じた見直しを行ってまいります。

次に、少人数教育推進等につきましては、ふるさと先生や学習生活相談員、介助員を配置することにより、市内幼稚園、小・中学校におけるきめ細かな教育を推進しています。また、若年講師指導員を2名に増員し、経験豊富な退職教員がふるさと先生や若年講師を指導する機会をふやししながら、市内小・中学校の教育水準の向上に努めております。

また、特別支援教育の充実につきましては、継続的な県への働きかけが実を結びまして、本年度、市内4校目となる通級指導教室が関小学校において開設の運びとなりました。

一方、新規の取り組みといたしまして、川崎小学校をコミュニティ・スクールとして指定するとともに、加太小学校と川崎小学校には、コーディネーターの役割を兼ねた事務職員を配置いたしました。

次に、学校給食につきましては、市内学校給食の諸課題解決に向けた検討委員会を立ち上げる準備を進めています。現在は、市民からの公募委員の選考に入っているところであります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず学力向上につきましては、学力向上の3本柱である学習規律の徹底・授業改善・学習習慣の確立のうち、本年度は、特に授業改善に取り組んでまいります。そのため、市の指導主事を初め外部講師等を各校の要請に応じて派遣してまいります。また、各校の研修主任を中心とした研修会を開催し、児童生徒の学力向上に向けた授業改善の取り組みを推進してまいります。

また、体力向上につきましては、保育所・幼稚園・小学校に外部講師を派遣し、指導する教員のスキルアップを図ってまいります。

次に、土曜日の教育活動の推進につきましては、本年度を成果と課題を検証する研究年度と位置づけ、9月以降に5回の土曜授業の実施を予定しており、各学校におきまして、現在その準備を行っております。なお、来年度以降の方向性につきましては、この研究結果を参考に検討してまいります。

次に、いじめ問題につきましては、昨年度に策定された亀山市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針のもと、教育委員会と学校が連携を図りながら、いじめのない学校づくりを目指し、未然防止に向けた取り組みを推進してまいります。

また、幼児教育につきましては、保幼小接続カリキュラムを市内全保幼小で実践に取り組むとともに、さらなる幼児教育共通カリキュラムの検討及び実践研究を進めてまいります。

次に、情報教育につきましては、市内小・中学校における情報化の推進及び今後の情報教育のあり方を検討するため検討委員会を立ち上げました。今月、第1回亀山市小中学校情報教育検討委員会を開催し、情報教育に関する現状と課題等について意見交換を行ったところであります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず川崎小学校改築事業につきましては、昨年度に策定いたしました校舎改築基本計画に基づき、

本年度は改築工事の設計業務に着手いたします。現在、設計業務の発注事務に取り組んでおり、設計者選定委員会におきまして、設計者の選定に入るところであります。

次に、国の登録有形文化財であります白川小学校の耐震改修事業でございますが、本年度は校舎北棟の工事に入っており、年度内の完成に向けて順調に工事を進めているところであります。

また、中部中学校クラブハウス建設事業につきましては、来年度の工事に向け、設計業務の発注事務を進めているところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず家庭教育の支援でございますが、幼児期における家庭教育の留意点をまとめた「子育てマイブック」を作成いたしましたので、家庭教育支援事業等の機会を通して保護者の皆様に配付してまいります。また、保育所・幼稚園の保護者を対象に、子育てに関係した講演会開催を支援し、家庭教育力支援を図ってまいります。

次に、公民館講座につきましては、本年度、新たに若者対象講座を開設し、幅広い年齢層に学びのきっかけを提供できるような講座を整えました。また、家庭教育支援事業と連携させた「子育ての宝箱」の内容を充実させるとともに、託児ボランティア養成講座を開設いたしました。各講座に多くの市民の皆様から応募をいただき、青少年研修センターや各地区コミュニティセンターにおきまして、開講したところであります。なお、本年度の生涯学習フェスティバルは、市制施行10周年記念事業の一環と位置づけられており、学びの成果を生かすことを視野に入れて計画を進めております。

次に、青少年健全育成についてでございます。青少年総合支援センターのパトロール業務につきましては、本年度も子供の下校時間帯に重点を置いて、学校や関係機関との連携を密にしながら実施し、安心して安全な環境づくりに努めてまいります。また、青少年の自立支援に向けた相談業務につきましては、関係機関などとの連携を図り、細やかな個別対応に努めてまいります。

次いで、「亀山っ子」市民宣言具現化の取り組みといたしまして、小・中学校の新入生に市民宣言クリアファイルを配付し、周知を行っているところであります。また、亀山市青少年育成市民会議のサマーキャンプの開催を支援してまいります。

放課後や休日における子供の居場所づくりにつきましては、地域の方々の参画を得ながら、市内の全小学校区において放課後子ども教室を開催いたします。

一方、図書館につきましては、本年度も図書館司書を市内3中学校に派遣し、市立図書館と各学校との連携を図ってまいります。また、図書館情報システムと学校図書館とのネットワーク化を推進してまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第30号から日程第29、報告第11号までの25件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず議案第30号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資とすることとされたことから、法人市民税法人割の税率を12.3%から9.7%に引き下げます。

なお、法人住民税法人税割の引き下げ分については、国税において地方法人税（仮称）が創設され、その税収が地方交付税の原資となります。

2つ目といたしまして、軽自動車税の標準税率が見直されたため、本市の軽自動車税の税額もこれに合わせて見直します。主な税額の改正といたしまして、排気量50ccまでの原動機付自転車は1,000円から2,000円に、軽自動車のうち自家用四輪乗用のものは7,200円から1万8000円に、自家用四輪貨物のものは4,000円から5,000円に改正いたします。

なお、地方税法において標準税率が定められていない小型特殊の税額については、他の車種の標準税率を参酌し見直すことといたします。また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車については、改正後の税額に20%の税額を加算する重課を導入することといたします。

なお、軽自動車税の税額は、平成27年度分から引き上げます。ただし、軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税額を適用し、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは現行税額のままといたします。

また、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車の重課については、平成28年度分から導入いたします。

3つ目といたしまして、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例適用期限を3年延長し、平成30年度までといたします。

4つ目といたしまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」が、浸水防止用設備、ノンフロン製品等に対して導入されたことに伴い、これら設備等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成27年度以後の年度分から適用いたします。

5つ目といたしまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、耐震改修促進のための支援策として、耐震改修が行われた既存家屋のうち大規模な店舗及び旅館等に係る固定資産税の減額措置が創設されたことから、その減額措置を受けるための申請手続等につ

いて新たに規定いたします。

6つ目といたしまして、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長し、平成29年度までといたします。

7つ目といたしまして、移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置が廃止されたことに伴い、関係条項の整備を行います。

8つ目といたしまして、総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除いたします。

9つ目といたしまして、地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

次に、平成25年9月30日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例について、地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

なお、施行日は公布の日といたしますが、一部の改正規定については、公布の日とは別に定めることといたします。

続きまして、議案第31号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定について整備されたことに伴い、本条例において関連する条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日とし、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用いたします。

次に、議案第32号、議案第33号及び議案第34号でございますが、特定の市民に提供するサービスの対価である使用料、手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、亀山市行財政改革大綱後期実施計画に基づき見直しを進めているところですが、受益者負担の適正化に関する基準に基づき料金設定の妥当性を検証したところ、使用料及び手数料を見直す必要があることから、亀山市総合保健福祉センター条例など3条例について所要の改正を行うものでございます。

まず議案第32号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正についてでございますが、白鳥の湯入浴料金については、ランニングコストや温泉利用者に対するアンケート、県内の温泉施設の料金等を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、浴場の使用料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものでございます。また、新たなサービスの提供として、回数券及びパスポート券を発行することから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1人1回についての使用料を12歳未満の方は100円、一般の方は300円、65歳以上の方は200円にそれぞれ改正いたします。

また、新たに割引制度として、回数券及びパスポート券を発行いたします。なお、パスポート券の交付につきましては、市内に住所を有する者に限ります。

なお、施行日は平成26年10月1日といたします。

次に、議案第33号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、事業系一般廃棄物処理手数料については、ランニングコストや近隣自治体の料金を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、手数料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものでございます。また、産業廃棄物の処理に要する費用についても見直す必要があることから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、事業系一般廃棄物処理手数料の額を搬入量10キログラムにつき160円に、産業廃棄物の処理に要する費用を同じく370円に改正いたします。いずれも、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入といたします。

なお、施行日は平成27年4月1日といたします。

次に、議案第34号亀山市斎場条例の一部改正についてでございますが、斎場焼却施設使用料については、ランニングコストや近隣自治体の料金等を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、市内の使用料を見直す必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、焼却施設を使用する場合の1件当たりの市内の使用料を改正するものでございます。小動物の焼却については、受益者負担の公平性を図ることから、新たに収骨の有無により区分し、収骨ありの場合は8,640円に、収骨なしの場合は4,320円に改正いたします。

なお、施行日は平成26年10月1日といたします。

続きまして、議案第35号亀山市市営住宅条例の一部改正についてでございますが、現在、老朽化が著しい市営住宅については、入居者の退去後に順次用途を廃止していく方針としていることから、市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、野村住宅の戸数及び位置の改正を行います。また、既に用途を廃止した市営住宅の土地について、普通財産として有効利用するため、若草住宅の位置の改正を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第36号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布され、対象火気器具等の取り扱いに関する条例制定基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する場合に、消火器の設置を義務づけることといたします。

次に、多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模かつ火災が発生した場合に、特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定をしなければならないことといたします。

次に、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないことといたします。また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出しなければならないことといたします。

次に、多数の者が集合する催しに際して、露店等を開設する場合は、消防長に届け出なければならないことといたします。

次に、指定催しを主催する者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合に、罰則を科することといたします。

なお、施行日は平成26年8月1日とし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、指定催しの指定及び火災予防上必要な業務に関する計画の規定を

適用しないことといたします。

次に、議案第37号亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定を踏まえ、消防団員等公務災害補償責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行され、消防団員等公務災害補償等共済基金から市町村に対して支払われる消防団員退職報償金の額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を、勤務年数5年以上10年未満の団員につきましては5万6,000円、それ以外の消防団員につきましては5万円引き上げます。

なお、施行日は公布の日とし、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用いたします。

続きまして、議案第38号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億1,192万1,000円を追加し、補正後の予算総額を207億5,172万1,000円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択された事業に係る補助金を計上するほか、平成28年1月より実施される社会保障・税番号制度に対応するため、住民基本台帳システムの整備経費を計上いたしております。

次に、民生費では、県の不妊治療費助成制度の改正に対応し、不妊・不育症治療費助成事業として新たな補助金を計上するほか、総合保健福祉センターの温泉設備の修繕に係る経費などを計上いたしております。

次に、衛生費では、国の乳がん・子宮がん検診に係る補助制度の改正により、検診委託料など必要経費を増額しております。

次に、農林水産業費では、林業総合センターの火災復旧に係る工事請負費などを計上いたし、その財源として、歳入の諸収入において弁償金を計上いたしております。

次に、商工費では、国民宿舎関ロッジにおいて、利用者の満足度向上につながる施設の修繕料や備品購入費を計上いたしております。

次に、消防費では、北東分署の用地購入に伴う手数料について、用地購入費からの組み替えにより計上いたしております。

一方、歳入につきましては、使用料及び手数料では、総合保健福祉センターの浴場使用料及び斎場の焼却施設使用料について、本年10月1日からの改定により増収を見込む額を計上いたしております。

次に、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や、がん検診に係る疾病予防対策事業費補助金などを計上いたし、県支出金では、特定不妊・不育症治療費等補助金などを計上いたしております。

次に、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金や林業総合センターの火災に係る弁償金を計上いたしております。

なお、補正財源といたしまして、前年度繰越金を計上いたしております。

以上が、今回提案をいたしました一般会計補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては

は、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号工事請負契約の締結についてでございますが、熔融施設ボイラー3次過熱器管更新及び1パス水冷壁管補修工事について、平成26年4月9日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は随意契約で、契約の金額は2億7,864万円、契約の相手方は、福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59、日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社代表取締役社長、俵 洋一でございます。

次に、議案第40号工事請負契約の締結についてでございますが、亀山消防署北東分署建設工事（建築工事）について、平成26年5月14日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約の金額は2億1,384万円、契約の相手方は、亀山市東御幸町231番地、堀田建設株式会社代表取締役、堀田 誠でございます。

次に、議案第41号工事請負契約の締結についてでございますが、消防救急デジタル無線活動波等整備工事について、平成26年5月15日付で、仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は随意契約で、契約の金額は2億8,080万円、契約の相手方は、名古屋市名東区猪高台一丁目1315番地、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部部长、今村和浩でございます。

続きまして、議案第42号財産の取得についてでございますが、亀山消防署北東分署建設事業に伴う建設用地の取得について、平成26年5月12日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する用地は長明寺町字笠松842番1ほか5筆で、公簿面積は9,378.26平方メートル、地目は宅地でございます。取得の方法は随意契約で、取得価格は2億2,483万6,959円、契約の相手方は、亀山市本丸町577番地、亀山市土地開発公社理事長、広森 繁でございます。

次に、議案第43号財産の取得についてでございますが、亀山消防署に配備している高規格救急自動車を更新し、消防力の充実・強化を図るため、高規格救急自動車2台の取得について、平成26年5月7日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は3,111万4,800円、契約の相手方は、津市垂水99番地の1、三重トヨタ自動車株式会社代表取締役、竹林憲明でございます。

次に、議案第44号財産の取得についてでございますが、先ほど議案第43号で申し上げました高規格救急自動車に資機材を積載するため、高規格救急自動車積載資機材の取得について、平成26年5月7日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は2,973万1,406円、契約の相手方は、津市高茶屋小森上野町1336番地の1、中辻医科器械株式会社代表取締役、三宅克治でございます。

続きまして、議案第45号字の区域の変更についてでございますが、白木一色地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、亀山市関町白木一色字一色1500番に隣接する道路である公有地の一部及び1501番に隣接する道路である公有地の一部を、亀山市関町白木一色字山田に編入するものでございます。

次に、議案第46号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成26年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の改正を、平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正いたしました。まず、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に納税義務者である世帯主を含めることといたしました。次に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を現行の35万円から45万円に引き上げることといたしました。

次いで、報告第4号平成25年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業に係る継続費につきまして繰越額が確定し、平成26年度へ通次繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成25年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成25年度に繰越明許費の承認をいただいております自治会振興事業など13事業につきまして繰越額が確定をし、平成26年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成25年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、河川災害復旧事業につきまして、工事用道路の経路及び工法について見直しが必要となったため年度内完成が困難となり、やむを得ず工事請負費を平成26年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、昼生地区整備事業につきまして繰越額が確定し、平成26年度に繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、施設整備事業など2事業につきまして繰越額が確定し、平成26年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第9号平成25年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、坂

下浄水場仮設浄水装置設置工事の建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成26年度へ繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第10号専決処分報告についてでございますが、市内西町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成26年5月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は6万4,800円でございます。

最後に、報告第11号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成26年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第1号）の主な項目について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら順次ご説明を申し上げます。

初めに、11ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の総務費のコミュニティ助成事業補助金460万円につきましては、昼生地区まちづくり協議会及び地区コミュニティ連絡協議会の事業につきまして、財団法人自治総合センターの助成対象として採択をされましたので、補助金を計上するものでございます。

次の長寿社会づくりソフト事業費補助金100万円につきましては、ふれあい神辺創生委員会が実施をいたします、ふれあい神辺創生フェスタが公益財団法人地域社会振興財団の助成対象として採択をされましたので、補助金を計上するものでございます。いずれも財源といたしまして、諸収入におきまして同額を計上いたしてございます。

次に、社会保障・税番号制度システム導入事業745万2,000円につきましては、平成28年1月からの社会保障・税番号制度、通称「マイナンバー制度」でございますけれども、これに対応するために、住民基本台帳システムの整備に係る経費を計上いたしました。なお、財源として、同額の国庫補助金を計上いたしております。

次に、下段の民生費の不妊・不育症治療費助成事業730万円でございますが、不育症治療費助成など拡充された県制度を活用するとともに、県制度では助成対象外となる所得層や、一般不妊治療についても助成対象とする新たな市制度に係る補助金を計上いたしました。それに伴いまして、従来の不妊治療費助成事業に係る補助金の全額450万円を減額するものでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の施設管理費456万8,000円につきましては、総合保健福祉センターの温泉機械設備などの緊急修繕に係る経費などでございます。

次に、下段の民間保育所補助費60万円につきましては、障がい児の入所により必要となる備品の購入に対しまして補助金を計上するもので、財源といたしまして、同額の県補助金を計上いたしております。

次の、地域少子化対策強化事業20万円につきましては、妊娠・出産に関する正しい情報を提供するため、小・中学校などへ講師を派遣するもので、財源として、同額の国庫補助金を計上いたしております。

次に、15ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の保健衛生費のがん検診推進事業491万2,000円につきましては、国補助事業において、乳がん・子宮がん検診の無料対象者がこれまでの未受診者も対象として拡大されたことにより、無料クーポン券の印刷及び郵送料を増額するほか、検診委託料を増額いたしました。なお、財源として、国庫支出金を計上いたしております。

次に、下段の農林水産業費の施設管理費7,130万円につきましては、本年2月に発生をいたしました林業総合センター火災の復旧経費として工事請負費などを計上するもので、財源といたしまして、諸収入におきまして、同額の弁償金を計上いたしております。

17ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の商工費の国民宿舎関ロッジ管理費1,450万円につきましては、老朽化をいたしております給湯用ボイラーの更新経費を計上いたしました。その他、利用者サービスの向上を図るために、トイレ洋式化などの修繕を行うとともに、高齢者から要望の多い和テーブル、和椅子の購入など備品購入費を計上いたしております。

次に、中段の消防費の北東分署建設事業につきましては、当初予算時、用地購入費として計上をしておりました亀山市土地開発公社への手数料652万4,000円でございますが、これにつきまして用地購入費から予算の組み替えを行うとともに、用地購入費の精算を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。

戻りまして、7ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の使用料及び手数料でございますが、総合保健福祉センターの浴場使用料789万1,000円、斎場の焼却施設使用料75万円につきましては、本年10月1日からの使用料改定による増収見込み額をそれぞれ計上いたしております。

次に、中段の国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金745万2,000円につきましては、社会保障・税番号制度に対応する電算システムの整備に対する補助金を計上いたしております。また、疾病予防対策事業費等補助金215万2,000円につきましては、乳がん、子宮がんなど、がん検診の推進に係る補助金を計上いたしました。

次に、下段の県支出金の特定不妊・不育症治療費等補助金205万円につきましては、県の新たな制度に係る補助金を計上いたし、旧制度の特定不妊治療費補助金50万円を減額いたしております。

次の、障がい児保育環境改善事業費補助金60万円につきましては、民間保育所への障害児受け入れに必要な経費に対する補助金を計上いたしました。

9ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の繰越金でございますが、今回の補正財源として前年度繰越金1,442万6,000円を計

上いたしております。

次に、中段の諸収入でございますが、長寿社会づくりソフト事業費交付金100万円は、ふれあい神辺創生フェスタ開催に対する公益財団法人地域社会振興財団からの交付金を計上いたし、コミュニティ助成事業助成金460万円につきましては、昼生地区まちづくり協議会及び地区コミュニティ連絡協議会に対する財団法人自治総合センターの宝くじの助成金を計上いたしました。

次の弁償金7,130万円につきましては、林業総合センター火災に係る弁償金を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

明30日から6月9日までの11日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明30日から6月9日までの11日間は、休会することに決しました。

次の会議は6月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午前11時33分 散会）

平成26年6月10日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成26年6月10日（火）午前10時 開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 議長の辞職許可について
- 第 3 上程各案に対する質疑
- 議案第30号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について
- 議案第35号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 財産の取得について
- 議案第43号 財産の取得について
- 議案第44号 財産の取得について
- 議案第45号 字の区域の変更について
- 議案第46号 専決処分した事件の承認について
- 報告第4号 平成25年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第5号 平成25年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第6号 平成25年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第7号 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第8号 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 平成25年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 報告第11号 放棄した私債権の報告について
- 第 4 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第 5 請願第4号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書
- 第 6 請願第5号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書

●追加日程

- 第 1 議長の選挙
第 2 副議長の選挙
-

●本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

●出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 西川憲行君 | 2番 | 高島真君 |
| 3番 | 新秀隆君 | 4番 | 尾崎邦洋君 |
| 5番 | 中崎孝彦君 | 6番 | 豊田恵理君 |
| 7番 | 福沢美由紀君 | 8番 | 森美和子君 |
| 9番 | 鈴木達夫君 | 10番 | 岡本公秀君 |
| 11番 | 伊藤彦太郎君 | 12番 | 前田耕一君 |
| 13番 | 中村嘉孝君 | 15番 | 片岡武男君 |
| 16番 | 宮村和典君 | 17番 | 前田稔君 |
| 18番 | 服部孝規君 | 19番 | 小坂直親君 |
| 20番 | 竹井道男君 | 21番 | 大井捷夫君 |
| 22番 | 櫻井清蔵君 | | |

●欠席議員（1名）

| | |
|-----|-------|
| 14番 | 宮崎勝郎君 |
|-----|-------|

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------|--------|------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 財務部参事 | 神山光弘君 | 市民文化部長 | 石井敏行君 |
| 健康福祉部長 | 伊藤誠一君 | 環境産業部長 | 西口昌利君 |
| 建設部長 | 稲垣勝也君 | 医療センター 事務局長 | 松井元郎君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 高士和也君 | 会計管理者 (兼)出納室長 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |
| 教育次長 | 佐久間利夫君 | 監査委員 | 渡部満君 |

監査委員事務局長 栗田 恵吾 君

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

事務局 長 浦野 光雄 書 記 渡邊 靖文
書 記 高野 利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○副議長(前田耕一君)

ただいまから本日の会議を開きます。

都合により、本日は副議長の私、前田耕一が議長の職務を行います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益財団法人亀山市シルバー人材センター及び社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から、平成25年度事業報告書並びに収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第2、議長の辞職許可についてを議題といたします。

まず事務局長に、辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長(浦野光雄君) 「辞職願朗読」

○副議長(前田耕一君)

お諮りいたします。

宮崎勝郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田耕一君)

異議なしと認めます。

したがって、宮崎勝郎議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと

思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

(「議長」の声あり)

○副議長(前田耕一君)

櫻井議員。

○22番(櫻井清蔵君登壇)

この際、動議を提出させていただきたいと思います。

議長には、12番 前田耕一議員を被指名者とすることを提案いたします。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田耕一君)

ただいま櫻井清蔵議員から、12番 前田耕一議員を被指名者とされたいとの動議が提出され、この動議について所定の賛同者がございますので成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました12番 前田耕一が議長に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知を省略し、当選承諾のご挨拶を私のほうから申し上げます。よろしく申し上げます。

○12番(前田耕一君)

ただいま議長の辞職に伴い、不肖、私が議員各位のご推挙によりまして議長という大任を拝命いたしました。その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。ここで皆様方のご推挙をいただきまして、そしてお受けいたしました以上は、議長の職務を十分に認識し、その職を全うする決意でございます。

どうか議員の皆様方各位のなお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。簡単ではございますが議長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(前田耕一君)

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

続いてお諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、議長の私から指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

副議長には、13番 中村嘉孝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました13番 中村嘉孝議員を副議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、13番 中村嘉孝議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中村嘉孝議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中村嘉孝議員、ご挨拶をお願いいたします。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ただいま皆様のご推挙によりまして、副議長という重責を賜り、厚く御礼を申し上げます。

これからは副議長として議長を補佐し、その職務に精いっぱい務めさせていただきます。議長、議員各位におかれましては、今後も一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、副議長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時18分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

常任委員会委員の選任について、委員会条例第8条の規定により、議長において12番 前田耕一を総務委員会委員に、14番 宮崎勝郎議員を教育民生委員会委員にそれぞれ選任いたしましたので、ご報告いたします。

なお、予算決算委員会の委員につきましては、予算決算委員会内規第3条の規定に基づき、私、議長を除く21名で構成することになっておりますのでご承知おきください。

次に、議会運営委員会の委員の辞任及び選任についてご報告いたします。

先ほど、13番 中村嘉孝議員から辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。後任には、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において10番 岡本公秀議員を指名いたしましたので、ご報告いたします。

次に、日程第3、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

おはようございます。ぼぶらの西川憲行でございます。

それでは早速、通告に従いまして質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

通告の1番は、議案第32号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正についてであります。

その条例改正の目的について、まずは簡単にご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（前田耕一君）

1番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回の浴場使用料の改正につきましては、亀山市行財政改革大綱後期実施計画の受益者負担の適正化及び本年2月に決めました受益者負担の適正化に関する基準並びにランニングコストや温泉利用者に対するアンケート、県内の温泉施設の料金などを考慮し検討いたしました結果、今回の改正の提案をさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、伊藤部長のほうから説明いただきました。

ランニングコストや近隣自治体の料金ということでございますが、端的に言えば、この中の目的、この料金改正によって財政的にこの浴場が今現在、この報告によりますと24年度で浴場使用料に

よる収入合計が2,100万円ぐらい、そして支出合計が4,300万、赤字額が2,200万という報告がなされております。この条例改正によってこの赤字額が変動するのか、また今後のその目的となる部分ですね。もう少し端的に、これをどのようにしていくのかというための条例改正だという目的はございますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回提案させていただいております料金改定につきましては、現行料金の2倍としたところでございます。

これにつきまして、単純計算いたしますと現在の収入約2,000万に対して4,000万になるという仮定でございますが、今回あわせてパスポートとかサービス面での充実も図っておりますことから、単純に2倍にならないということが1点ございます。

さらには、受益者負担の適正化の基準から申し上げますと、ランニングコスト、2,000万円に対して4,000万、さらに下水道料金が入ってきますと6,000万、約3倍の値上げが必要となるところでございますが、今回、近隣の状況等を勘案しまして2倍に据え置いたところでございます。

そういうことからいきまして、収支バランスとしましては支出に見合った収入となるところまでは参りませんが、今回2倍に引き上げをさせていただきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

先ほどの説明にあったように、今後支出の増加も見込まれるということで、2番目の質問としましては、26年度の支出見込みが極端に増加しているところであります。これについては先ほど言われましたように、下水道料金負担金とか、それに伴う工事料金等があるというふうに伺ってはおりますけれども、その原因が、単年度で終わるものもあれば、これから通年増加していくものもあるかと思えます。

その点についてのちょっと確認の意味で、説明をお願いします。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

試算のときに使いましたランニングコストの考え方でございますが、先ほど申し上げました平成26年度、昨年に比べて予算額で1,000万ほどふえておりますが、これは下水道の当初負担金、接続経費が約1,160万円、それから通年経費として、半年分しかありませんので1,000万円ということで、施設全体としまして2,160万単年度でふえると。温泉に係る部分はその2分の1であるということから、1,080万を26年度増としております。

ただ、先ほど言いました接続経費につきましては27年度以降は発生いたしません、通年経費の1,000万が1年間使うと2,000万になるということで、結局は約3倍になるということでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の説明でありましたように、今後、ランニングコストの面でいけば本来料金を3倍にして、そして収支のバランスをとっていかないと、通年的にも赤字が続いていく見通しになるということがはっきりとしました。

では現在、白鳥の湯の利用状況が年々減少しています。この利用状況について、今後の見通しをどのように分析されているのか、確認させてください。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

白鳥の湯の利用状況ということでございますが、議員申されますとおり開設当初ですが28万3,000人とたくさんの方にご利用いただいておりますが、24年度では18万4,000人と年々減少しておりますところでございます。

今回の料金改定に際しまして、そこら辺のことも考慮いたしまして、たびたびご利用いただく方に優遇を受けていただける措置としましてパスポート券であったり、あるいは10回の料金で11回分ご利用できる回数券、こういうものを設けることによって利用者の減少は防げるのではないかと考えておりますが、今後の数字につきまして、利用者につきましては温泉につきましてPRなどもしながら、たくさんの方にご利用いただけるように図ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

年々減少しているんだと。そして、料金改定によってより減少するかもしれないと。それに対して、今回、パスポートや回数券を発行することによってサービスを増加させることで減少者を減らしていこうという試みであるというご説明であります。

それに対して、先ほど来、支出云々収支バランスという言葉が使われております。そして、今回の条例改正の目的は行財政改革における部分、それから受益者負担の適正化という部分でありますので、その点に関していえば、料金の値上げをすることによって本来であれば行財政改革につながる、つまり収支のバランスをとっていくのが本来であろうと私は思います。それに対して、このパスポートや回数券を発行するとなると本末転倒ではないかと。

そういう意味では、この本来の条例改正の本当の目的は利用者の増加なのか、収支の改善が目的なのか。どちらに主たる目的を置かれてこの条例改正案を提案されたのかを、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

どちらに主たる目的を置いているのかというご質問でございますが、あくまで一番最初に申し上げました行財政改革大綱後期実施計画の受益負担の適正化及び受益者負担の適正化に関する基準に

沿って今回の提案をさせていただいております。

ただ、これまでからたびたび議論されております、市民の方あるいは市外の方の料金区別を設けるべきじゃないとか、利用面でのサービスを向上するべきじゃないかということも考慮いたしました。さらには、近隣の料金も参考にいたしました。さらには、そもそもこの白鳥の湯は福祉施設に併設した温泉施設である。これらのことを考慮いたしまして、3倍とまではいかない、総合的に判断して2倍という料金設定にいたしました。

議員おっしゃるように、行財政改革大綱が言う受益者負担100%とする区分4、その条件にはまだ至っておりませんが、これは今後の利用状況等を見ながらさらに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の答弁でいえば、そもそもの目的はやはり行財政改革のところにあるんだと。そして、その中で問題となってくるのが、市民とそれから市外の利用者の料金区別、またもともと本来が福祉施設として白鳥の湯が利用されている部分であるので、料金改定そのものだけではなく住民サービス、市民サービスへの考慮も含まれているというふうに伺いました。

しかし、そうなるこの温泉の設置目的そのものが福祉目的なのか、あるいは福祉以外の部分も含めているのかということにまで及んでこようかと思えますけれども、今回の条例目的でいえば、あくまでも行財政改革の一環で収支バランスをとるのが本来の目的であろうかと考えます。

そうすると、パスポートによって利用者数はふえるかもしれないけれども、収支が改善されないのであれば余り意味がないのではないかと。また、市民と市外との区別をどうつけるのかということも課題であるというふうに答弁されましたけれども、周りの温泉利用の料金を考慮してというふうにありますけれども、本来、この料金自体が安過ぎるのが問題ではないかというふうに私は思います。しっかりとした料金を取って、その分住民サービスをふやしていくというのではわかるんですけれども、今回のようにどっちつかずで中途半端にされると、結局誰のために料金改定をするのかということに落ちつくかと思えます。福祉のためにやるのであれば、福祉の方々には無料券を配るなどそのやり方があるかと思えますし、財政収支のバランスをとるためであるのであれば、やっぱりしっかりとした料金設定をして、収支のバランスをとって利用者、受益者負担を100%に持っていくことが市民のためになるのではないかと思います。

その点について、本当にこれは誰のために、何のために料金改定をしなければいけないのか。そして、本来の目的として行財政改革で収支バランスをとるためであるのであれば、しっかりとその料金は本来であれば幾らにしなければいけないのか、その点についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず誰のためにとということですが、そもそもご利用いただく方のために継続的にこの温泉施設のサービスを提供していくために料金改定いたしたいと。

さらに行財政改革大綱、先ほどから申し上げておりますが、この基準は白鳥の湯に限らずいろいろな受益者負担を伴うものについての考え方を今回整理したものでございます。それにしたがって受益者負担100%の区分に該当する、これは選択的施設でもあるという考え方でございます。

ただ議員おっしゃるように、それでは3倍にする必要があるんじゃないかということでございますが、開設時点から福祉施設に併設した温泉施設でもあります。さらには、急激な料金改定については利用者に与える影響も大きいということから、今回2倍にとどめたということでございます。

福祉施設に併設した温泉施設であるということから、料金以外、料金とは別に高齢者への配慮といたしまして65歳以上の方の料金を一般の方の3分の2に設定していることであつたり、白鳥の湯の休業日を利用して高齢者の方々に無料で開放する「湯ったりお風呂の日」、これは年1回でございますが、それから「支え合いふれあい入浴日」、これは障がいのある方などに無料でご利用いただける機会を年2回、またひとり親世帯、生活保護受給世帯、障害者手帳所持者とその介助者に対しまして年間24枚の無料券を発行しております。これらの制度につきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

いろいろとサービスの面、それから福祉の部分で答弁をいただきました。ただやっぱりはっきりしておかなければいけないのは、収支バランスをとるんであればしっかりと料金設定が必要だと。

そもそも、この温泉自体の料金設定が当初から安過ぎて、それが結局今のこの問題につながっているんだと私は思います。今、改定するのであれば、しっかりと改定の方針を出して、しっかりと値段で今後も継続的に運営できる体制をとっていくべきではないのかなあと。これが今回改定をした、これでもうまいこといかなかった、また今度改定しようかというふうにはなかなかないと思いますので、ランニングコストを重視するのか、それから福祉のために少々税金を投入してでも高齢者の方や身体障害者のためにこの温泉を利用していただくのが市の考え方なのか、その辺のところをはっきりとしていただいて、今回の料金改定のところを出していただければいいと思うのですが、今の答弁を聞いているとやはりどっちつかずというふうに考えてしまいますので、この件についてはほかの議員も後々質疑をされると思いますので、私のほうは通告にしたがいまして、次の議案第38号平成26年度亀山市一般会計補正予算について、質疑のほうを進めさせていただきます。

こちらのほうは第7款商工費、第1項商工費、第3目の観光費、国民宿舎関ロジの管理費についてであります。

これについては当初予算で修繕料100万円、備品購入費が50万円が計上されているにもかかわらず、この6月の補正予算で修繕料900万円、備品購入費550万円という多額のお金が計上されています。

これについて、まず補正予算の考え方として、当初予算で幾ら絞り込んで経費削減、行財政改革だといっても、補正予算でこれだけの多額のお金がぼんぼんと出てくるようでは本末転倒ではないかと考えております。この補正予算でこれだけの多額のお金が当初予算に盛り込まず、今補正で出

てくる理由についてお伺いしたい。

○議長（前田耕一君）

西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

このたびの補正予算について、なぜ当初予算に計上せず補正予算になったのかというご質問でございますが、このたびの補正予算につきましては、本年1月の当初予算要求時以降、劣化状況の変化により早急に対応することが必要となったボイラーの修繕経費、あるいは当初予算要求時以降に、今後の関ロッジの運営を行っていく上での必要な対応につき、指定管理者とともに協議、検討した結果、施設利用者へのサービス向上、健全運営の実現のため、できるだけ早く対応することが必要であると判断した経費について、年度途中ではありますが計上をさせていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、答弁でありました。当初予算、1月の段階で盛り込めなかったボイラーの修繕というふうに出ましたけれども、この議案の提案理由説明書によりますと、昨年度実施した設備劣化度調査結果による修繕料計上と昨年度にやっております、その昨年度がいつなのかということですね。1月に間にあったのか、間に合わなかったのかということですが、しかしボイラーを直すに当たって、もう急激に劣化というのはあんまり考えにくいと思うんですね。

やっぱりその点が、施設の修繕というと、関ロッジは昨年度指定管理に移行して以来、何回か修繕を行っています。その中でなぜこれがわからないのか、補正予算でなければいけないのかということです。

だったら、この当初予算で修繕料100万円、それから備品購入費50万円が当初から計上されていると。それに対して、それはじゃあ何に使う予定だったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

まず劣化度調査につきましては、前年度の2月から3月にかけて実施をしております、当初予算には間に合わなかったということでございます。

それから、ボイラーにつきましては指定管理開始、昨年7月ですけれども、そのオープン直前にまず故障が起きました、そこで100万円ほどかけまして修繕を行いました。そこで、ボイラーとしましてはもうしばらく維持できるかと思っておったんですけれども、その後、残念ながら少し水漏れも出てきて、劣化度調査においてもやっぱり早目に変えたほうがいいということも出てきて、今回当初予算には上げられませんでした、できるだけ早くということで補正で上げさせていただきました。

それから、当初予算で100万円の修繕料でございますが、当時としましては、どれに充てるということまで上げていくのが難しい状況でございましたので、当面の対応として経常的な修繕料として100万円を置かせていただいたということでございます。

それから、50万円の備品購入につきましては、すぐに対応が必要であった客室のテレビの入れかえについて計上させていただいたというものでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

施設管理が2月から3月にやったんで間に合わなかったという話でありますけれども、ボイラーが昨年修繕を100万円かけてやっているにもかかわらず、また今年度900万かけてやらなきゃいけないと。これはもう管理として、ちょっとナンセンスじゃないのかなあとというふうに感じます。

それから、当初予算で100万円上げたのは別に目的はないんだということでございますけれども、それがしっかりとした予算を組み立てる上での市のやり方なのかということに疑問を感じます。設備が年々劣化していくのは当然ですし、その劣化にあわせて当初予算を組む時期もわかっていまして、それにあわせて検査をするなり準備をしていって、それから当初予算に上げていくのが本当ではないのかなあと。

この点について、財務部長にお伺いしたいんですけれども、補正予算の考え方として、このような補正が今後もどんどん通っていくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

原則、補正予算は今までも申し上げたとおり緊急性を要するものを補正として計上させていただくと。今回は、話を聞きまして、やむを得ず必要だというふうに判断して予算を認めさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

緊急性という言葉が出ました。その中では、ボイラーについては確かに緊急性を要して、今すぐ壊れれば営業ができなくなる可能性がありますので緊急かもしれません。

じゃあ、備品のほうは緊急性としてはどうなんですか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

備品につきましても、随分考慮をさせていただいたところでございます。

まずは指定管理を、関ロッジは5年間指定管理で行っていくという方針を決められております。そのときに、新たな備品を買うときに今年度買うべきなのか、来年まで送ったほうがそのサービス向上につながるかという判断をさせていただきました。

そういう意味で、確かに補正予算で多額の備品費を計上するのはいかがなものかということもありましたが、関ロッジについては1年目においていろんな問題が出てまいりました。そのことを考慮して、今後関ロッジをあと4年少し維持をしていこう、やっっていこうという思いの中でどう判断するかという状況の中で内部で協議をさせていただいて、サービス向上につながるころはつけるんやったら早く予算をつけて、それを活用してやっていっていただくほうが得策じゃないかという判断で備品費を計上させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

備品費を計上させていただいたと、これもサービス向上を早くしたいと、その思いはわかるんですけども、そうすると昨年指定管理にするときにどのような話し合いを行われて、何が悪くて、何をどう改善していけばこの関ロッジの指定管理を行う上で、関ロッジが今後よくなっていくのかという話し合いがどこまでされたのかというのが今疑問に思うんですけども、それについては今質疑とは離れていますのでしませんけれども、やっぱり補正予算の考え方として、先ほども財務部長がそもそもから言われました。緊急的なものだ。

そうすると、やっぱりこれは当初予算に50万しかなかったものが550万円補正予算で上がってくると。10倍以上ですよ。これはやっぱり補正予算というよりも当初予算の組み方自体、あるいは関ロッジの管理そのものがどのようになっているのかと、これはもう疑問に思わざるを得ないと思います。

それは市長がよく言われる集中あるいは選択という部分で、そういうふうな選択をされて今回上げてきたんだというふうに思います。これで、関ロッジについては多くのお金を今まで修繕費等々で出されています。指定管理以降もですね。その点について、今後もこういう問題が起こったときに、すぐさま対応するために補正予算を組む、あるいは当初予算に盛り込んでお金をどんどん関ロッジに使っていくのかと。そうすると指定管理にした意味がなくなってくるのではないかなあというふうに私は感じます。

やっぱりその辺をしっかりと見きわめて、これだけのお金が要るんだと。そしてこのお金を使うために、あるいは減らすためにこのような政策をとっているんだという点については、市長、どのようにお考えなのか、最後にお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

西川議員のご質問にお答えをいたします。

基本的には、今財務部長がご答弁させていただいたような当初予算の意味合い、それから緊急的に優先的に速やかに措置をしなくてはならないものを補正予算で手当てをしていくと、これはそういう考え方を持っております。

なお、関ロッジにつきまして、議員に今ご指摘いただいたことも含めて、本来ならば昨年の指定管理への移行の前の段階で、古くからの老朽の設備等々につきまして、手当てをしておくべきであ

ったかということについては現在さまざまな思いを持っております。

したがいまして、当時といたしましては、内部留保金の範囲内で指定管理の5年間をいかに対応するかという一定の枠をかけておりましたので、当時、費用がかさむ老朽施設の改善ということが、手当てができなかったという意味では反省の視点を持っておるところでございます。

しかしながら、ことしの1月、2月は指定管理事業者との協議を、次年度以降のあり方についてぎりぎりまで協議をいたしておったところでございます。その結果をもとに、劣化度調査を年度内ぎりぎりまで対応して、今回補正予算として議会に提案させていただいております。いずれにいたしましても、関ロジがさまざまな課題を抱えておるところでございますけれども、本当に今後も持続的にこれが指定管理のご努力、それから行政としてもさまざまな観光やいろいろな魅力づくり、あるいは市民の方の憩いの場として機能できますよう、最大限の努力をいたしてまいりたいと思っておりますし、議会の皆様方にも格別のご理解とご支援を賜りたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市長の答弁にありましたように、当初からのところで反省する点もあるというふうなご答弁をいただきました。

お金の使い方ということに関して、白鳥の湯と関ロジについて、今回質疑をさせていただきましたけれども、しっかりとした方針を打ち出させていただいて、また先を見通した上での予算編成なり収入見込みなどを出していただいて、今後も白鳥の湯、関ロジがますます市民の活用の場として有効利用できますようお願いをいたしまして、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

1番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

きょうは、質疑3点についてお伺いしたいと思います。

市民生活に密接に関係するさまざまな、白鳥の湯であるとか、廃棄物の使用料また手数料ですね。斎場の使用料などについて、値上げの額の改正が出されておりますので、これらについて順次伺っていきたいと思います。

まず議案第32号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について、白鳥の湯の使用料の額の改正なんですけれども、これについてまず先ほど西川議員も質問をされましたんで、亀山市のこの料金が非常に県内でも、全国でもとっても低料金であるということは重々承知はしているんですけれども、それぞれこの額にされた額の根拠ですね、額の改正の根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回の改正を提案させていただいております額の根拠といたしましては、温泉利用者は、先ほども申し上げましたが開設時28万3,000人でございましたが、平成24年度では18万4,000人の状況でありまして、浴場使用料収入は減少してきております。一方、歳出につきましては、開設当初と比較しまして、燃料費の高騰や修繕費がかさんでいることにより増加傾向でございます。

このことから、亀山市行財政改革大綱後期実施計画及び受益者負担の適正化に関する基準並びにランニングコストや温泉利用者に対するアンケート、さらには県内の温泉施設の料金などを考慮し、検討いたしました結果としまして今回の提案をさせていただいたところでございます。

先ほど申し上げました適正化による基準によりますと、選択的施設であること等から区分4としまして、受益者負担100%の区分に入るというふうに行革の中で整理をしております。その考え方からしまして、収入と支出のバランスを考えますと、3倍程度の引き上げが必要であろうかと考えておりますが、そもそもの福祉施設に併設している温泉施設であることや、あるいは利用者への急激な負担の増、これらを考慮いたしまして、2倍という設定で今回改正をしたいというふうを考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

福祉施設というところで、3倍ないし4倍ぐらい取らなくちゃいけないところを2倍に抑えたというようなご答弁だったんですけれども、今まで私も何度か、この温泉施設はやっぱり県内外からも注目されておりますので、一体どれぐらいかかっておるとよく聞かれまして、ランニングコストについてもお尋ねをしたことがあったんですけれども、あいあいの福祉センター全体の中での光熱費が、温泉だけで区切っていないためにランニングコストは出ないんだというようなことを聞いたことがあるんですけれども、今回どのようにこのランニングコストを計算されたのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ランニングコストの考え方でございますが、議員言われるように、温泉施設で例えば電気のメーターであったりいろんなメーターを別につけているということではございませんので、今回、この算出につきましては、例えば電気料金については施設全体経費の3分の1、あるいはその他の下水料金等につきましては2分の1と、要するに施設の中で案分してランニングコストを計算させていただきました。あくまでも案分して算出したということでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

案分するこの数字があるんであれば、この値上げのときに初めてこういうランニングコストですわということではなくて、やはりこれだけ注目されている温泉施設ですんで、最初からこういうラ

ンニングコストの計算の仕方をして、こういうふうですわということを経過的に見ていく、そういう価値のある施設ではなかったのかなということを申し上げておきたいと思います。

そして次に、私が一番気になるのは、福祉施設であるということですね。福祉としての役割が、この額の改正によって低下するようなことはないのかどうか。この影響についてという意味でお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

サービスの低下というふうなご質問でございますが、これまでやっておりました高齢者への配慮として、65歳以上の方の料金設定、一般の方の3分の2に設定しておることであったり、高齢者の方に無料で開放する「湯ったりお風呂の日」であったり「支え合いふれあい入浴日」、障がい者の方に無料で入っていただく、またひとり親世帯、生活保護受給世帯、障害者手帳所持者とその介助者に対し、年間24枚の無料券を発行しております。

これらのことについては継続して行ってまいりたいと考えておりますことや、今回特に考慮しました、市外の方、市民の方の料金設定、料金区分についてはあえて設けませんでした。パスポート券を発行することによって、何回もご利用いただく方については、先ほどからパスポート券と私申し上げておりますが、パスポート券の料金設定については週1.5回をベースに計算しておりますので、何回もご利用いただければ非常にお得な券も設けておりますので、サービスの低下にはつながらないというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この額を、この温泉が始まる時に決めた経緯をお伺いしましても、もともと300円を設定しておられて、やはり福祉目的だからということで入湯税を抜いて150円になったというようなこともちょっと伺っておりますので、この150円から300円というのをぱっと聞くと2倍、100円から200円も2倍ということでびっくりするわけなんですけれども、先ほど伺ったパスポートというのをちょっと見せてもらったら、確かに、例えば3カ月のパスポートを使おうと思って、40回、3カ月間に入れば今の料金で入れる計算にはなるのかなあと思っては見ておりました。

ただ、一遍にこの何千円というのを出せる方についてはということです。年金が入るときに買っていただくとか、そういうことでちゃんと使っていただけるのかなあというふうに、ちょっと半分心配もし、半分期待もするようなところなんだと思います。

また、福祉としての役割ということで、私もほかの市町をちょっと調べさせていただいたんですけども、例えば津市については、市民センターというようなところが市内に3つ、4つあって、そこで65歳以上の方については無料でお風呂に入らせていただける、温泉ではないんですけどね。というようなこともあったり、温泉施設を持ってみえるところは安いところばかり、無料ではなくて四、五百円取ってみえるところもあったり、いろいろなんですけれども、特に津市さんについては、例えば介護保険のデイサービスについても、介護保険要支援、要介護に入っていない人でも、お風呂に入るという目的で市が特別にお金を出して、回数は限られているんですけども、デイサー

ビスに行っていただけるような手続もとれるようなことも聞いています。それぐらいお風呂というのは日本人にとってとても大切な、非常にいいものなんだろうなとは思っています。

貧困世帯であるとか障がい者であるとか、高齢者、その人たちそれぞれに福祉ということもありますけれども、それらの人々とのつながりというのを生み出す施設、お風呂という意味でも大切にしていきたいところなんだと思います。こういう額が上がることによって、そういう方々が入れなくなるということのないように、ぜひとも入居の状況、利用状況も見ていただいて、顔もよく覚えていらっしゃるってお話もされているようですので、よく見ていただいて今後対応していただきたいなと思います。

あとその障がい者についてなんですけれども、無料券を発行していただくということが1つありましたけれども、とことめの湯とか、猪の倉温泉とか温泉施設を持っているところ、津市さんかな。障害者用の家族風呂というのがあって、予約したら障がい者の方を連れて家族も一緒に入れるようなお風呂もあるそうですので、今後、福祉のお風呂ということを考えていく中で、また障がい者にも手厚い、そういうところも考えていただけたらと思います。

今のいろんな他市の状況を言わせていただいたんですけれども、市の考え方について、1点お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

他市の状況ということで、今回、改定に当たりまして私どもも調査いたしました。

近隣に7施設ございまして、設置の目的が福祉目的というのは3施設ございました。その他の目的ということで4施設、7施設のうちの内訳でございますが、福祉目的3施設のうち65歳以上の高齢者に限り無料と定められておりますのが1施設ございましたが、ほかの2施設におきましては特に無料免除とする施策はとっていないということで、その他の4施設については観光目的、地域交流目的等で、福祉的なサービスがされていないということで、こういうことから現状におきまして、私どもの白鳥の湯につきましては他の温泉施設と比較しましても、料金それから高齢者や障がい者等の方々に対するサービスについては劣っているものではない、どちらかといえばまさっているんじゃないかなというふうには考えておるところでございます。

ただ今回、料金改定の状況も見まして、利用状況も見まして、さらには、あいあい全体も開設以来相当の年数がたっておりますので、その全体の中での温泉という位置づけも含めて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

温泉だけをとると、多分うちは非常にまさっているというところなんだと思いますけれども、普通のお風呂も入れるとまた見方も違ってくるんだと思います。

また、このパスポートなんですけれども、今まで市民の日ということで市民である証明を出さないということで、なかなかそれが窓口のところで一々お風呂に入るのに保険証を持ってくるかいなというようなことでもめていたりとか、大変であったんですけれども、パスポートということで

市民であるあかしというか、市民のメリットを持てるということについては評価ができるのかなと思うんですけども、誰でも持てるものなのか、きちっと個人が特定されるものなのかということもありますし、あといろんなこういうものに対して、例えば違う話だけど、バスの券なんかについても4月1日から使えるものを4月1日に発行するというので、大変窓口が混み合っているというような苦情もいただいたことがあるんですけども、このパスポートはいつから使えて、いつから発行するというか、そういうもし予定がありましたら、内容についても含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員が申されるとおり、これまで窓口において、市民、市外の方との証明等で窓口で混乱したことも実際ございました。

今回、パスポートを設けるということで、市民の日というものを今回廃止したいと考えております。そのかわり市民限定のパスポートを設定することや、詳細にはまだ決めておりませんが、広報等の切り取り券で市民の無料券、市民に限りこういうものも準備したらどうかというふうなことも考えております。

パスポートにつきましては、住基で市民の確認をする。発行時に、発行するとともに写真を持参いただきまして写真を張りつけるということで、窓口でそのパスポートを出していただければ本人確認ができるというふうなことにさせていただきたいと思っております。

それから、今回この条例改正がお認めいただければ10月1日からというふうなことを考えておりますが、当然、パスポートの準備等につきましては、それ以前に受け付けて10月1日から使えるように、そんな準備も考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第33号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、これにつきましても、ごみですね、廃棄物についての改正です。

この廃棄物は、大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分けられます。この一般廃棄物というものは市区町村が処理について責任を持つ、産業廃棄物については排出事業者がみずから処理するということが原則なんだと思います。これらの中のそれぞれ一般廃棄物の中の事業系の一般廃棄物について、また産業廃棄物についての額の改正がありました。

これらの額の改正の根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正の上程をさせていただいておりますが、

これにつきましても亀山市行財政改革大綱後期実施計画及び受益者負担の適正化に関する基準、それから県内自治体の動向、それからサービス原価の把握等々によりまして改正をさせていただくべく一部条例改正の提案をさせていただいたところでございます。

今、議員もおっしゃいましたように、一般廃棄物については市町村の処理責任、産業廃棄物については事業者の処理責任というふうにおっしゃいましたけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項には、産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理は事業者の責務というふうに定められております。そのようなことから、本来その処理にかかる料金については、原則受益者負担100%をサービスの対価とするところでございます。

まず事業系一般廃棄物につきましては、現行料金、10キログラム当たり100円については、溶融施設の稼働当初、平成12年4月でございますが、稼働当初からの料金設定でございます、施設稼働当時と比べこのサービス原価が大幅に上昇し、事業系一般廃棄物につきましては、近年では10キログラム当たり税込みで360円のサービス原価となっておりますところでございます。

しかしながら、先ほども議員おっしゃいましたように、廃掃法第3条第1項の原則、それから議員おっしゃった一般廃棄物については市町村の処理責任ということがございまして、事業者については市域を超えて処理・処分先を選択できないというところがございますので、行政サービスの公共性の観点から、受益者負担の100%負担ではなく一部負担とさせていただいたところでございます。

このようなことから、近隣自治体の状況も勘案しまして、現行料金10キログラム当たり100円を160円に改正させていただくものでございます。

次に、産業廃棄物につきましては、これも同じく総合環境センターの稼働当初から処理をさせていただいておるところでございますけれども、産業廃棄物につきましては一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲で、市内事業者の利便性や溶融炉の優位性を考慮いたしまして、紙くず、木くず、廃プラスチックなどの日常生活から出る廃棄物と何ら性状の変わらない、市が認めた産業廃棄物のみ10キログラム当たり現在300円で受け入れを行っているところでございます。

事業者にとりましては、民間施設との利用選択は可能ございまして、そのようなことの中で産業廃棄物の処理に係る近年のサービス原価は、先ほども申し上げましたが、一般廃棄物同様上昇いたしております、現在10キログラム当たり税込みで370円となっております、民間に類似サービスの提供がある特定の受益者に対する行政サービスとして、サービス原価そのものをその対価として料金のご負担をお願いするものでございます。

したがって、現在の10キログラム当たり300円を370円に改正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私は産業建設委員会に所属しておりましたときに、亀山市の廃棄物について調査研究をみんなでしたんですけれども、たしかそのときに事業系の一廃の減量がなかなか進んでいかないなあという課題があったように思っているんです。

例えば額の改正によって、減量という目的もあるのかどうか、そこら辺の影響も含めて事業系に

についても産廃についてもお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この料金改定、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の料金改定をお願いしますと、結果当然事業者にご負担になります。

そのようなことから、値上げと同時に、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の減量リサイクル化の取り組みも同時に事業者働きかけていきたいというふうに思っています。このことについては、先ほど申し上げました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第3条第2項、第3項に、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるところや、第3項の廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、事業者は国及び地方公共団体の施策に協力するというような条項からも考えられるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

多分、今までも事業者さんに働きかけてこられたんだと思うんですけども、やはりここ一層減量化、リサイクルを進めるということで、他の市町はどうされているのかなあと思ってみたら、またこれも津市さんですけども、事業系の一廃の廃棄物減量化計画書というのを事業者さんに、一件一件出していただいて、それをホームページでアップしておられるんですね。

だから、この業者さんは生ごみについては堆肥化をされているんやなとか、これぐらいからこれぐらいに減量するという目標にされているんやなということがわかる。市民の目にさらされるというようなことで、私は一定の効果があるのかなと。

産廃については難しいのかもしれませんが、今までどおり進めていくということより、一歩進んだ減量化ということも、改正を機にされていくことが必要なのかなと思うんですけども、そういうことも含めていかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の個々の事業者の減量計画ということでございますが、その前に、市のほうでは廃棄物の処理の基本計画をつくっております。その中で、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物全体の計画については記載がございます。

ただ、今議員がおっしゃいましたように、個々の事業者についてはその減量計画を現在は求めておりませんので、そのようなことも今後検討していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今後、また全体の廃棄物に占める事業系一廃や産廃の量がだんだん減っていくのを楽しみに見ていきたいと思っております。

次の議案に移りたいと思います。

議案第34号亀山市斎場条例の一部改正について、使用料の額の改正、これ特にペットのことに
ついてお伺いしたいんですけれども、ペットについても最近はお骨を拾いたいというニーズがだ
んだん高まっておられるということで、そのお骨を拾うということによって焼却というか、ペットを
焼くにしても1体ずつ焼かなくちゃいけないとか、いろんなことでコストが大分違ってくるとい
うことは少し伺いました。

この額についても近隣市町も見てもらった上だと思うんですけれども、この額が適正なのかどう
か、額の根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

斎場条例の一部改正につきましても、他の条例と同様に、行財政改革大綱後期実施計画及び受益
者負担の適正化に関する基準等々を検討させていただいた結果でございます。

まず斎場焼却施設については、民間で類似サービスの提供がある選択的サービスであるというこ
とから、受益者負担の適正化に関する基準におきましては、原則受益者負担100%というのが原
則だというふうに思います。

ただ、今議員もおっしゃいましたように、そのような中で近年のペットも家族の一員という意識
が高くなってまいりました。そのようなことから、その焼却においても収骨を希望される方が平成
22年度では39.2%、2年後の平成24年度では46.2%とほぼ半分に近い状況になってまい
りました。

現在、収骨を希望される方には、ペット1匹での単独焼却によるサービスを行っておりまして、
収骨を希望されない場合は合同による焼却を行っているところでございます。このような状況の中
から、本改正では受益者間の負担の公平性をも図る観点から、使用料の収骨による区分を設けたと
ころでございます。額の算定につきましては、平成22年から3年間のサービス原価を算出します
と、税込みで収骨ありが1万9,870円、収骨なしが9,930円と、ほぼ倍額になっております。

しかし、そのサービス原価そのものを収骨ありなしで100%いただくことは急激な負担増とな
るため、近隣市の状況を勘案いたしまして、収骨ありで8,640円、収骨なしで4,320円とさ
せていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

よくわかりました。

近隣市町も見させていただいて、あとこれは民間の事業者さんもやってみえるかと思うんですけれど
も、そういうことも見ていただいた上で、亀山市のこの料金についてはまあ平均的だということで、
特に高過ぎる、安過ぎるということもなく、平均的などころで見たということよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

近隣市町の状況を考えますと、今回の収骨あり8,640円、収骨なし4,320円というのはかなり高水準だと思います。平均的以上だと思います。

ただ先ほども申し上げたように、サービス原価が収骨ありで2万円弱、収骨なしで1万円弱ですので、そのサービス原価から比べるとまだまだ4割強というところで勘案させていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

近隣と比べたら若干高いほうであると。

民間の事業者さんとは、これちょっと聞いてなかったんですけど、比較するといかがですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

失礼しました。民間の場合は、市外になると思いますが、大体平均的に1匹あたり3万円前後というふうに伺っております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それでは、この額の改正によって考えておられる影響というものがもしありましたら、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この値上げによる影響でございますが、ペットも家族の一員ということで、確かに収骨を希望される方が年々増加しておると。ただ、その前段では、特に犬に限定をさせていただきますが、犬を飼ってみえる市民の方が大体統計的な数字によりますと2割強ということでございますので、受益者でない市民さんのほうがいまだにやはり多いというところでございます。

それと、犬につきましてはご承知のように大体十二、三年ぐらいで寿命を迎えるというようなこととでございますので、十二、三年に一度斎場をご利用いただくということで、その影響についてはそれほど大きくないのかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。

それでは、順次質疑をさせていただきたいと思います。

亀山市の財政は、今後一層厳しい局面を迎えてくるのは、市長の話の中でも、また議会の中でも議論をされております。行財政改革大綱には、27年度以降の現事業規模の維持は極めて困難な状況であることも示されており、基本方針に沿って改革が進められております。今回、質疑をします2つの条例は、26年2月に示された受益者負担の適正化に関する基準に基づいて提案されたものであると認識をしております。2つの条例とも値上げのお話であります。

それでは、質疑をさせていただきます。最初に申し上げておきますが、それぞれの設問にシティセールスの考え方を書きましたが、最後にまとめてお聞きをしたいと思います。

議案第32号亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について、まずお聞きをしたいと思います。

先ほど2人の議員から質疑もされたので、少しわかってはきましたが、白鳥の湯は13年4月にオープン以来、多くの方に利用をいただいております。私も議員になる前は時々利用をさせていただいて、泉質もよく、露天風呂もあり大変気持ちのいいお風呂であります。

オープン当初の議事録も検索をさせていただきましたが、当初から値段が安過ぎるのではないかという値上げの議論や、大盛況なため人が大過ぎて市民が困っていることから、市内外の差別化等も議論をされていたとありました。今回いただいた資料の改正内容には、ランニングコストや温泉利用者に対するアンケート、県内温泉施設の料金などを考慮し、受益者負担の適正化の観点から改正するとありましたので、その内容に沿って質疑をさせていただきます。

まずランニングコストについてお伺いします。

収入の内訳は資料の中に細かく書いてありましたが、支出の内訳については記載がありませんでしたので、まず内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ランニングコストの内訳ということでございますが、平成26年度当初予算から算出させていただいております。運営管理委託料が1,976万8,000円、さらに重油代900万円、電気代553万円、これは施設全体経費の3分の1を見込んでおります。水道代につきましては、施設全体経費の2分の1と見込んで140万円でございます。修繕料106万9,000円、浄化槽保守60万円、これも全体経費の2分の1としております。施設管理保守297万円、これも全体経費の2分の1として計算しております。電気保安管理料19万円、これも施設全体の2分の1としております。それから、回数券作成5万4,000円、発券機保守10万円、お風呂マット等交換50万円、備品購入費6万円。それから、単年度経費としまして公共下水道経費、これは接続経費でございますが583万3,000円、施設全体の2分の1でございます。それから公共下水の使用料としまして全体経費の2分の1、500万円、全部で5,207万7,000円という内訳でござ

います。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

内訳を話していただきましたが、どうせなら資料をいただいた中に、収入に関しては項目をつけてございますが、支出に対しては1項目もありませんでした。計しかありませんでしたので、こういった細かな数字も出していただくとありがたいかなと思います。

では2点目に、この資料には各5年間のお金の動きが記載をされておりますが、13年からどんな動きであったのか、変化があったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

開設以来ということですが、支出については大きな変動はございませんが、修繕料、小修繕が年々かさんできておるとというのが現状でございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

だんだんと施設も悪くなっていくということで、修繕がかかってくるということを確認させていただきました。

3点目としまして、平成26年度で支出が1,000万増加しているという理由を聞こうと思いましたが、西川議員からお聞きをされておりましたのでこれは省かせていただきます。

2番目のアンケート結果について、お伺いをしたいと思います。

この改正内容について、アンケート結果もその内容の中に入っているということだったんですけど、この結果が何も記載をされておりましたが、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

アンケートにつきましてですが、今回、温泉利用者に対しまして、営業時間の午前10時から午後8時の間に実施しまして、特に今回のアンケートにつきましては、温泉利用者の属性、例えば利用者の住所であったり年齢、性別、世帯、そういうものを主に把握したいということでアンケートをさせていただきました。

さらに、今回のアンケートの結果が今回の料金改定にどのように生かされているのかということですが、この属性に従って収入見込みを立てたり、例えば今回設定しましたパスポートなどの利用見込みですね。アンケート調査結果では、週2回から3回以上のご利用をいただく方が60%あったと。こういうことから、60%の60%、全体の3割程度の方がパスポートを利用していただけるとはならないとか、そういう想定をさせていただいたところでございます。

さらに、自由意見としまして、これまでから言われております市民と市外の方との料金区別のことに触れられている方もございましたので、今回パスポートを準備したと、そのようなこともござ

います。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ご利用客の方の属性を調査するためにアンケートしたということはお聞きをしましたが、ここに改正内容としてアンケート結果と書いてありますと、温泉利用者が値上げを望んでいるのかなど、そういう結果をもってこの改正内容の中にアンケートというふうに記載をされたのかと思ったんですが、それは違うということで理解をさせていただきます。

3番目に、県内温泉施設の料金などについてお伺いをしたいと思います。

お2人の議員もおっしゃっていましたが、もともとこのあいあいができたのが保健福祉の向上を目的にあいあいできたというふうに認識しておりますので、私も先輩から聞いておりますと、市民の健康づくりのためにこの温泉施設があるというふうに聞いてまいりました。だからこそ3000円が150円になってという議論があったと福沢議員もおっしゃっていましたが、そういった低料金の考え方になった。

市民の健康づくりのためにそうなったというふうに私は認識をしておりましたが、そうなるこの改正内容にある県内の温泉施設との比較というのは本来の目的、外側と比較することではなくて、保健福祉を目的であれば比較するという必要はないんじゃないかと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回の改正の目的としましては、行革大綱それから受益者負担の適正化ということで申し上げておりますが、やはり参考としまして近隣の同様の施設についてどんな状態かしら、これも参考にすべきところであるというふうには考えております。

ただ、そういうことから申しまして、私どもの白鳥の湯につきましては高齢者へのサービスであったり障がい者へのサービスであったり、そういうことについても全体的に考えまして今回の料金改定も含めて検討した結果、それにまさっていると。さらにまさっている状況は続くんではないかというふうには考えております。そういうことから、参考として調査させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

当初からの議事録を読ませていただく中で、本当に14年の段階から、この温泉利用者が28万3,000人になりましたとか、15年には50万人を達成しましたとか、16年には75万人を達成しましたとか、当初の目的というのが健康づくりとか福祉であったものが、何か利用客をどんどん入れて利用していただくというところにシフトをしている。本来の目的からちょっと違ってきたんじゃないかというふうに感じます。

それとその受益者負担の適正化、朝に西川議員の議論も聞いておりましたが、その当初の目的

からかなり外れてきたんじゃないかと思いますが、そこら辺の点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど来申し上げておりますが、開設の当時から高齢者に配慮した料金設定であったり、「湯ったりお風呂の日」とか障がい者の無料入浴日であったり無料券の配布等のサービスについては、今後も継続してやってまいりたいと考えておまして、福祉施設に併設した温泉施設で、そういうことは全く変わっておりません。

ただ今回、料金改定にあわせてこれまでのいろいろな課題をあわせて整理させていただいて、継続的にこういう施設を維持していくという観点から提案させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

それは何遍もお2人の議員のときに聞かせていただきましたけど、ただ高齢者とか障がい者だけが福祉目的ではなくて、健康づくりであれば一般の市民の人たちも全て込みで健康づくりになってきますので、何かその高齢者の人たちの対応とか障がい者の人たちの対応、それは本当に大事なことですけど、それだけではなくて全体的な考えはどうかなと思って聞かせていただきました。

パスポートとか、それから回数券については福沢議員のときに聞かせていただきましたが、これはどこで買うのか、それから証明の仕方というのは先ほど写真を張りつけてパスポートをつくるとおっしゃったんですけど、これ写真を持っていかないといけないのか、ちょっと具体的なところをもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

パスポートの発行につきましては、あいあいにおいてさせていただきたいと考えております。

それから証明の方法ですが、写真を張りつけるということでちょっとご負担ですが、写真は2枚ご持参いただきたいと。そのうち1枚をパスポートに張りつけて、1枚はこちらの台帳に張りつけるという方法でございます。発行時の住民確認については、住基において確認をさせていただきたいと考えております。

そういうことから、6カ月パスポートをご利用いただけるとご本人さんの手間も少し省けるんじゃないかということで、6カ月パスポートも設けたところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。

じゃあ次に移らせていただきます。

議案第34号亀山市斎場条例の一部改正について、お伺いします。

先ほど福沢議員もお聞きになりましたが、ちょっと聞かせていただきたいと思います。今後の社会情勢におけるペットの位置づけについてと、ちょっと小難しい質問を掲げてしまいましたが、要は部長も先ほど答弁されていたように、もうペットは家族というような意識が本当に強くて、ペット産業の広がりを見ても、また介護予防にドッグセラピーとかペットの需要がますますふえていくような傾向にあると思います。このペットの火葬に関しては、ほかの自治体でやっていないところもあります。

そのような中での値上げの話なんですけど、ペットの火葬といっても犬や猫だけではなくてと思いますが、今までどんな動物がいたのか。それぞれが収骨したいといえば単独で火葬をしたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

犬猫以外の動物のことでございますが、ほとんどが犬猫でございましたが、ほかには鶏とかウサギの例がございました。その収骨の問題でございますが、犬猫以外の鶏とウサギについては収骨の希望はございませんでした。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

収骨の希望はなかったということで確認をさせていただきました。

今回、1匹当たりのランニングコストを見ますと、収骨があつたら1万8,400円かかって、収骨がなしで9,200円という大体倍の料金がかかっていることが確認をされておりますが、先ほどから言っていますペットは家族という視点から見ると、収骨ありが202件、なしが276件ということで、かなり収骨を望んでいる方が多いということが先ほどの答弁でもわかりました。

1点、合同焼却の考え方についてちょっとお伺いをしたいんですけど、資料には収骨ありは単独焼却、1匹ですよ。収骨なしは合同焼却、2匹と書いてありましたけど、ペットが亡くなったときに2匹そろろうということはないと思うので、これは担当に聞きましたから、この合同の場合、冷蔵で保存をしておく。安置所みたいなもんですけど。

今回の改正は、単独焼却の場合が3,080円から8,640円になって5,000円以上のアップになると。例えば、収骨を望んでいるけれども、すぐ戻してくれなくていいと。合同で焼いていただいて、自分のところの骨だけもらいたいという場合は、そういう細かな対応というか、合同焼却でもいいので愛する家族の遺品として持って帰りたいといった場合の細かい対応は考えなかったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

合同焼却より収骨ができないかというお尋ねでございますが、まず合同で焼却をいたしますと骨が飛び散ってまざる場合がございます。どの犬か猫の骨かわからない場合が出てまいる場合がございます。例えば、それを防ぐために炉内に仕切りを設けて焼いたらどうかというお考えもあろうか

と思いますが、その場合だとやっぱり焼却に時間がかかったり、あるいは燃料代がさらにかかるといようなこともございますので、今現在、取骨ありを合同で焼却するということは考えてございません。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。

じゃあ次に移らせていただきます。

議案第38号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）の中の不妊・不育症治療費助成事業補助金について、お伺いをしたいと思います。

具体的な内容について、簡単にご説明をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

不妊・不育症治療費助成事業につきましては、少子化対策の一環としての事業でございまして、子供に恵まれない夫婦への支援を図るため、保険適用外であります不妊治療を行った場合の経済的負担の軽減を図るための助成を行うものでございます。

今回、国では不妊に悩む特定治療支援事業等のあり方に関する検討会報告書の医学的な観点から、より安全・安心な妊娠、出産につなげ、また長期間にわたり不妊治療を繰り返すことによる身体面、精神面への負担に配慮するということから助成制度が改正されました。

具体的に申し上げますと、43歳未満とする対象年齢の制限を設けるとともに、年間助成回数が2回、初年度は3回でございしますが、通算期間が5年、通算回数が10回でございましたが、年間の助成回数と通算助成期間の制限をなくし、最大通算回数6回までの助成に変更されました。なお、これらの改正は平成26年度から段階的に実施し、2年間の経過措置を設けております。

また、三重県におきましては、国の助成に上乗せする特定不妊治療費助成金上乗せ事業を夫婦合算所得400万円未満の方を対象に行っておりますが、国の制度改正に伴いまして、国にあわせて助成回数等を変更いたしました。また新たに男性不妊治療費助成事業、2人目以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業及び不育症治療費等助成事業の3事業が追加されたところでございます。

これらのことから、市におきましては、従来と比べ手厚くなりました県制度の対象となる方が利用できますように、現行制度を整理するとともに、新たな助成事業を追加することといたしました。また、市の助成は、国や県の制度が対象としていない一般不妊治療につきましても継続して助成対象の治療とし、国の制度にあわせて年齢制限を43歳未満、所得制限を夫婦合算730万円未満としまして、治療にかかった経費の2分の1で1年度に1回、10万円を上限として行うものでございます。

なお、年齢及び所得の制限につきましては十分な周知期間が必要でございまして、2年間の経過措置を設け、年齢及び所得の制限は平成28年度から実施するものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

かなり理解しにくいあれなんですけど、国の補助がついている特定不妊治療費の助成は15万円が上限の助成で、所得制限が730万円についていると。年齢の改正と回数の改正が行われたということ。それから、県単で特定不妊治療費助成がこれに上乗せ10万円、これは市と県と2分の1ずつですけど、この場合は所得制限が400万円と年齢と回数の改正は国と同じと。それに県単の男性不妊治療費助成が上限5万円ついたということで、教民の資料としてもちょっとわかりにくい資料が出されておりますが、この中にそういったことが書かれております。

それから、もう1つは不育症の治療が県単ですけど、出されてきたので、これも取り入れていただくということで理解をさせていただきました。

この資料の中で真っ黒けになっている3番と5番なんですけど、もともと国のほうの特定不妊治療費助成は所得制限が730万円でありましたが、これが市の単独としてそれに所得制限なしがついていたんです。それが28年からやめると。それから、一般不妊治療に関しても所得制限が設けられておりませんでした。これは市の単独の助成なんですけど、28年から所得制限を730万円に設けるということが、部長のお話ですと、非常に手厚くなっていくということの陰に市単の部分が削られていくということがありますが、これはちょっと少子化対策という観点からは外れるのではないかと思います。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回、所得制限を設けるということは、国・県等の制度と整合させるという観点から1点ございます。さらには、新しいいろいろな国・県等の制度を取り入れていくためには、制度整合とあわせて一定の所得制限を設けるべきという考え方から、今回730万というふうな設定をいたしました。

ですから、全て制限をかけたということではなしに、上乗せ補助の部分に国と県との制度の整合を図ったということがございます。で、今回新たに国・県等で計画されました制度も適確に入れてまいりたいと、そういう観点から整合を図ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

別に国と県と整合する必要はなくて、市としての考え方というか、そこを残すのは別に構わないと思うんですけど、この所得制限で、資料で黒く塗られた部分でどれぐらいの方が影響を受けるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

経過措置を設けておるところでございますが、現在700万円以上の対象となる方、助成対象から外れますが、年間3名程度、全体の約1割弱を想定しております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

大きな財政に影響を与えるような人数ではないかと思いますが、そこら辺の配慮は欲しかったなあと思います。

2番目に周知について、どのように周知をされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

周知の方法ですが、ホームページや広報で特集を組むなどにより周知を行いますが、直接的には治療を行う医療機関と連携して、医療機関窓口で治療を受けていただく方にリーフレット配布等の直接的な説明の機会を設けていきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

しっかりとPRをしていただきたいと思います。

不育症なんかは、特に私もずうっと言ってきましたけど、ホームページなんかでも不育症についてPRしていただいておりますが、やっぱり若い親御さんとか女性とかに聞いてみると、不育症のことはほとんど知らないですし、それから男性の不妊治療、半分が男性に原因があるということが今言われているということもしっかりとPRをしていただいて、女性だけの問題ではないということもPRを努めていただきたいと思います。

最後に、シティセールスの考え方についてお伺いをしたいと思います。

特に2つの条例については、市民に負担をお願いするものであります。よく見ると、本当にこの亀山市にこんなすばらしい温泉施設があるということ、安価で入れるということ、それから他の自治体でもしてないようなペット火葬がされるということ、それから収骨まですることができるということ、これは大きな亀山の売りになると思うんですが、やっぱりそこら辺をしっかりとシティセールスをしていただく。

それは行財政改革の観点からいけば、市税をふやしていくということになると、やっぱりこういう具体的なPRをしていただいて、そして亀山は本当にすばらしいんだと、亀山に住みたいと。亀山で住んでいただくというところまでつなげていくというのが本来の考え方だと思うんですが、この点について、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

シティセールス全般についてのご質問でございますもので、企画総務部よりお答えをさせていただきます。

これまでから、地域資源を生かしたモデルツアーの開催や市の魅力を伝えるウェブ動画の配信など、歴史・文化や観光面につきましては、担当部署が中心となって積極的な情報発信を行ってきたところでございます。

今後は、議員ご指摘の白鳥の湯の施設でありますとか、ペット火葬のほか、市の独自の取り組み

でございます中学生の医療費の無料化、少人数教育など、暮らしやすさ、住みやすさにつながる政策なども本市の地域資源と捉え、情報発信を行う必要があると考えております。

そのような中、本年度、後期基本計画の戦略プロジェクトの1つ、「まち磨き」におきまして、市外の方が亀山市に訪れたいくなる、また住みたいくなる、そして亀山市内の方は亀山市に引き続き住み続けたいと思っただけ、このような市としてのシティプロモーションの基本的な考え方について、現在整理を行っている状況でございます。

○議長（前田耕一君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

まず議案第30号亀山市税条例等の一部改正について、質疑をさせていただきます。

まず、今回の改正が亀山市にもたらす影響についてということで通告をさせていただいておりますが、亀山市にとってどのような影響が出るのか、まずその点について市の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、改正を行うものでございます。

今回の改正のうち、当市の税収に大きな影響のあるものの1つに、法人市民税の税率が12.3%から9.7%、マイナス2.6%の引き下げがございまして。この引き下げは、法人市民税率を引き下げることにより地域間の税源の偏在を是正し、自治体の財政力格差を減少するため法人市民税の一部を地方交付税の原資とし、財政力指数により交付税措置をとるというものでございます。

平成25年度を基準に試算しますと、平成26年度には影響がございませんが、平成27年度には約7,000万円の税収減、平成28年度につきましては約1億5,000万円の税収減が予測をされておるところでございます。

次に、大きな要素の2つ目に、軽自動車税の税率が段階的に引き上げられることとございまして。

平成26年度当初の軽自動車税の税収は約1億900万円とございまして、原動機付自転車等は来年度から引き上げられますが、軽自動車は平成27年度分の初期登録から引き上げられることとなります。最終的には約5,000万円程度の増収になると予測をいたしているところでございまして。しかし、軽自動車の平均使用年数は、調べてみましたら乗用車で約13年、貨物車で約15年

とのことでございますので、全て増収につながるには時間がかかるものと考えております。

このようなことから、軽自動車税の税収が最終的に約5,000万円の増加となったといたしましても、法人市民税が約1億5,000万円減少することから、市税の減収につながる大きな要素であると考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

状況を説明していただきました。

今回、提出資料の中にも減収分について、それぞれの項目にわたって今後の見通しが出されていたわけで、その辺見せていただきましたが、一方で、特に今回の法改正の1条関係ということで、特に地域間の税源の偏在性を是正するというので法人市民税の一部を減額して、逆に地方法人税というのを設ける。国税ですかね、これを新設するというので、それで従来の交付税の財源にするということであるんですけども、交付税ということで国税ですもので、入りの部分では確かに少なくなるんですけども、市民税という部分で。

一方で、国から来る交付税に関して、何らかの措置はあるんだろうかというふうには思うんですけども、その辺で亀山市としてそういうことが期待できるのかどうか。その辺も含めての増の部分というのはあるのかなのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回のこの法人市民税の改正の影響を及ぼすことが、2点あるだろうというふうに私は考えております。

1つは、減収になる法人市民税の額が、県下の自治体を見ても、少ない市ですと1億ちょっとぐらいしか法人市民税がございません。亀山で見ても、今約8億ぐらいの法人市民税の税収がございまして、これが2.6%減収されるということから考えますと、法人市民税の額が少ないところは当然影響が少ないだろうと。

それともう1つは、逆に国が県の分と市町村の分と、国へ持って行ってそれを交付税措置する。これはまだ具体的に幾らだとか、どんなふうなことで分けるというのは決まっていませんけれども、今年度元気交付金の関係を見ても、国は財政力の悪いところに手厚い措置をいたしております。

その点から考えますと、亀山市は財政力指数が0.975でございます。それを見ると、うちには余り多くの交付税の上乗せを期待できないだろうと。当然、1を超えていますと交付税の上乗せはゼロですから、それを考えますと、0.975という数値を考えますと大きな期待はできないだろうと考えておるところでございまして、亀山市にとっては今回の改正はマイナス要因が随分大きい改正だろうというふうに考えておるところでございまして。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

亀山市にとっては、非常にマイナスの部分が多いというふうな見解をいただきました。

今回の改正、特に法改正ですのでどうしようもない部分というのがあると思ひまして、その点ではやむを得んという部分はあると思うんですけれども、一方で、今回亀山市として無抵抗というか、これを受け入れざるを得ない状況というのが仕方ないにしても、地方としては何なんだという思いがやはりつきまとうと思ひます。

ちょっと先ほど、財政力の悪い自治体に関しては手厚くという話がありましたけれども、逆にどれぐらいというか、プラスになる自治体もあるということなのか、税収面です。そういうふうなところ、亀山市にはちょっと関係ないんですけど、この法改正の中で、自治体の状況として今回の改正がプラスになるような事態も発生しているのか、その点、もしご存じなことがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、まず財政力の低いところについては、当然、今回の法人市民税の減収分よりも交付税の措置が多くされるだろうと。それと、特に法人市民税、先ほど私が申しましたように、県下の中では1億ちょっとぐらいしか、2億もないような自治体もたくさんございますので、そういうところは引き下げ額よりも交付税、そういうところは財政力指数も余り高くないですから、多くをもらえるんじゃないかというふうに考えていまして、今回のこの税制改正は、私の思いとしては、今まで地方分権改革を進めていた国が、地方の税収の一部を吸い上げて一元管理するという、地方分権改革の流れに少し逆行したことを行ってきたということは、大きな意味で地方自治体と、亀山市としては考えざるを得ないというふうに考えておるところでもございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど部長のほうから、国の地方分権の流れに逆行するものではないかという話がありました。

私どもとしても、やはりそれが一番気になったところではありました。税源移譲とか地方分権というふうに言いながらずっと来ていたのが、ここに来て地方分権の最も大事な要素であると言われる税源移譲と全く別のやりかたをされる。国の裁量で結局仕切る、そのお金をふやす。これは許しがたいといったらおかしいですけれども、やはり今までの流れからしたらおかしいのではないのかというふうに言わざるを得ない。無論、ただ亀山市としては、法改正ですのでこれに関しては条例を、これを否決するわけにもできませんので、これは法で強制力というのはどうしようもない部分はある。

だけれども、やはり亀山市としても今後どうしていくのかというのが出てくるのではないのかなというふうに感じまして、その上でちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども、今回、亀山市として非常に法人税が、亀山市としての税収があった。その中で、これは法人税ですので、例えば財政的に潤っている団体であっても、例えばベッドタウンのような感じで法人はないけれども非常に住民が多いというようなところであれば、実は影響は少ないとかいうものもあります。

ただ、現在財政力がいいというわけですので、それを先ほどメリットのある自治体もあると言われましたけれども、そのメリットのあるような状態に持っていきながら、こんなばかなことはするべきではないと思いますので、税収を下げるなんて。

ただその辺のことを思うと、今後もちろん企業誘致とかも大事ではあるんですけども、持続可能な自治体運営というふうに市長は言われていますけれども、この持続可能なというのは地方分権というのが一つのポイントやったと私は思っておるんですけども、自分たちで税源を確保していくと、そういうふうな市長も含め市の考え方であったのが少し陰りを見せるなり、言ってみれば言いは悪いかもしれませんが、この国のやり方に対して、やはりうまくつき合うというようなことも出てくるんだろうかというふうにも思うんですけども、その辺、基本的な考えかもしれませんが、今回の法改正も含めた税条例の改正の流れで、亀山市としてどのような財源確保なり、その辺に含めて対処をしていかれる考え方なのか、変わる気はないのか、少し考えていかなければならないのか、その辺について、もしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

1つは、今後予測されることが、交付税措置で合併の算定がえが下げられていくという要素があったり、この税制改正を1つされるといろんな影響がうちには及んでまいります。

償却資産の見直しもされると聞いていますが、これをされると償却資産と法人市民税で、亀山で32億ぐらい今税収がございますが、そこをいじくられると、3割ぐらいのいじくられておるところをいじくられますと大変影響があると。

今、国の議論を聞いていますと、うちに影響があるところを議論されておるのも事実であります。そんなことを考えますと、やはり歳入に見合った歳出を維持していこうと思うと、無駄を省いていく、行財政改革をきちんとやっていくということももっとやっていかなあかんのかなあと。

それと、しかし法人市民税の税率が下げられたとしても貴重な財源の一つですから、企業誘致や、そういうことにも全力を挙げて取り組んでいくことも今まで以上に必要なかなあという形で、財政としては取り組んでほしいというふうに思っていて、できるだけ無駄を省いていくということも大事なことなのかなあというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市としての見解を聞かせていただきました。

これはちょっと地方分権の話になってしまうんですけども、先日、ある大学教授の方にちょっと話す機会がありまして、道州制云々の話もいろいろ出ていた、その辺の話にも絡めて地方分権の話が進んでいるようで、何か停滞している気もするし、またと思ったら進んでいるような気もする。その辺一体どうなんだろうかと、今後どうなっていくんだろうかという話を、ちょっと見解を聞かせていただいたときに、どうなっていくかというのはわからないけれども、この間の国政の選挙での自民党の大勝ちというのが非常に大きかったらうと。選挙で強かった政党ができると、どうしても中央集権の流れというのが一つできてしまうので、その点では、やはり地方分権という流れは

少しトーンが下がるかもしれないというふうには言われました。

私はなるほどなと思ひまして聞いておったんですけれども、ただ一方で、分権の波というのはやはり必要であったと私は思っておりますし、その流れで来ていたというのは間違いないと思っておりますもんで、先ほど部長が言われたように無駄を省くというこの基本的な話でありますけれども、その姿勢というのは貫いていただきたいというふうにも感じましたので、その点もちょっと指摘させていただきまして、この項については終わらせていただきます。

それでは続きまして、次の議案第32号から34号まで一括して通告させていただいております。あと議案第38号までですね。

各種手数料の改正と、あと38号の一般会計の補正予算につきまして、一括して通告させていただいておりますけれども、まずこの辺の改正理由について、午前中からもいろいろと言われていましたけれども、この3つを含めてどういうふうな形であったのか。行財政改革大綱の話も出て、個々というよりも全般を通じて、この手数料の改正に関しては一体どういうふうなものだったのか、理由についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市総合保健福祉センター条例、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、亀山市斎場条例の一部改正につきましては、平成24年度に策定した亀山市行財政改革大綱後期実施計画において、24年度は見直しの検討、25年度は見直しの要否の決定、26年度は決定事項に基づき実施というふうに位置づけを行ひまして、取り組みを進めてきたところでございます。

今回の受益者負担の見直しの観点でございますが、特定の市民の方に提供するサービスの対価として、公平性の観点から適正化を図るといたしておりまして、行政サービスを利用する人としなない人との公費負担の公平性の確保とともに、税で負担すべき部分と、利用する人が負担すべき部分の均衡を図るために改正を行うものでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

この辺につきましては、午前中から西川議員、森議員、福沢議員からの質疑の中でも答弁がありまして、大体の話はお聞きしたわけですがけれども、今回ちょっと事前の話とかいろいろお聞きしている中で、ちらっと午前中にも話が出たんですけれども、ランニングコストの問題とかですね。どうも雰囲気として、増収ということが一つポイントになってしまっているのかなというふうに、ちょっとそういうふうな思いを感じたところがありまして、これにつきましては受益者分担金の見直しということで、もちろん増収とかいう話もあったとは思いますがけれども、やはり先ほど言われた適正化ですね。適正化というのがもともとの理由であったと思ひますんで、考えようによっては、それこそ正解かどうかはわかりませんが、例えば、あいあいの入浴料をさらに下げたほうがもっとお客さんが見込めるかもわからんという考え方もできるかもしれませんし、ただやはりその適正化ですね。その辺の話であったということではなければならないと私も思ひましたもので、ちょ

っとまずその辺を確認させていただきました。

次、2番目の項目としまして、改正後の使用料及び手数料の額の根拠ということで通告させていただいておりますけれども、まずこれにつきましては、午前中からの質疑の中でそれぞれの根拠につきましては答弁がありましたもので、それで理解はさせていただきました。

それでちょっと個々の話に移らせていただきたいと思いますけれども、まず亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正の中で、今回からパスポートが導入されるということで、森議員への答弁の中でも、パスポートは3カ月と6カ月があってという話がありましたけれども、この辺ちょっとその場でも言われましたけれども、この3カ月と6カ月、3カ月当たりの値段は変わらない。それに対して、市民にとってのメリットがあるのかどうかというのを思うと、6カ月の設定をする必要があるのかというふうに、これは一番最初に私も思ったわけですがけれども、その辺も写真を撮って云々の話がありました。

その辺ではありましたけれども、そうしますとこの3カ月、6カ月というそれでも手間の云々の話もあるんですけれども、パスポートの6カ月というのを、それでもあえて設定する必要があったのかどうか。3カ月で事足りないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

パスポートを検討する際に、まずは6カ月のパスポートをつくるという考え方でございました。これは手続の手間も考えて6カ月パスポートをつくりたいという考えでございましたが、一旦に負担する金額が高額になるということで、あえて3カ月も設けたという経過がございます。

ですから、6カ月と3カ月、一旦負担する金額は違いますが、料金的に優遇措置というのは3カ月も6カ月も全く同じものと考えております。ですから、手続の手間が6カ月に1回でいいというふうな点も考慮した点でございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

手間の問題が言われました。手間というのは、割と小ちゃいようで大きいもんだということで思うんですけれども、そうしますと、手間というのもランニングコストの一部ではありますんで、そういう意味ではそれこそ6カ月よりは3カ月のほうが余分にコストがかかる分、それを転嫁するというふうな考え方にもなるのかなというふうにちらっと思ったりしたんですけど、その辺は逆に市民サービスという意味で、転嫁しないというふうなことなのかなあというふうに思いました。

それもあつたんですけれども、今回、その辺をちょっと考えておるときに、それこそもしそのメリットがあるんだったら、例えば6カ月分のパスポートを買っておいて、もう近々転出する可能性があるんやったら6カ月をもうそのときに買って置いて、後はそのまま使っておくというたらそれもメリットやわなというふうに感じましたけれども、ちょっとその辺、午前中の答弁の中でちらっと話は出ていたと思いますけれども、市民に限るという話がありましたけれども、ただ一旦買った方が市民でなくなった場合、その点の話があんまりなかったのかなという気がします。

そういうときはどういうふうな対処をされるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

今回のパスポートの設定につきましては、やむを得ない理由、言われるように転出された場合とか、万が一お亡くなりになった場合とか、パスポートを買われて、そういう場合について、有効期間の3分の2以上残している場合については、購入額の半額を返金するような制度といたしたいと考えております。

ただ市外へ転出した場合については、なかなか本人から申し出がないと把握し切れないという現状がございますが、原則を申し上げますと、市外へ転出された方についてはお使いできないというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の市民でなくなった場合の対処、これはもうご本人の良識というか、それに任せるしかないんだろうなということやとは思いますが、実態としてはパスポートをどうこうする、見られる方の業務としてはやはり限界があると思いますので、ただ原則市民の方であるということ、それは理解させていただきました。

その上で、最後に行かせていただきますけれども、この辺は西川議員のほうからもありましたけれども、今回、補正として増額補正で上がっております。単純に倍できるものではないとかいうふうに言われましたけれども、値段が上がったら、当然利用者も減るというのもあります。あと今回、パスポートというのを導入されることによって、従来のヘビーユーザーの方がこちらに移られるということで、この辺が非常に大きいのではないのかなというふうに感じるんですけども、その点も含めまして、逆に私はこれは本当に増額なのだろうかというふうにも思ったんですけども、その辺ちょっと繰り返しにはなりますけれども、算出に当たりましてどのようなことに留意されたのか、ある程度見込みを持ってされたのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

補正させていただきました収入補正でございますが、単純に料金が2倍になることをまず一旦計算上置きまして、10月からの改正ということで当初予算の半額、2分の1の960万円の増額を一旦置きまして、それからパスポート券や回数券の利用、また現在考えておりますこれまでの市民デーにかわる年1回の市民無料券の発行を予定しておりますので、そこらのマイナス要素も計算しました。

もう少し具体的に申し上げますと、パスポート利用券、想定でございますが、2回から3回以上ご利用いただく方が6割ぐらいお見えになるとアンケート調査から出ておりますので、そのうちのさらに6割ということは、計算上、想定上全体の3割程度がパスポートを利用いただくのではないかと。それをそれぞれ人数に置きかえまして、パスポート券利用者数、一般を100人程度、それから回数券利用者を一般200人、それから市民入浴券利用者を1,000人と置きまして、その

減収分をそれぞれ差し引いた上で、今回の補正額とさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

細かくニーズは分析されていたんだなというふうに思いまして、その点は評価させていただきたいと思います。

先ほど来から言っていますように、増収を目的としたものというよりもやはり受益者負担の適正化というものであったと思いますので、その点では私は今回の改正は必要であったと思いますので、その点のことだけを申し上げまして、いろいろと重複しましたものでちょっと残しましたけれど、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それでは、まず最初に議案第46号専決処分をされました亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関して質問を行います。

この改正は、国民健康保険税の軽減対象を拡大するための被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正を行うものです。

まず最初に、軽減拡大となったこのいきさつと、その内容のあらましについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

10番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

軽減対象の拡大の経緯とあらましということでございます。

この改正につきましては、国におけます平成26年度の税制改正として地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、平成26年度から適用するには賦課期日である4月1日に施行する必要があるため、政令の公布日と同日に専決処分をいたしたところでございます。

改正の内容でございますが、低所得者の保険税負担を軽減するため、国民健康保険税の応益割に係る5割軽減、2割軽減の対象範囲を拡大するものでございまして、例といたしまして、5割軽減では、3人世帯の場合、現行の対象所得82万円以下が改正後は106万5,000円以下の方までが対象となります。また、2割軽減では、3人世帯の場合、現行の対象所得138万円以下が改正後は168万円以下の方までが対象となり、それぞれ軽減対象範囲を拡大してございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

それでは、次に伺いますが、2割軽減、5割軽減という拡大で、新しくそれに該当してくるそれ

それぞれの世帯数と、その結果生じる軽減金額というものをお示し願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

新たに対象となる2割軽減、5割軽減の該当世帯数と軽減金額ということでございます。

新たに対象となる世帯につきましては、平成25年度の当初賦課データから試算しますと、軽減対象外から新たに2割軽減となる世帯は81世帯、単身世帯も含め2割軽減から5割軽減に移行となる世帯は339世帯となり、対象となる世帯の合計は420世帯となります。

また、軽減金額につきましては総額で約900万円でございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁では、それぞれ軽減世帯が、当然該当するところはふえるわけで、その結果、軽減された金額が総額で900万円という答弁がありましたが、その軽減された金額900万円ということは、それだけ亀山市の国民健康保険税の収入が減ると、まあそういうことですね。

そうすると、これはお国が決めてきた制度ではありますが、この軽減された900万円という亀山市の国民健康保険税の収入をやはり何らかの形で穴埋めというのが必要となると思うんですが、その減収分の穴埋めというものは国、県、市がどういうふうに分け合っていてやっていただくのか、そのことに関してお尋ねいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

軽減対象拡大による、税の減収に対する措置の穴埋めということでございます。

国民健康保険税の応益割に係る7割軽減、5割軽減、2割軽減の低所得者負担軽減措置における財政支援は、保険基盤安定繰入金として一般会計から国民健康保険事業特別会計に法に基づく繰入金として補完されることとなります。

この財政支援の負担割合でございますが、国が2分の1、県、市それぞれ4分の1の負担となっております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、国が2分の1、県4分の1、市4分の1という負担分でこの900万円の減収分を穴埋めすると。そうすると、亀山市が一般会計から繰り出すこの穴埋め金額は900万円の4分の1でいいと、そういうふうに分けていいわけですか。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

あくまでも繰入金は900万円でございます。そのうちの4分の1を市が負担して、総額を繰り

入れるということでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

最初は私、こういう軽減拡大による減収分を、軽減拡大の対象外の被保険者から改めて徴収するようなことになったら困ったことやなあと思っておったんですが、再確認したいんですけど、これは亀山市の一般会計から繰り入れることであって、軽減対象以外の被保険者から余分に徴収することはないと、それは間違いありませんね。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

現在も、低所得者負担の軽減措置の軽減分につきましては、先ほど申しました法に基づきこの保険基盤安定繰入金により繰り入れを行っておりますので、今回の改正による軽減分につきましても同様の取り扱いとなります。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

はい、わかりました。この議案第46号の質問に関しては、これで終了をいたしたいと思います。

続きまして、議案第38号の亀山市一般会計補正予算についてのうち、社会保障・税番号制度システム導入事業、このことに関して質問を行います。

この社会保障・税番号制度のシステム導入事業というのは、これは複数のお国の機関といいますか、機関に存在する個人の情報を同じ1つの統一番号で管理する、国民総背番号制度と昔言いましたが、その制度であるということですね。

この制度に関しましても、国会ではいろいろ各種議論があったということは皆さんご承知のことです。この個人番号制度がお国で決定され、この番号により各個人個人の情報が一元的に1つの番号で管理をされるわけでございますが、それには税金、医療、社会保障、例えば災害に遭った場合のその被害とか、現在のところ、そういったことを一つ想定されるわけでございますが、ただ、先ほど言いました以外にどのような個人情報がこの1つの番号で一括管理をされるのか。今後の予定といいますか、今後当然こうなるであろうと思われることも含めてお答え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在のところ、社会保障・税番号制度の利用範囲は、国の番号法によりまして、税分野、年金、保険、生活保護等の社会保障分野及び災害分野と定められております。これにつきましては、議員ご指摘のとおりでございます。

今後、国は利用範囲の拡大を検討しておりまして、例えば金融分野、医療分野等への利用範囲の拡大も予想されておりまして、それに伴い、連携できる個人情報も増加していくものと考えている

ところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

現在の税金とか医療、社会保障、災害、この程度でおさまるといことは余り期待できないと。将来、先ほど部長のおっしゃったように金融、金融ということは、要は幾らどこに貯金があるということから始まって、幾らどこに借金をしておると、それまで入るわけですね。また当然、犯罪歴も入ってくるかわからんとか、いろんなことがここに、1つの番号に、そして医療。医療というと、誰がいつどんな病気で、どここの医療機関にかかったか、この人はこういう病気を持っておるのやなとか、まるっきりわかっちゃうわけですね。

そういうふうなことがわかってくると、その番号で検索を何らかの手段で行って、1人の人間というものがまるっきり全てわかってしまう。どういう病気をしたとか、金は幾ら持っておるとか借金が幾らあるとかね。おまけに犯罪歴があるとかないとかまで、みんなわかるわけですね。

それではとても困るということで、お国のほうでいろいろと議論があったわけですが、亀山市というのはそういったこと、情報漏れということを防ぐための防護策といいますか、防御策といいますか、それはどういうふうにするつもりなのか。具体的な安全確保策ですね、情報漏れを防ぐ、それをお示し願いたいと思います。

かつて、国会で年金未納問題というのが出たでしょう、政治家が年金を納めていないとか納めているとか。そのときも社会保険庁の職員が職権を利用して、そういった有名な政治家の年金納付記録というやつをのぞき見して、それをリークして、大臣の誰々さんは国民年金をどんだけ未納やとか未納ではないとか、解釈の違いがあったりなかったりして、そういうふうなことも出たんですけども、そういったことも含めて防護策というのはどういうふうなものを考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、この制度につきましては、公平・公正な社会を実現するためには非常に利便性の高い制度であるという反面、あらゆる個人情報を取り扱うということから、漏えい防止をするための対策というのは必要不可欠と認識をしているところでございます。

個人情報漏えいの対策といたしましては、まず情報のやりとりをする専用回線でございますが、これに盗聴対策を行うこと。また一元管理を行う個人番号によらない情報の照会、個人番号そのもので情報交換をするのではなく、それ以外の番号で情報交換を行うということ、それと個人情報の分散管理、このようなことが漏えいリスクの回避として行ってまいりたいと思います。

また一方で、こういう情報を扱う職員の教育というのも非常に大事なことでありと認識をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

いろいろハードの面、ソフトの面で情報管理を行っている、行ってくれるであろうと思うんですけれども、先ほどの職員の教育ですけれどね。やはりいろんなものをのぞき見したいというのは人間の本性でもあります、例えば職員のランクとといいますか、職責によって自分が見られる情報のレベルが違うとか、誰でも彼でも全部見れるとか、そういったことはどうなっておるのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在のシステムにおきましては、情報を取り扱う職員の選定というのは行っておりません。全ての窓口において、情報セキュリティ教育を行った後に、全職員で情報の対応を行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

職員の方々ですね。情報に触れることができる職員の方々の教育とか管理とといいますか、そういうのはしっかりと行ってやっていただきたいと思います。

それから、亀山市政の現況報告において、市長はこの番号制度を公平性、効率性、透明性から市民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現につながると期待していると、そういうふうに申しておるわけですが、本当にそうすると市長は考えておられるんですか。

私は、窮屈な管理社会が来て、何かプライバシーも何もかもあったもんやないと、そういうふうな社会のほうが私は心配しておるんですけれども、市長が本当にそういうふうに公平で効率性で、税金をごまかす者もいなくて、全てが透明な結構な社会が来ると本当に思っておるのか、ちょっとご存念をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今回の社会保障・税番号制度については、古くは、少し触れていただきました国民総背番号制という昭和40年代ぐらいの議論であったかと思いますが、それが頓挫して以来、今日までさまざまな紆余曲折を経て、2回の政権交代を経てこれが法案化、具現化してきたというふうに理解しております。

議員ご指摘のように、国民全てに番号を割り当てて一元管理するという事は、またその範囲が今後拡大していくということは、非常に窮屈な管理社会に国民を誘導していくのではないかとのご懸念があるというのも十分承知をいたしております。

私自身も、どちらかというとアナログの人間でございますので、高度にデジタル化された情報管理社会というか、現にもうそういう社会の中に我々は生きておるところでございますが、この行く末につきましても、さまざまな問題が生じるのではないかとこの思いも持たせていただいております。

しかしながら、今回のこの制度につきましても私自身の考え方を申し上げますと、確かに手続の

簡素化とか迅速化がもたらします行政サービスの向上、あるいは効率化につきましては非常に大きなものがあると思います。とりわけ市民が窮屈さを感じる以上に、自分の情報を確認したり、あるいは過去の税務やあるいは医療や年金のそういうものに対して検索や確認や修正をしたり、こういうことが非常に手軽というか、便利さを享受できるものではないかというふうに認識をいたしております。

一方におきまして、今後につきまして少しご指摘をいただきましたその利用できる範囲につきましても、さらなる議論が現在なされておるところでございますが、懸念されます情報漏えいのリスクも十分勘案をして、亀山市独自としてどのようなサービスや体制、サービスが提供できるか否か、体制が組めるのか否か、情報セキュリティーも含め慎重に検討し対応してまいりたいというふうに現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

市長もやはり情報漏れとか、そういったことに関してはかなり危機感を持っておられると思います。私のほうも、本システムがある程度動き出して、これからどんどん取り扱う範囲が広がって、1人の人間の状況が皆丸裸にわかってしまうと、そういうふうなことが近い将来来るかわかりませんので、市当局も本システムの運用にはセキュリティーというものを十分認識した上、完璧にセキュリティーをやるんだといった心構えでやっていただきたいと思います。

これにて私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

10番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 2時03分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしく願いをします。

今回、議案第32号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正、それから議案第33号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、議案第34号亀山市斎場条例の一部改正についての3議案を一括として、大きく3点議案質疑をさせていただきます。

午前中から午後にかけても、ずっと改正に当たっての考え方が示されておりますが、今回、使用料、手数料それぞれの改正ですが、共通の考え方が初めて示されたような気がします。

ことしの2月に受益者負担の適正化に関する基準が作成され、その中の基本的な考え方では受益者負担の適正化の2原則と受益者負担算定額の明確化、この2つが掲げられました。これらの基準

に基づいて、基礎となる受益者負担額を算出し、また近隣自治体との比較や政策的な判断というの
も入っておりますが、政策的な判断によって料金を設定するというふうになっております。今回、
3つの議案に係る改正の基準となるものの考え方について、質疑をさせていただきます。

まず最初に、受益者負担の適正化について、1点だけ、公平性の観点についてお尋ねをします。

条例制定・改廃の背景と趣旨では、特定の市民に提供するサービスの対価である使用料、手数料
の受益者負担については、公平性の観点から、適正化を図るため亀山市行財政改革大綱後期実施計
画に基づき見直しを進めるというふうに書いてあります。

公平性の観点から適正化を図るというふうに書いてあるわけですが、この公平性の観点について
はどのような考え方なのか、まず確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

受益者負担とは、みずからの意思で特定のサービスを受ける方に受益に応じた負担を求めるもの
であり、税外収入として貴重な自主財源となっておるところでございます。亀山市行財政改革大綱
では、使用料、手数料の受益者負担金は、公平性の観点から、市民の理解を得ながら適正化を図る
ことといたしております。

この公平性の観点の考え方でございますが、行政サービスを利用する人と利用しない人との公費
負担の公平性の確保とともに、税で負担すべき部分と利用する人が負担すべき部分の均衡を図るこ
とが公平性の観点であると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

たしか先ほどの答弁でも、行政サービスの中身とか、それから税負担の均衡ということで、それ
を公平性の観点だというふうに言われましたので、同じ答弁だったと思います。

要するに、これは前回の消費税の改正のときも税負担するしないというのが一つの基準になって、
それを特定というのだと。税を何か使うことによって発生するものに対して、使わない人からも入
れ込むんだと。そのことが公平性の観点にならないというのをたしか言われたような気がしますけ
ど、それが基準だということは確認をさせていただきました。

次に2回目に、今回の改正では事業系の一般廃棄物、これは手数料というふうになっております
のでそれを除いて適正化の基準では使用料、区分でいうと4、これは原則100%受益者負担とい
うところに区分がされているものが今回提案をされております。

区分4の負担というのは、行政が提供する必然性が少ない、選択性、要はこれは市民の選択性が
高いということで、サービスに係る費用というものは受益者が負担するんだと、その枠に入ってお
るものが今回提案がされております。

行政が提供する必然性が少ないということで、これは午前・午後と同じような議論がありました
が、ちょっとこの議論をさせていただかないと先に進まないんでやらせていただきますが、保健福
祉センターの関係ではあいあいの入浴料が今回改正がされます。

私は当時議員をしておりましたので、ちょっと発言資料も探しておりましたら、なぜ浴場施設があるのか、浴場使用料を設定するのかというところの議会答弁があります。これはちょっと伊藤部長からも答弁がありましたが、公共施設には大きく3つの分類があるんだと。それは近隣の話です。1つは温泉館、当時は大山田村のさるびのなど温泉館を目的とした施設、それから2つ目は菰野町のけやきのように老人福祉を目的とした施設、3つ目は一志町のとこめの里のように老人施設と併設した施設に分類されるんだと。亀山市の計画では、当然これ福祉の殿堂としての保健福祉施設と併設した入浴施設の利用であって、施設内での触れ合い、世代間交流を目的とした温泉利用なんだというふうに書かれてあります。

そうなりますと、これは午前中も答弁がありましたけど、福祉施設につくった温泉というふうになってしまうわけですね。そうするとあくまでも市民の触れ合いや世代間交流を目的とした施設ということになると、今回の区分4の行政が提供する必然性が少ない、民間に類似施設があるということからいくと、保健福祉施設内に設置した民間施設があるんだろうかというふうになってしまうと。

最初の1つ目の温泉館を目的とした施設ということであれば、民間類似施設はあるということになるわけですが、あくまでも市民の福祉や健康、当時、これは福祉の殿堂ということで当選された田中市長の一大プロジェクトだったわけですね。その中に、突然だったかどうかは記憶が定かではありませんが、温泉を掘るという話になって、その温泉利用としてのこの施設が浮かび上がってきたと。これは当時の資料は、一度かいま見た資料があります。結局これは実現されませんでしたけど、入浴施設と運動浴施設と、たしか温泉利用は2つあったと思います。これは第2段階でやらないということになって、私の資料を見たら残っていますけど、その図面も。当時、最初の段階では、入浴だけじゃなくて、歩行浴や運動浴みたいなものも当然考えてあったような気がするんです。

それが無いから、多分この入浴だけの話に今回なっているとはいうものの、福祉施設の中に設置した設備というふうになってきます。そうすると、行政サービスという観点から考えれば、やっぱり使用料区分、本当にこれ民間にあるから4なのかなという疑問も起きます。

そこで確認ですが、民間類似施設があるということが今回の区分4の大きな視点ですが、この市のサービスと民間施設を市民の人が選択できるんだという視点だけで、このあいあいの施設は使用料区分4とすることは余りに機械的ではないかなあという印象を持つんですが、民間類似施設との関係はどのように整理をされているのか確認させていただきます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本年2月に策定いたしました受益者負担の適正化に関する基準では、市が提供するサービスの種類に応じて税負担と受益者負担の均衡を図る必要があることから、使用料については提供するサービスを4つの区分に分類し、その区分に税負担と受益者負担の均衡を図るためのサービス区分別の原則の受益者負担割合を設定いたしましたところでございます。

議員おっしゃるように、民間があるかないかで短絡的に1、2、3、4と分けるのはどうかというご議論でございますが、まずはサービス原価により基礎となる受益者負担額を算出した上で、近隣自治体の状況とか政策的な判断を持って料金を設定することといたしております。

まずはサービス原価を出した後いろいろな要素を加味して料金設定すると、その中でそういうことも踏まえて設定をすべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ただ区分4を見ると、4つ字句があるんですね。選択できる、選択できない、民間類似施設がない、だから簡単に言えば全く市でしかやっていないもの、要するに民間でやらないもの。今回はたまたまそれは基準をつくられたんで、別に基準にけちをつけているという意味じゃなくて、3つの改正を、全部その基準が一つの考え方になってきたと。

初めてこういう基準が提示をされましたので、少しこの基準の議論もやっておかないと、基準ありきで物事がどんどん進むとまたこれもややこしくなってくると。そこに政策的という言葉が、今もおっしゃいましたが、当然これは政策的な判断も含めて価格は決められてくるんだと思う。

だから、価格の高さの話をしているわけじゃなくて、どの区分に入ってくるのかという非常にこれも大きなことになってくるということで、私としては民間に類似施設があるということにあいあい入浴施設が入るのだろうか。入るにしても、相当こっち側というんですかね。XYあるんですけど真ん中に近いというか、民間にない側へこれは入っていくんじゃないですか。

だから、そうなると広い枠の中に100とゼロからあるわけですので、本当にこれ100なのという議論も起きてくると。そういうためには、そういう幅があるのかどうかを聞いたかったので、今の判断ですとその枠のこと、民間あるなしよりもサービス原価が重要なんだということでした。これは次の質問に入れてありますので、また改めて聞かせていただきます。

それから3回目に、今回の改正の基本的な考え方に、初めてまちづくり基本条例が出てまいりました。

第5条に市民の責務として、行政サービスに伴う負担を分任しなければならないとしていると。これは今私が所属しております総務委員会でもこの議論をしておりますけれども、分任というのは結局どんなものなんだろうかという議論をしている最中に、これが今回出てまいりました。分任、要するに分け合うということですね、分任する。

分任だけしか書いてないですが、それと同時に、第4条には市民の権利というのがございます。行政サービスを受ける権利を有するとも規定がしていると。そうすると、先ほどの民間にあるない、それから税と受益者の配分と同時に、その分任という責務と権利という部分ですね。権利と責務のバランス、これもやっぱりある意味税と受益者と同じようなことになってくるのではないだろうか。

まちづくり基本条例が初めて使われましたので、この権利と責務をどうバランスをとっていくのかと、このような考え方もやっぱり今後入ってくるのではないかなと。ですから分任しなければなりませんよということだけで走ってしまえば、行政サービスを受ける権利というのはどこかへ行ってしまうと。それは両方書くべきでなかったかなという気もしますが、これはちょっと一般論になりますので、そういうふうなことが非常に今後重要になると。

そういう中で、使用料区分4のケースのように原則100%の費用を市民が負担するとなった場合、これでも行政サービスというふうにおっしゃるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、市が行っています事業は、全て総合計画推進のための必要な市民サービスであると考えております。

議員ご質問の使用料4つの区分につきましては、先ほども申し上げましたが、税負担と受益者負担の均衡を図るためのサービス区別に、原則の受益者負担割合として設定をいたしましたものでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと答弁になっていないと思うんですけど、要するに100%受益者負担を負ったと。例えば動物だと1万9,000円ですかね。丸々1万9,000円かけちゃった。これも、いやそれは処分するから、それがサービスなんだとおっしゃるのか、費用を全部払ってでも、これは民間類似施設もありますのでね。そうすると100%負っていてもこれは行政サービスだ。要するに税金がどこに入っているんだという議論ですけど、ちょっとその部分の答弁がなかったんで、100%負担した場合でもそれは行政サービスというふうに書けるかどうか、そこだけ確認します。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

100%市民に負担をしていただいたものも、行政サービスの一つだと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

その点については、あと3つ目の質問にありますので、また改めて確認をさせていただきます。

今回の質問をするのに、ちょっとたまたま総務省の資料に使用料、手数料って何なのかなということ調べてたら、使用料というのは公の施設の利用につき、その対価として徴収するもの、手数料は地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき徴収するものと。

でも亀山市の場合は、使用料でも特定の市民と書いてある。この辺は何かちょっと、今これは議論する気はありませんけど、総務省の言う資料では対価として徴収をすると。特定の市民はどこにも書いてない。手数料は特定の者と書いてあるんで、この辺ももう少し整理が要るのかなということだけは指摘をしておきたいと思います。

次に、大きな2点目に受益者負担算定額の明確化と、先ほどのサービス原価についてお尋ねをします。

提出資料の受益者負担の算定を読みますと、ランニングコスト、それからあいあいに関してはアンケート、それから他施設の料金、近隣自治体の料金等を考慮し料金設定の妥当性を検証するんだというふうにしております。

今回の改正に当たりまして、先ほどから言っておりますように受益者負担の適正化に関する基準

が判断の大きなウエートを占めているというふうに感じます。料金設定の妥当性とほどの部分を重要視するのなあとということで見ますと、多分今回初めて出ましたランニングコストという考え方がやないかなあという感じがします。

ランニングコストの議論をする前に、例えば使用料、手数料だけで、さっき100%でも行政サービスというふうにおっしゃいましたが、使用料とか手数料を全部徴収して、それで施設運営は当然賄い切れないんだと、それが税と受益者の関係ですよ。そういうことを前提に、これまではある意味行政サービスとして行ってきたんだと思うんです。これがいよいよ財政負担が厳しいとか、利用があんまりよくないとかになってくると、ここに当然見直しが入ってくると。

ですから、やはり100%市民が負担してやるような施設ではなくて、ある程度そこには税が入ってくるんだというのを前提にいろんな施設がつけられてきたんだろう。そうすると、とはいうもののサービス原価というのは非常に重要な尺度だと思うんです。これは当たり前のごとく重要な尺度だと思います。

ただ今回の提出資料の説明では、ランニングコストという言葉になっていると。適正化の基準を使いながら、なぜ片一方ではサービス原価といい、片一方ではランニングコストと、これも何か二重表記になってしまっていると。この辺はなぜかとは聞きませんが、私は、ランニングコストというのはサービス原価というところから、少しこの議論をさせていただこうと思います。

ただこの基準であるランニングコストの資料というのも、当然提出がしてございますが、総額しか書いていないと。これは午前中にも内訳の議論がございましたが、細かな費目は一切報告がないと。総額だけを明示して、それをランニングコストというんだらうかと思えます。民間企業ですと、各さまざまな費目を足し込んで1個幾らだというふうになるわけですが、総額しか報告をしないこのランニングコストというのが、やはり私は議論する上で原価の内訳、要するにサービス原価の内訳について議会へ報告する考え方はないのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

サービス原価の内訳につきましては、担当部より委員会資料として提出をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

委員会資料として提出するということでしたので、その委員会での提出資料を見させていただこうと思います。

ただ皮肉っぽい言い方をすれば、これだけ適正化基準をつくりサービス原価と言っておいて、その内訳も明示しないまま、この値段がこうですよというふうな議論をさせようとするというのと叱られますけど。我々が議論して、これは判断をするわけですが非常に残念であると。やっぱりサービス原価という概念を出したのであれば、我々が言う前に出していただくべきではなかったかなということ指摘しておきたいと思えます。

浴場の使用料も午前中からありましたので、通告はしておりますが少し詳細は省いて、大きなところだけもう一度確認をさせていただきたいと思えます。

今回、提出資料のランニングコストを見ますと、4,200万円程度で大体運営委託料、これはたしかシルバーだと思いますが、運営委託料が2割強でずうっと推移していると。26年度予算で突然1,000万ふえて2.6倍になってきたと。勘ぐりたくないですが、何か値上げのための資料かなとふっと思ってしまうような資料になってきている。これも午前中の答弁の中で、下水道の接続料でしたかね。それから通年経費の分が入れてあるんだということでふえるんだということでしたので、これは理解をさせていただきます。

ただ森議員のときにいろいろ費用の費目のご説明があったんですけど、ちょっと全部聞き取れなかったので、中身は出ますので結構ですけど、どんな費目を入れているのか、改めて費目だけでも結構ですので確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

ランニングコストの中身でございますが、燃料費、A重油代、電気代、水道代、それから修繕料、浄化槽保守料金、施設管理保守、それから電気保安管理、回数券作成費、発券費保守、それからお風呂のマット交換費、備品購入費、公共下水道経費、公共下水道使用料、それから先ほど言われた運転管理委託料でございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

わかりました。また資料を見させていただいて、相当多くの費目がここには入っていると。これによってランニングコストができていいるのは理解をさせていただきました。

ただ、もともとこの施設をつくるときに、私の記憶では1人300円掛ける1日利用料300人というイメージだったと思います。その300円の中に入湯税が150円入っていました。私は総務委員会のときに、福祉施設には入湯税はふさわしくないということでそれがだめになったと。ところが、教民ではその150円も入れて150円になったと。

だから、当初は300円で300人だったのが、150円にしたことによって600人以上になった。だから収入は一緒なんですよね。数が多くなった。だからこの辺が、やはり最初から、これは議会が決めた内容ですので、決して行政が決めたわけじゃないですが、結果的に300という数が600までふえてきて、これまで何とかその維持ができたんだなあということを感じています。

ただ、ランニングコストがこれだけ詳細に出たことによって、もう少し議論をしていきたいですが、ただ1点だけ下水道を接続するための1,000万までが賦課経費として今回上がっていますけれども、ランニングコストは下水道使用料は入ってくるけれども、設備費までそれが入ってくると突発的な費用になってくるし、その辺は今後また議論の中でどうしていくのかですね。ランニングコストに入れるのかどうか、設備保守とかそういうものまで入れられると、関ロジックじゃありませんけど、ボイラーが壊れた、500万だと。それもランニングコストだというと、そこはやっぱり税の負担なのか受益者なのかということは、また今後議論は重ねていくべきだろうと思います。

次に、そういうことで突発的な部分までは余り、今回入れてありますけれども、私は何か値上げのための資料としてみえてしまうことを指摘しておきたいと思います。

それから事業系一般廃棄物の議論もありました。これはちょっとこの辺は確認したいと思います。廃棄物処理であったり火葬炉については、当然市民生活に一番必要な施設でありますので区分からいけば1になってしまうと。基礎的で民間に類似サービスの提供ができないということで、基本的にはこれは使用料というだけで見れば区分1の施設になるようなものだろうと思うんです。

その施設を活用して、今回事業系一般廃棄物、産業廃棄物、それから火葬炉、動物炉については今の火葬炉を更新するときに担当のほうから動物炉をつくるんだと。当時、汚物炉と言っていましたけれども、そこじゃなくてこういう時代の背景の中から動物炉をつくるんだということであの炉も設置がされてきた。ですから、それはサービスとして付加したものだんですよね、その動物炉に関しては。

そういうふうに考えますと、特に廃棄物処理だけで見れば、これは部長が答弁されておられましたが、事業系一般廃棄物の処理は法律上は事業者であっても自治事務として、これは提出資料には、事業者は原則、一般廃棄物を市域を越えて処理はできないというふうに解説、要するに市内でしか処理ができませんよということがそこには書いてある。といいながら、法律上はそれは事業者の責任だということも前段おっしゃいましたが、これどっちが正しいかなと思いつつ、でもやはり資料に書いてあるように市域の中で処理をしていくものだという視点から捉えれば、事業系一般廃棄物は今廃棄物の25%も占めている。相当大きなウエートを占めたものになってくると。

ただ規模が大きいからそれが賦課するというふうになりますけど、逆に言えば、産業活動が活発であればあるほどこういうものはどうしてもふえざるを得ないと。確かに事業は、ゼロごみというところもありますけど、基本的には産業活動が活発であればこういうものもどうしてもふえざるを得ないと。

これが減れば減るほど産業活動が低いとすれば、私が言いたいのは、先ほど法人市民税の議論もありましたけれども、法人市民税や償却資産税もこの事業者たちは払っているわけですよ。全く税負担がなくて受益者だけなら、先ほど上田部長がおっしゃったように税と受益者負担の関係というものは整理しなきゃいけないけれども、ここだって税負担というものも市民にどうやって行っていくか。そういう中で、私はやっぱりそういう面も事業系一般廃棄物に関しては少しは加味してもいいんじゃないかと、これは法律上じゃなくて感情論として。

そうなったときに、まちづくり基本条例の中では事業者も市民というふうに位置づけられています。これはそういうふうになっているわけです。決して個人じゃなくて事業者も市民だと。それから手数料に関しては受益者負担率、原則100というこれは基準がそうになっています。区分も何もない。100%負担というんですから、事業系一般廃棄物は原則100という負担になってくるといふふうになっている。これは民間の類似施設は関係ありませんので。

ただ今回の改正で、一般廃棄物25%を占める企業の負担は、当然これはかかってくるし、ただ内陸工業都市として発展してきたこの亀山市の産業振興という面も、決してこれは目はずれないんじゃないだろうか。そう思いますと、原則100%、数字は100にはなっておりませんが原則100%というこの負担の考え方について、見解を確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

午前中の福沢議員にも答弁申し上げましたように、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理は、産業廃棄物及び一般廃棄物を問わず、その処理責任は事業者にあるというのが廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められております。このことを踏まえ、事業系一般廃棄物の処理手数料は、産業廃棄物の処理に要する費用と同様に、受益者負担率100%に該当するサービスであるものと考えているところでございます。

しかしながら、今議員もおっしゃいましたように、一般廃棄物の処理は自治事務であり、事業系一般廃棄物に限っては事業者は再生利用をする場合を除き、市域を越えて処理処分先を選択できないということを考慮しますと、行政サービスの公共性の観点から受益者100%の負担ではなく、税で負担すべき部分は必要であるというふうに認識しているところでございます。

このようなことから、今回の料金改正におきましてもサービス原価上昇に伴うご負担をお願いしていただきますものの、近隣自治体との均衡の図れた料金というふうにさせていただくものでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

何がしかから配慮があるということで、今10キロあたり平均340円のランニングコストが、今回の改正では100円は160円、1.6倍ぐらいだと。

ただちょっと1点だけこれは指摘をしておきたいと思いますが、廃棄物の処理ということでは溶融炉を入れました、亀山市はね。溶融炉を入れて、溶融炉の特性があるわけですね。要するに埋め立てない。全部溶かせるというか、燃やせないものでも溶かせる。溶かすという特性を生かした処理ができることと、最終処分場は持たないわけですね、飛灰は別にして。

ですから、近隣市とおっしゃいますけれども亀山以外はみんな最終処分場を持つと、そういう面があるとどうしても飛灰処理も入りましたので、今回、山元還元としてのね。そうするとコストは高くなるわけです。だから、近隣市と比較をしても当然高くなってくる。当たり前じゃないですか。そのかわり最終処分場がないという、土地を求める必要はないし、新たな処分場を探す必要もないということになると、その分はコストとしてはよそは乗っかるわけですね。だから近隣市の比較は、これは委員会で議論してほしいです。近隣市の比較というのは、どこまで入れてそれをランニングコストとしているのか。溶融炉だけのコストなのか、最終処分地も入れて、さまざまな処理経費も入れたコストなのか、それがわからないのでね、今回の資料では。例えば鈴鹿、四日市が何円と出ても、どんだけの経費で割り返しているんだと。

そういうものも含めて、亀山市の特性である溶融炉の特性を利用した、産業廃棄物までは入れませんが、事業系一般廃棄物を入れながらもきちっとクリーンな処理ができて、そのかわり最終処分場は要らない、現地で処理できると。この特性を考えれば、何かしらコストアップのあるのはやむを得ないと、その辺に関してまた税と受益者、溶融炉の持つ特性、そうやったトータルコストというものになっているのかどうか、この辺はもう一度委員会の中でぜひご議論いただきたいと思っております。私としては、その辺はちょっとわからないもんでね。どういうコストの構成なのかと、そこは指摘をしておきたいと思っております。

最後に、公共施設白書について確認をしたいと思っております。

これもずうっと言っていました。公共施設白書がいよいよ作成をしていただいて、さらに充実をするということが報告されておりますが、しつこいようですが使用料区分の関係ですので、民間に類似施設があつて市民が選択できることで受益者負担は原則100という区分です。

そうすると、先ほど100%でも行政サービスだというふうなご見解をいただきましたが、極論を言えば、この区分の施設はもう要らなくなる可能性もある。民間に類似施設があつて、100%金を出すんだつたら民間を使えばいいじゃないかということも懸念がされます。だから、そうなる施設を設置する際には施設設置の目的であつたり、そこでどのような市民サービスを付加するのか。さまざまなことを検討してその施設ができ上がってきていると思うんですよね。

そうすると、こうやって今回は基準によって議論していますけれども、施設のありようまでは入っていないわけですよね、施設自体の議論は入っていない。やっぱり私は、今回あいあいと浴槽と火葬炉という3つの施設の公共施設白書、これは年間の利用からかかるコストから全部入っているわけですので、そういうものを片一方でつくった上で、そこから初めてサービス原価であつたり利用の質であつたりというふうなことを、せつかく公共施設白書が、原案ができましたのでね。そんな考え方を持っていらっしゃらなかったのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

受益者負担の適正化につきましては、白鳥の湯入浴料、動物火葬炉使用料、事業系一般廃棄物処理手数料などの見直しにつきましては、平成23年2月策定の亀山市行財政改革大綱の実施計画に記載し検討を進め、平成26年2月には受益者負担の適正化に関する基準を策定し、これに基づき見直しを行うことといたしたところでございます。

一方、平成26年3月策定の亀山市公共施設白書につきましては、公共施設について現状を分析し、将来における適正な配置と効果的、効率的な施設管理を検討するための基礎資料として活用することを目的として策定したものでございます。

このように公共施設白書は公共施設の全般にかかわるものであるのに対し、受益者負担の適正化に関する基準は、みずからの意思で特定のサービスを受ける方に受益に応じた負担の基準を定めたものであり、いずれも行財政改革の一環をなすものであると考えております。

また、公共施設白書に関しましては、本年4月に国から公共施設等総合管理計画の策定の要請があり、今後数年かけて当計画の策定を進めることとしていることから、これを待たずに平成23年度から取り組んできました受益者負担の適正化を先行したものでございます。

なお、公共施設等総合管理計画は公共施設全体を対象とするものであり、その中で全ての公共施設の今後のあり方について検討をいたしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今まさしく言われたと思うんですけど、この基準によって議論を進めるんだと。

でも、施設のありようは全くないんですね。でも民間類似施設がありますよ、あんた選択できますよと片一方でそう言っておきながら、じゃあその施設が必要なのか不要なのかというか、その議

論に今後入ってくると思う。悪いですけど。

あいあい全体のことは要りますけど、でもやっぱりあいあいも含めて入浴施設がどうなんだということになってくる。そういう意味からいくと、私は決してこれは一体のものとして捉えていかなとお金だけが先にあって受益者と税負担だなんていう前に、やっぱりその施設のありようというものの議論を入れていかないとわかりづらいんじゃないかと。

それから、そういうこともちょっと指摘しながら、1つだけ確認してなかったのが類似施設の考え方ですね。公共施設はありますけれども、今度類似施設があるんだと。類似施設というのは市内のことをいうのか、市外の類似施設もいうのか、まずここだけちょっと確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

民間の類似施設につきましては、市内のみならず市外も含めての考え方を持っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

市外にあるんで、それが使えるから選択制だということが、そうしたら地方自治体で税金を納税しておいて、例えば鈴鹿や四日市の施設を使えというふうになるわけですよ。やっぱりその辺の議論も、決して類似施設があるないというのはわからないではないですけど、この辺ももう一步議論をしていかないと、隣の市まで車を使って行けということになってくるのかどうか。

例えば、鈴鹿に温泉があるから、そっちに行けば値段は例えば1,000円だと。亀山だとそれが300円だから安いからこっちに来いよという議論は、それは比較論であって、やはり行政サービスから入ったときにその施設の持つ価値やその利用する価値、やっぱり市内で帰結していくということも重要なテーマの一つじゃないかなあと思うんです。

この辺の議論も、今後もう一度、民間の類似施設という問題もどこまでを捉まえて類似施設だというんだということは、議論としては必要ではないかというふうに思います。そういうものも含めて、今後のことをもう一度確認したいと思います。今回は、受益者負担の適正化の基準で議論はするようになりましたけれども、私はもう一度公共施設の全体の位置づけやありようをきちっと整理した上で、次なる改定するときにはその辺の利用価値、目的、それからそれこそ近隣市との比較、そのためには施設自体の議論というものもやっぱり必要だと。

改めてその辺、今後の改定に向けてそういう利用というんですかね、公共施設としての充実について全く見解はないのか、ちょっとその辺も加味しようと思われるのか、再度確認をして質疑を終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の公共施設等総合管理計画の策定におきましては、その公共施設の利用者の人口推計や施設の利用状況と、そういうことを調査するとともに、受益者負担の適正化という要素も加味をして

進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従い質疑をさせていただきたいと思います。

議案第32号、34号にかけて通告させていただいたんですけども、基本的には、根本的にこのたびの改正は何に基づいて行うのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市総合保健福祉センター条例につきましては、亀山市行財政改革大綱後期実施計画において、平成24年度に見直しの検討、25年度に見直しの要否の決定、26年度に決定事項に基づき実施と位置づけをし、推進する担当部においてアンケート調査の実施や見直しの取り組みを進め、ようやく本議会において条例の一部改正を提案させていただいたところでございます。

今回の受益者負担の見直しの要否の決定に際しましては、特定の市民に提供するサービスの対価として、公平性の観点から適正化を図る基準を設ける必要があると考えまして、本年2月に受益者負担の適正化に関する基準を策定したものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

提案理由の説明にも、市長から、特定の市民に提供するサービスの対価である使用料、手数料の受益者負担について、公平性の観点から適正化を図るため亀山市行財政改革大綱後期基本計画に基づく見直しをして今回の条例改正と。

そうすると、亀山市行財政改革大綱が平成18年3月、それで市長が就任してからここに亀山市行財政改革大綱、平成22年から平成26年6月、開かれた市政の推進と行財政運営の強化、平成23年2月、亀山市として制定されました。

その29ページに、受益者負担の適正化という部分がありますな。7つの項目があると思う。その7つの項目をちょっと教えてください。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

歳入改革の推進の受益者負担の適正化の中で、白鳥の湯入浴料の見直し、市運行バス運賃の見直し、動物火葬炉使用料の見直し、幼稚園保育料及び保育所保育料の見直し、事業系一般廃棄物処理手数料の見直し、職員駐車場の有料化の検討、各種手数料の検討となっております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ということでしゃろう。その中で、各種手数料の検討、それは書いてないけどな、ここには、29ページには。

その中の主な事業として、今回、白鳥の湯と動物の火葬炉、私は事業系のことはちょっと書いてないもんで言うていいかわからんけど、まあ議長にお許しいただきたいなと思います。

ほかの部分はほったらかしやわな。特に職員駐車場の有料化の検討と、ここにちょっと書類があるのやけど、前期実施計画実績報告書、平成22年から23年。そこに課題等で、職員の駐車場料金の検討について、ここにこんなことが書いてある。勤務する施設によって職員の負担の公平性が確保できるか問題がある。また、人事院勧告による給与の減額が続く中、職員にさらなる金銭的負担を求めることは、職員のモチベーションを下げるおそれがある。こうした状況を総合的に勘案し、実施の有無を検討するというようなことが書いてある。給料減額したときにモチベーションが下がらんという人もおったけどなあ。

だけど、そこら辺で今回の受益者負担、これは根本的にやる必要あるのかと。今も言うていますな、税の負担による収入と利用者の観点から見る収入を財源として市政運営をしていきたいと、財政運営をしていきたいというような答弁を、朝からずうっとこの部分についていろんな議論が出てきて、細かいこの項目についてはいろんな話を聞かせていただいたもんで項目まで入ろうかなあと思ったんやけれども、そこまで行くとまたくどくなるで、根本的にこの条例改正、何でこの3案に限定したのか。

市長、一遍聞かせてほしい。なぜほかのことは出やんだのか。こんなことをやるんやったら、26年度は最終年度です。それで、この各議案について施行期日がまちまち。平成26年10月1日からやる案件、それから平成27年4月1日から施行する案件、議案の施行期日はまちまち、議案内容は自分らの都合、うまいこといくやつだけうまいこと出して、ちょっと都合の悪い、特に保育料の見直しとか保育園とか幼稚園の見直しとか、職員の駐車場の見直しとか、こういうのはなかなか市長としていろえへんのかしらんけれども、都合のいいやつばっか出してきてやってきておると。

市長、何でこの3案の特に私が出してもろうた2案を特定にこうやって出さったのか。どんな根拠か、それ一遍、提案の根本がわからんもんで俺質問できないんですわ。ちょっと教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように、行財政改革大綱の歳入改革の推進という中に、先ほど7つの具体的なテーマを掲げ、その検討や調査を進めてその具現化を図っていこうということで、組織的に取り組みを進めてまいったところでございます。

この7つにつきまして、今回3つの条例改正を議会にご提案させていただいておるところでございますが、これは7つを検討させていただく中で、今回この3件につきましても行政改革推進本部で集中的に審議をし、それらの担当部局がさまざまな検討を加えて、まずは先行する形でこの議会

へ提案をさせていただくものでございます。

残りのほかの案件はほっておくのかということのご指摘でございましたけれども、それぞれ必要な検討を加えて今後の適正な対応を私どもはやっていくという思いを行財政改革大綱の推進の中で掲げ、その実践に向けて今後も努力をさせていただくということでございますが、今回この3件につきましてはこの6月定例議会へ改正をお願いするという形で、議案としてご提案をさせていただいたものでございます。

なお、それぞれの施行日のずれというのがございます。これはそれぞれの見直しの決定事項に基づきまして、それぞれの特性もございまして施行日がずれておるところでございましてけれども、そこにつきましては午前中もご答弁させていただいたかわかりませんが、個別の詳細の説明につきまして、また担当部のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

細かい説明は、きょうの前任者が全て聞かされたさかいに、細かいことは聞かなくても私の質問にお答えいただきたいと思っております。

いみじくもこの議案が出てくる前に、ちょっと説明会をさせていただきたいという話がありましたわな。ちなみに、私、ことし予算決算委員長をやらせてもろうておるのやけれども、これに税込以外の使用料を市の財源として、市民の公平を保ち行財政運営をやっていきたいというための今回の10月1日の施行期日になったわけだ。それで予算書も出ています。789万1,000円と75万円の増収の分がここに出ています。

私も予算決算委員長としての立場がおまへのやわ。3月定例会に審議をしていただいて、各議員が審議してこれで26年度の予算は行こうやないかという中で審議をした中で、6月に途端にこんな料金改正で10月1日から施行して、864万1,000円の増収になりますわという予算書を出してもろても困るんやわ。だから議員各位が、それぞれこれに集中して質問をされてくると思う。

そこら辺、どういうふうに市長は思ってみえるのかな。予算決算委員会で、一部条例改正で料金改正やったら、そういう影響が出てくるという懸念はお持ち合わせでなかったのかな。まあ上げたらええやろうがというふうに思っておったかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、2月に受益者負担の適正化の基本的な基準ということ、12月の議会から議会の皆様にもご提示をさせていただいて、ご議論して2月に策定をいたしました。それに基づきまして、新年度の予算や、いろんなその検討を重ねて今日に至ったところでございますが、今ご指摘のように、この3月の定例会におきまして予算決算委員会のほうから附帯意見を頂戴いたしております。これは議員が委員長を務めていただきました。

この中では、行財政改革大綱に定めた各実施計画を確実に取り組み、さらなる事務事業の見直しや受益者負担の適正化等により歳入の確保と徹底した歳出削減に努め、早期に成果を上げられたい

という附帯意見を私どもは頂戴いたしておるものでございます。

したがいまして、先ほど前段に申し上げましたここに至ります行財政改革のそれぞれの議論は丁寧積み上げてまいったところでございますけれども、この準備が整いましてこの6月定例議会に議案として条例改正をお願いしておるという経過の中にあることをご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今、ついさっき竹井議員が言わはったやんかな。料金改正の料金の価格の設定の計算方式をここで出せと。そのときの答弁が、委員会に出しますわと。

基本的に、委員会審議もそれは大事です。だけど、本会議の各議員の質疑も、僕は優先して、それに基づいて各委員会の審議が始まると、私はそういうふうに思っています。その資料を出せと言うたら、後日委員会に出しますと。そんなん不親切やないかと。

あなたがその料金改定を速やかに行う、そういうふうに、予算決算委員長をわしはやっておるのやけど、そこから言われたで、早急にしたんがこれやと言われても、もっと細かい数字を出さんかいなと言われたら、後から出しますわで困るやないかと。

そんなんやったら、今市長が言うたことは全然違うですやんか。私は、それは速やかにそうやってやりなさいと言いましたよ。だけど、ことしの10月にやりなさいとか言うてへんに。市民の皆さんにも十分理解いただき、議会にも十分説明をし、議会の議決を得た後で市民の皆さん方にこうなりましたよとって、議会も議決をする限りは責任をとらなんですよ。議決責任というのが議会にはある。その本会議の資料に、竹井議員が言われたように資料がないのになどないなっておると言うたら、委員会で後から出しますわと、ようそんな不親切なことをやっておって、予算決算委員会でそうやって言われたでしましたわって、これがこれですよやではないでしょう。議論がかみ合わんのですわ。

それで、職員の駐車場の有料化でも、モチベーションが下がるでこれは有無を検討すると書いてある。特に、保育園の入園料とかそういったものをいろいろは大変なんです。私ら関町のときにも、1万8,600円を基準に、亀山市が4万1,000円やった。それで合併協で3万9,000円のときにけんけんがくがくやった。関は3万9,000円まで追いついてこいと。旧亀山は2,000円下げた。関の人らはえらいこっちゃんのうと。それでみんなもう保育園へ行かんと幼稚園へ行けど、こうなったときもあるのや。だから、これはなかなか首長としてはいろいろにくい部分があるのはよくわかりませ。

だけど、今の資料は後ですよ。そうやけど予算決算委員会でそういうようなことをせよと言われたで、今しますのやわ。おまえ何言うとのやと言われても、これは困る、私は。議論がかみ合わんのやわ。そこら辺、ちょっとどうですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の条例改正につきましては、大変重要な案件ということで、そこに至るさまざまな局面で、議会並びに市民の皆様はその考え方やその概要についてお伝えをする必要があると、このように私

どもも考えてまいったところでございます。

また、今回の3条例の改正につきまして改正の内容やその使用料の変化、あるいはランニングコスト等につきましては、この定例会の開会前の議会運営委員会におきまして、定例会資料としてお示しをさせていただいております。これにつきましても、本来ならば定例会前に何らかの形で、全員協議会になるのか別の機会がベストか、あろうかと思いますが、そういう場面での説明の場面が必要であったのかわかりません。しかし、これは議会サイドと協議の上で、こういう形でこの定例会に臨んできたということで、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、定例会の資料としてお手元に配付をさせていただいております概要につきましては、当然、議員の皆様によりよくご審議をいただくこと、それから市民の皆様によく理解をいただけるための資料として取りまとめをさせていただいてご提出させていただいたものでございますし、それ以上の、先ほど竹井議員のご指摘のようなより詳細の資料につきましては、また私も必要があれば議会のほうへご提出をさせていただきたいという考え方でございますので、その点につきましてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうやって言われると思ったで、次のわしの言い分を用意したんやけど、この提案理由の説明の中で、確かに火葬炉は焼却施設です。小動物な、犬や猫、それをみんな焼却と皆さん言うているけど、あくまでもあれは火葬でっせ。

私が思うには、生命のあるものは基本的に焼却するという表現を使うものではないよ。これは生命あるものは、だびに付すとか火葬に付すというのが基本的な考え方なんや。人間を焼却するというのは、アウシュビッツだとわからんけどな、焼却処分せよというかわからん。だけど、今平和なこの世の中で、小動物、犬猫であっても斎場へ行ったときには、これは火葬に付すと。

今回、改正理由は、焼却施設を使用する場合、市内の料金を定めるとおり改正する、小動物の焼却についてはと、こんな表現はあかん。そこら辺が気づかなあかんのや。それが市長の仕事なんや。どう思いますか、市長。これおたく、命あるものを火葬する場合は、だびに付す場合は焼却するではあかん。火葬するというような表現でこういうような文書を上げていって、そして本題に入りたけれども、答弁からいくと、小動物を飼うてみえる方が市内に2割強ぐらいやと。火葬に付されるのが大体50%から40%ぐらいやと。収骨したいと。だけど、それは民間に頼んだら3万円で、市のコストは1万9,800円かわからへんけれども、何で収骨なしと収骨ありに分けるの。わしは決して値上げしたらあかんとは言っていない。1万9,800円かかるので、ちょっとでもこれは負担してもらわなあかんと思うておるけれども、この区分はせんでもよろしいやないか、市民の施設やで。

今まで犬や猫や、わしのところはウサギを飼うておって、照会して、西口君間違うておったで。わし、ちゃんと息子ら収骨させてもろうたんやに、ウサギ。ちゃんと収骨させてもろうたで、わし毎日拝んでおるのやで、仏さんの前で、そこにウサギの骨を。

それでこれが収骨ありと収骨なしと分けた根拠がわからん。一遍教えて。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

お尋ねの質問の前に、火葬と焼却の話が出ましたが、一応、斎場の場合、火葬というのは墓地埋葬法上人間の死体を焼却するという定義がございますので、人間の焼却と小動物の焼却を分ける意味で使い分けをさせていただいておるということでご理解をいただきたいと思います。

それと、なぜ収骨あり収骨なしを分けたかということでございますが、午前中から答弁申し上げていますように、受益者負担の適正化を考える中で、受益者と受益者でない方の適正化の一方で、今回の場合サービス原価を計算する中で、受益者間でもちょっと不公平が出ておるのではないかと。といいますのは、申し上げたように収骨ありではサービス原価が2万円弱、収骨なしではサービス原価が1万円弱というふうに、ほぼ倍額のサービス原価の差が出ておるということで、受益者の間でも公平性を図ることが必要ではないかということから、収骨ありなしの区分を設けさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、公平性を図るんやったら、それなら職員の駐車場の料金を取りなはれ。大体1人1台3,000円として月150万、12カ月で何ぼになるのやな。それはえらい金になりまっせ。それでもっとサービスをしたらよろしいんや、市民に。まあええわ。保育料の値上げはかなり議論があるけどね。

公平性を図るのやったら、収骨ありと収骨なしとこうやって骨を拾うものと拾わんものはそうやって分けるのやったら、それをする前にすることがあるがな。ここで料金をして、75万円ぐらい収益が上がるぐらいやったら、職員の駐車場を取ってみな。2,000万越えるよ。これのほうはずっと税からの徴収よりも、利用者の負担を、職員もちゃんと出しておるのやなあと市民の受けはよろしいで。それしなはれ。

あんまり時間がないで、次へ行きますわ。言いたいことを言うておっては怒られるでな。

次に、議案第38号ですけれども、これは同僚の西川議員も質問させてもらうたけれども、指定管理に移行してから25年度、予備費充当ね。25年の12月に補正対応で3月にも当初をやった。6月にもこれまた1,400万の補正をやる。行き着くところはどこまで行きますのや、これ。

市長さん、どこまで。当初関ロッジの指定管理者移行においては、ロッジの企業会計の留保資金内で改修及び指定管理料を、指定管理者選定委員会に基づいて選考して行くと。そして改修工事をやって、残金2,000万強を一般会計に戻入しておると。それで指定管理になって、7月1日から関ロッジがスタートしたと。

その後、トータル的に、わしように計算せんもんで一遍教えてほしいのやけれども、指定管理移行後に幾らのお金が、この1,450万を含めて関ロッジに、指定管理後ですよ。指定管理料の上増しも含めて幾ら、これは財務に答えてほしい。補正も認め、緊急を要して財務がそれを担当しておるのやから、どんだけの金を関ロッジに入れたか、一遍教えて。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

昨年の7月1日に企業会計を廃止いたしまして、関ロッジからおよそ1,900万円の資金を一般会計に引き継いだところでございます。

指定管理料も含めまして、先ほど議員がおっしゃられた予備費の充用とか12月の補正予算を含めまして、25年度中におよそ2,100万円の支出をいたしたところでございます。

本年度当初予算におきまして約370万ほど、今回の6月補正で1,450万円ほどで、26年度で約1,800万円ほどの予算計上をいたしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、指定管理後に3,820万の金に関ロッジにもう入っておるわけや。

今回の1,450万の内訳は、お聞かせいただきたい。これからはどこまで行きますのやな。今から平成25年7月1日から指定管理をやったと。25年の7月1日からやって、それで指定管理をやったごたごたがあつて、そして今日に至っておるのやけれども、先ほどの答弁、ほかの方も質問はあったら、あと4年ちょっとあるもんで、こうやって入れていかんと、利用者の利便とか指定管理者の管理運営上支障を来すのでこうやって入れていくんやと。

そうすると、7月1日までまだきょう6月10日かな。まだ1年たっていない。あと20日ばかりで1年目を迎えるんやけれども、今後4年間の間どこまで行くんですかな、施設整備。市長、どう思われる、どこまでを考えてみえるのか。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジ指定管理で今後幾らぐらいお金が要るかということでございますが、現在検討段階ではございますが、さきに実施しました劣化度調査の結果、やはりボイラーのほかにも受水槽であるとか高架水槽であるとか、近いうちにかえなければならないような施設もございまして、そういったものが現在の指定管理期間中もおよそ2,000万ぐらいは必要になる、今回のボイラーを含めておよそ2,000万ぐらいは必要であろうということでございます。

また、経営の改善に向けましては、まださらに畳とかももう少しやりかえていったりする部分もございまして、いろんなところも古くなってくるので、そういったものを含めましても、やはりそれも2,000万ぐらいは必要になってくるかと。

また、もう1つ問題としましては、ブルートレインがございまして、こちらのほうは今最終検討をしておりますが、できましたら修繕をしたいという方向で考えていまして、それにつきましても1,000万を超えるような費用が要りますので、トータル的にこの第1回の指定管理を行っていくと思いと、指定管理料も含めまして今年度の分も含みますとおよそ7,000万ということでございまして、そこからこれまで払った分を引いたぐらいというのが必要になってくるかと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

言いくそうに言うさかい、そう言われても頭の中に入ってこんのな、俺。

だから基本的に、やっぱりいろいろ思いがあるんですわ。当初に関ロッジの存続に対して検討委員会ができた折に、もうやめてまえとか、今の指定管理にせえとかですな。コンベンションホールだけ残して宿泊施設はやめてとか、もっと画期的な新築せえという話があったんですわ。

私が関町に住んでおって、関ロッジに私は愛着を持っていますもんで、あそこでいろんな人との出会いをしたり、この議員の中にもあそこで結婚式されたり、いろんな愛着を持っておるもんで、やめてまえという人もござるしいろいろあるんですけれども、基本的に指定管理を市長が選択したときに、私はここで言わせてもろてあると思う。あくまでも直営にしてくださいと。どうせ指定管理にするんやったら管理者に物を言わさんぐらい徹底的に改修をせえというようなことやったと思う。

今、ざあっと計算で聞いておると、ブルトレとか何かもやっておったら四、五千万は今から考えておかならんと思っけていますけれども、それでよろしいかな。そういうふうな考えを持ってみえるか、ちょっと市長に確認したいんやわ、市長の考え方を。今も言われたように、ブルトレも直していかならん、それから畳もかえならん。だけど、あの指定管理者の協定書の中に、多額の費用を要する場合には、指定管理者と市当局と協議をして改修を行うという協定書が1個あるはずや。

ブルトレの場合でも、やっぱりこれはどうしてもブルトレがあそこにあることだけで、そしてあそこで宿泊することで、今もう私の年代ぐらいの人であそこで大阪や京都や名古屋や東京や、関ロッジのブルトレで泊まったわなど。それもまだ今残っておるのやなという、やっぱりそういうようなもので私はしていきたいでな、私はそういうふうな思いを持っておるで。

市長に一遍、今後の補正対応ね。今回は急務を要すると、当初よりも10倍以上の補正をやっておるんですわな。それと同じような意気込みで市長はやっていただくか、市長の腹の内を聞かせていただきたいと思ひます。よろしく頼みます。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざまご指摘をいただきまして、今後どうするのだということでございます。

今回といいますか、昨年の7月に関ロッジの運営につきましては企業会計を廃止して、民間活力を生かした指定管理者による一般会計での運営に切りかえに当たりましては、議員のご所見も頂戴いたしました、議会におかれましては特別委員会等々で研究いただいて、ご提言を頂戴したところでございまして、私どもも行政として、それらも踏まえ慎重に検討して決断をさせていただいたものでございまして。

また、その移行に当たりましては万全の準備をいたしたつもりではございましたが、残念ながら指定管理開始以降にも多くの修繕工事等の必要性、あるいは老朽化した施設そのものの限界というような局面に直面をしまいったところでございます。

今後、先ほど支所長が申しました、従来ですとこの25年度、いわゆる内部留保で残っております1,900万を一般会計へ既に組み入れて、昨年度だけでそれも含めた2,100万の公費を投

入させていただいてまいりました。今後につきましても、何をどこまで、あるいはそれ想定外の、老朽化しておりますのでいろんなことも問題として出てくる可能性もございます。これに対してどのように対応していくのか、私どものコストの問題もございますし、またブルートレインにつきましても現時点で最終的な判断をしておるものではございませんが、さまざまな角度の検討を現在加えておるところでございますけれども、これらの全てにつきまして、しっかりとした私どもは見きわめをしなければならないというふうに現時点で考えておるものでございます。

今後の議論につきましても、議員の皆様それぞれのまたお考えもあろうかと思っておりますけれども、ぜひしっかり見きわめて賢明な判断をしてみたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長に一言だけちょっと申し上げておきたい。

いつきの施政者によって物事を左右してもろたら困る。一つの歴史があるんやでな。あの関宿は今度30周年がある。その関宿の30周年をやるのに、首長は山内さん、松枝さん、清水さん、田中亮太さん、そしてあなたと5人の首長がずうっとやってきた。関ロジもただあなたの思いつきだけで、ブルトレなんてやめておこうというのはやめておいてください。終わります。

○議長（前田耕一君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時20分 休憩）

（午後 3時30分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をいたします。

まず議案第30号亀山市税条例等の一部改正についてです。

今回、市税条例の一部改正のうち、軽自動車税の値上げと法人市民税法人割の税率引き下げを取り上げます。

まず軽自動車税の値上げですが、今度の値上げには自動車業界から消費税増税にあわせて、兼ねてからあった自動車取得税は消費税と二重課税になるとの主張に基づいて、自動車取得税の廃止を求めていたのを受けて、この税率を引き下げることと大きな関係があります。そして、政府与党の税制改正大綱では、消費税率が10%になるとされる2016年には、この取得税を廃止するということが言われております。

こうした自動車取得税の引き下げに伴い、かわりの財源確保として出てきたのが軽自動車や原付オートバイなどに係る税の大幅な引き上げであります。今回の値上げは、対象となる車の種類、用途や新車、中古車などの違いによっても実施時期がそれぞれ異なるといった非常に複雑なものとな

っております。

そこで、まず改正の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、軽自動車税の標準税率が見直されたために改正するものでございます。

改正内容でございますが、原動機付自転車等につきましては、平成27年度以後の税率を1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げます。軽自動車につきましては、平成27年度以降に新たに取得される軽自動車等の税率を、自家用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては、農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、地方税法において標準税率が定められていない小型特殊の税額については、他の車種の標準税率を参考にして見直すことといたします。例えば、原付自転車は1,000円から2,000円に、自家用乗用軽自動車は7,200円から1万800円に、軽トラックなどの自家用貨物軽自動車は4,000円から5,000円に、トラクターなどの小型特殊については1,600円から2,400円に改正をしようとするものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

大体答弁いただいたわけですが、全部を説明するわけにはいきませんが、1つは自家用の軽乗用車、これについては再来年の4月から7,200円が1万800円へ1.5倍、それから同じく自家用の貨物というものについては4,000円から5,000円へ1.25倍値上げをされるということですね。これはあくまでも新税率が適用されるのは、来年4月1日以降に最初の新規検査を受ける新車のみだということでもあります。

もう1つ大きな変更というのが、軽自動車税にはなかったんですけども、重課といういわゆる重い課税というのが導入されるということが新たに決められております。自動車税というのは、地球環境を保護する観点から、排出ガス機能が抑制され、燃費性能のすぐれた環境にかかる負荷の小さい自動車に対して自動車税が軽減をされる。一方で、新車登録から一定年数、例えば10年以上とか、そういうような年数を経過して環境負荷の大きい自動車に対しては自動車税を重くするという、こういう制度がとられている。これを自動車税のグリーン化と呼ぶそうであります。

重課というのは重い課税ということですが、簡単に言うとこのグリーン化により、古くて環境への負荷が大きい車には自動車税を高くすると、こういうものだと理解しております。例えば、ハイブリッド車のような環境性能がすぐれた車には取得税が非課税になっていたということですね。この取得税が廃止されると失われるエコカー減税というものが、グリーン化機能を代替する必要があるということ、これを軽自動車に重課を課するという背景になっているわけであります。

この軽乗用車の重課ということについて、再度説明をお聞きしたいと思います。金額的にどうい

うふうに変わってくるのかということで。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

軽自動車の重課について、ご説明をさせていただきます。

議員おっしゃられたとおり、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車等について、平成28年度から新しい税率の20%の税金が余分にかかるということが重課でございます。

乗用、貨物にかかわらず平成28年度から重課措置の対象となります。自家用の乗用軽自動車で13年を経過した車の場合、現在7,200円なんですけれども、28年度から20%の重課が加算されて1万2,900円に一遍に上がってしまうということになります。

亀山市において、平成26年この4月1日現在で13年を越える重課の対象となる軽自動車は1,958台と、今見ておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

説明をいただきました。

2016年、再来年の4月以降に最初の新規検査から13年を経過したものについては2割増しやということであります。

自家用の軽乗用車の重課については、金額でいうと7,200円が1万2,900円へ1.8倍、約2倍になると、こういう非常に重いものであります。

そこで、1つお尋ねしたいのは、この重課というのは、今の説明を聞いていますと新車というような言葉がよく出てきますけれども、新車だけに対してなのか、それとも既に使っておる中古車というようなものも含まれるのか、この重課の対象がどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

軽自動車及び小型特殊自動車は、平成27年度分から自動車税が引き上げられますけれども、軽四輪車等については平成27年4月1日以後の最初の新規検査を受けるものから新税額を適用いたしまして、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものは現行のままということで、重課だけについて申し上げますと、重課については中古車はかからないということになっております。

ちょっと言い間違えたかわかりませんが、重課は13年を越えた車は全て重課が適用されるということです。新税額の場合は、中古車は適用にならないということでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要は、この税率が改正をされる、税率が上がる。その時点で、いわゆる新車のものについてはこ

うしますよみたいな決め方がされているけれども、この重課に関しては、この税率が上がる前に既
に買ってある車についても、結局13年たった時点で重課がかかるということを言いたいわけです。

例えば、税率が上がる前に12年もう過ぎておつたと。そうしたら1年でもって重課になるとい
うことなんです。だからその点が、何かいかにも新車の最初の新規登録から13年ということばっ
かりが宣伝されていくと、13年間は大丈夫やと思うんやけれども、そうではないということを確認
したかったんです。

それからもう1つ、原付二輪車の標準税率が約1.5倍に引き上げられます。特に原付は上げ幅
が2倍ということで、一番大きくなるわけです。

これは先ほど言いましたような新車、中古車の区分も区別ありませんし、対象についても限定
するというような措置はとられておりません。こういうような問題が今度の値上げにはあるわけ
です。

最後に、これは重要な問題だと私は思いますけれども、現在、軽自動車の普及状況というのを見
てみますと、大体新車販売台数の4割近いシェアを占めておると。これは経済的にかなり厳しくな
ってきて、やっぱり軽自動車に切りかえていくというような傾向もありますし、それから地方とか
都市の郊外とかというところでは、やっぱりどんどん軽が普及している。

亀山でもそうですけれども、農村部へ行くとやっぱり軽自動車がいっぱい走っています。そうい
うようなところで、軽自動車というのは非常に市民の足として大きな役割を果たしているわけ
ですけれども、だから1世帯で何台も軽自動車を所有しているというような世帯もあるわけです。だか
ら、こういう世帯にとって、今回の値上げというのはやっぱり大きな影響を与えるのではないかな
というふうに思いますので、そこで今回の値上げは特に亀山のような公共交通が十分でないような
地域、いわゆる車を移動手段として重要なものとして使わざるを得ないような地域にとっては、私
は非常に大きな影響があるんだろうと思いますけれども、こういう今回の値上げによる影響とい
うものをどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員申されたように、軽自動車が新車販売の40%以上を占めるようになってきております。

当市におきましても、先ほど申し上げましたが、軽自動車の登録台数は過去5年間で約1,50
0台増加し、平成26年度では1万7,064台となっているところでございます。亀山市の本年
4月1日現在の世帯数が約2万世帯であることを考えますと、多くの家庭で影響があると考えてい
るところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今消費税が8%に上がって、いろんなものが値上げをされる中で、やっぱりこういう移動手段と
して欠かせないものまで1.5倍だとか2倍だとかというような値上げがされてくるということは、
本当に市民生活を直撃するのではないかなというふうに思っています。

今回の値上げが特に私は問題だと思うのは、自動車業界が取得税をなくすのために、その代替

の手段としていわゆる軽自動車に増税をするということをしてきたと。つまり、自動車業界にとってプラスにはなるけれども、そのツケを結局国民に負担をかぶせていると、こういうものだろうというふうに思うんです。こういうことは見逃しできないし、それから先ほど言いました亀山のような地方都市にとって、軽自動車というものの役割を考えれば、こういう増税はやっぱりやるべきではないということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次は、法人住民税の法人税割の税率引き下げであります。

この問題については伊藤議員も質疑をされましたので、私は特に1点だけお伺いしたいと思います。

この税制改正で亀山市の財政が増減どうなるのか。つまり、法人住民税の法人税割は減るわけですね。一方で、その分を地方法人税として、いわゆる交付税の財源とすると。だから、その地方交付税が今度はその分として来るのかどうかという問題ですね。

これは先ほど部長が、余り期待できないというようなことを言われましたけれども、改めてこの税制改正によって亀山市の財政に増減でどんな影響があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の法人市民税の引き下げの影響でございますが、先ほども申し上げましたとおり、12.3%から9.7%に引き下げられまして、国税において国、県から引き下げた分を同じ率で地方法人税、仮称でございますが、これが創設されて地方交付税に算入されると。地方交付税に算入されるところの、基礎数値として組み入れられるというふうに聞いております。

この影響が出るのは27年度で、要するに今年度の26年10月1日から事業が始まる、要するに決算が始まるというふうに書かれていますので、来年度は半分ぐらいのところの影響だろうと。28年度はもう全額影響されますので、引き下げられる額が1億5,000万円程度だというふうに今は試算しておりますけれども、これが法人市民税の地方法人税（仮称）が創設されまして地方交付税の原資として交付される分について、現在のところ具体的なことはまだ出てきていませんので不明でございますが、伊藤議員のときにも申し上げましたけれども、うちの財政力指数が0.975と。これを1を越える自治体は交付がゼロだということですので、うちは1に近いような数字の財政力指数になっていますので、その集めたものを財政力指数に応じて分配するということが交付税措置のことでございますので、多くは期待できないだろうと。

そうしますと1億5,000万円ほど下がって、いただけるのは少しだろうと、数千万円ぐらいになるのかなあと私は予測していますけれども、これは定かじゃないと。交付税の額も、少し数字をいじられますと大きく変わってまいりますので、その国の動きによってそれだけの要因じゃないことが起こってまいりますので、今どれだけの額だということは申し上げられませんが、私が考えていますのに、大きな影響というか、いただけるものは少ないだろうと。ですから、削減幅が大きいというふうに捉えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今、部長が言われたような方向でもし動いていくとすれば、本当にこれ地方任せだと思わずよ。勝手に国が2.6%分、自分のところへ持って行って、本来国がちゃんと調達をしなきゃならん国税の何%という割合でもって地方交付税の財源をつくらなならんのですけれども、それをせずに地方が本来収入とするこれを巻き上げておいて、それを交付税の財源にするなんていうことは、これもうもってのほかだと思わんですよ。

こういうやり方は、先ほどの伊藤議員の質問にもありましたけど、本当にこれ地方分権に逆行する、どんどん中央集権に行くような、国の言うことを聞かぬや金やらんよと言わんばかりのやり方やないですかね、これ。だから、このことについては、市長ぜひ大きな声で、こういうやり方はやってもろたら困ると、地方分権に反するというのをぜひ大きな声で言っていたきたいということを申し上げて、次に移っていきたいと思います。

次は、議案第38号平成26年度一般会計補正予算であります。

この問題についても、岡本議員がかなり細かく質疑をされましたので私と随分ダブるんです。この中に、社会保障・税番号制度システムという導入事業として745万2,000円というのが計上されています。よくマイナンバー制というような言い方をされています。社会保障・税番号制度とややこしいんで、マイナンバー制というふうに呼ばせてもらいますけれども、この法律ができたときに、日本弁護士連合会がこういう声明を出しています。

本法案には、日本社会の今後のあり方や財政に重大な影響を与える問題があるにもかかわらず、十分な審議に基づく抜本的な見直しを行うことなく、国会が拙速に本法案を成立させたことは極めて問題であり強く抗議するという会長声明を出しております。

問題点というのは、先ほども指摘がありましたように、一元的に管理をすることによってのいろんな問題があるわけですが、それで1つお聞きしたいのは、行政側から見れば一元的に管理できるというのは、いろんな形で活用もできていいんでしょうけれども、じゃあ国民にとってどんなメリットがあるのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

国民にとってのメリットでございますが、まず行政手続の効率化というものが上げられると思います。

例えば、児童手当の現況届における健康保険証の写し、国民健康保険加入手続における資格喪失証明書、確定申告における控除証明書と、こういった添付書類が不要となります。また、本制度により確実な本人確認及びより正確な所得把握ができるようになることから、年金問題でございますが、本来給付されるべき年金の給付漏れや給付過誤の防止といったきめ細かな社会保障給付が可能となります。

さらには、医療費の問題でございますが、高額療養費制度におきましては、本制度において所得が正確に把握されれば事前に一定額を超えた医療費を支払う必要がなくなるといったメリットも見込まれます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに、市民からすれば、いろんな手続をもっと簡素化してほしいという声はあるのは事実やね。だから、それに向けて改善はしなきゃなりませんけれども、先ほどの答弁の中から1つだけ取り上げれば、例えば所得が本当に正確に把握できるのかということなんですけれども、これも日弁連はこういうふうに言っています。

マイナンバーを導入しても、所得の正確な把握は不可能だということを日弁連は言っております。もちろん社会保障制度自体も改革だと言われてはいますが、その中身がまだきちっと決まっていな。そんな中でこれに連動するような形でマイナンバーだけが先に先行して、もう決まっていくというようなことですね。だから本当に大丈夫なのかということが言われるんだと思います。

これは日本で初めて導入をされるわけではなくして、既にもうこの同じ制度を導入した国がアメリカであり、韓国で導入をされています。ところが、このアメリカでも韓国でも、情報漏えいの問題とか、それからなりすましというような問題の犯罪が物すごく多くて、今見直しが迫られているというふうに聞いています。

そこで、こういう制度を導入するに当たって、これは岡本議員も聞きましたけれども、本当に個人情報やプライバシーの保護がきちっと守られるのかどうか、実効性のある措置がとれるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、議員おっしゃられるように、世界的に活用されておりますマイナンバー制度につきましては、欧米やアジアの国々におきましてもハッカー等によりまして大量の個人情報が流出し、なりすましや詐欺などの犯罪の温床になっていると、こういった報道はよく耳にするところがございます。こうした海外の事例を検証してみますと、やはり共通して言えますことは、個人情報を扱う範囲を行政機関のみとせず、民間の機関まで拡大しているということが大きな要因というふうに考えております。

個人情報漏えいの防止対策につきましては、先ほども岡本議員に申し上げましたとおりでございますが、やはり現在のシステムは住民基本台帳、税及び社会保障情報といった限られた情報のみでございますもので、私といたしましてはリスクは比較的小さいものと認識をしております。現在の防止対策で対応できるものと考えております。

しかしながら、便利さや迅速さを追求するが余りネットワークを広げますと、ご懸念のようなリスクは急激に高まるものと考えております。先ほども市長がご答弁申し上げましたとおり、情報漏えいのリスクを十分に勘案し、市独自でどのようなサービスができるか、議会のご意見も賜りながら慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、もう本当にこんな問題の多い制度はやっぱりやめるべきだと。

例えば、こういうことを言われる人もおるんですけど、分野別のものをしたらどうやと。一元化

にせぬに、例えは医療分野のものとか、それから年金の分野のものにするとか、そういう分野別のものにしたらどうやというよなことを言われる方も見えます。例えは、それで何かがあつてもその範囲でおさまると。ところが、今出ているのは本当にありとあらゆるものを全部わかつてしまうという、1つ間違えば本当に怖いものになるんで、そういうよな形で一元化するというのは問題が余りにも大きいんではないかなというふうに思いますので、やっぱり私はこの制度はやめるべきだということを指摘して、次の議案に入ります。

最後に、議案第46号の専決処分した事件の承認ということで、国民健康保険税条例の一部を改正して保険税の負担軽減の対象の拡大を図ると。これも岡本議員の質問にありましたけれども、今7割、5割、2割という形で、所得が少ない方については均等割と平等割の軽減措置がとられているということですね。

なぜこういうことが行われたかというのと、ずうっとこれは議会で取り上げていますけれども、国民健康保険税の負担が所得の少ない人に余りにも重くかかっているということがあつて、構造的な問題だということでこういう措置をようやく国がとったんだろうというふうに思います。

それで、今まででしたら5割軽減の対象が単身世帯は及ばなかったということですね。それが今回、単身世帯も対象に加えるとか、それからいわゆる軽減対象となる所得基準額を引き上げるとかいうよな形で拡充されたということですがけれども、それでできるだけわかりやすくするために、この改正で国税がどれくらい下がるのかということ、できればモデルケースで示していただければ理解がしやすいのかなあと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

この改正によってどれくらい下がるのか、またモデルケースで例示をしてくださいということでございます。

現在、国民健康保険税の算出につきましては、所得に応じた所得割額、固定資産税額に応じた資産割額、世帯ごとに発生する平等割額、加入者数に応じた均等割額の4種類で計算をされます。今回の国民健康保険税の軽減措置につきましては、所得状況に関係なく加入者数等により算出される平等割、均等割の応益分について7割軽減、5割軽減、2割軽減することにより低所得者への負担緩和を図るものでございまして、この改正ではそのうちの5割軽減、2割軽減の軽減判定所得がそれぞれ拡大されております。

そこで、モデルといたしまして具体的にご説明をいたしますと、例といたしまして3人世帯で所得が100万円、固定資産がない場合、現行の保険税は2割軽減で年額17万9,400円ですが、改正後の保険税は5割軽減となり、年額13万7,300円で4万2,100円が軽減となります。

もう1点、所得が150万円の場合、現行の保険税は軽減適用がございません。年額25万2,900円でございますが、改正後の保険税は2割軽減となり年額22万2,400円で3万500円が軽減となるというところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

わかりやすく言っていただきました。

3人世帯100万円の所得という場合で、2割の軽減が5割軽減に該当してくるので4万2,100円の減になる、それから150万円の3人世帯の場合ですと、2割軽減が適用されて3万5000円の減になるということで、これは非常に大きな減額措置になるのではないかなということで、やっぱりこのことについてはいい方法で改善されてくるのかなというふうに思います。

ただ、これをしてはまだまだもとのあれは高いんで、今後も引き続きこの問題は払える額にするという意味での改善を図っていただくように、国にも市にも求めて、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

最後の質疑でございます。

議案第32号、33号、34号、いずれも関連がありますので一括して質問させていただきたいと思いますが、きょうも朝から8名の議員のうち6名が既に詳しく質問をされておまして、中身は別として、いろいろ議論があったと。委員会等で詳しく審議されるものと思っております。

答弁としては、公平性の観点から適正化を図り、また受益者負担の適正化を図るということが再三述べられております。そこらについては詳しくは答弁等で聞いておりますので、重複いたしますので避けたいと思いますが、なぜこの6月議会に提出しなければならなかったのか。

この議会の経過を見ますと、確かに本年度予算については議案提案されて、確かに所信表明の中にもこのことについては見直したいという表現もされております。しかし、それが3月にやったのがなぜこの6月でなければならなかったのかというのをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

19番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたが、亀山市総合保健福祉センター条例、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、亀山市斎場条例につきましては、亀山市行財政改革大綱後期実施計画において、平成24年度に見直しの検討、25年度に見直しの要否の決定、26年度に決定事項に基づき実施と位置づけし、担当部においてアンケート調査の実施や見直しの取り組みを進め、ようやく本議会において条例の一部改正を提案させていただいたところでございます。

今回の受益者負担の見直しの要否の決定に際しましては、特定の市民に提供するサービスの対価として、公平性の観点から適正化を図る基準を設ける必要があると考えまして、本年2月に受益者負担の適正化に関する基準として策定をいたしましたものでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

私が聞いたのは、なぜ6月議会なんですかと。26年度にやりますよと。だから、それを決定し

てそれを実行しますと。26年度には6月議会もあれば、9月議会もあれば12月議会もある、3月議会もあるわけです。

だからなぜ6月に、早々にこれをやらなければならなかったのかということをお聞きしたんです。なぜ年度途中で、確かに条例改正は私は反対するつもりはないんです。今の根拠に基づく条例改正をするということについての、中身についてはまた十分今から審議されると思うんですけど、なぜ年度途中で料金改定が伴う、市民の負担が伴うものをなぜこの6月にやらなければならなかったのかということをお聞きしておるんであって、それがリンクしておるのは、当然また議案第38号との関連もあるんですけど、確かに補正との絡みでどうしても必要なものであれば、歳出の伴う条例改正というのはあって予算とリンクする。しかし、歳入は伴うのにあって、条例をまず制定して、その後、その条例の結果をもって歳入があればいいんですけど、今回は歳出の場合ではやむを得んと思うんですけど、歳入を伴うのになぜ予算とリンクするような条例をこの時点で出さなければならなかったのか。

それと今さっき櫻井清蔵議員が言われたように、この受益者負担の適正化に関する基準の中に本来民間で類似サービスの提供のあるものというのが9項目上がっておるんです。その中の3項目があえてこの6月議会で、再三今説明してもらった中に、この中には約100%の提供のあるものについては9項目あるんです。そのうちなぜこの3項目だけなのか。後は葬儀場とか市民農園施設、国民宿舎、石水溪、消毒機、温泉スタンドとあって、これだけなぜ先行しなければならなかったか。この後の件については、9月議会、12月議会、本年度中に最終年度についてやるというのであれば、この後の6項目は年度内にやるということなのか。

なぜこの6月議会で3項目だけやったのか、それについてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まずこの6月になぜこの3つの条例だけなのかということですが、本来ならここに掲げたものを条例改正できるとよかったのですが、いろいろ議論した結果、まだ審議途中のものとか議論の途中のものもございまして、議論できたこの3つについて今回6月で提案をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

そうすると、後の6項目は、ことしが最終年度であるから適宜行財政改革大綱の中で重点的にやりたいと施政方針の中であったんですが、後の6項目については年度内にやるという方向で検討されておるのかということについてと、それについて、どのようにこの3項目については、中身についてはいろいろあろうかと思えます。

ただ、2項目については予算と関連しておる。このことについて、私は見解の相違があろうかと思うんです。歳出を伴う条例改正は、やはり補正予算はどうしても急施を要する歳出が伴う場合については当然補正予算として、その補正予算を出すについては根拠が要る場合には条例というもの

がある。

今回は歳入ですね。700万と七十何万ですけど、この条例が通るのを前提として予算をつけておる。この条例が継続審査なり、また廃案とはいかなくても、反対するつもりはないけど継続審査なりになった場合、その補正予算の歳入は凍結されるのか、修正動議が出されるのか。これは議会で今から十分審議して、きょうもいろいろ議論があるんですよ、この条例改正に。これは通るものとして予算を組まれておるのか。私は、それは非常に議会に対する軽視やと思うんです。今から十分議論をした中で、この料金改正が十分審議されて、原案どおり通るにしろ通らないにしろ、原案どおり通ったら初めて予算化がですね、10月1日施行なら9月にその予算を乗せればいいわけで、歳出であれば予算がないと執行できない、急施を要する補正であれば。

歳入は、繰越金5,000万に今回1,400万で約7億ぐらいある繰り越しがあるはずですよ。十分歳入は見込めるはずですよ。余裕もある。だけど、あえてこの条例は通るものとして、700万を議会は通るものとして予算化されておるのか、その辺について確認をします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず条例と予算は一体のものであり、同時にご審議をいただくことが本来であろうと考えるとともに、行財政改革大綱後期実施計画に基づき平成26年度中に速やかに実施するために、本議会において条例改正案と、条例改正により増額を見込む使用料を計上した補正予算を同時に提案させていただいたところでございます。

議員先ほどご所見がございましたように、歳出については条例と一緒に上げなければなりません。歳入については、法律上はそこまでのことを指摘しておるものではございませんが、今回は行革大綱の中で位置づけて、それと受益者負担の議論をさせていただいた中で、一緒に上げたほうがご審議していただきやすいやろうという思いで上げさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

これは見解の相違やと思うんで、確かに歳出は、当然歳出をするについては根拠が要る場合は、条例が伴った場合は、条例と歳出の予算についてはリンクする。当然、同時に審議する必要があるかと思うんです。

歳入の場合についてのそれは、今財務部長は、それは私の見解の相違やと思うんですけど、これを法的にも、これは同じでなければならんことはないはずなんです。当然、予算審議をして、特に今年度は消費税も上がり、また県民税均等割も、それから復興税とかなりの額がどんどん上がる中で、こうした中でまた住民負担をここで上げるんだと。それも年度途中に上げるんだというのであれば、ことし十分条例審査をして、来年4月からということであっても、さほどこの財源がなければ本年度の予算が、決算が迎えられないというものではないと思うんですよ。繰越金もかなりあるはずですよ。なのに、なぜここで条例を変えて、即歳入予算を見込んでやらなければ26年度予算が成り立たないのかという考え方は、当然、私は見解の相違であると思うんですけど、やはりこれはその考え方を改めてもらわなければならんと思うんです。

今回のやつも、この条例は通ることを見込んで、まだ今から審議する、どういう料金が、これは修正ができるかもわからん、継続になるかもわからんといった場合に、歳入予算は修正をかけるのか凍結するのかなということが起こり得ることは想定されるはずですよ。歳出と違うんです。それはやはり議会審議を今からする中で、余りにも軽率じゃないかと思う。

私が思うのは、この10月1日の施行であれば、まだその経過と状況を見た中で、9月議会での審議の結果条例が成立した後、これに伴う歳入を見込むのは別に9月議会でもあったらと思うんです。10月からなんだから、傾向を見て、今まで見た料金を上げることによって利用者が増減するかによっては、また12月に修正もかけられる。そういうことはできると思うんですよ。即、イコール変えたらこっだけ増収になるんやということについては、まだまだ未知数だと思うんです。

ということは、これは条例改正より料金改正ありきというさっきの議論に戻っていくと思うんです。だから、こういう場合は10月に施行であるということ自体も非常に不自然であるけれど、10月施行されるのであれば、十分審議した後、その歳入を見込むのは9月ないしは12月で十分じゃなかったんだろうかと。

それから、廃棄物についても来年の4月であればまだまだ今から12月で、通常であれば12月ぐらいまでにこの条例の中身を十分企業間とも含めて審議を十分議会で尽くした後、3月議会で来年当初に反映できるというのであれば、今の消費税の問題であってもやはりいろんなみんな期間を置くんであれば十分審議して、いきなり審議なしに予算はこうですよというのでは見込みが悪いので、やはりこの辺については来年の4月1日であればことしの12月までに十分条例の審査をした後ですね。それで予算は当初予算に反映するということが一番好ましかったんやないかなあと思います。

これはもう見解の相違であろうかと思うんですけど、その辺について再度、まあ見解の相違であればやむを得んと思うんですけど、財務部長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、今回は条例改正だけを上げて補正予算は9月とか12月にもできるじゃないかということは、ご指摘のとおりだろうというふうに思っています。それも一つの考え方の方法だろうというふうに考えておるところでございます。

今回は、上げさせていただいたのは、くどいようかわかりませんが、今までこう審議をさせていただいて、受益者負担の見直しを行っていく最終年度でやっていかならんということもございまして、条例と予算は一体のものであるという考え方と、行財政改革でこの受益者負担の見直しについては一番当初は平成22年度に掲げて取り組みをやってまいりました。

もう22年からしますと5年以上がたって、いつまでしておるんやと。その中でも、櫻井議員からも言われましたが、全部ができてない部分もございます。まことに私としては申しわけないことだなあというふうに思っておるところでございます。

そんなことも考えて、今回は条例と予算は一体のものという考えで上げさせていただいたところでございます。議員がご指摘いただいたように、そのような考え方も今後とも参考にして、また次の案件にはそれも考えていく必要があるのかなあというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

条例と予算は一体であるべきやったという、そこがもう見解の相違なんですけど、やっぱり歳出の場合はやむを得んけど歳入の場合はもう少し考えていかないと、これもきょう8名のうち6名の方がいろんな中身の状況について質問があった中に、これはご無理ごもつともなもの、本当に適正な条例で、料金改定で結構ですと言うておるわけではないと思います。

いろんな議論が出る中で、やはりいろんな修正もかかる場合もあれば、いやいやなかなかこれは十分審議を要するので継続にしようやないかということもあり得ると思うんですよ。それにはやはり当然予算は伴わない。予算は凍結するなりせん以外に方法がないということがあり得るということなんです、この歳入の場合は。歳出は緊急を要する、どうしても事業費を執行できる予算をつけないければ、それに伴う根拠としての条例をつくるということでリンクする場合はあっても、歳入は伴わないということをも十分、見解の相違であるというだけでは済まされん。

あえてこの議会の審議の軽視になるということも踏まえて、今後取り組んでいただきたいなあというふうに思っております。

それでは、次に議案第38号、20款の諸収入、雑入でございます。

歳出を伴っておりますので、返済金7,130万円が歳入として計上されております。このことについては、2月17日に加太の林業総合センターの火災に伴う関連のことだろうと。それに伴う歳出が7,130万、同額が出ております。

このことについて、この歳入とそれから歳出の執行内容について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今議員もおっしゃいましたけれども、林業総合センターにつきましては本年2月17日の火災により現在一部閉館をしており、林業関係団体や地域の皆様には大変ご不便をおかけしております。

現在、同センターの復旧につきましては予備費を充用し設計作業に入っております。今後、その設計をもとに早期に復旧工事に着手し、年内をめどに一日も早い復旧を目指したいというふうに考えております。

今回、まず歳出予算でございますが、合わせて7,130万円計上させていただいております。これにつきましてはまず同センターの復旧工事費と、それとその工事に伴う施工監理費でございます。その同額を歳入予算として、弁償金で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

確かに、歳出は6,800万と監理費を含めて計上されておると。なかなか地元の要望に応じた復旧はできないと。原形を復旧する以外に方法はないということで、この程度かかるんかなあと。これ以上かかるのかもわからんけれども、この程度で復旧はできるんだらうという市側の見積も

りについてはできるだけ早く、年度末といわんと12月までには、できるだけ早い時点で地元の要望に応えられる施設の改修をしていただきたいと思います。

ただ、歳入の返済金7,130万について、それに疑問が残る。といいますのは、7,130万には、議会のほうへは報告がありました。予備費充用は既に設計料が300万充用しておられるわけですね。だから歳出にあわせた7,130万やなしに、そこへは歳入は7,430万見込まなければならぬ。全額補償してもらおうのであれば見込まなければならぬというふうに思うんですけど、その辺についてどのようにその予算を、歳入歳出を合わせるのかということになると思うんですけど、これについて全額補償するということについては、これは非常に難しい交渉だろうと。

その火災の当時ですね。これは日本空調が工事をして、不慮事故だろうと思うんですけど、その当時、日本空調が保険のアップラーがまず最大5,000万です。それ以上かかった場合は、それは私のほうの会社でその分は見ますわというふうな話を私はその現場で聞き及んだんですけど、しかし今、この復旧の中で交渉はされてみえると思うんですけど、私が聞き及んでおるのでは、日本空調は今のところ向こうの保険会社との交渉の中で、3,000万から3,500万ぐらいだと思うんです。

となると、この7,130万円と補償してもらえるとという予算を計上しますが、非常に困難、難しい無理な予算が盛ってあるというふうには思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回、歳入予算で計上しております弁償金7,130万の関係でございますが、当然、林業総合センターの火災による復旧工事等に関する費用でございます。原因者である空調会社に全て負担を求めるものでございます。

なお、空調会社からは、火災事故によって亀山市に生じた損害について、責任を持って賠償に応じる旨の誓約書を徴収いたしております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

そうすると、私が聞いておる範囲内、この事故に関してのアップラーは5,000万しか出ませんというのは、それ以上を向こうが誠意を持って、責任を持って出すという確約がとれるんですか。

これ私が聞いておる範囲内で非常に難しい、というのは、非常に不自然なのは、この火災が起こったのには公共施設の空調保守管理委託を、これだけの施設を今亀山市は全部委託しておるのに、亀山市の場合はほとんど三重水熱というところへ空調保守管理委託をしておるんです。当然、この林業センターも三重水熱で空調に関する保守点検委託をしておるんです。にもかかわらず、この修繕工事を5万円ですか。なぜ日本空調にやらせたんだろうかと。なぜ空調管理委託をしておるところにやらせず、会社と違う日本空調にやったんだろうかというところは、私も非常に不自然なんです。

何のために、市は空調施設委託管理料を払って管理してもらっておるのに、その故障は何で日本

空調に行ったのかというのが非常に不自然。普通であれば、やっぱり保守管理をしておるところが修繕すればこの事故は起こらなかったものかもわからんし、全然違う日本空調が、携わっておらん人間が5万円の修繕料でしたら、ああいう事態で大きな7,000万という事故が起こったということを知り及んでおるのやけど、なぜ保守管理委託料の範囲内でそれをやらなかったのか。

なぜ三重水熱じゃなしに日本空調に5万円でやったのかということにも、1つこの補償についての非常に大きな因果関係が出てくるというところで、この補償金は非常に難しい。裁判にでもならなければ、これは解決せんと違うかというふうに非常に心配しておるんです。その辺についてのお考えがあれば。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今後、この損害賠償の請求につきましては、全額徴収すべく市の顧問弁護士とも相談して進めて頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

頑張っていたきたいなあと。

ただその修繕料、なぜ保守管理委託料でしておる各公共施設の空調施設の保守管理委託料について、なぜその業者じゃなしに違う日本空調にやらせたのかということと、補償金を全力で、弁護士を入れて取るというても、まず私は取れんだろうと思うんですよ。まず難しい。

であるならば、今の7,430万に当然市は火災保険を掛けておるでしょう。不可抗力の場合になるのか、それは第三者になるのか不可抗力になるのかによって、市の公共施設で火災保険を掛けておると思うんです。それはこの林業センターの火災に対して、どのような火災保険が適用を受けるのか、あわせて伺います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず1点目の保守点検を委託しておる業者じゃなしに、別の業者に今回の修繕の発注をしたのはなぜかということですが、今回の火災の事故の原因となった修繕につきましては、玄関を入れていただいて、いわゆる図書室のエアコンの本当に一部の部品の取りかえ修繕というような感じでしたので、保守点検業者ではなく別の業者に発注したというふうな事情でございます。

それと市の掛けておる保険の関係でございますが、確認をしておりますが、今市の過失がゼロ、相手方の過失が100、いわゆる100ゼロということでございますので、その辺市の掛けておる火災共済から共済金が出るかどうかについては、ちょっと今後確認をしたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

その保守管理委託業者に頼まなかったというのは、これは非常に問題があるかと思っております。今

後の公共施設の管理、保守点検、あらゆる面に影響が出てくると思う。安いからいいんやというだけやなしに、やっぱり専門は専門、そのために保守管理委託を頼んでおるので、やっぱりそれらについてはもう少し誠意のある対応をしていかないと、こういう事故は今後も給排水、電気、そういう点に起こり得るだろうと思うんで、もう少ししていただきたいなど。

確かに頑張りますということなんですけど、取れなかった場合は裁判をしてでも全て取ると。一般財源は使わなくてやるということで申し上げておきまして、一応私の質問は終わります。

○議長（前田耕一君）

19番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第3に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第30号から議案第46号までの17件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第4号から報告第11号までの8件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第30号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 議案第42号 財産の取得について
- 議案第43号 財産の取得について
- 議案第44号 財産の取得について
- 議案第45号 字の区域の変更について

教育民生委員会

- 議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 議案第46号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について

議案第35号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第39号 工事請負契約の締結について

予算決算委員会

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（前田耕一君）

次に、日程第4、請願第3号から日程第6、請願第5号までの3件を一括議題といたします。

請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書、請願第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書、請願第5号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書の審査については、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

請願文書表

| | |
|-------------|---|
| 受 理 番 号 | 請 3 |
| 受 理 年 月 日 | 平成26年5月21日 |
| 件 名 | 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書 |
| 請願者の住所・氏名 | 三重県津市桜橋2丁目131番地 一般社団法人 三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子 |
| 要 旨 | 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 小坂直親、岡本公秀、宮村和典、西川憲行、服部孝規、森 美和子 |
| 付 託 委 員 会 | 教育民生委員会 |

| | |
|-------------|--|
| 受 理 番 号 | 請 4 |
| 受 理 年 月 日 | 平成26年5月21日 |
| 件 名 | 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書 |
| 請願者の住所・氏名 | 桑名市大字大福244-1 三重県中日会 会長 水谷 善一 鈴鹿市平田本町二丁目3番5号 中日新聞鈴亀支部長 阪田 宣之 |
| 要 旨 | 新聞は、知識や思考を深めるものであり、消費税増税に当たっては軽減税率を適用するよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 大井捷夫、片岡武男、小坂直親、西川憲行、福沢美由紀、森 美和子 |
| 付 託 委 員 会 | 総務委員会 |

| | |
|-------------|---|
| 受 理 番 号 | 請 5 |
| 受 理 年 月 日 | 平成26年6月3日 |
| 件 名 | 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書 |
| 請願者の住所・氏名 | 亀山九条の会 代表 坂 昌寛 |
| 要 旨 | 憲法第96条に則った憲法改正の手続きを経ずに、閣議決定のみで集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 竹井道男、大井捷夫、服部孝規 |
| 付 託 委 員 会 | 総務委員会 |

○議長（前田耕一君）

次に、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明11日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後 4時28分 散会）

平成26年6月11日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成26年6月11日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 西川憲行君 | 2番 | 高島真君 |
| 3番 | 新秀隆君 | 4番 | 尾崎邦洋君 |
| 5番 | 中崎孝彦君 | 6番 | 豊田恵理君 |
| 7番 | 福沢美由紀君 | 8番 | 森美和子君 |
| 9番 | 鈴木達夫君 | 10番 | 岡本公秀君 |
| 11番 | 伊藤彦太郎君 | 12番 | 前田耕一君 |
| 13番 | 中村嘉孝君 | 15番 | 片岡武男君 |
| 16番 | 宮村和典君 | 17番 | 前田稔君 |
| 18番 | 服部孝規君 | 19番 | 小坂直親君 |
| 20番 | 竹井道男君 | 21番 | 大井捷夫君 |
| 22番 | 櫻井清蔵君 | | |

●欠席議員（1名）

14番 宮崎勝郎君

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------|-------|------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 財務部参事 | 神山光弘君 | 市民文化部長 | 石井敏行君 |
| 健康福祉部長 | 伊藤誠一君 | 環境産業部長 | 西口昌利君 |
| 建設部長 | 稲垣勝也君 | 医療センター 事務局長 | 松井元郎君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 高士和也君 | 会計管理者 (兼)出納室長 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |

| | | | |
|----------|-----------|---------------|---------|
| 教 育 次 長 | 佐久間 利 夫 君 | 監 査 委 員 | 渡 部 満 君 |
| 監査委員事務局長 | 栗 田 恵 吾 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 松 村 大 君 |
| | | 事 務 局 長 | |

●事務局職員

| | | | |
|---------|-----------|---|-----------|
| 事 務 局 長 | 浦 野 光 雄 | 書 | 記 渡 邊 靖 文 |
| 書 | 記 村 主 健太郎 | | |

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

一般質問をさせていただくわけなんですけど、年度が変わって第1回目の定例会ということで、理事者側も副市長、それから企画総務部長、消防長とか、ほか何名か見えますが、新しい新鮮な顔ぶれの中で、先陣を切って質問させていただくという、大変うれしく思っております。

今回のキーワードは、久方ぶりに是非論をよろしくお願ひしたいなと、そういう意味合いで質問をさせていただきます。

キーワードは新たなる取り組みの展開ということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、順序を経て質問させていただきますが、知事と市長との1対1の対談というのは年に1回で、ことしでたしか4回目だと思うんですが、近々、来月の10日には対談を持たれるというふうに伺っております。

この対談のことなんですけど、まず対談の目的と、もう1つ、この対談に当たってはテーマ、項目というんですか、これは亀山市のほうが知事に持ちかけておるのか、これをまず最初にお伺ひしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

16番 宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず知事と市長の1対1対談の目的でございますが、この対談につきましては、平成21年4月に設立されました知事を会長とする県と市町の地域づくり連携・協働協議会の取り組みとして、平成23年度より開催され、議員ご指摘のとおり今年度で4年目を迎えるところでございます。

開催の趣旨でございますが、対等なパートナーシップの関係にある県と市町が従前から行われてきた提言、要望活動のあり方を変えて、市町の具体的な課題について、知事と市長がオープンな場で議論をし、共通した認識の醸成と課題の解決に向け、一歩でも前に進めることを目的として、知事が各市町へ出向くことを基本として開催されるものでございます。

議員ご指摘のとおり、本年度につきましては、7月10日、鈴鹿馬子唄会館において開催される運びとなっております。

続きまして、対談の項目でございますが、これにつきましてもご指摘のとおり、市において提出をいたしております。

なお、項目の選定に当たりましては、経営会議を通じ、各部に対し依頼を行うほか、市が進める施策や開催地域における課題や要望、こういった県との関連性の高いものを選定しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁では、対等でパートナーシップをとということで、それでテーマ、もちろん当市から持ちかけると、まさにそのとおりだと思います。これはあえてご答弁は要りませんが、やはり課題という言葉で答弁されましたけれども、まさにそうで、課題イコール旬物、旬時というか、その時期、タイミングよく、あるいはその年度というんですか、その辺で、今後とも注視していただいて、市長は知事に対して本当のパートナーシップで会談ができる、そういうことを期待しておきます。

そこで、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、この対談を持たれまして、いろんな課題とか要望事項、たしか時間にして、お互いに多忙な中、時間を割いて対談される、1時間程度だと伺っておりますが、成果というふうな質問になってはいますが、成果というより、市長、どうなんですか。知事との大きく広く大所高所に立って、信頼関係が鈴木知事、櫻井市長、お2人両名が構築されているのかどうか。その辺の市長の思いだけで結構ですので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮村議員のご質問にお答えいたします。

この知事と市長の1対1対談については、先ほど答弁させていただきましたが、平成23年度から開催されて、この間、16項目につきまして対談を行ってまいりました。

この成果でございますけれども、対談内容そのものがすぐに成果としてあらわれるというのは難しいところもございますが、県におかれては、あの対談で提案をさせていただき内容につきましては、さまざまな誠意を持った対応をとっていただいておりますというふうに考えておるものでございます。

例えば、実は昨年度、リニア中央新幹線の全線同時開業に向けた全県挙げた体制づくりへの取り組みについて、少しご要望を申し上げました。この県の期成同盟会の体制は、旧三重1区、県下の真ん中から上の自治体しか参画しておりませんが、伊勢、志摩市も含めた体制強化につきまして提

言を申し上げましたところ、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会未加盟市町へ働きかけを行っていただきまして、本年度より県下29市町で1市を除く全市町が加盟をしていただいて、組織の拡大が図られたところでございます。

さらに、文化財保護を最重要課題として、いろいろなまちづくりに取り組んでおります本市にとりましては、積極的な文化財の指定をお願いいたしてまいりましたところ、昨年度におきまして、加太のかんこ踊りが県の無形民俗文化財に指定をいただきまして、5団体が保持団体として認定されたところでございます。

さらに、重要性が高まっております在宅医療について、市、医師会、医療センターなど多職種による切れ目のないサービス提供体制の検討を進める上において、県からの適切な支援を要請してまいりましたところ、助成制度の実施でありますとか普及啓発、県と市町の連携強化による地域の在宅医療の体制整備の促進支援など、県におきまして課題解決に向けた新たな取り組みがスタートいただいたところでございます。

このように、知事との信頼関係ということでございますが、1対1の対談も、たくさんあります。さまざまな場面の一つの機会ではございますが、大変重要な機会というふうに捉えておりまして、今後も本市のさまざまな課題解決に向けまして、一步でも前進ができますよう、この機会を通じて意義ある意見交換を行ってまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

過去3回、ハード部分、道路や、もう1つ大きくいえば新幹線、あるいは保育所、幼稚園、教育関係とか、先ほど市長答弁がありました文化面において、多種多様に旬物というんですか、その時期を見てのテーマが決められて対談されたということは、まことにうれしい限りなんですけど、ちょっと申しおくれましたけれども、市長はたしか今月の議会開会中のこの忙しい中で、5日に東京日本橋の室町ですか、私も東京八重洲に5年間勤務でございましたけれども、あの辺の地理をよく知っています。日本橋は、たしか高速道路の橋は下にありますから、観光案内でない限り、「日本橋」という名の橋を見つけるのはなかなか難しい、そんな思いもしながら、市長は三重テラスで関宿の紹介のPRを5日に出向いていかれたということも聞いておりますので、ご苦労さまでした。

先ほどの成果、いろいろ申しいただきましたので、信頼関係は十分できていると、そういう認識の中で、次の大きな項目に入らせていただきたいと思っております。

社会福祉についてということなんですけど、まず焦点を1つに絞りまして、社会的事業所についてしっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

まず、この社会的事業所という言葉は聞きなれない方も多く見えるかわかりませんが、まずこれは三重県の社会的事業所制度化の流れをちょっと確認します。

ちょうど三重県では、5年前の平成21年12月に設置された障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議の議論がスタートしました。それで、平成15年の措置制度から支援費制度への改革、そして現行障害者自立支援法という目まぐるしい制度改革の中にあって、障がい者の地域移行、自立という観点から施策展開がされてきたわけなんですけど、基本的には、障がい者は支援を受ける人、受け身ですね。あくまでも福祉の対象とされる存在で今まではありました。現在もそ

うんですが、障がい者は当然人として保障される権利の主人公であります、主体であります。

そういう認識の上に立って、県としては、従来と根本的に異なる制度展開が検討されてきたわけなんですね。

障がい者の就労に関しては、これまで多くの財源を投入されてきたわけなんですが、多種多様な施策も講じられてきましたが、現実的には余り目ざましい効果がなかったという評価をされているのが現在であって、このことは三重県のみならず、全国的にも同様の大きな課題のテーマの一つに上げられています。

こういう認識の中で、三重県では障がい者の雇用施策に関しては、従来の枠組みにとらわれることのない新しい発想のもとで、社会的事業所のあり方について検討すると、こういう流れになってきたわけですね。

そこで、障がい者制度改革の根底をなすソーシャルインクルージョンの考え方に基づいて、新たな就労のあり方として、第3の道と言われる社会的事業所を制度化に向けて発足したと。こういった中で、国も応援しますよ、県も応援しますよ。県も、当市だけではないですけども、1つ、こういう流れなんですね。

そこで、この社会的事業所の意義をお尋ねする前に、現在の障がい者が企業で働く一般就労というのが1つあるわけなんですね。それからもう1つ、就労継続支援事業所で働く福祉的就労と2つあるわけなんですね。それで、ご承知のように一般企業で働く一般就労というのは、なかなか障がい者の方のご本人と家族と、あるいはそういう応援する周りの人から見て、非常に冷たい。そりゃあそうですよね。そういう方が当市にも雇用されていますけれども、その方が一般的なところで働こうと思えば、周りの介護とか福祉とか、やはり親身になって応援できる人の付き添いがなければ、それはもたないと、私はこのように考えておりますが、学校関係なんかは障がい者の学童がおれば、1対1というふうな手厚い形でいいことなんですが、だからそういうことが障がい者の方の就労に関してはやはり冷たいということで、今回、この社会的事業所というのは、一般就労と福祉的就労のちょうど中間、真ん中に位置する、第3の道というのはそういう意味だと思っておりますが、意義をお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

まず福祉的就労、それから今回おっしゃってみえる社会的事業所、あるいは一般就労、こういう区分けがございますが、福祉的就労につきましては、どちらかというところと一般就労までの訓練的な要素もあって、国・県・市の補助金を入れながら訓練し、一般就労につなげていく。雇用契約を結ぶ場合もございますが、雇用契約を結ばずに訓練すること、あるいは雇用契約を結びますが、労基法の適用を受けない形で働いていただくというのが福祉的就労でございます。

今回、議員のおっしゃられる社会的事業所につきましては、労基法の適用を受けて雇用契約を結んで働いていただくと。将来には一般就労につなげていくという、福祉的就労と一般就労のちょうど間に社会的事業所が位置するようなものだと考えております。

そういう意味から申しまして、一般就労につなげていくという意味で、大きな意義があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁どおり、まさに社会的事業所というのは第3の道とイコール、そういう意義だと、私もそのように理解しております。

そこで、社会的事業所、この第3の道へ本市としてはどういう支援をされていくのか、あるいはどういう対応をされるのか。まず冒頭、今年度の予算で300万円、一応取り上げていただいて計上されておるわけなんです、まことに喜ばしい限りなんです、決してこれで満足しているわけではありませんけれども、そこでちょっとはしょってお尋ねしますが、亀山市としての対応をまず1つ、それから具体的な働きかけですね。それから、包括支援センターとの、これはご答弁で入るかわかりませんが、ちょっとこれは別にして、現在、300万の予算を組んだということは、事業所は創業というか、スタートするわけなんです、やはり金額的な300万という面と、内訳を言いますと、5名で1人当たり年間60万ということで300万と。この第3の道に、先ほど長々と説明しましたが、ここにトライしてみえる方、こういう人も金額と同時に世話になるというんですか、募集していただくと。反面、簡単ではない、やはり汗水かいていただく、そんな状況かと思うんですが、それと現在、その5名のうち、5名以上の募集見込みがあるのか、何名ぐらいもう決定しているのか、まずここまでちょっとお尋ねしたいです。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申しあげました社会的事業所でございますが、三重県がこの事業を創設するというので、三重県の事業を受けまして、本市におきましては事業名を亀山市社会的事業所創業支援事業といたしまして、三重県社会的事業所設置運営要綱に基づきまして、平成26年4月1日に亀山市社会的事業所創業支援事業補助交付要綱を制定したところでございます。社会福祉法人、またはNPO法人等が社会的事業所を創業し、継続性のある事業を実施する場合に補助金を交付する制度でございます。これは先ほど言われたように、人件費や備品購入費等を補助の対象経費としておるところでございます。

なお、現在の状況でございますが、社会的事業所創業予定である社会福祉法人が1法人ございます。既に事務所の設置場所についても決定しており、この夏の開所に向けての準備を進めているところでございます。

県内では、亀山市を初め、鈴鹿市と尾鷲市の3カ所で開所準備を進めておると聞いておるところでございますが、先ほど議員申されたように、障がい者従業員5人以上という社会的事業所を開所するための条件がございまして、現在5名のうち2名の方と具体的に社会的事業所の就労についてお話を進めておるところでございます。これは事業所が主になっておりますが、今後の主な開所までの準備内容といたしましては、障がい者従業員の確保ということが第一条件でありまして、ハローワークでの求人募集、新聞広告への求人募集の掲載を事業者において行っていただいております。高齢障がい支援室、私どもにおきましても、窓口等での周知を行うことによって、今夏の開所に向けて連携を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

要綱ができたのが、3月28日が告示と。要綱ができてスタートがことしの4月と。県とのパートナーシップのもとからしたら、1年ぐらいはちょっとかかり過ぎたのかなという思いはしますが、せっかくやっていただいたんですから、水を差すようなことは一切申し上げません。一応2名募集ということで、ご苦労をかけているということだけ申し上げておきます。

それでは、この社会的事業所での対象となる仕事ですね。職種というんですか。どういったものなのか、ちょっとお尋ねしたいなど。よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

どんな仕事を社会的事業所においてやっていただくかということでございますが、現在想定しておりますのは、例えばハウスクリーニング、清掃でございますが、あるいは除草、剪定、あるいは最近あったほかでの事例ですが、遺品整理であったり、あるいは不用品の回収、あるいは施設管理をお手伝いいただくとか、こういうことを想定しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

詳しく教えていただいたわけなんですけど、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、この事業、お隣の鈴鹿市、社会的事業所という創業についてはお隣がそうなんです。近々、何か創業されると私も聞いておりますが、職種について、実際の話なんですけど、土地柄の関係もあるんですけども、四日市はどういったことをしているかという、ため池がありますわね。草刈りとか、いろんな不衛生な部分の清掃化に向かっての仕事ね、草刈りとか掃除とか、そういうことですね。

鈴鹿市は、四日市もそうなんですけど、伊勢湾、海がありますね。海岸の清掃ね、ごみとかね。そういう今言われました以外にそういう職種もやってみえるんですが、これ一般企業と利益を目的として、障がい者の方に工賃を手厚く支給してあげたいという思いからの、社会的事業所も大変な挑戦なんです。

そういった意味でいろいろと研究されているんですが、ここで対象となるのは空き家なんです。ちょっとまかり間違っても、ちょっと空き家のことについて触れたいんですが、産業建設委員会がくしくもことしの目玉のテーマに空き家対策と銘打って、私も同じ会派の委員の片岡議員から資料は拝借して見せていただきました。だから、大きなテーマですので、一切中身には触れません。その上で、1つだけちょっと建設部長にお尋ねしたいんですが、亀山市内で空き家の軒数が、まず空き家の苦情ですね。これは全国どこでも、自治会長は大変ご苦労されているんですが、苦情相談がどれくらいあるのかね、1年間で、直近。それと空き家の軒数、何軒くらいあるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

まず空き家の相談件数でございますけれども、昨年度、25年度につきましては、倒壊の危惧されているものが1件、屋根瓦の落下等のおそれがあるもの1件の計2件。本年度に入りまして26年度現在まででございますけれども、看板や外壁の飛散のおそれのあるもの2件が相談として受けておるところでございます。

それと、空き家の軒数でございますけれども、現在、昨年度消防のほうからの調査を私どもとして資料をいただいておりますので、私のほうからその資料として、25年度で341軒の調査軒数があるというふうなことを聞いております。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

健康福祉部長、先ほどの答弁で、市内で、苦情件数とはもかくとして、少なれば少ないほど、それにこしたことはないんですが、これ将来的にはもっとふえる可能性って、悪い想定はしておかなければならないと思うんですが、たまたま空き家の軒数、今お聞きになったとおりですわ。

だから、この社会的事業所が先ほどの種目の中にこの空き家というのを、当市も住環境で条例をつくっています。中身は言いません、時間の関係上ね。やはり快適で住みよいまちづくりという意味合いからいっても、もうちょっと触れることができませぬけれども、他市によってはすばらしいアクションを起こしている市もあると伺っているということで一応押さえておきますが、そういった職種もターゲットに入っているということね。それだけ申し上げておきます。

次に、ありがたく予算計上300万、先ほども申し上げましたので、根拠について教えてくださいという質問の項目なんですけど、人数がなぜ5名だったのかなと思うんですが、5名掛ける60万で300万と。一応こういう根拠になるんですが、1点だけ短く、5名以上ですから、もうちょっと高い数字でも、努力目標とか、そんなことは言いません。意気込みが感じられないような気にもなりますけれども、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

そもそも要綱をつくる際に、そういう事業所があるかないか、やっていただく事業所があるかないかということも含めて検討いたしました。今回、そういう法人がお見えになるということで、まず5人、最低限の要件でございますが、それを満たすことが一つのハードルではないかと。なかなか、先ほど申し上げましたように、募集しておりますが、現在2名という状況でございます、この5人という条件をクリアすることからこの事業は始めたいという考えで、5人という設定をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

スタートですので、そんなに欲張っても、そういう面もあるでしょうから、5名で満足とは言いませんが、一応理解はしております。

ただ、参考までに申し上げますと、県下の他市で、お隣の鈴鹿市は10名ですか。それから自治体としての規模は当市より小規模なんですけど、尾鷲市は当市と同じ5名でスタートと、こういうふうに向っていますので、賢明な部長ですから、その辺はつかんでおられると思いますけど、それだけ申し上げておきます。

次に、小さな4番目の社会的事業所への支援の中で、ここにも書いていますけど、物品等の調達方針ということで、3月に別の議員が質問されていますけれども、私は今回は物品の中でも、これ品目というんですか、項目、大きく役務というのがありますね。焦点は役務なんですけれども、どんな職種の内容があるかということをお尋ねしました。それで先に申し上げておきますけど、当然予算も優先発注という形で、26年度、今年度は昨年の実績よりも少し多く予算計上されたのも知っておりますが、この程度の数十万の、100万未満の予算で、物品調達なんてこんなの、社会的事業所というのは経営できませんよ、はっきり言ってね。イコール一般企業やから。だから、そこで役務なんです。だから、役務はどんな職種があるんですかといろいろ聞きました。

だから部長、この社会的事業所というのは障がい者の方だけでもないんですよ。やはりこの世の中、ニートと言われる人、引きこもりの、そういう人も広く大きく言うて、一般社会に参加という大きな目標を掲げて発足されておるわけですので、この役務については、私も部長から伺っていますけれども、経営会議、あるいは市内の幹部会というんですか、中で、各部長に、直接部長みずからアタックしていただいていると、協力を求めてみえるというふうに向っていますが、その辺の環境づくり、見通し、この1点だけお尋ねしておきます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

議員おっしゃられる役務でございますけど、役務としましてはポスター、チラシ等の印刷、さらには除草作業等の清掃、施設管理、さまざまなことが想定されますので、ここらの事業範囲の拡大を図るということが大切なことかなと。といいますのは、高齢者のシルバー人材センター、あるいは市内の中小企業等もございますので、単純に事業所とパイの取り合いをするということではなしに、事業全体の拡大をしながら、そういうことに対応してまいりたいということで、サポートをしてまいりたいと。

庁内的にも、先ほど申し上げました調整もしながらやっていただけるような事業を創出していきたくと、そんなふうを考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

まさに創出、部長おっしゃるように、言葉で表現すれば創出、これありきなんです。ひとつ頑張ってください。

たまたまシルバー人材センターの話が出ました。私も、皆さん団体というんですか、市民、企業も含めて、みんなが平等で公平で、垣根を荒らすとか、そんな考え方は真っ平御免の大嫌いな男です。そんな小さな事務、先ほど部長が言われたように、シルバー人材センターへも雇用創出の対象に入れていきますということで、まさに鈴鹿市がシルバー人材センターといい意味の連携をとつ

てみますので、それをちょっと部長、提案しておきます。研究をぜひともしておいていただきたいと思います。

最後になりますが、この障がい者就労支援について市長のお考えをお尋ねしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

障がいをお持ちの方に対する就労支援についての市長の考え方はいかがかというご質問でございます。

障害者総合支援法に定められております就労移行支援でありますとか、就労継続支援での対応は、今後も本市としても引き続き力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

ご案内のように、昨年、市内で初めて就労継続支援A型の事業所が開所いただいたところでございます。障がいがある方の就労訓練の場がふえてきておるところでございますが、徐々ではございますが、その環境が少しずつ前進しておるものというふうと考えておるところでございます。

このような状況の中で、特に障がい者の就労率が全国的にワーストワンである三重県が、知事肝いりでこの障がい者の就労対策として特に力を入れていただいておりますと承知をしておるところであります。その中で社会的事業所が本年度、当市で、ご指摘のように開所いただくということでありますことは、障がい者の就労先が確保できて、まことに喜ばしいことと考えておりますし、本年度当初予算から私どもは予算計上をさせていただいたところでございます。

現在、こちらのほうも開所に向けた準備を進めていただいておりますけれども、一日も早く開所をいただいて、市といたしましても精いっぱい協力をさせていただきますとともに、一人でも多くの障がい者が就労して、自立していただけるということについて、しっかり支援をしていきたいと考えております。

なお、この社会的事業所の取り組みは、三重県も今回新たに創設をいただきましたが、お隣の滋賀県はすごく先進的に進んでおりまして、その意味でも、今後どのような、今回は創業支援という形で私どももサポートさせていただいておりますが、当該事業の活用状況をしっかり見させていただく上で、必要があれば三重県とも協議をして、連携をしてみたいと思っておりますし、障がい者の就労支援全般といたしまして、これは本市としても、今後もしっかりと努力をいたしてまいりたいというふうと考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

大変いい意味で感心したんですが、市長、滋賀県のお話が出ました。いろいろと勉強とか、そういう意味じゃなくして、関心を持ってみえて、やはり類似団体にいいところがあれば、いい政策を取り入れようというですね、そういうお話がありました。大変うれしく思っております。

それと、障がい者全般を含めて、全般論からいって、そして今回の社会的事業所も実績を見て、そして見守っていききたいと。

そこで、これは時限立法のような感じなんですね。たしか3年と。だから、あと2年半というこ

とですね、半年たったとして。そういった中で、26年ですから29年で終わるんですが、それ以降どうされるのかということをお尋ねしたいんですが、その前に、ちょっと資料をお配りしているんですが、今定例会で時あたかも、昨日議案質疑があつて、受益者負担等の、要は財源につながる底上げをしようやないかという、そんな議案が上程されています。

これを見ていただいたとおり、1億上限なんですけど、公費というんですか、血税ですね。これは補助金の割合が50と、市が25、県も25と。要は、社会的事業所への社会的参加で積極的に応募していただく方が見えればですね、これは30歳の障害者手帳1級のB型支援事業所をモデルに算出している数字なんですけど、これだけ税金が少なく済むということですね、社会的事業所のほうでね。だから、1年間で被就労に係る人件費を含め、全部のコストが、就労施設に払っておるのが、亀山市では44万2,740円と。社会的事業所で就労する場合は投資が30万と。その差が試算されておりますね。1人14万2,000円ぐらいという差がある。5倍したら71万3,700円と。

まず金額、100万都市の話をしてはいますが、一番大事なものは、視点をどこに置くかということですね。だから、片や財務部長が一生懸命頭ひねって、行革で一生懸命しようという7つの項目のうちの全部も出せずに、3つだけでも早く出そうという一生懸命努力しているという気概もわかります、私も評価していますから。

だから、それと同様に、片方でそんな努力を、やはり利用者負担というのか、使用者負担というんですか、そういうところもご理解願ひましょうと。みずからの知恵を絞って、いい意味で障がい者の応援をすることによって、金額は少ないですが、これが5名が10名になれば倍になると。だから市長、そういう視点が1つです。

それと、今回の社会的事業所、知事の思い入れ、雇用率が全国ワーストワンと。市長、亀山市内で障がい者の方、在宅介護率の話なんですけど、全国でも、これ逆の数字ですもんね。仕事をせんと、何もせんと家におるとというのが98%。わずか2%、3%の人が働いていると。この現況ね。

それから、知事は鈴鹿市と当市を今回の社会的事業所モデル地域に指定されました。そんな思いで、最後に市長の思いをもう一度お聞かせ願ひたいです。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

社会的事業所に対する今回の支援制度というのは意義があるというふうに思いますが、現在、創業から3年を支援するという県の考え方でございますし、亀山市もそれに連動しておるものでございまして、その意味では、多分少し今触れさせていただいた滋賀県が先行しておりますが、その3年という期限を区切るのではなくて、ある一定の、少し継続性を持つような県としての考え方も、今後の展開の中で見えてくるのではないかとこのふうにも思っております。

いずれにいたしましても、福祉的就労もしっかり応援していきますし、社会的就労の可能性につきましても期待をいたしておりますし、先般も三重県労働局の局長と鈴鹿のハローワークの所長さんにお越しいただいていろいろ協議をさせていただきました。そういう意味で、これは国・県のレベルでしっかりやっていただく部分と、市として何ができるのか、地元の企業さんへの一般就労の拡大につきましても継続して、雇対協等を通じてメッセージを出していきたいと、このように考え

ておるものであります。

○議長（前田耕一君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご答弁ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 西川憲行議員。

○1番（西川憲行君登壇）

おはようございます。ぼぶらの西川憲行でございます。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、亀山市の防災対策の現状と備えについてという質問項目を上げさせていただいております。

これについては、我々ぼぶらの会派で4月の15、16、17日の3日間、岩手県へ視察に行つてまいりました。大槌町、釜石市、それから山田町と視察させていただきました。東日本大震災の折のことについていろいろと勉強させていただきました。この中で、やっぱり大切なことは防災ということであると、そして、震災が起こることについてはやっぱり防ぎようはないけれども、人として起こったときにどうすればいいかという準備は常にやっておくべきだということが大切なんだということを学んでまいりました。そういう意味も込めまして、今回、防災について確認の意味も込めまして、亀山市がどのような防災を考えてみえるのかということについて質問したいと思っております。

それでは、まず最初に亀山市の防災計画についてということでございますが、現在、亀山市が想定している災害にはどのようなものがあり、またその被害は亀山市のどの地域に及ぶのかということの把握などはどのように行われているのかについて質問させていただきます。お願いします。

○議長（前田耕一君）

1番 西川憲行議員の質問に対する弁を求めます。

井分危機管理局长。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

それでは、ご答弁を申し上げます。

まず、先ほど議員よりご紹介いただきました岩手県における行政視察の件につきましては、過日、危機管理局に行政視察研修報告書を頂戴いたし、拝見させていただいております。今後の本市の防

災行政に関しまして利用していきたいと、かように思っております。どうもありがとうございました。

それではご質問の、想定されております災害についてご説明をさせていただきます。

亀山市地域防災計画において、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震と風水害等に分けて、市民の生命、身体及び財産を当該事象から保護することを目的として整理をしております。また、本年度、全面改訂をいたしました防災マップ・ハザードマップを全戸配布いたしまして、避難所の特定並びに河川の状況及び災害への備えについて市民の皆様にご確認をいただいたところでもございます。

それでは、まず地震でございますけれども、3月18日に公表されました三重県地震被害想定調査結果において、本市は、特に養老、桑名、四日市断層帯におきます想定におきまして震度6強、被害は死者約100名、建物倒壊、焼失等を合わせまして2,200棟が想定されておきまして、土砂災害の発生、主要道路の途絶による集落の孤立、ライフラインの機能麻痺など、甚大な被害が予想されております。

そこで、東日本大震災の被害の検証も含めまして、当該計画において防災ビジョンとして、情報通信手段の重層化や、自治体や企業との応援協定の締結、電源燃料等の調達確保など8項目を整理し、優先施策として現在取り組んでおります。また、風水害等につきましては、過去の被害状況等から判断をさせていただく中で、例えば浸水のおそれのある椋川流域や冠水する危険がある場所、また急傾斜地、地すべり危険箇所、ため池等、防災上注意する自然的条件を持つ箇所について地域防災計画に明記をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、浸水被害が心配されます新椿世地区と南鹿島町では、大雨時において職員による巡視監視体制の基準を設けて対応してきており、その箇所につきましては関係機関及び消防団との連携により巡視体制の強化を図っております。また、浸水の事前対策といたしまして、土のうを市内3カ所、約1,600袋を配備いたしまして、平成21年1月30日締結の三重県建設業協会亀山支部との協定に基づき、連携強化に努めているところであります。

いずれにいたしましても、常に市民の安心・安全と減災を考え、早目早目の対応を図ってまいりたいと、かように考えております。以上です。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

詳しいご説明をありがとうございました。

震度6の地震を想定されているという話でありました。2,200棟もの家が倒壊する中で、次の質問の中には、災害時に備えた避難所などの収容人数と人口との比率ということで書いてあります。2,200棟100名の被害者が出る可能性があるという中で、避難所の収容人数は何名ほどいるのか。また、2,200棟の倒壊によって被害が出た場合、それらの人々を無事に収容できるだけの備えがしてあるのかの確認をさせてください。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

本市の避難所でございますけれども、亀山市地域防災計画にお示ししてございますように、指定避難所とその他の避難所がございます。いずれも一時的に避難生活が可能な公共施設を指定してございまして、例えば地震発生時におきまして、まず一時的にご避難いただきます一時避難所へ集合していただく中で、安否確認を行った後に指定避難所へ集団で避難いただくこととしております。指定避難所は各地区の防災拠点となる施設で、基本的には体育館を利用することとしており、当該計画では、避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積1人当たり3平米を想定しておりますけれども、3平米とした場合、その収容人員は約3,700名を見込んでおります。また、指定避難所では対応できない場合など、状況に応じてその他の避難所を開設することとしておりまして、コミュニティセンターや幼稚園、保育園などの利用を考えております。

次に、障がい者の関係でございますけれども、高齢者、障がい者、要介護者、妊産婦などを災害時要援護者と称しまして取り組みを進めておるわけでございますけれども、それらの方々の避難につきましては、災害時要援護者サポート事業というものを現在展開する中で、災害時、当該計画において、避難所での生活が困難な方々に対し、介護者を確保できる避難所として福祉避難所を考えております。今後、福祉施設を特定いたしまして、その施設との応援協定に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、福祉避難所の件にまで踏み込んでいただきまして、私の質問しようと思っていたところまで踏み込んでいただきました。この避難所については、やっぱり東北のほうに行ってまいりましても、福祉避難所、要援護者については非常に困難が生じたということを知ってまいりましたので、こちらのほうもしっかりとサポートしていただきたいと思っております。

あと、今言われた中に、物理的な部分においては亀山市はしっかりと準備がされているということが確認されたわけですが、やっぱりこの避難所を運営していく上で、また災害が起こったときに安全に避難所に誘導していく人ということで、防災リーダー、あるいは避難所リーダーという言葉が時々使われることがあるんですけども、人的なサポートと申しますか、準備と申しますか、そういうものについてはどのようにできているのか、お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

先ほど議員おっしゃいましたように、防災対策といたしまして、防災リーダー等の必要性は常日ごろから危機管理局の命題として持っております。そういった中で、今年度、新たな防災リーダーの構築も含めまして事業を進めていくことになっておるわけでございますけれども、現時点といたしましては、それらの方々の環境を整備するような事業展開も考えております。防災リーダーの方々には避難所等でお手伝いをいただくことになろうかと思うんですけども、やはり避難所が孤立した場合に、例えば電話の配備であるとか、物の考え方の中で現在進めている部分もございまして、ご案内のように、本年度再配備をいたしましたデジタル式の衛星携帯電話などは、こういった孤立防止の話にも追随するものがございまして、また災害通信ボランティアネットワーク亀山の再結成

を4月以降にさせていただきました。アマチュア無線を活用した新たな展開も図る中で、いろいろな形のお手伝いなり役割分担をしていただく中で、亀山市全体としての減災というものを考えていければなと思っております。

それから人的なものですけれども、先ほどご質問いただきましたが、自主防災組織など、現在、229自治会ございますが、196の中で展開をしていただいております。あと33残っておるわけでございますけれども、それらの方々も、やはり今の時代、減災をどのように考えていただくかということ踏まえまして防災行政を進めていきたいと、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

人的なことについても今後整備を進めていくということで理解させていただきました。

3番目の災害時の連絡手段や輸送手段という点についても、先ほど防災無線、衛星電話の配備等で連絡手段の確保もされているということでございましたので、4番目の質問の災害支援の受け入れ体制についてということでございます。

こちらについては、やっぱり災害が発生したときに、他市から、あるいは全国から多くのボランティアの方、あるいは消防、警察、自衛隊など多くの組織が支援に見えたということでございます。また今議会の市長報告には、災害時について、災害発生時の対応などについて各防災関係機関との共通認識と強化連携を図っていくというようなことも書かれています。この、もし災害が起こったときに亀山市に支援に来ていただける各関係機関ですね、どのような機関があつて、その受け入れ体制についてはどのような現在準備をされてみえるのかということについて確認をお願いします。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

本市の地域防災計画において、災害発生時における応援の受け入れにつきましては、当該災害対策本部においてその受け入れ判断を下すこととしておまして、その受け入れ場所といたしましては、亀山公園、西野公園、東野公園のほか、亀山高等学校、亀山中学校を位置づけております。さらに、来年度から開署予定の北東分署についてもその機能を確保することも考えております。

それから災害のボランティア等の受け入れなんですけれども、やはり大規模な発生がございまして、関係機関、いろんな協定の中で、自衛隊なり県なり国なりというような意思判断の中でしていくことにはなるわけでございますけれども、災害ボランティアに特定して申し上げますと、その受け入れに関しましては、本市の地域防災計画にのっとりまして、福祉医療対策部の要請に基づき、社会福祉協議会が総合保健福祉センターにボランティアセンターを設置して対応することとしております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

受け入れ体制についても、十分、今現在計画されているということを確認させていただきました。やはり震災の中で、我々が行ってきた中で、被災側は、亀山の場合は海辺のまちと違って津波等の

心配がないと。そういう地域だからこそ、また逆に地震が起こって津波等で被害を受ける地域に対してできることもあるということで、そういう準備も今後していただければなと思っております。また、いろいろな意味で市民一人一人が防災に対しての意識づけをしていくことが大切だと思いますので、その啓発についてもやっぱり亀山市が中心となってやっていただきたいなと思います。

また、今回行ってきた中で、山田町のほうでは、災害発生までは町の予算が大体年間70億円ぐらいたったと。そして災害発生後、その予算が700億円にふえていると。町の職員が災害時に被害に遭って、職員、人的に人が足りなくなってきたと。それで我々ができることはありますかという話をしたら、亀山市からも職員派遣なんかをお願いできればしてほしいということがありましたので、一応この場をかりて申し伝えて、また検討していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、次の質問に移らせていただきます。亀山市市民活動応援事業についての質問であります。

こちらは、現在、市民活動応援券の配付をされて各市民に利用していただいております。こちらの配付状況、また利用状況についてご説明をお願いします。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

市民活動応援券の交付の状況についてでございますが、昨年10月から、各地区コミュニティ、あるいはまちづくり協議会からの交付申請に基づき、応援券を交付しております。応援券の交付数でございますが、まず総数は、平成25年1月1日現在の人数割に各地区均等割の300枚を加えた枚数の交付を予定しております。総数で5万7,255枚となりますが、5月末現在では17地区に1万1,633枚を交付しております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今の説明ですと、5万7,200枚以上の配付を予定しているけれども、現在1万1,000枚程度ということになります。配付されていない理由と、配付されていないということは、市民に余り浸透していないということなのか。あるいはまた、浸透を今後させていくにおいては、どのようにしていくのかについてお願いします。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まだ交付申請をいただいていない地区が8地区ございますが、交付開始のほうは昨年10月からということで年度途中でございましたので、事業計画が前年に既に決定しているとか、役員交代の関係から新役員で決定する、また平成25年度は実施を見合わせ、平成26年度から実施するといったことをお聞きしておりますが、地区によりましては、コミュニティの通常の行事だけでは配付し切れず、行事を見直す必要もあるといったこともいただいております。

PRということで、昨年度はこの制度の周知を図るため、地区コミュニティ等への説明会、広報

「かめやま」や行政情報番組での啓発、PRイベントの開催などを行い、周知・啓発に努めてまいりました。また、各地区コミュニティ等などに積極的に赴き、その地区に応じた具体的な相談をお受けしながら細かな対応に努めているところでございますが、今後も地区コミュニティ等へ応援券の使用法の提案なども行いながら、制度の理解や浸透に努めてまいりたいと考えております。

せっかく応援券を配付いただいても、そのまま使われずに無駄になってしまうことが一番懸念されているところでございます。また、登録団体に寄附する場合、市民協働センターに設置しております寄附ボックスまで行くのは大変だということも伺っております。このように、コミュニティ等を通じて市民の皆さんに渡った応援券をいかに市民活動団体の応援につなげていけるかが課題となっておりますので、簡易の応援券寄附ボードをコミュニティ等の催し会場に置くなど、さまざまな手法も検討しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今言われたように、やっぱりこれを配っても使われなければ意味がないということで、使っていただくためにいろいろな施策や、その紹介事業もやっていくということでございます。

今現在、これを配って最終的にお金に換金できるのは、今登録されている市民活動の団体ということでございます。この団体については、2番目の質問ではその公益性についてというふうになってはいますが、この公益性というのは、現在、亀山市では幾つかの要綱があって、そして審査をして、それで登録をするという団体であります。しかし、この団体に対する補助金の金額の多寡というのは応援券が入ってきた量によるということで、これは市民が応援したい団体を選ぶという制度だと認識しています。市民が選ぶという意味からすれば、この公益性の担保という部分については私は必要があんまりないのかなというふうに考えているんですけれども、その辺について市としては、市民団体の活動内容、それらについての公益性、この団体が市民に対して必要なんだというようなところについてはどのように考えてみえるのか、お願いします。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

応援券の交付を受けることができる団体登録の条件としましては、市民活動応援交付金交付要綱の中で、市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体、2年以上継続的に活動を行った実績を有し、今後も市内において活動を行う予定があること、専ら団体の構成員のみを対象としない活動をしていることなどを定め、市民活動応援制度審査検証委員会の審査を経て登録団体を決定しております。登録団体に対し公金を使って支援を行いますので、公益に資する、社会に役に立つ、社会貢献的な活動を行う団体に支援をさせていただくという考えでおります。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

市としての方針がそのようにあるということで確認させていただきました。

この市民活動応援券が今後どんどんどんどん配付されていく、また今現在配付されて利用されて

いるわけですがけれども、この配付と、それから、こんな団体があるよということを周知させていくことによって、いろいろな変化が亀山市内に生まれてきたのかなというふうに感じております。

それで3番目の質問は、市民活動の変化について、4番目の質問は、それによって一般市民の関心と生活の変化についてと、ちょっと似たような質問になっていますけれども、配付によってコミュニティ、あるいは自治会等によってそのような団体を利用しようという動きが特に起こってきたのか。そして市民のほうは、そういう団体があるんだったら、そこに私も参加して自分も地域活動を行いたいというような心の変化があるのかなのか。わかる範囲で結構なんですけれども、今現在把握しているところで、この応援券によって市民活動、そして一般市民の方々の関心、活動が変わってきたのかについてご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

昨年、この制度の周知を図るために開催したPRイベントで、市民と登録団体との交流の機会を設けました。参加者からは、本市にさまざまな市民活動団体があることを知り、自分たちも時間ができたらこんな活動をやってみたいという声もお聞きしております。また、登録団体の紹介記事により、自分も加入して活動したいとの問い合わせもお受けしております。登録団体のほうでも個別にPR活動もされており、市民協働センターに常設している寄附ボックスにも、徐々にではございますが、応援券が投函されるようになり、現在は15の登録団体に投函されております。また、直接市民の方から応援券を登録団体に寄附いただいたということもお聞きしております。このように、少しずつではございますが、市民の関心も出てきておりますので、今後もこの制度の周知に努めながら、市民活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、登録団体が周知されたことでということで、これまで余り地区コミュニティ等と交流がなかった登録団体が、出演等の依頼により、地域と市民活動団体との新たなつながりも生まれてきたということも伺っております。登録団体としましても、地区コミュニティへの要望に合わせて内容を一部見直しされる場所もございます。このほか、地域の催しが少しかたい内容の場合、あわせて登録団体に出演していただいたことで、会場の雰囲気もほぐれて楽しい催しになったとお聞きしております。このような形で、少しずつ活動の内容をお互いに知るということで市民活動団体と地域との関係が深まり、市民活動団体の活動にもさらに変化を及ぼしていくのではないかと考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

この制度ができたことによって市民活動に変化があり、また市民の中で多くの方が興味を持たれ、市民活動が活発になっていくことは素晴らしいことだと私も思います。できれば、残り4万枚ほどありますので、一枚でも多く早く配って市内で循環していくように努力していただければと思って、この質問は終わらせていただきます。

大きな3番目の質問は、がんばる地域交付金についてという質問であります。

これは、5月30日付の中日新聞に「行政努力で交付金格差」という見出しで、三重県内の交付

金の配分が一覧で載っておりました。亀山市は非常に少ない、753万円という金額が交付額というふうに載っております。がんばる地域交付金というのは新しいというふうに聞いておりますので、この交付金の目的とか、それらについてちょっと確認の意味でお聞きしたいと思っておりますので、この交付金の目的、また他市に比べて亀山市が少ないという理由をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

がんばる地域交付金につきましては、国の経済対策におきまして、アベノミクス効果が末端まで及んでいないという中で、景気回復が波及していない財政力の弱い団体へ重点的に交付される交付金でございます。ことしの交付金の総額は870億円だというふうに聞き及んでいます。

各市町村への交付限度額は、国の平成25年度補正予算第1号に計上された公共事業等の地方負担額に財政力指数に応じた率、これは最大30%でございますが、それを乗じると、国家公務員を100とした際の市職員の給与水準であるラスパイレス指数及び職員削減数を用いた行革努力を、これは最大10%でございますが、加算して算出されたものでございます。本市の交付限度額は、先ほど申しました地方負担額が3億7,676万円に対しまして、交付率が2%の753万5,000円と示されたところでございます。

少し細かく申し上げますと、算定におきまして、本市の財政力指数が0.98と高いことから、財政力指数に応じた交付率は最大の30%に対して0.5%となっております。一方、行革努力加算は、1市1町の合併であり、職員数削減率が全国平均を下回ることなどから、加算分は1.5%となっております。このことから、合計で最大40%の交付率に対しまして、本市への交付率は2%にとどまったところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

端的に言えば、財政力指数が高いので0.5%しか乗じてもらえなかったということで、行革努力は余り認められなかったというふうに今の答弁では感じました。ただ、これは公共事業のために新設された交付金というふうに伺っております。これについては、公共事業を亀山市がやるというのが今言われた3億5,000万でしたか、その金額で、それに対する2%ということになってきたんだと思います。

では、このような交付金がこのたび新設されました。これらのニュースソースを受けて、やっぱり今後どのようにこのような交付金を亀山市に入ってくるように努力していただくのかということが1点と、それから新聞には、行革努力ということで給与の引き下げをする自治体、しない自治体によって格差ができていくというふうなことが書かれています。これに対して市としてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

1つ申し上げますと、昨年、地域の元気臨時交付金という形の中で、亀山市も2億3,600万ほど国のほうから交付金としていただきました。そのときは、財政力が亀山市はよかったですけれども、それでも0.7というような数値で計算をしていただいた。それで多くのお金をいただいたところですが、ことしの試算の仕方は随分昨年とは大きく変わったというふうには私は見えてまして、特に財政力が低いのと低くないのとの差が大きく出るような計算方法を用いられたということが大きくあるんだらうというふうに思っています。特に行革努力加算分というのが、そういう意味で、合併を多くしたところは職員数の削減もやはり大きくされております。そこら辺の影響も出ました。

それと、先ほど議員がおっしゃられたとおり、公共事業の額ですね、3億7,000万の額が、多いと少しふえてまいります。これは昨年の公共事業の額が3億3,800万でした、平成25年度の額が。26年度の今回の計算のときが3億7,600万で、大きな変化はございませんが、亀山市の財政力から見ると30億ぐらいが主要事業というふうに言われていますので、それを極端に伸ばすことはなかなか難しいんだらうというふうに思っています。だから、この交付金をもらうがために、公共事業をその年度、特別に多くすることはなかなか難しいんだらうというふうに考えていますので、その点は、毎年、計画的に公共事業をやっていくべきなんだらうというふうに思っています。しかし、行財政努力の加算分というのが評価をされますので、今後とも行財政改革を推し進めることはとても大切なんだらうというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今、公共事業という話も出てまいりましたけれども、もう1点だけ聞きたいのは、この公共事業にかかるお金、3億8,000万、3億7,000万という数字が出てまいりました。これと、この捻出する収入の部分で、交付金から出した場合とか、自主財源から出した場合とか、あと合併特例債から出した場合とかによって算定の基準が違うとか、そういうのはないんですか。ただ公共事業に亀山市の予算の中から3億8,000万を使っているものに対して乗っただけなのか、あるいは自主財源で使っていればこうだとか、合併特例債で使っていればこうだとか、そういう違いがあるのかなのかだけちょっと確認させてください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の3億7,000万の関係でございますが、ちなみに、亀山は3億7,000万でしたけど、その年によって、松阪市さんですとすごく額が多かったんですけど、これはごみ処理施設を建設されておることですと少し額が多かったと。それについては、向こうからこのときに指定した事業でどんなものがありますかという調査があつて、その調査にのる事業として、その補助裏に補助があつたりする場合もございますけれども、国のほうが指定してきた事業について、それを地方負担額の算入に入れるということですので、どういうものがあるか、その裏補助というんですか、そのことも含めて調査の中で上げた事業という形になってまいります。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

わかりました。いろいろな意味で国からの調査によって決められているんだということはわかりましたけれども、やっぱりそういう意味では、その調査にかかわる出し方というものも亀山市にあると思いますので、やっぱりこの交付金がもらえるかももらえないかというのは今後の予算にもかかわってくると思いますので、努力をしていただいて、とれるものはとっていただいて、また有効活用していけるものはしていただきたいなというふうに感じるところであります。

時間が押してまいりましたので、次の子育ての現状と今後の課題についてという質問をさせていただきます。

今現在、国の方針がいろいろと変わってまいりまして、子供の育児、あるいは子供を育てていくことに関しての補助とかも変わってまいりました。学童保育については、5年間で30万人の学童保育児童をふやそうとか、また国有地を使ってとか、新聞には載っています。そんな中で、女性の社会進出も後押しして労働者を確保していくことも大事だということで、子育てについては今後どんどんどんどん支援をしていこうという話に国はなっているんだというふうに感じます。そんな中で、今の亀山市の子育ての現状と今後の課題についての質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目、保育園と幼稚園の現状と課題ということでございますけれども、保育園のほうも大分古くなってきて、建てかえをとという意見もこの議会の中でも何度か聞かせていただいております。

このたび、総務委員会の資料を見ますと、合併特例債の活用方法ということで、認定こども園の整備事業で4億8,000万円の試算を出されております。そんな中で、保育園を今後統廃合して、あるいは建てかえて、現在の保育園の入所者数を見ても定員をオーバーして預かっている園がたくさんあります。この今の現状についてどのようにお考えなのか。また、その現状を鑑みて、今後どのような課題があって、どのようにしていくつもりなのかということについてご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育施設につきましては、毎年、計画的に施設改修及び修繕を実施しておりまして、少しでもよりよい保育環境の整備に努めているところでございます。現在、定員の弾力化ということで低年齢を中心とした対応を行っておるわけですが、今後につきましては、平成27年4月にスタートいたします子ども・子育て新制度を踏まえまして、就学前の教育・保育のあり方についてどうあるべきか、教育委員会と福祉部局、子ども総合センターで組織をいたしております子ども輝きプロジェクトの会議におきまして議論をしているところでございます。その中で、認定こども園への移行も含め、幼保一元化についてさらに協議・検討してまいりたいと存じております。

また、保育所、幼稚園の建てかえを含めた施設の適正な配置につきましては、公共施設等総合管理計画を策定する中で十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

検討していくというお答えをいただいていますけれども、やっぱり施設の改修、あるいは修繕では人数を増加させることはできないわけですね。それで、現実に待機児童がいるのかいないのかという問題も出てまいると思います。

そんな中で、亀山市もやっぱり女性の社会進出をとということで、今回の資料にも審議会の女性の登用数とかいろいろな資料が出て、女性にどんどん社会に出ていってもらおうというふうな施策を打っていると思います。となれば、やっぱりそのバックボーンになる子ども・子育てという部分については支援をしっかりとしていかないかと、そんなふうを感じるのですが、その検討という中で、どのような方向性の検討なのか。実際に建てかえをしていく方向の検討なのか。今の現状のまま修繕で何とかもたせていこう、あるいは古いところはそのままで新しいこども園を整備していくことで数をふやしていくのか、あるいは統廃合によってキャパをふやしていくのか、どのような検討を考えてみえるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育園舎の状況につきましては、耐震工事が終了しておりますことから大きな問題はないというふうには思っておりますけれども、園舎の中には一部建てかえの必要性があるということを確認しているところでございます。現在、実際には低年齢児童、3歳未満児の受け入れ体制が不足をしております、それが待機児童という課題につながっております。一方、3歳以上児につきましてはゆとりがあるということから、需要の中で偏りがあるということで、今後、需要に応じた供給量について、年齢別の配分を見直しつつ、再編をしていく必要があるというふうに思っておりますので、今後は統廃合というよりは、その年齢配分をきちんと見直しつつ、保育所の設置の再編をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

しっかりとやっていただければいいわけですがけれども、やっぱりゼロ歳児から3歳児まで、それから今言われたように、年齢によって需要が違うというところを確認していただいているのであれば、その点を早く改善していただきたい、そんなふうを感じるどころです。

そして今問題になっているのは、保育園が6歳までですから、小学校に上がったときに、「1年生の壁」と言われるところですね、1年生に上がると今度は午後からは家に帰ってくると。そうになると子供を預ける場所がないので、正社員としてではなくパートでしか働けなくなるという問題が、今、社会現象の中で言われています。ということは、次に来るのが2番目の質問の学童保育所、放課後子ども教室についてということなんですけれども、ここで私が言いたいのは、放課後子ども教室は、小学校の施設を利用しながら、地域の方々の協力を得てやっています。それに対して学童保育所というのは、民間運営で、民間の人たちによってやられている部分が多いんですけども、ここもやっぱり政策を一本化していくことで、学童保育所、放課後子ども教室を相互に利用して効率を上げる、あるいは経費を抑えることで、また多くの子供を預かる、お母さんたちが働きやすい環境をつくっていく、それについてはどのように今後考えられているのか、答弁をお願い

します。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所と放課後子ども教室の一体的な展開でございますが、両者には放課後の子供の居場所という共通性はございまして、運営のあり方に違いがございます。特に放課後子ども教室は地域での学びの側面が強く、授業と重ならない日または時間に一度に多種多様な活動が並行して行われることもあり、学校が適切な活動場所であると考えております。一方で、学童保育所は毎日の開所が必要でございまして、基本的に学校から帰って家庭につながる場という側面がございまして、現段階では、両事業を統合することは必ずしも最適な運営形態にならないと考えてございます。なお、現状におきましても、各小学校区で両事業は互いに連絡をとり合うなど、連携に努めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

今言われたように、運営の違いがあるとか、施策が違っているというのは、もう重々周知しているわけですよ。その中で、やっぱり学童保育所も公設であったり民設であったりと、いろいろな違いがある。一部には学校の中で使えるところがあったり、民間の施設を利用している場所があったりということで、学童保育所の中にも格差は若干ある。それであるならば、放課後子ども教室で小学校が使えるのであるんだから、学童についても学校の教室、あるいは学校の施設を全面的に利用するような方向で考えてもらえないかということなんですけれども、それについて今のお話ですと考える余地はないみたいな答えだと思んですけれども、その辺について今後においては考える余地があるのかなのか、お願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほども申し上げましたが、放課後子ども教室は、授業に影響のない日を選んで実施しておりますので学校内での実施が可能でございまして、学童保育所につきましては平日の毎日の開所が必要でございまして、学童保育所を行うには、必要な備品や専用のスペースを確保する必要があります。そういうことから、今現在の空きスペースのない現状においては、両者を一体的に学校内で実施することは困難なものとして認識してございます。ただ、今現在、国のほうで両事業の一体化の可能性についても模索されておりますので、その辺の推移については見守ってまいりたいと存じております。

○議長（前田耕一君）

西川議員。

○1番（西川憲行君登壇）

結局、亀山市としてはできないんだと。国が一本化を考えていけば、それにあわせてやっていくというお答えだというふうに感じております。やっぱり国がやるのを待ってするのではなくて、今

現に亀山市が抱えている問題は亀山市で解決していく、できる範囲でできることをやっていただくというのが行政のあり方ではないのかなというふうに感じております。これ以上言っても無理なものは無理だという答弁しかいただけないと思いますので、私としては、やっぱり保育園や幼稚園についても、また子供たちが居場所がないという状況がないように、学童保育所もよりよい環境をつくっていただけるようお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

1番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問に入ります。

まず、市内でのAEDの設置についてであります。

5月に開いた市政報告会で、JR亀山駅にAEDがない、何とかならないのかという意見が出されました。早速、危機管理局に問い合わせたところ、確かに設置されていませんでした。この意見がきっかけとなり、なぜこれだけ人の集まる場所なのにAEDが設置されていないのか、また市内での設置状況はどうなっているのかという疑問が湧き、今回質問することになりました。

AEDとはご存じのとおり、心臓が心室細動、つまり心室の筋肉の規則的な収縮が失われて、ただ不規則に細かくけいれんをしているだけの状態で、心室細動になると心室のポンプ機能が失われ、血液を送り出せなくなるという、それが心室細動と呼ばれています。こういうことになって心肺停止になった場合に電気ショックを与えて心臓を正常に戻すという医療器具、これがAEDということであります。

そこでまず最初に、市内での設置状況をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

5月末現在の市内におけるAEDの設置状況は、市役所、コミュニティ、保育園など市の施設54カ所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学校関係であります。これが20カ所、事業所など61カ所、合計135カ所192台と消防本部では把握しております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今答弁いただきましたけれども、この設置状況については全部把握している状態ではないということでもあります。これは全国的にもそういうことなのです。というのは、AEDの設置に法的な義務づけはありませんし、それを届け出るというシステムもないわけです。だからつかみようがないということもあるように思います。総務省が去年の3月26日に関係各省庁に出した「AEDの設置拡大、適切な管理等について」という文書によりますと、一般市民が利用可能な除細動器の累計販売台数、これでもって数字をあらわしているわけですが、29万7,000というふうに言われています。こういう形でしか国もつかめてないというのが現状ということでもあります。

2番目にお聞きしたいのは、このAEDを使用することによる効果についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

AEDの効果についてというご質問でございます。AEDは、先ほど議員からご紹介をいただきました、心停止の症状の改善には大変効果がある、すぐれた機器でございます。しかしながら、AEDを使用しても、胸骨圧迫などが行われなければ、倒れた方の社会復帰率は低くなってしまいます。このことを踏まえまして、消防本部では、昨年度は学校を初め約90回の行政出前トークにおいて、心肺蘇生法の普及啓発に努めたところでございます。このことにつきましては本年度も引き続き実施してまいります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

AED、効果があるし、設置を進めることは大事であるけれども、現状で例えばAEDがないという場合にそういう心肺停止の人を見つけたときはどうするかというと、胸骨圧迫と言われましたけど、要するに心臓マッサージをするという、これがまず緊急的に大事だろうということが言われております。だから、それをやりながらAEDを速くその場に届けるとかというようなこともやらなきゃならないということだろうと思います。そういうAEDの内容についてよくわかりました。

次に、JR亀山駅の問題なんですけれども、確認しましたら設置をされていませんということがありました。私、消防のほうにJR亀山駅への救急出動という件数を問い合わせしてみたんですけども、平成23年が6件、それから24年に5件、25年に4件、26年については5月末ですけれども4件ということで、この3年半の間に19件の救急出動をしております。幸いAEDを使うような症状はなかったということでもありますけれども、そこで、このJR亀山駅へのAEDの設置について、現状と今後どうするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

JR亀山駅におけるAEDの設置でございますが、先ほど議員申されましたように、設置は現在されていらないということでもございました。少し調べてみますと、厚生労働省のホームページにAEDの適正配置に関するガイドラインとして、当該駅においては1日の乗降客が1万人以

上というようなお示しもされてございました。現在、亀山駅の乗降者数は1日において5,000名弱とお聞きしておりますので、そういった状況下でございます。

なお、駅長様に対しまして、亀山市民の安心・安全を考えると、また県内外から来られる観光客の皆様方を鑑みますと、AEDの設置というのは大変重要な課題であるということでございまして、一考願えないかというようなお話もさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

AEDの先ほど言われたガイドラインですけれども、これはAEDの適正配置に関するガイドラインというものらしいんですけれども、その中で、要するに設置が推奨される施設という中に駅というのがありまして、その駅の中に、いわゆる1万人以上の駅について設置を推奨する、つまり1万人を超えなければその設置をしてはならないということではないということね。1万人以上はぜひつけてほしいというような意味であるということですね。だから、5,000人であっても、やっぱりこれはつけるべきだろうということを思います。

それから駅周辺の公共施設を見てみますと、文化会館に設置されている、それから児童センターにも設置をされている。それから御幸地区コミュニティセンターにも設置をされているんですね。だから、あの一面には集中してあるんですけれども、亀山駅の周辺となりますと、ないんですね。だから、もし駅で何かあったときに、そこまで取りにいったら、そしてということになると結構な時間がかかるという問題になる。処置が1分おけると10%の救命率が下がるというふうに一般的に言われているようであります。そういう意味では、やっぱり駅へのAEDの設置を進めるべきだろうというふうに思います。

そのときに私が求めているのは、やっぱり基本的にはJR東海がやる問題だろうというふうに思います。日本共産党の調べで、JR東海、内部留保をこの1年間に2,028億円ふやして、現在2兆2,800億円の内部留保がある。だから財力は十分にある。1台30万かそれぐらいでAEDは買えるわけでありまして、買えないはずはないわけで、こういうところから言ってもJR東海が責任を持って設置をすべきだというふうに思いますので、そういうことで引き続き設置をぜひ働きかけていただきたいというふうに思います。

それから次に行きますけれども、駅以外で人が多く集まる施設に対するAEDの設置です。学校とかは答弁いただきましたけれども、先ほどのガイドラインの中で、駅、空港に続いて、旅客機などの長距離輸送機関、それから3番目がスポーツ及びスポーツ関連施設、4番目にデパート、スーパー、飲食店などを含む大規模な商業施設、これが、もっとあるんですけど、4つだけ上げましたけれども、AEDの設置が推奨される施設だというふうに言われております。

そこで、今後、今答弁された以上にもっと人の集まる場所はあるだろうし、そういうところへの設置を進めていかなきゃならないと思うんですけれども、現時点でどんな取り組み状況なのか、今後どうされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員申されましたように、AEDは生命の鍵を握っていると言っても過言ではないと認識しております。今後、引き続きでございますけれども、市のホームページ、市広報、行政情報番組等を使いまして、その必要性、効果等をお知らせしつつ、より多くの方々が使用できるような環境を考えていきたいと思っております。

また、AEDの市内事業所の拡大につきましては、今後ですけれども、関係各位等にもご相談申し上げます、ご理解とご協力を得たいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それで、先ほどのガイドラインでスポーツ施設というのを上げました。1つ気になっているのは、学校なんかは設置がされているわけですが、休日に例えばスポーツ少年団が運動をやる、そういうときになると建物の中へは入れないということで、そうするとAEDを使おうということになっても使えない状態があるんじゃないかということをおもうんですが、そういう対応ですね、学校施設に入れられない場合にAEDが設置されていながら使えない、こういう状況を教育委員会としてどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員おっしゃいましたとおり、学校が休みのときはあいてないという状況でございます。そういうときは残念ながら使用できない状況となっております。学校運営時以外に学校利用者が緊急時にAEDを使用できるようにいたしますと、屋外の設置が必要となりますので、AEDの機器の管理面を考慮し、設置は校内に設置しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ちょっとそれは、やっぱり今までAEDがいかに大事かということをやうと答弁されてきて、学校にあるにもかかわらず使えないという状態、それはもうやむを得ないんだと言われる。例えば運動場なら運動場に、「ここへ行けばAEDがありますよ」とかいうようなことはできますよね、掲示をするということ。そういうような、例えば西小学校で言えば、市役所が前にあります。市役所に行けばAEDがありますよというような表示はできるんじゃないかなと。だからもう少し、学校がすぐ使えないという状態であっても、そういう運動場でもし起こった場合に何らかの対応がとれるような措置というのは、やっぱり学校を開放している以上、教育委員会は責任を持つべきではないかということで、今後その点についてぜひ検討いただきたいというふうに、学校のは使えない、やむを得ませんということでは私は納得がいきません。

あとの問題がありますので進んでいきますけれども、最後に、全国の自治体の中でコンビニに協力してもらってAEDを設置しているところがあります。最大の特徴というのは、コンビニは24時間あいている、いつでも対応できるという、こういう問題があります。

そこで、市内のコンビニに協力をいただいてAEDを設置するという考え方はないのかどうか、

お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

市内へのコンビニエンスストアにおけるAED設置の件でございますけれども、茨城県の龍ヶ崎市において、市との契約で28台ほど設置の事例がございました。協定内容といたしましては、コンビニエンスストアに設置を求めているものでございまして、管理等は市で行い、AED本体もリースであるということをお伺いしております。今後でございますけれども、本市におきまして、このような民間主体の取り組み等も含めまして、市民の安心・安全につながる手だてを考えていきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

この問題、市民の安心・安全ということで、非常に一分一秒を争う問題でもあろうかと思っておりますので、ぜひ真剣に考えていただいて、進めていただきたいと思っております。

次に進みます。池の側の橋梁耐震化工事による埋め立てに伴う下流地域への排水という問題を質問させていただきます。

亀山城のお堀でありました池の側の上に橋脚で支えられた橋梁があつて、そこに県道が走っているという、これは市役所と駅を結ぶ重要な幹線道路ということでもあります。この県道ができたのは、37年ほど前の1977年というふうに聞いております。県が今回、橋梁の耐震化ということを検討した結果、橋脚を補強するという形での耐震化は無理であるということ、橋脚部分を埋めるというような方法での結論に達して、そのことについて4月に産業建設委員会協議会でも説明がありました。

まず、この工事の概要について説明を聞きたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

県の工事の概要ということでございます。県道亀山停車場石水溪線の池の側橋梁につきましては、ただいま議員もご指摘の、昭和52年に竣工した延長約190メートルの橋梁でございます。今回、耐震化工事は県事業として行うものでございますが、本路線は第2次緊急輸送道路であり、小・中学校も近接することから、耐震化工事は緊急の課題ということでございます。しかしながら、議員も申されたように、現在の橋梁形式での耐震対策は耐震基準をクリアすることが困難であるというふうなことから、橋梁下を一部埋め立てをして行う工事として現在計画が進んでいるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

説明は聞きましたけど、ちょっとわかりづらいんで、このパネルでもって説明をさせていただき

ます。現在の車道部分が、ここからここまでの部分であります。これはまず、池の側と田中病院側のいわゆる東西の断面というふうに見ていただけたらいいと思います。車道があって、歩道があって、そこから池の側というふうになっているんですけども、今回の工事はこの橋梁部分を埋め立てるということでもあります。ただ、その橋梁部分だけを埋め立てるということではなくして、埋め立てをするに当たってこの道路が使えなくなる期間、いわゆる仮設の道路をつくるために歩道から9メートルほど池の側にせり出した形で埋め立てをするという問題があります。だから全体としては、この部分が埋め立てられるということになるわけです。これは田中病院のところから天理教のところまでずうっとになりますので、結構大きなものになります。この面積が県の数字によりますと980立方メートルの埋め立てになる。これは現在の池の側の容積の7%を埋め立てることになるんだという説明であります。こういうふうな内容の工事であります。

それで、7%を埋め立てるということで、減るということで、県のほうがあくまでもこれは机上の計算だというふうの説明をされました。その理由というのは、池の側の水というのは、排水ますがちやんとあって、一定の水位になったらその排水ますからずうっと下流へ流れていくようになっている。そういう意味では、14センチも水位がびゅーっと上がるというような、7%分だけの水位が上がってしまうというような事態はないと。その前にもう排水のますのほうに吸い込まれていってしまう、水位が上がればね。というようなことで、計算上は14センチ水位が上がるということになるんですけども、実際にはそういうことは起こらないだろうということでもあります。

この問題については、東御幸とか御幸の地域の人たちが非常に心配をしております。先日、御幸、東御幸地域の自治会長さんに対して、県と市の担当者のほうから工事に対する説明の場をつくって、説明をして、それから地域の人意見も聞くことができました。私も参加をさせていただきましたけれども、これは結局、池の側から一部埋設管を通して流れてはいくんですけども、途中からいわゆる竜川に流れ込んでいく、排水管から竜川に流れていく。そういう形でずうっと竜川を流れて、最後は鈴鹿川に出ていくという流れがあるわけですね。だから心配するのは、その埋設管の中はこれが割れない限りは問題ないんですけども、いわゆる竜川のところの部分が増水したときに浸水しないかという問題があるわけであります。

そういう問題もあって、たとえ7%といえども、やっぱり池の側の容積が減るということについて非常に心配をしてみえる、不安がある、危険があるんじゃないかという思いがありますので、まず最初に、現在の、この池の側の工事をやる前の今の時点での御幸、東御幸の排水の現状、本当に安心できる状態というふうに言えるのかどうか、この点についてまず認識をお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

下流域の御幸、東御幸の現状ということでご質問いただいております。当地域については、近年、宅地開発とかが進み、従前の遊水池機能が低下して、異常気象、またゲリラ豪雨により地域の方々も雨水対策に関心が高いということについては、私どもも認識はさせていただいております。

議員のご指摘の、鈴鹿川合流点にある東御幸樋管につきましては、鈴鹿川の本線の水位が上昇することにより、逆流を防止する目的として、浸水対策の一部として取り組まれているものでござい

ます。その反面、内水がはけず、内水による浸水も心配されるということもございます。このことから私どもとしましては、大雨洪水警報時の樋門の職員の配置、また地域からのご要望により21年度から3カ所、警報、サイレン及び回転灯の設置、また竜川についてはコンクリートの底張りを行うなど、流下能力の向上を図りますとともに、危険度を共有するというようなことでハザードマップの作成など、さまざまな事業としての取り組みを現在させていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

大体现状の認識というのか、それについては、例えば宅地開発、14階の高層マンションが建ちましたし、それからミニ団地もできています。従来ですと、あそこに遊水機能があったわけですね。それがなくなっているという問題とか、それから先ほど言われた、本当に雨の降り方が異常な降り方をするというような問題、それからもう1つはあの地域の特性ですけれども、少し高台にある西町、南崎、東町という地域からの、いわゆる降った雨が全部そっちへ流れてくるとい、それが排水を通って竜川にも流れ込んでくるとい。非常にそういう意味で、現状、これがなくても、現状でも不安を持ってみえるというのが私はその地域の人たちの認識だというふうに思います。そこからこれが出てきたので大変だということになっているんだということを知りたいと思います。

以前にも私質問したことがありますけれども、竜川から鈴鹿川へ水を出すのに、水門があって、というのは、先ほども言われましたけれども、鈴鹿川が増水してくると、小さなほうの河川である竜川に逆流してくるとい、はくどころか逆流してくるといおそれがあるんで、水門を閉じて少なくとも鈴鹿川の水はとめるということになるんですけれども、一方で、言われたように、それははけないために、今度は竜川の水がその地域にたまってしまうという問題が出てまいります。

そこで、この間の説明会のときに地域の自治会長さんから出ていましたのは、何とか竜川から鈴鹿川に強制的に排水するような、ポンプのようなものを設置できないのかどうかということが出されておりました。この点についてどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

今の鈴鹿川合流点の排水樋管の部分についての強制排水というふうなことでのご質問でございますけれども、現在、本市としましては、ここの部分につきましては、できることとして、竜川の樋門の付近から下流域、南鹿島のほうへ抜ける水路がございます。その部分につきましては、現在、県のほうで鹿島橋のかけかえ工事をやっております。その部分の一部、未改修部分の改良等で排水の能力を上げるというふうなことをまず取り組みさせていただいております。

それとともに、今、排水の問題で強制排水というご意見もいただいておりますけれども、この部分で強制排水をしようと思うのであれば、本来、鈴鹿川のある一定の水位が下がってから放水というのが本来であるかと思うんですけれども、それを強制的に排水するとなれば、当然、水位が上がることによって下流域への影響、また水位が上がることによって上流域からの排水能力も下がっ

てくるとか、さまざまな面で影響を及ぼす可能性がございます。これは河川を管理する国土交通省とも今後協議をしながら進めていく部分もあると思いますけれども、本来的に言えば、河川改修により河床を下げるというのが本当の意味での部分でございますので、沿線自治会で構成します期成同盟会を通じて、再三、河川改修の早期実現についての要望もさせていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに根本的な問題として河床を下げるということは大事なことだと思いますけれども、なかなか一長一短にいきませんよね。問題は、ポンプをつけた場合にいろいろ問題があるというふうに今答弁されました。確かに鈴鹿川が増水しているときに竜川も増水するわけですよ。だから両方も増水をしている。だから、竜川の水を鈴鹿川に持っていくということは、鈴鹿の水位をさらに上げるということになるんで、そこらあたりのところも工夫が要るのではなからうかと。だから1つは、言われた、水門を通らずに、いわゆる鈴鹿川と並行して鹿島のほうに水路がありますので、そこをうまく活用するというのも1つの方法だろうと思いますけども、何にしてもこれはぜひ検討をいただかないと、この工事、まだ26年、27年、この埋め立ての工事が始まるのが28、29年というふうなことも聞いていますので、まだ少し時間がありますので、その間に万全な対策をとっていただくということをお願いしておきたいと思います。これはぜひこの地域の人たちが雨が降っても安心して寝られると、それを本当に言ってみえますので、安心して寝られるようにしていただくということをぜひ考えていただきたいと思います。

それからもう1つ自治会長さんから出されておったのは、景観の問題なんですね。これは私も感じているんですけども、いわゆる多門櫓があって、その前にお堀がある。このお堀と多門櫓を望む景観は非常にいいものがあるんですね。だから、亀山で生まれ育った者にとっては、あの景色は何とか残したいなという思いがあります。ところが、ここで言いましたように9メートルせり出して、その分だけここへ斜面ができるんですね。この斜面のつくり方によっては景観がどんなふうになるのかということもありますので、この辺の問題も、ぜひ景観問題ということを考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

私の記憶ですけれども、たしか、今、三谷サイクルのある丁字路のところに石井兄弟のあだ討ちの碑が昔はあそこにあったんですね。あそこでたしか私は小学校のときに写生大会があって絵を描いたという記憶があります。合間に時々斜面をおりていって、池の側へ行って遊んで、池の側の際まで行って、また斜面を上がっていくと。そういう記憶があるんですけども、そんなんで非常に池の側と多門櫓という歴史的な景観というのは私たちの心の中に残っている風景ですもんでね。それをできるだけ、この耐震の工事自体をやめよというわけにいきませんので、それはもうやらざるを得ないだろうと思うんですけども、それをやるにしても、景観問題はきちんと配慮してやっていただきたい。

特に9メートルせり出す部分が、いわゆる仮設の道路をつくる部分がここにあるんですけど、3メートルぐらいですかね、この部分がいわゆる工事が終わった後に活用できるところになるんですね、平面として活用できる。こういうものの活用も考えていかなきゃならないと思いますし、そう

いうことも含めて、こういう歴史的な景観をどう守っていくのかという点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

池の側の景観についてご質問いただきました。この工事につきましては県営街路事業として行っていて、それまでにつきましては池沿いに狭隘な道路形態で、現在の形状とは変わって、松とか、いろいろなところでの趣があったというふうに聞いております。

今回の工事は、あくまでも耐震というふうなものを進めるためのものでございます。池の側につきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画の中の重点区域でもあり、旧亀山城多門櫓に近接する大変重要な歴史的景観の場所としても認識はさせていただいております。そのことから昨年8月の知事と市長の1対1対談においても、歴史や景観に十分配慮してほしいと市長から知事に伝えるとともに、本年2月に亀山市景観審議会の部会を開催して、大学教授等、学識経験者の5名の方々に実際に現地も歩いていただきました。その景観の重要性というものを踏まえてご意見をいただき、県に対し、さまざまな景観配慮をお願いしているところでございます。現在、県といたしましても、盛り土上部の形状や植栽、仕上げ材、また色彩等についてもご検討いただいております。耐震化工事を行いながらも良好な景観形成を図って、歴史的な趣を維持されるよう十分協議してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

61年前ということになるんですけども、私も生まれて間もないころですけども、そのころに工事がされた、始まったのか竣工したのか、それぐらいの時期になろうかと思えます。当時のことを知ってみえる方、私よりも年配の方ですけども、いわゆる池の側の斜面のところには桜の木が植えてあって、桜が咲いたときは、お堀と桜と多門櫓ということで非常にきれいな景観があったというふうに聞いております。ただ、道路が狭いということもありまして、道路を拡幅するというものであいう工事になったんだろうと思えますけれども、そういうことも年配の方は記憶していますし、そういう思いもありますので、そういうことも含めて景観をどうするのかということは、地域の方の意見を聞いていただきながら、できる限りそういう思いを持った方のあれを損なわないような景観というものをやっていただきたいなというふうに思います。

今回この問題を取り上げましたけれども、自治会長さんたちの集まりをしてから1カ月しかたっておりませんので、きょうはこの程度でとめておきますけれども、特に排水を強制的に出す問題と、それから今言った景観の問題というのが強く出されております。まだ先ほども言いましたように、今年度を含めて4年間かかってくる工事ということもありますので、これについては今後も見守っていききたいし、時折また状況によっては質問もしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に移ります。最後はちょっと変わりまして、福井地裁の大飯原発差し止め判決を受けて、再稼働に対する市長の見解をお尋ねしたいという問題であります。

5月21日に福井地方裁判所は、福井県おおい町の大飯原発の3・4号機の運転を差しとめる判決を言い渡しました。今回の判決は、冒頭部分で、憲法に保障された人格権、いわゆる憲法の13条と25条ですけれども、人の命は人命を基礎とするものであるということと、これを超える価値を他に見出すことはできないということを強調しております。また判決は、電力会社の主張に関連して、原発の運転停止による国富の流失・喪失という主張に対して、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であるというふうに述べております。

主文の中で第1項に、大飯原発250キロ圏内に居住する166名に対する関係で、大飯原発3・4号機の原子炉を運転してはならないというのが主文なんです。パネルを持ってまいりました。大飯原発から半径250キロ圏内というのはこういう範囲、つまり紀伊半島がすっぽり入るんですね。三重県はもちろん全域が入りますし、これがいわゆる判決で言う、大飯原発の運転差しとめの対象となった250キロ圏内に当たるわけです。

こういうふうに見てみますと、やはり亀山市もこの250キロ圏内に入るということで、まず市長にお伺いしたいのは、この判決について市長はどんなふうにとめられたのか、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

先月の福井地裁における大飯原発差しとめ判決に対する市長の所見はというお尋ねでございますが、既にご案内のように、関西電力はこの一審判決を受けまして控訴されたところでございます。これによりまして上級審での判断に移るということでございますので、今後の審議を注視してまいりたいと考えております。したがって、今日までにさまざまな論評がなされておるということは承知をいたしておるところでございますが、さきの司法判断に対して私の立場からこれを論評することは差し控えさせていただきますと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

がっかりしましたね。これだけの判決が出ているわけですよ。それについて受けとめ方はどうかと聞いているわけですよ。それを答えないというのは、私は納得できませんね。たとえそれが控訴されておる事案であっても、もう既に出ている判決についてどうなんだということなんですから、それを答えないというのは本当に納得できません。

私はやっぱりこれは非常に、これから先どういうふうになっていくかわかりませんが、裁判の経過がね、少なくとも過去の判決例から見ても、歴史的な私は判決だというふうに思っております。特にやっぱり3・11の大震災と、それに伴って福島第一原発の事故が起きました。このことが今どういう状態になっているかということですね。収束どころか、もっと深刻な事態が起こってきているという、帰るに帰れないというような状況が起こっているわけですね。そういうことを踏まえて、やっぱり司法がそれなりの判断をしたんだろうというふうに思っています。

私たち議員団で、4月から5月にかけて市内全域で市民アンケートというのを実施いたしました。これは議員団としての広聴機能ということでさせていただきました。協力いただいた方にはお礼を申し上げたいと思うんですけども、これは6月8日の時点ですけども、642通、全世帯数の約3.2%に当たる方から返信をいただきました。

この項目の一つに、原発の再稼働についてもお聞きをしました。最終の集計はまだですし、できましたらまた市長さんにお渡ししますけれども、85%に当たる550通をとりあえずきょうの質問のために集計をしてみましたところ、「再稼働に反対」というのが72%ありました。「再稼働に賛成」という方が9%、それから「わからない」という方が14%、それから無回答、特に書き込みのないのが5%ということで、これを見る限り、再稼働に対しては反対が圧倒的な数だろうと。それで、これほどの数ではないんですが、新聞なんかの世論調査を見ましても、いわゆる半数を超える人が再稼働に反対だというのが一般的な数字だろうと思います。

櫻井市長に再度これは、判決についてコメントしないとされましたけれども、私は、この250キロ圏内に亀山がある以上、こういう事故が起きれば亀山に大きな影響を及ぼすんだという立場から、この大飯原発、それから浜岡でも250キロ圏に入るんです。これをずうっと調べてみますと、その原発を中心に250キロという円を描いていくと、250キロ圏内に入らないのは網走あたりの北海道の一部と沖縄、それ以外は全部すっぽりと日本全国この250キロ圏におさまるといふことであります。そういう意味で、やはり再稼働について市長はどう考えてみえるのか、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

各原発の再稼働についての市長の考えをとということでございます。ちょうど以前に、多分、東日本大震災の直後のこの議会での議論であったと思うんですが、服部議員のご質問にお答えをさせていただいて、原子力政策を含むエネルギー政策に対する私自身の基本的な考え方を、この場でご答弁させていただいたものでございます。その考え方というのは現在も全く変わっていないところでございまして、まずこれをご理解いただきたいと存じます。

さらに、さきの東京電力福島原発事故が、我々が便利で快適な生活を今日享受する反面で、長年それらを支えた原発の安全神話に対して厳しい問題提起がなされたところでございます。一方で、島国であります我が国のエネルギー安全保障と安定供給、利便性や経済性等との需給バランスがどうあるべきなのか、極めて高度な政治判断や科学的知見が求められる問題であるというふうにも考えてもおるものであります。

議員お尋ねの大飯原発、浜岡原発の再稼働に対して、現在、新設された国の原子力規制委員会において新たな規制基準に基づく安全審査が進められておるところでございますが、申し上げるまでもなく、再稼働につきましては国の総合的かつ慎重な判断とコンセンサスが大前提であります。また、教訓ともなりました、住民の安全を最優先とする、さきの判決にもございました、多重防護が機能し担保できるか否か、これにつきまして国や電力会社の取り組みと説明を見定める必要があると、そのような問題であるというふうにも考えるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これも全く私は納得できません。前回質問させてもらったときに、市長は再稼働は難しいだろうと、こういうたしか答弁をされました。それも非常に他人事のような答弁で、私はそれも納得してないんですけども、少なくとも今回の判決で、250キロの圏内にあるところは、判決で言われているように、憲法で保障されている人格権、こういうものが否定されてしまうんだと、事故が一たび起これば。こういうことが言われているわけですよ。それに基づいて私は再度聞いているわけですが、そういう認識が全くないというのは、本当に市長が亀山市民の安心・安全を守る立場に立っているのかという、非常に情けなく思います。

最後に、アンケートで「再稼働に反対」という方の声を少し紹介したいと思います。1つ目、ベクレルもシーベルトも国民・市民も知らない基本的な恐ろしさ、人間がつくった消せない害だという意見。2つ目、地震国日本では、いつ福島と同じ原発事故が起きるかわからない。広範囲または同時に事故が起きれば、日本人の大半が日本に住めなくなる。3つ目、そんな危険なものは要らない。電気料金が少々高くなっても仕方がない。4つ目、怖いから絶対に反対です。5つ目、原発は絶対に反対です。亀山の自然を大切にしたい。亀山市独自で自然エネルギーによる電力供給を考えられないでしょうか。6つ目、原発と聞いただけでも腹が立ちます。7つ目、人類が滅亡する。安倍首相の考えが理解できない。8つ目、稼働後のことが理解できない人間には賛成も反対も通じないでしょうね。最終処分ができないことが理解できない人がいるということですね。

これを読んでみますと、どれも本当に怒りに満ちているんですね。今の政府が進めようとしている再稼働、ましてや原発を輸出するなんてことも安倍首相はやっています。そういうことに対して、やっぱりこの250キロ圏内にある自治体の首長として、きちんとしたコメントを私は出すべきだろうと思う。再度、市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げました、基本的な考え方につきましては先ほどのとおりでございますし、3年前の6月議会でこのような議論をさせていただきました。確かに今、浜岡の当時の廃炉の問題について、それから県内の原発立地について議員からご質問を頂戴いたしました。それにつきまして、私自身の考え方も率直に申し上げさせていただいたところでございます。

なお、現在におけますさまざまな立場、それからさまざまな国民の声、産業界の声、いろいろ自治体の声もあろうかというふうに、原発立地の電源立地をする自治体はもちろんでございますが、その周辺にあります自治体の考え方、これもさまざまであろうかと思えます。

いずれにいたしましても、住民の安心・安全をどのように担保していくのか、これはもう自治体の長として当然のことながら考えておるものでございますけれども、今回の原発政策自体が、先ほど申し上げましたように、国家としての非常に高度な政治判断と専門的知見に基づいて最終的に判断されるべき、そういうマターであるということを申し上げておきまして、ここでさまざまな議論や、それはやぶさかではございませんけれども、果たしてそれは、非常に大きな問題でございますので、その中で私自身としては、さまざまな教訓をもって今後どのように考えていくかという、自

治体としてできることは自治体として対応していくということなのですが、国における基本的な方針や政策の行方につきましては、しっかり見定める必要があるということをお願いしたところでございます。その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、市長は国会議員ではないので、自分の住んでいるエリアの市民の安心・安全を守るという立場から発信すればいい、こういう立場でこれは言うべきだろうということを申し上げて、終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時01分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

森 美和子です。

それでは通告に従い、順次質問をさせていただきます。

今回は、高齢化、高齢者の問題であります。希望を持って明るく元気にやっていきたいと思っております。

それでは、地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをしたいと思います。高齢になっても住みなれた地域で自分らしい生活を続けられることとはという副題をつけさせていただきました。

高齢になっても住みなれた地域で自分らしい生活を続けたいのは、誰もが思うことではないでしょうか。高齢化が叫ばれて随分たちますが、この問題を避けて通れないのは共通の認識だと思います。平成27年（2015年）、来年にはベビーブームと呼ばれた世代がいわゆる高齢者、65歳以上になり、平成37年（2025年）には後期高齢者となります。このことが今取り沙汰されている2025年問題です。医療費の急激な増加、介護の問題、認知症の問題、今以上に問題が多くなるのしかかってくるのが危惧されているわけであります。

国では2025年をめどに、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が議論されております。また、鈴鹿亀山広域連合では27年度から始まる第6期介護保険計画も策定されています。この介護保険計画も、2025年まであと今後4回計画が策定されるわけですが、この6期計画から2025年までの中長期的なサービス、給付、保険料の水準も推計をして記載するようになっております。

地域包括ケアシステムはまだ議論の途中ですが、高齢者を取り巻く環境は、地域差はあるも

の、全国的な課題も亀山の課題も大きく違いはないと思いますし、できるところからやっていると、10年なんてあっという間ですから一つ一つ取り組む必要があると思います、この質問をさせていただきます。それと、高齢者の問題といっても、自分たちの問題であります。自分自身が介護を受けなくて生活ができるためには、たとえ介護を受けなければならなくなったときでも自分らしく生活ができるように、自分のこととして考えていく必要があると思います。

では、まず初めに、亀山市における高齢者の現状と将来推計についてお伺いをします。

74歳までの高齢者の現状と将来推計、75歳以上の高齢者の現状と将来推計、高齢化率の推移、高齢者のみ世帯とひとり暮らし世帯の現状と将来推計についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

平成26年4月1日現在の亀山市の65歳から74歳までの高齢者の人口は6,078人、75歳以上の高齢者の人口は5,980人となっており、65歳以上の高齢者が人口に占める割合である高齢化率は24.1%となっております。

高齢化率の将来的な推移につきましては、国の状況に関しましては議員の言われるとおり、2025年には30.3%、国民の約3人に1人が高齢者となる見込みとなっております。市の高齢化率の将来的な推移でございますが、今年度、鈴鹿亀山広域連合の介護保険事業計画策定に伴って試算されることになっておりまして、おおむね国と同様に推移し、増加するものと考えているところでございます。

また、高齢者のみの世帯につきましては、民生委員の方々のご協力により毎年調査を行っておりまして、平成25年10月1日現在で、ひとり暮らしの高齢者世帯が1,268世帯、二人暮らしの高齢者世帯が1,417世帯となっており、合わせて2,685世帯となっております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。将来推計に関しては、多分、広域連合の介護保険計画の中で推計がされていくんだと思いますので、またそれも注視をしていきたいと思います。基本的には国と余り変わらないということで、亀山も同様の状況になるということを確認させていただきました。

次に、在宅医療の推進についてお伺いをしたいと思います。

在宅医療を行うには、24時間医療・介護が必要であります。このことがやっぱり地域包括ケアシステムの柱になると言われております。特に、入院から在宅への移行をスムーズに行う体制がポイントになると言われております。

移行支援がうまくいかないとどうなるのか。私は、平成19年だったと思うんですけど、広島県の尾道市の公立みつき総合病院に視察に行かせていただきました。「尾道方式」と言われる病院なんですけど、院長先生が熱く語っていただきましたけど、病院から退院した患者さんが、退院したときよりもひどい状況、特に寝たきりのような状態になって再び病院に戻ってくる、だから在宅に

移行するところの支援をしっかりとやっけていかないといけないということで、寝たきりゼロ作戦として取り組みをされているということをお聞きしてきました。また、市民への意識啓発として、お医者さんみずからが地域に出向いてナイトスクールの開催なども行われていたということも記憶をしております。

亀山市の医療センターでは、在宅への移行支援体制として退院支援システムを行っている聞いておりますが、この退院支援の効果についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

医療センターの退院支援でございます。まずその体制としましては、平成19年9月から診療部に地域連携室を設置し、現在、社会福祉士の資格を有する看護師2名を配置し、専門に担当しております。

具体的な支援方法といたしましては、まず全ての入院患者に対しまして退院支援が必要かどうかを、本人と家族の希望を考慮の上、判定いたします。これにより退院支援が決定した場合は、地域連携室看護師が面談によりその状態を踏まえ、在宅医療の実施、療養型病院への転院、あるいは介護施設等への入所の希望を聞き取ります。次に、医師、看護師、理学療法士などの多職種により、退院に際しての問題や退院支援の時期、予想される退院先等を検討し、退院支援計画書を作成いたします。その後、患者、家族及び関係機関と退院日を調整し、退院となります。

退院支援の効果でございますが、患者側といたしましては、入院早期から社会福祉士がかかわることにより、社会的不安を持つ患者・家族が安心して療養生活を送ることができること。それから、入院時及び退院後において、医療、介護、福祉などの各種制度を案内することで、その活用が可能となること。それから、退院後の適切な療養環境の提案を受けることかできる。例えば、在宅医療を選択した場合、経済的負担が軽減されることなどがございます。一方、病院側といたしましても、専門担当の配置により、病棟看護師の患者相談に係る業務の負担軽減につながる。また、退院支援がスムーズに進むことで、新規入院患者の受け入れが広がることなどがございます。以上です。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、事務局長のほうから医療センターで行われている退院支援の効果について語っていただきましたけど、さまざまな効果があるということが今わかりました。

2点目としまして、今後の連携の方向性についてお聞きをしたいんですが、現況報告の中で、市内で在宅医療推進プロジェクトチームができ上がったということと、それから「かめやまホームケアネット」、多種多様な職種による連携システムが4月から運用されているということでありましたが、特に医療と介護がどのように連携をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

市の在宅医療につきましては、平成25年度から医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、ケ

アマネジャー、医療センター、市の多職種が連携し、在宅医療連携会議によりまして体制整備の検討を重ねてまいっておるところでございます。特に平成26年度からは平成25年度に策定した第2次亀山市地域医療再構築プランに基づき進めており、在宅医療連携会議での協議を継続いたしますとともに、市内部におきましても先ほど言われました在宅医療プロジェクトチームを設置し、それぞれとの調整を図りながら進めているところでございます。

現在、平成25年度より在宅医療連携会議で協議を行ってまいりました市の在宅医療連携システムを「かめやまホームケアネット」と称しまして、亀山市医師会所属の医師を主治医とする在宅医療の利用要望に応じて試行をしているところでございます。今後は、当該試行の状況を参考にしながら、本格的にシステム化し、正式に開始できるよう調整を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。本当にやっとな動き出したというか、医療センターの院長先生ともお話しさせていただいたときに、こういう連携がしっかりとなされていくことが大事なんだということもお話しされておりましたので、本当に走り出したんだなという思いであります。

私は、地域包括ケアシステムというのがしっかりと機能していかないといけないし、その中でかなめになるのは訪問看護がやっぱり重くなってくるんじゃないかなということで、四日市にありません訪問看護ステーション、それから四日市の看護医療大学に視察に行かせていただきました。お話を聞かせていただきましたけど、やっぱり24時間体制のハードさ、それから看護師不足、それから医療看護師さんと在宅の看護師さんのスキルの違いというのも、そこら辺のスキルアップの必要性ということもいろいろと話をお聞きさせていただきました。これからいろんな課題も出てこようかと思えますけど、そういうこともやっぱり一つ一つクリアする必要があるのかなというふうに思っております。

3点目としまして、医療センターの位置づけについてお聞きをしたいと思います。

在宅医療や在宅介護の支援体制が整ってきたとしても、急変時、患者さんの急変時の一時預かりとか、介護におけるレスパイトケア、こういうことが重要だと思いますが、医療センターが拠点的な位置づけになっていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど申し上げました現在試行しておりますかめやまホームケアネット、これをご利用していただく方、在宅医療利用者と私ども申しておりますが、容体が急変し入院が必要となった場合には、みえ呼吸嚥下リハビリクリニックと私どもの市立医療センターが後方支援病院として入院対応することとしておるところでございます。また、議員言われますように、看病・介護されている方、ご家族等の体調がすぐれないような場合には、利用者の病状等を勘案し、実情に応じた対応を行うことになると考えております。いわゆるレスパイト入院という規定ではございませんが、状況に応じて対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。レスパイトケアという形ではないにしても、一時預かり的な形で、これが自治体病院が亀山にあるということの大きな私は強みになるのではないかなと思います。

1つ、利用者に利用していただくということは、このホームケアネットに申請するのか所属をするのかちょっとわからないんですけど、この利用者という位置づけはどういうふうになってくるのか、お聞きをしたい。在宅医療をやる、それでこのホームケアネットを使っていくという形になるのは、亀山市の中の市民全体が使えるのではなくて、そこを利用する方のみ、利用されなかったら使えないのか。レスパイトケアとか急変時の一時預かりとかというのはいろんなところで起き得るかと思うんですけど、ちょっとそこら辺が気になったので、1点教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

医療センターにおきますレスパイト入院というよりも、その利用者の病状等を考えて、介護をしていただく方、あるいは看病していただく方の入院という意味は、これは病状等に応じて入院をさせるということで、これはどなたも同じように対応させていただけるものと考えております。

ただ、かめやまホームケアネットに登録というか、申請書を書いていただきます。例えば今言うリビング・ウイルですね、終末期医療のことであったり、いろんなことをその段階で整理させていただいた同意書等を全部そろえていただきます。その上で登録して、主治医と副主治医とか、そういうあらかじめ想定できることをこの段階で整理していくシステムでございます。ですから、それに登録してないから急変時の利用ができないということでは全くございませんが、スムーズに利用していただくための制度というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

わかりました。次に移ります。

認知症対策についてお伺いをしたいと思います。

昨年、厚労省の推計では、65歳以上の高齢者のうち、認知症の方は推計15%、約462万人いるとされ、認知症になる可能性のある人が約400万人で、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備群であることが報告をされました。驚いた記事だったんですけど、それが先日、認知症の不明者が昨年1年間で1万人を超えるというような、深刻な問題もマスコミのほうで取り上げられておりました。この認知症対策は、本当に待ったなしで大変な状況になろうとしているということがよくわかります。

認知症というのは、とにかく早期発見、早期治療が大事だと言われております。厚生労働省のほうで2012年にオレンジプラン、認知症施策推進5カ年計画を発表され、今までは認知症になったらどうするのかということだったのが、認知症にならないためにはどうするのかというふうに向転換をされてきたわけですけど、この計画の中で認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推

進員の設置がうたわれております。これは27年度以降の制度化ということではあるんですが、先ほどの数値、それから早期発見、早期治療が必要だということから、待つてはられないんじゃないかと思えます。前倒しで亀山市として考えていく必要があると思えますが、考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

国のオレンジプランによりまず認知症初期集中支援チームを前倒しして整備することはしないのかというご質問でございますが、先ほど言われました、厚生労働省が平成24年度に発表した認知症施策推進5カ年計画、これが先ほど言われておりますオレンジプランでございますが、平成27年度以降、初期の認知症の方の受診勧奨や、本人・家族へのサポートなどを行う認知症初期集中支援チームの市町村への設置を進めることとなっております。また、当該支援チームの設置に当たっては、複数の専門職（多職種）によりまず認知症初期集中支援チーム検討委員会をまず開催し、地域での認知症施策を含めて、支援チームをどのように位置づけ、活動していくのかを検討していくこととされております。

当市におきましては、まずは当該委員会の開催に向けて準備を進めていきますとともに、本年度策定いたします高齢者保健福祉計画の中でも、認知症に対する施策の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

検討委員会をまず立ち上げていくということ、それからまた保健福祉計画が今年度出てきますので、それもしっかりと私も見させていただきたいと思えます。

2点目としまして、現況報告の中に見守り協定がなされたとありましたが、現在何社それがあって、どんな職種なのか。それから、今まで私も質問の中で新聞配達の方や牛乳や乳酸菌の配達の方などの業者のことも言ってきましたが、そういった方々と協定とかは結ばれているのか。それからもう1点、高齢者だけなのか。障がい者の方、特に精神の方とか、その協定は高齢者だけの協定になっているのか、障がい者も入っているのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

高齢化に伴い、認知症高齢者、要するに高齢者だけでなく、認知症の方も含めて増加傾向にある中、認知症に関する理解を深めるためにいろんな施策をとっておるところでございます。1つの方法として認知症サポーターの養成、これまでから申しておりますが、特に協定関係ということでございますと、先般、第三銀行と協定を締結いたしましたところでございます。これは高齢者ということでございます。

ただ、現在、協定書の締結に向けていろいろ、例えば生活協同組合であったり、それからスーパーサンシさん、あるいは高齢者の見守りや、あるいはおっしゃられる障がい者等に対応できる、例

えば、まだまだ研究段階なんですけど、シャープとタブレットの利用についても研究チームを立ち上げようかどうかというふうな協議もしておるところでございます。そういうさまざまな機会を捉えて協定あるいは研究をする、あるいは協定に至らなくても、例えばステッカーのようなものを販売員さんに持っていただいて、いざというときにご連絡をいただくような、そういう仕掛けもしてはどうかということを検討しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

さまざまな対策をとっていただいているというのは、部長の答弁でよくわかりました。急に障がい者と言ってしまったんですけど、本当に障がい者の問題もあろうかと思imasるので、またそういう高齢者、認知症の高齢者だけではなくて、全体的なことも考えていく必要があるかなと思imas。

次に、地域の見守りを、この協定を結んで企業の方、それから事業者と協定を結んでいろんな仕掛けをしていくということは大事なんですけど、地域の見守りを地域の方とどのようにしていくのかということに対してお伺いをしたいと思imasんですが、現在では民生委員さんに訪問をしていただいたり、それから亀山市では福祉委員さん、地域の福祉委員さんにお世話になってやっておりますが、この方々だけではカバーし切れない部分があるかと思imasが、この日常生活の中での支援をどういうふうを考えておられるのか、お聞きしたいと思imas。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

地域での見守りについてでございますが、先ほど言われました従来から民生委員さんの方々にお世話になっているところでございますが、それとは別に、高齢になっても住みなれた地域で住み続けるという、地域で住んでいただくということで、地域包括ケアシステムの充実、こういうことにも力を入れてまいりたいと思imasおまして、地域包括ケアセンターですね、そういうところのコーディネーターを使って高齢者等に必要な支援を行うとか、そういうことも考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

高齢者の人たちを見守っていくというか、特に認知症の高齢者の方になると、日常生活の中で徘徊をされたり、いろんなことが起こってこようかと思imasんですけど、そういった方々を地域で支えていくということになれば、多分、民生委員さんや福祉委員さんだけでは無理だと思imasので、やっぱり地域の人たちのご理解と、それから地域の中での協力というのがやっぱり必要になってこようかと思imasので、そこら辺の対策、ちょっとさっき触れられたことは次のときに私はお聞きさせていただきますので、これはこれで終わらせていただきます。

4点目の、介護予防の考え方についてお聞きしたいと思imas。

この介護予防、ずうっと私も議会の中で質問をさせていただき、広域連合の中でも議会に行かせていただいているときは質問をさせていただいてきました。答弁をいただくと、通所型ですと、口

腔、栄養、運動の教室を開いておりますとか、コミュニティ単位でいきいきサロンをやっておりますとかという、もう決まった答弁をずうっと聞いてまいりました。この口腔、栄養、運動の教室は本当に大事なことで、力を入れていかなければならないということは認識をしておりますが、画一的な予防だけで本当に高齢者の方に受け入れられていくのかということもずうっと言ってまいりました。

ある記述の中に、高齢者の立場で書かれていたんですけど、行政が行う介護予防についてどのように考えるかということだったんですけど、「予防にならなさそう」「魅力的なプログラムがない」「開催場所への交通がない」「知らない」、これは亀山でとったあれではないんですけど、これが現実なのかなと私は思います。効果的な介護予防、これをどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

介護予防につきましては、議員言われるように、これまでからの取り組み、あえて何度も申しませんが、それにつきましては大切なことだと考えておまして、これからも引き続きやってまいりたいと考えております。

さらに、今年度からということでございますが、申し上げますと、介護予防事業につきましては要支援・介護認定を受けていない高齢者を対象としておまして、平成25年度までは、元気な高齢者の健康づくりを行う第1次予防を健康推進室のほうでやっておりました、組織で言いますと。体の機能回復を行う2次予防を高齢障がい支援室が担当しておりました。これを平成26年度からは、これらの事業を高齢障がい支援室に一元化して、シームレス、継ぎ目のない、途切れのないとか、そんな対応が行えるようにさせていただきました。今後、介護予防教室等の内容もこの中で見直してまいりたいと考えておるところでございます。また、毎年行っておりますひとり暮らし、あるいは二人暮らしの高齢者のみの世帯の訪問につきましても、訪問すべき世帯を見直しさせていただいて、今まで訪問していない世帯を中心に実施する予定としており、高齢者のみの世帯の状況をもう少し包括的、正確に把握するように努めて、健康な高齢者を含めて介護予防サービスや情報が提供できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

いろいろな対策をとっていただいているということは、すごくよくわかりました。ひとり暮らし、二人暮らしの高齢者の訪問というのは物すごく喜ばれていますし、それが今まで行ってないところにポイントを絞って行かれるということは本当に大事なことだと思いますので、ぜひそれは進めていっていただきたいと思います。

一番最初に言いましたけど、大事なことは、やっぱり予防を行う側に立って、私たちが介護予防をやるんだということに立てば、こんな介護予防教室に行きたいかなという、そういう視点で考えていっていただきたいなと思います。

埼玉県では、高齢者をシルバーリハビリ体操指導士として養成して、いきいきヘルス体操の指導

をその人たちにやっていただいで支援体制を整えていったり、それから例えば音楽療法、これはすごく効果があると言われておりますけど、音楽療法としてカラオケをやったり、それから予算決算委員会でも私も言ったかと思うんですけど、武道を取り入れたリハビリで予防を行ったり、本当にさまざまな方法で全国の中ではされていると思いますので、亀山独自のと言われるのも大事ですけど、亀山に合った新たな予防の方法というのもあるかと思ひますし、地域に出向けば、地域の人たちが本当に知恵を絞って、それが介護予防につながるんじゃないかと思うこともたくさんあるかと思ひますので、また取り組みを進めていっていただきたいと思ひております。

では、最後になります。高齢になつても住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるためには。

先ほど部長も少し触れていただきましたけど、地域医療再構築プランの中でも、亀山市では健康文化・亀山モデルの創造として、保健・医療・福祉のネットワークの強化、多様な職種による連携システムを構築していくということもうたわれておりますし、先ほど来議論させていただきました、本当に在宅医療のネットワークが少しずつできつつあるということも確認をさせていただきました。それではあと何が課題になつて残つてゐるのか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど少し言ひましたが、これまでから亀山市におきまして、亀山地域包括支援センター並びに市内に3カ所、在宅介護支援センターというのを置いております。これは社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の有資格者を配置してございまして、高齢者等に必要な支援のコーディネートを行つてまいつておるところでございます。これからは、これらのコーディネーターが地域の実情や在宅支援に関する諸制度を十分に理解し、高齢者等が住みなれた地域で生涯にわたつて安心して暮らしていけるようになっていただく支援に重点を置いてコーディネートしていくことが重要だと考えて、対応してまいりたいと思ひておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

それは2番目に地域包括支援センターの役割はどう変化していくのかということでお聞きをしようと思ひましたが、この地域包括支援センターを地域にもっと根差したものにしていこうということの答弁だつたと思ひますけど、あと課題はもう残つてないということでもよろしいのでしょうか。多分この在宅介護支援センターを地域ケアコーディネーターみたいな形で地域にしっかりと根づかせたような形でやっていくという方向になっていくんだと思ひますけど、あと課題というものは残つてないのか、再度質問をしたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほども申し上げました、現在さまざまな諸制度、ここが持つておる制度以外のいろんな制度もいろいろ理解して、その中で支援していくということ、要するに現在までの支援センターだけの考え方でなしに、いろんな社会の変化や他制度を理解した上で支援を行つていきたい、ここが課題で

はないかというふうを考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

多分、国のほうでも地域包括ケアシステムというのがまだ漠然としているので、部長の答弁もそんなふうになってくるのかなと思いますが、いろいろ課題はこれから多分出てくるといいますので、一つ一つクリアしていきたいと思うんですが、私は地域包括ケアシステムをずうっと勉強させていただいている中で、このシステムづくりというか、これは本当にまちづくりなんだなということを感じます。

住民流福祉総合研究所の木原所長の、これは新聞の記事に載ったんですけど、この方は今年の11月に社会福祉大会で亀山にお越しになって、その講演も聞かせていただいた中で、支え合いマップというのが地域の中で非常に重要になってくるという話を聞かせていただいて、非常に私は感銘を受けて帰ってきたんですけど、この先生がこんなふうに記事を寄せております。

地域包括ケアシステムの成功の鍵を握るのは、住民の支え合う力、つまり互助をどうやって強化させるかだ。地域を見渡すと、どこも公助にどっぷりつかり、サービス依存症に陥っている。例えば、ケアマネジャーや民生委員は介護サービスを善だと信じ切って、手厚く受けさせることに専念する。要介護者の側にも、利用しなければ損だという意識がある。これはすごい乱暴な言い方ですけど、それでは施設もスタッフも足りなくて当然、つまり公助の限界だ。介護保険制度が導入された当初の理念は自立支援だったが、実態は逆方向へと進み、ビジネスの理論が先に立ち、むしろ自立を妨げるサービス体系にすら見えると。

この先生の記事を読んだときに、本当にまちづくりの基本の中にこういったことを入れていかないけないんだなということを感じました。木原先生のお話を読ませていただきましたけど、市長のまちづくりに対する考え方、地域包括ケアがまちづくりにどう生かされていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをいたします。

今ご紹介をいただきました所見につきましても共感のできるところでございまして、私どもも、全国的な高齢化率の上昇から見てわかりますように、高齢者に必要なニーズを公的な支援や保険制度のみで補うことはもはや困難となってきたところとございまして、支援が必要な高齢者を地域全体で支え合う互助・共助の仕組みづくりが極めて重要になってきおるという認識のもとに、さまざまな施策を展開いたしてまいりました。直接的には今部長が申し上げたこともありますし、間接的には、例えばまちづくり協議会の設立でありますとか、市民活動応援制度の創設でありますとか、人と人がやっぱりつながって、支え合って地域社会をつくり上げていくと。この基盤というのが弱くなるとは、地域福祉は成り立たないという問題意識を持たせていただいております。

ご案内のように、本市におきましては、これも触れていただきましたが、民生委員さんを初めコ

コミュニティの福祉委員さんでありますとか、ボランティアの皆さんでありますとか、地域を挙げた見守りの体制や隣同士で支えていく、そういう風土が培われてきておるといふふうに感じておりました、こういう亀山の地域風土、あるいは地域性につきましては私どもの現時点で強みであるといふふうに考えておるところでございます。無縁社会と言われる時代であります、人と人がつながる力、これが無縁社会とは無縁の地域福祉の資質をつくり上げていく基盤になると確信をいたします。

しかしながら、猛烈なスピードで進む高齢化に対応するには、医療、介護、住まい、予防、生活支援、サービスが身近な地域で包括的に確保される体制づくりである地域包括ケアシステムの構築が急務であると考えておりました、まさにこれも20年来の概念でございますが、なかなか保健と医療・介護と福祉ケアがつながってこなかったという縦割りを、本当にこのまちの特性に合わせて、横串を差していくような仕組みをぜひともつくり上げていくということにおきましては、まさにまちづくり、人づくりそのものであるという認識をいたしております。

いずれにいたしましても、市民が住みなれた地域で生涯にわたって安心して暮らせるようにするために、こういう観点を持って本市としても取り組みを進めていきたいといふふうに考えておりますので、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

市長の考え方を聞かせていただきました。

亀山市の中で、今、まちづくり協議会が一つずつ立ち上がっていったって、地域のことは地域の中で解決をしていこうという機運が少しずつでき上がって、またシステムもでき上がっていったのかなと思います。いろんな委員会等に参加をさせていただいたとしても、そのまち協の取り組みの中で本当に介護予防とか地域包括がどこにリンクしていくのかなと思いつつ、その議論の中にこういったことも組み込んでいく必要があるんじゃないかと一人で悶々と思っておりました。市長のほうからも、今のまちづくり協議会、一生懸命立ち上げていただいている中で、こういうことも人づくりという形でやっていくということをお聞きしましたので、また私自身も、自分の地域の中で本当に役に立てるように、こういった支え合いができるように頑張っていきたいと思いつつ、それから高齢者だけでなく、先ほども触れましたが、障がい者の方も本当にたくさん見えますし、それから子育て世帯の方、そういった包括的に、この地域包括ケアというのは高齢者を支える体制なんですけど、やっぱりこういった人たち全体を支えていくというためには、お互いさまの精神というか、互助の広がりをもつ市民の人たちにも理解をしていただきながらやっていく必要があるのかなと思います。

最後に1つ、課題は、やっぱり住宅の問題も高齢者の方とお話をさせていただく中で少し出てきておりますので、それも一つ課題かなと思いますので、また今後私もこの点についても質問をさせていただこうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 高島 真議員。

○2番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

今回、教員の資質能力向上に向けた取り組みについて、そして亀山市における放課後の子供のあり方について、通学路の整備について、その中でも、亀山市学校教育ビジョンと主要事業シートのこと、それと子供の学力、体力について、ふるさと先生についてをご質問させていただきます。ちょっと前後すると思いますが、お許し願いたいと思います。

最初に、亀山市における放課後の子供のあり方についてからお聞かせを願いたいと思います。

いろんな亀山市には委員会がたくさんあると思うんですけども、その中において、亀山市放課後子どもプラン運営委員会の実態について一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

2番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山市放課後子どもプラン運営委員会でございますが、放課後子ども教室と放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所でございますが、それらが連携して実施いたします亀山市放課後子どもプランの運営に係る事項を検討するために設置してございます。運営委員といたしましては、市PTA連合会などの社会教育団体、学童保育所の代表者や放課後子ども教室のコーディネーターなど11名に委嘱・任命を行い、年2回程度、委員会を開催しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

年2回とおっしゃられましたけども、その2回は一体どれほどのもので、どれぐらいのボリュームがあって、どれぐらい充実しているのかなど。委員会と言われましたけども、ここに委員会の要綱というのがありまして、そこの中で、委員とは亀山市社会教育委員の代表者、亀山市PTA連合会の代表者、亀山市子ども会育成者連絡協議会の代表者、亀山市立小学校及び中学校の校長の代表者、亀山市放課後子ども教室コーディネーター、亀山市学童保育所の代表者、子ども家庭室長、生涯学習室長その他教育委員会が必要と認める者という要綱がございますが、それについて、これが本当に機能してやっておるのかと率直に聞きたいんですけども、お願いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

放課後子どもプランの状況についてでございますが、年2回ということ、主に去年の実績とか現状とかを話し合っているわけでございますが、例えば放課後子ども教室でございますと、昨年度、全小学校区にできましたので、今まで大体それぞれの小学校区の状況等について報告をいただいております。そして学童保育所のほうにつきましては、3つの学童保育所のほうから指導員が出ていただいておりますので、それぞれの学童保育所の状況、また市全体の学童保育所の状況について報告いただいております。それらにつきまして、PTA連合会さんとか先生とか入っていただいておりますので、また違った見地からそれらのことについてご意見をいただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

いろんな諸報告等、意識の共有をもってやっていくということなのかなと思いますけども、それが今現在、いろんな学童保育、放課後子ども教室、全部にできて、それで連携を取り合っているという話やと思うんですけども、年2回で状況報告して、これでいいのかなと私は思います。

もう一度聞くんですけども、本当にそれが、年2回その報告をして、現状がどうなのこうなの、そうやねというような感じやと思うんですけども、そこにおいて、本当にそれが機能して市に役に立ち、子供に役に立ち、学校に役に立ち、放課後子ども教室に役に立っているのかというのをいま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

本当に機能しているのかということでございますが、国のほうでも、正直言いまして、機能がちょっと果たされていないのではないかというご意見が出ております。福祉と教育委員会の一元化の取り組みにつきまして、議員ご指摘のようにさまざまな課題もございますことから、これまで実践されました連携の状況も踏まえまして今後検証してまいりたいと存じておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

正直にありがとうございます。いや、ほんまなんです。これは私ずうっと思っていてまして、先ほども午前中に西川議員の答弁でおっしゃいましたけども、政府は2015年から2019年の5カ年で、共稼ぎの家庭などの小学生を放課後に預かる学童保育所と放課後子ども教室を一緒にしているかなという考えもあるのも確かなんです。そこで出てくるのが、いいのか悪いのかという賛否は別にしても、そういう状況になれば、教育委員会、子ども総合センターなりが一緒になって、そこで一元化でやっていく考えが、まあ、国がせよと言うならばしなきゃならない、そしてするに当たってはいろんな諸問題があって、それを解決していかなければならないと思いますけども、率直に聞いて国がせよと言うことで19年度までに1万カ所を目指す案が出ていると。放課後子ども教室を実施するなど、いろいろと2014年5月21日に新聞のほうで報じられておりますけども、

そういう方針でいくということをもう5月21日時点でわかっていますけども、その方針に向けて教育委員会等は動いているのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

国のほうがまだ、先ほどおっしゃいましたとおり、案は出してありますが、今後、学童保育所と放課後子ども教室の一体化の事例を示して、全国にそういう取り組みを広げていこうという段階でございますので、私どもは、先ほど申しましたとおり、ちょっと機能していないという面も感じておるところでございますので、昨年度からちょっとメンバーも入れかえまして、ちょっとマンネリ化しているところがございますので、その辺につきましては改善していこうというふうに取り組みをしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

機能していないという率直な意見ですので、そうしたら検証や評価はどうするんやとそこですこんといこうかなと思ったんですけども、そうやって言われたらもう次は言えませんので、いいです。そうやって言われたら、もういいです。機能していないということはわかりました。それで検証やそんなのをして、その答えが見出されたのかなと理解しておきます。

そして、その項の最後になりますけども、そうなればいろいろな考えが出てきまして、市長が言われた、亀山市子育て応援プラン後期計画の中で、子ども総合センターを設置し、各機関との連携に努め、相談・支援体制の充実により子供の支援の一元化を図るとともに、地域全体で子供を支援する体制づくりに取り組むことにいたしましたという紙があるんですけども、その中で「一元化を図る」ということは、放課後子ども教室と放課後児童クラブとかいろいろを一元化して、もうこの項の最後になりますので市長に聞きたいと思います。その一元化というのは、こういうことを一元化してみんな一緒にやっっていこうという意味なんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをいたします。

「こういうこと」とは、前段でご質問されたことということでよろしいでしょうか。確かに福祉と教育委員会の一元的な取り組みについては、議員もご指摘をいただいたように、さまざまな課題がまだまだあるかと思えます。私どもも当然、これは長年の概念でございますが、放課後子どもプランにおきます例えば子ども教室と学童保育の位置づけとか、あるいは幼保一元の話、これも何十年来の課題でございますが、なかなかやっぱりこれを包括的に捉えるということが縦割りの中でできなかったというところをいかに機能させるかというのが、国にしましても私ども亀山市にとりましても大きな課題というふうに認識をいたしております。

亀山市放課後子どもプランにつきましては、亀山市子育て応援プラン後期計画において、子供の健全育成活動の施策として位置づけておるというものでございます。この亀山市子育て応援プラン

の最終年度を現在迎えておるところでございますが、子供たちの健やかな成長を地域全体が見守っていく社会の実現に向けて、その仕組みを具現化した点において放課後子どもプランの役割は大きいというふうにも考えております。

折しも福祉部局と教育委員会とは、子ども・子育て会議でありますとか、子ども輝きプロジェクトなどにおきまして、ともに協議を現在重ね、連携のあり方につきましては、やっぱり亀山としては特徴的な連携を今まで培ってきたというふうに考えておるところでございます。引き続きまして地域の皆様方のお力添えをいただきながら、行政といたしましても国の動向をしっかりと注視しつつ、持続可能な子育て支援体制の充実に努めてまいりたいと考えておるものでございますし、今後も、今触れていただきました就学前の教育や保育がどうあるべきなのか、あるいは幼保につきましても子育て支援の立場から、あるいは教育的な視点からどうあるべきなのかにつきまして、しっかりと前進をさせていきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

市長の答弁をいただきましたけども、基本的に学童保育と放課後子ども教室との連携調整の事務局を、今現在、教育委員会がやっているという現状だと思います。そこで福祉部局なり何なりが、縦割り縦割りと言いますけども、まあ役所というのは基本的には縦割りやということは聞いておりますけども、もうそんな時代やありませんので、うまいことすいすいとやってもらわないとあかんと思うんです。基本的にこれは一元化してやっっていこうとなれば仕事量は結構減っていくと思いますので、みんなが力を合わせてやっっていければいいなと思います。この項の質問は終わります。

次に、私は昨年、一昨年来と、ずうっと通学路の整備について言わせていただいております。それにあつては、教育委員長の肥田さんにも怒られたこともあります。教育長にもそれはこうやこうやとレクチャーをされたこともあります。しかしながら、私はこの1点だけは何かあろうとも譲れない、何かあろうとも譲らん気持ちで一点を追うてきたという気持ちがあります。

それについて、基本的には私は教育長が出された、県に要望書、副申書を見せていただきました。全70ページにも及ぶ莫大な量だと私も思いました。しかしながら、それで要望書を県のほうに、まず県の鈴鹿建設部に県道のほうは出されたというのも私はわかっております。それで副申書を出されたというのもよくわかります。それを出して終わりじゃなく、今回の1個目の質問として、ようけ70ページにも及ぶ要望書の中で、基本的に何割したから達成だねと、3割できたからもうそれでいいじゃなく、基本的に9割9分9厘、10割を目指す気持ちでおるのか聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

皆様方からいただいた要望につきましては、現地を確認し、重要度を判断して、その都度、県に要望をするなり対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

必要ならばするということですが、要望が上がったということは、基本的に必要だと感じてPTAさんなりから上がったと思いますので、いま一度見直していただきたいと思います。

それで2点目の質問として、私がずうっと言ってきた、辺法寺から下ってきた森のところの整備の進捗状況についてというのを私は聞きたいと思います。

今回、何回目かもわかりませんが、ずうっと言い続けてきて、ある程度これは責任を持ってやるんだとか、うれしい答えをいただいておりますけども、私はこの質問を、この通学路、この現場に対しての質問を本当に最後にしたいと思う。わかりました、やりますわぐらいの心意気が欲しいんですけども、基本的にそうもいかんやろうなとか思いつつも、ぎなぎなど1歩進んでは、3歩進んではとか、そういう感じになっていくと思いますけども、いま一度その答弁を聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

県道辺法寺加佐登停車場線の通学路の改善につきまして、現在の進捗状況をご説明させていただきます。

この箇所につきましては、これまでも県から、平成22年度に切通橋前後の区間を整備したことから、通行者数から判断して自歩道を整備するには至らず、現段階では事業化は困難であるとの回答を得ております。そのため、現在、中部中学校では安楽川沿いの堤防通路を通学路としておりますが、この箇所は舗装されていない道でございますので、これまでも何度も建設部とともに三重県と協議を重ねてまいりました。その結果、このほど県におきまして、道のへこんだ箇所に採石を置く対応をとっていただいたところでございます。

さらに、教育委員会といたしましては、将来にわたり生徒が安心して通学できるよう、5月30日の教育委員会の議決を経て、県道辺法寺加佐登停車場線に自歩道を設置していただきたい旨の要望書を鈴鹿建設事務所へ提出いたしました。またあわせて、この要望に対する回答についても後日いただくよう求めてきたところでございます。通学している生徒の皆さんや関係者の方々の思いは十分認識しておりますので、私どもといたしましては、これからも実現に向けて精いっぱい前向きに取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

精いっぱい前向きに取り組んでいきたいという一言がいただけましたので、もうこの質問はやめます。

続きまして、教員の資質能力向上に向けました取り組みについてを聞かせていただきたいと思っております。

ちょっとさっきの答弁でほっとしておりますのであれですけども、教職員の途中退職についてお聞かせ願いたいと思います。それについては年度別にひとつお願いしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

議員ご質問の途中退職者ということは、定年前の早期退職者と認識させていただきます。その早期退職者の数についてでございますが、年度別ということで、平成22年度から申し上げますと、平成22年度は20歳代が1人、40歳代が2人、50歳代が1人の合計4人でございます。平成23年度は20歳代2人、50歳代5人、合計7人となっております。また24年度につきましては、20歳代2人、30歳代1人、50歳代9人、合計12人ございました。なお、平成25年度につきましては早期退職者ゼロという結果でございました。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

基本的には、22年度4人、23年度7人、24年度12人、それについては途中退職ということですので、しかしながら20代、30代がおやめになると。一番仕事をしておっても脂の乗り切っておるときに、なぜやめるのかなど。ご結婚される人もおるやろうし、嫌で、こんなはずじゃなかったなというのでやめられる方もおると思います。その中で私が言いたいのは、学校教育の充実と発展は、直接教育にかかわる教職員の方々の意欲的な取り組みがあって進んでいくものだと思います。基本的に、少ないと言えば少ないし、多いと言えば私は多いと。何かあるのかなと思うところですが、それと、亀山市の教育ビジョン、教育体制の充実の②に教職員の資質向上が記載されてあります。その中で、具体的な取り組み内容と成果はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

教職員の資質向上に関する具体的な支援の体制についてお答えいたします。

まず法定研修など県費教職員につきましては、県教育委員会主催による研修会に参加しておりますが、亀山市は独自に教職員の資質向上を支えるサポート体制づくりに取り組んでおります。昨年度、学校教育に関する基本研修や専門研修会を24講座開催いたしました。また、教材や資料、先進校の研究等の教育情報を研究室だよりなどで紹介しております。さらに、校務サーバー上に個々の教職員が必要なときに取り出すことができる共有ホルダーを作成し、教育資料等にアクセスできる環境づくりに努めるなど、教職員が最新の情報、活用したい情報を手に入れることができ、日々の授業や校務の改善等につながっているものと考えております。

加えて、教職員が児童・生徒や保護者等への支援に関する専門的なアドバイスが受けられるよう、スクールカウンセラーの派遣や、市の指導主事による要請訪問等の取り組みを行っております。さらに、教職員自身による目標管理を通じた能力開発型の評価制度を導入し、学校経営方針の重点目標と教職員一人一人の目標をリンクさせることで、教職員が組織として向かうべきベクトルを一層意識し、それが学校組織力の向上につながっているとと言えます。今後も、教職員の資質向上を図る支援体制の充実に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

その取り組んだ評価シートはこのようなものだとお聞きしました。教育委員長の現況報告の中でも、先生の資質向上に向けてとか、いろいろな文言がございまして、体育のときも先生にアドバイザーをつけたりとかいうことをやられておるようですが、それがどこまでいくのかなど。先生に先生をつけて、またそれに先生をつけていかないのかなどという感じになってきますので、私の中の先生像というのはそんなのと違います。先生は先生であり、私の学生時代の思い出はそういうのでありましたので、やはり先生は先生。先生に先生をつけるという、まあ得意分野に関してはこうなっていくのかなとは思いますが、その辺のところを一度またよく考えてください。

取り組んだ成果をいただきましたが、28年度の目標数値が92%、28年度にはこうなっていくんだよということを示されております。中学校においては78%を目標にしていくんだということを示されておりますけれども、25年度、これは28年度の目標についてだんだんと近づいていっているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

平成25年度の授業理解度で申し上げますと、小学校が90%、中学校が79%であり、小・中学校とも年度計画値を上回ることができました。なお、小学校の授業理解度は、平成22年度以降、年々上昇しております。また、中学生の授業理解度も、平成22年度と比べますと6ポイントの伸びが見られるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

目標数値を上回ってればすごいやんと言うしかないんですけども、努力されておるのは重々わかりました。

それでは、事業評価シートの少人数制教育推進事業と記載されている目標理解度についてなんですけれども、私は以前も一度言ったことがあるんですけども、少人数制というのは本当に効果的なのかどうなのかというのは、私は基本的に45人で育てきて、まあまあかなという育ち方をしておりますけれども、それが35人や30人だったらどうなるのかなど。

おもしろい記事がありまして、基本的に少人数制では何も悪いことはないということなんですけれども、クラスサイズ効果と言われておりまして、しかし、その効果を数値的に見ていきますと、「観察されていない」か、されたとしても非常に小さい結果が多く見られると。教育に当たっては、その小さい結果の積み重ねが大きな成果となっていくとは思いますが、このクラスサイズパズルと言われるような少人数制の効果は一体どこまであるのかなど私は基本的に思います。まあ、大きい学校の子は少人数制でやっていくと思います。逆に、ちょっと山のほうとか住宅が少ないところでは必然的な少人数制になると思うんですけども、基本的にその違いは、僕は以前も聞いたことがあると思うんですけども、その違いというのは本当にあるのかなどと思いますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

少人数制の効果といたしましては、子供たちの反応といたしまして、授業中の発言がふえたとか、少ない人数だから質問がしやすくなったとか、わからなかったことがわかるようになった等の声が学校や教育委員会のほうに数多く届いております。一概に学校規模によって違いが生じるかどうかというのは、違いは認められておりませんが、大切なことは、一人一人の状況に応じたきめ細かな指導を行ったり、児童一人一人と向き合う時間を確保することにあるものと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

効果は、実質的なものは小さい積み重ねでできてくるのかなと、そう理解せざるを得んということになります。

次の質問に行きます。

次に、子供たちの学力と体力、全国平均と比べてどのような状況にあるのかなという疑問もあります。時間がちょっとあれなんですけども、4年生、5年生の国語・算数と、亀山西小学校、東小学校、井田川小学校、川崎小学校、関小学校との、学校で学力と体力に一体どれぐらいの差がついてくるのかなということを、ちょっと雑駁過ぎましたね、小学校4年生、5年生の国語と算数、全国平均値でどのようなところにいるのかなと。お答えできる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

小学校4年生と5年生の国語と算数ということでございますので、お答えいたします。

本年度実施された調査結果につきましては、まだ結果が出ておりませんので、昨年度の調査結果に基づいてご説明いたします。小学校4年生、5年生につきましては、亀山市レディネステストを実施しております。平成25年度実施調査の結果から、4年生の国語・算数はともに全国平均をやや下回っておりますが、算数につきましては正答率の伸びが高まっており、全国平均との差は年々縮まってきております。5年生の結果といたしまして、国語は全国平均をわずかに下回ってはいるものの、算数では全国平均を上回っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

全国平均を上回って、まあまあ何か一つよければ、僕は、こんなことを言うと怒られると思うんですけど、人間って何か一つできればいいんです、基本的に。体力、走ること、投げること、数学、英語、何でも一つ秀でるものがあればそれでよしという考えで今現在もおりますので、それでどうせいという話ではないんですけども、全国平均よりよかったということは、まあ亀山市にも未来があるなということを考えます。

最後に行きます。

ふるさと先生について、私は以前、このふるさと先生の問題について触れさせていただきました。年間何千万という巨額の資金を投じて、今、ふるさと先生に来ていただいてやっておりますけども、この件について、ようけ正規の先生が来てくれれば問題は全て解決していくと思うんですけども、それについて最後に市長にお伺いをさせていただきたいと思います。

亀山市の税金を使い、それと正規職員の先生が見えて、それで足りやんもんで、そこでまた3,500万でしたかね、ふるさと先生にお金をやってそれでやっていくのは、私は基本的に、少人数制というのは私の中ではあんまり効果はないと。僕は思うんです。僕の意見ですよ。それで語弊があればあれなんですけども、まあそこそこやとなればいいんですけども、その効果は、今ずうっとふるさと先生についてお金を入れられて、将来、亀山市にとってプラスになるのか否かというのを市長に一遍見解を聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ふるさと先生の創設の背景というのもございまして、そういう中で今日まで、教育の現場、子供たちを取り巻く環境の中で、本来ならば、今の少人数の教育が実践できるような、きめの細かい教育が実践できるような体制をいかにつくっていくのかという中で、それぞれ、例えば三重県におきましては三重県も独自の制度を展開してまいりました。本市はそれに上乘せをする形で、ふるさと先生を制度として今日運用してまいったところでございます。これが今後本当に有効に機能していくのか、つながっていくのか、どうだというご質問でございました。

亀山市の少人数教育推進事業は、小・中学校におけるきめ細かな教育を推進して、児童・生徒に確かな学力を育むという趣旨・目的がございまして、さきにご答弁申し上げましたとおり、ふるさと先生は、児童・生徒の教育をつかさどるといふ重大な使命感と職責を感じながら、学校組織の一員としてきめ細かな指導に努めるとともに、児童・生徒に確かな学力を身につけるよう、教育委員会、各現場、努力をいただいております。というふうでございます。

子供たちの反応としまして、例えば授業中の発言がふえたとか、あるいは少ない人数だから質問がしやすくなったとか、非常にわかりやすくなった等々の声が学校でありますとか教育委員会にも数多く、私どもにも届いております。これは基本的に県のみえ少人数教育推進事業を補完しながら、市独自に進める亀山市独自の少人数教育推進事業ふるさと先生の雇用につきましては、今後におきましても本市の次代を担う子供たちの豊かな学びや確かな学びにつながるものというふうに確信をいたしておるものでございます。未来へつながるものというふうに考えてこの制度が動いておるといふことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○2番（高島 真君登壇）

子供が質問しやすくなった、子供が勉強しやすくなったと言われれば、子供が一番ですのでそれ以上のことはもう言いませんけども、基本的に、まあそれ以上言うとまた変になっていくとあかんで、まあ、私がおかしいやないかという言葉は言わなんだのは初めての質問でございました。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

2番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時33分 休憩）

（午後 3時43分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

6月一般質問の本日最後のバッターとして、皆さん朝からお疲れのところでございますけど、いましばらくおつき合いを願いたいと思います。

いよいよ梅雨入りとなってきました、雨の6月がスタートをいたしました。ことしの梅雨は、エルニーニョ現象の発生で梅雨明けがおくれて、一部で冷夏になるというのが大方の予想であるというふうに言われております。同僚議員の質問と一部重複する点は避けまして、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は大きく2点でございます。文化振興について、市制10周年記念事業もあわせてここで質問させていただき、それともう1点は、市民が願う安全・安心のまちづくりについてでございます。

まず大きく1点目でございますけども、文化振興についてでございます。

文化の見えるまちとは、住んでいることが誇りに思えるまちということでございます。23年に文化振興ビジョンが提示をされましたときにも、私のほうから文化に対する取り組みを私の思いも含めてご披露させていただきました。

本市の文化振興については、市長マニフェスト「新生亀山モデル7つのカタチ」の中で環境・文化のカタチとして項目立てされておって、クオリティ・オブ・ライフ（暮らしの質）の向上に徹底的に挑戦されることを決意されております。

少しこの文化振興についてさかのぼって申し上げますと、平成22年4月に教育委員会が所管をしておりましたスポーツ及び文化振興を市長部局の文化部に移管して、男女共同参画、国際化といった共生社会を含めた関連行政とあわせて一元的に所掌し、市全体のスポーツ及び文化振興のグレードアップを図ってきたというふうに私は理解をしております。また23年3月には、本市の文化振興の基本的な考え方、文化政策を実施するための施策を体系的にまとめて、効果的に推進するために亀山市文化振興ビジョンを策定され、さらに25年では、亀山市文化振興ビジョンの具現化を図るために、3年に1度をめどに、まちを挙げて、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催する「かめやま文化年プロジェクト基本構想」を策定され、プロジェクトを推進するためにさまざまな取り組みを展開されようとしております。

そのような中で、本年、平成26年度において、実施計画に基づき、「みつめる」をテーマとして、かめやま文化年プロジェクトのスタートラインとなる「かめやま文化年2014」に取り組みられて、去る5月10日には文化会館においてオープニングセレモニーを大々的に実施されております。

このように、市長就任以来、市の組織の変更、文化振興ビジョンの策定、文化年プロジェクト基本構想の策定、そしてかめやま文化年2014の実施と、5年間にわたり、本市の文化振興に取り組もうとする意気込みについては私は評価をしたいと思います。

少し前置きの時間が長くなりましたけれども、どうか文化振興に関しての市長の思い、熱い思いをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

21番 大井捷夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

文化振興に対する市長の思いということでございますが、去る5月10日に開催いたしましたかめやま文化年2014オープニングセレモニーの際のキックオフ宣言でも表明をさせていただいたところでございますが、申し上げるまでもありませんけれども、文化は、私たちの心に感動と創造の喜びや潤いを与え、豊かな人間性を育む源泉となります。とりわけ、伝統的な歴史・風土・行事、魅力的な景観・産業、個性的な生活習慣・教育などは、まちのアイデンティティーを形成し、市民の愛着と誇りを育むことにもつながります。

本市は新市合併から10年の節目を迎えようとしておりますが、これら今日までに培われてきた本市固有の文化資源を磨き上げるとともに、新たな文化、価値、人材を生み出すこともまた重要であると考えております。そのためには、文化が人や社会に作用する文化力を高めることが重要であり、本市の幅広い政策分野に文化戦略の視点を組み込んだ体系的な施策展開が必要となります。

先ほど議員もお触れいただきましたけれども、これらを踏まえまして亀山市文化振興ビジョンを平成23年度に策定をいたしました。これは、「いせのくに亀山・文化創造都市～伝統の文化と創造の文化の調和・発展～」を目指すまちの姿と位置づけまして、3つの基本方針を定めたところでございます。さらに、その具現化に向けた9つの施策と3つの「文化のみえる化プロジェクト」を掲げて、重点的に推進を現在しているところでございます。その中の一つが、先般スタートいたしましたかめやま文化年プロジェクトでございます。いずれにいたしましても、これらを通じまして、本市の持続的成長と市民のクオリティ・オブ・ライフの実現に向けて、文化施策を体系的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

私は、文化振興ビジョンのときにもちょっと触れましたけれども、「文化の見えるまち」という森啓さんの文化戦略についての本を市内の方から、しっかり文化によるまちおこしをやれというようなことで激励をしていただきました。そのときにもお話をさせていただきましたけれども、文化年プロジェクト推進会議で具体的に進められるというふうに思っておりますけれども、どうか文化によるまちおこしというものが、櫻井市長の思いに一点の狂いはないというふうに私は思っております。さらなる真摯な取り組みを期待したいと思います。

次に2点目でございます。かめやま文化年プロジェクトの意義について、この意義は何かについてお聞かせをください。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

かめやま文化年プロジェクトにつきましては、基本構想でその考え方をお示ししておりますが、近年、本格的な人口減少社会の到来、厳しい経済状況など社会環境が大きく移り変わり、物の豊かさから心の豊かさへ価値観が変化する中で、日々の暮らしに安らぎや生きる喜びを与える文化に対するニーズは一層高まってきております。

かめやま文化年プロジェクトでは、3年に1度をめどに、まちを挙げて、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催し、市民や市民活動団体などが積極的に文化活動にかかわる機会を創出することで、これまで培われてきた市内の文化資源を継承・進展させていくとともに、さらに磨きをかけ、人と人とのつながりの中で自分や他人を大切に思う心を育む、文化力を生かしたまちづくりを目指しています。本プロジェクトのテーマ「みつめる」「つながる」「かがやく」を全体期間で共通した行動とし、各文化年のキーワードに基づいて段階的にプロジェクトを進めた結果を再び見詰め直すといった、この循環が地域の中で継続していくことで地域の文化力のステージが年々上昇していくことにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

時間の配分がちょっとあれですので、次に行きます。

3点目でございますけども日本武尊ロマンロードの全国発信についてであります。

これについては、市長の平成26年度施政方針の中で、羽曳野市、御所市、大阪と奈良県との3市交流を取り上げてみえます。しかし、遠い遠い神話の昔、新しい大和の国づくりという壮大なロマンに挑み、困難を乗り越えて次々となし遂げたヤマトタケルの足跡は九州から東北にまで及んでおります。しかも、その物語は最近小学校の教科書にも取り上げられて、全国の数多くの少年の心に夢と希望の灯をともしております。

亀山市でも、井田川駅前にヤマトタケル像のモニュメントが設置をされて、昨年の秋にはヤマトタケル群行ウォーキング祭りが開催をされました。この好機に乗り、ヤマトタケルのみたまの眠る亀山市が音頭をとって全国ゆかりの自治体に呼びかけ、イベントの展開による新しい亀山づくりこそ、私どもの会派でも市政に求めた前向き・外向きの姿勢であり、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興と私は考えております。取り組みについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

日本武尊・白鳥伝説三市交流事業につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、大

阪府羽曳野市、奈良県御所市との3市による市民主体の交流事業の開催を予定いたしており、共通する歴史文化遺産をきっかけに、3市のまちの活性化につなげられるよう市民交流を図り、今後、多角的な視点で本市の財産であるヤマトタケル関連事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、かめやま文化年2014年をリードする事業として取り組むリーディング事業の中の一つとして、本年、ヤマトタケルを題材にした市民参加型ミュージカルがございまして、公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施しますこのミュージカルにつきましては、先週7日土曜日に出演者、スタッフ募集の発表がございました。本年、本市で開催いたします日本武尊・白鳥伝説交流事業では、参加いただく3市の市民の皆様も本公演を観劇させていただき予定をしております、改めてヤマトタケルを通じた3市の交流がより深まるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

今回、後で申し上げますけれども、文化大使を8人任命されました。そのうちの1人の小嶋希恵さんがミュージカル「TAKERU」を公演されるということで、今、文化振興局長のほうから紹介がございまして、私もそれについてプレス発表されたというふうに聞いておりますので、今お答えをさせていただいたとおりでございます。

次に4点目でございます。文化大使の委嘱についてお尋ねをしたいというふうに思います。

亀山市文化大使設置要綱に基づき、文化年プロジェクト推進委員会では十分議論を尽くされたと思います。これは以前にも、前田議長のほうからもいろんな角度から質問もございました。今回8名の方をお願いをされましたが、どのような形で進められたのか。選考基準、選考経過、委嘱期間、この方々への費用弁償等についてお聞かせをください。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

亀山市文化大使でございますが、昨年4月に亀山市文化大使設置要綱を定め、大使の設置目的、大使としての適任者の基準、大使が行う活動などについて規定いたしました。

大使の委嘱に当たりましては、まず要綱で、大使は、本市の出身者または本市にゆかりのある方で、文学、芸術、スポーツ、芸能などの文化的な分野で活躍されている方としておりますので、こういった方面で活躍されている方をリストアップし、候補者としました。さらに要綱で、大使は、本市に愛着を持ち、大使としての活動に積極的に取り組んでいただける意欲のある方としておりますので、候補者にこういった趣旨、また大使としての活動内容を説明させていただいた上で、ご承諾いただきました方8人に委嘱をさせていただいております。

なお、委嘱期間は要綱に基づき3年であり、文化大使としての報酬はございませんが、市の催し物へご参加いただいた場合など、その内容により謝金等をお支払いする予定をいたしております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

これも前回の質問の中で、広範囲になっているということで、他市の例を見ますと、具体的な分野についてきめ細かく範囲を決めて、それぞれの文化大使の方にこういうものに限ってお願いをしていく、そういうようなお願いの仕方も一つではないかなというふうに思いますが、その辺のところの取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

大使の活動分野が広範囲ではないかとのことでございますが、私どもが大使に期待いたしますのは、本市の魅力やよさを広く発信・PRしていただくとともに、文化振興に関する提案や助言、また市が主催する各種行事への協力などにより、本市のイメージアップや文化振興につながることを期待するものでございます。このため、文化にかかわるさまざまな分野の方に広くお願いをさせていただいております。

先月10日に開催させていただきましたかめやま文化年2014年オープニングセレモニーでは、6人の大使にお越しいただき、トークセッションでは、文化の力や本市への思いなどを語っていただきました。今後も、それぞれの大使ご自身のお仕事やご活動の場面で、本市の魅力などの発信をお願いするところでございます。また、先ほど申し上げました市民ミュージカルやさいまつコンサート、シャンソンなどの公演、また三重テラス等、市の催しへの参加など既にご支援、ご協力もいただいております。今後も機会を捉えてご参加いただけるような企画なども検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

私も、この8人の文化大使に指名された方、ほとんどの方を私も存じ上げていまして、いろんなスポーツの分野、音楽の分野、芸術の分野ということで、それぞれの方とは懇談もさせていただいております。どうかきめ細かい活動、機会あるごとに出席をいただいて、ひとつ3年の間の活動を期待したいと思います。

次に5点目でございます。関宿重伝建30周年記念事業についてでございます。

これは3月議会でも小坂議員のほうから、いろんな角度から指摘、提言がございました。

昭和59年に重伝建に選定されて30年を経過し、ことしは関宿重伝建30周年記念事業を進められると思いますが、住民を巻き込んだ、盛り上がりのある事業を展開していただきたいというふうに思いますし、関宿周辺地域まちづくり基本計画の策定、亀山市歴史風致維持向上計画、東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画の策定など、さきの文化振興、観光振興、都市計画マスタープランへの反映などへの取り組みについてお聞かせをください。

もう1点は、東京の日本橋で開催された三重テラス、この事業に関するイベントが開催されたと聞いております。その内容についてもあわせてお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関宿の町並みは、昭和59年12月10日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。本年12月10日には選定30周年を迎えることから、記念事業として各種行事を開催するものがございます。今回の記念事業のテーマは2つあり、1つは、町並み保存事業のこれまでの成果や今後の課題をまとめること。そしてもう1つは、文化年のリーディング事業として、多くの市民の参加を得て、今後の取り組みに向けて市民の一体感を醸成することです。

まず、これまでの成果や課題につきましては、本年9月13日から29日にかけて亀山市歴史博物館において企画展示を行うほか、記念事業の核となる関宿重伝建選定30周年記念シンポジウムを12月13日に市文化会館において開催いたします。シンポジウムにおきましては、功労者表彰、選定30周年記念誌の配付等も行う予定です。

一方、市民参加ということにつきましては、来年1月に関宿一円において、消防、地元自治会等と連携して文化財防火デー防火訓練を実施し、防火意識のさらなる向上を図るほか、5月には、東の追分の鳥居の建てかえに伴うお木曳き行事を予定しております。記念行事は本年9月から来年5月ごろにかけてさまざまなものがあり、また町並み保存に関連する諸団体の皆様には、講座の開催や記念企画の実施により、記念の年の盛り上げをお願いしているところでございます。

さて、先行する諸計画への反映ということでございますが、関宿の町並み保存事業については既に諸計画に位置づけられているところであり、本記念事業とは別に、それらを着実に進めていきたいと考えております。また、記念事業等を通して明らかとなる新たな課題に対しても適切に諸計画に位置づけ、解決を図っていききたいと考えております。各種記念行事を通して関宿の魅力を広く情報発信するとともに、関宿の町並みを次代へしっかりとつなげていきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

三重テラスの件についてお答えを申し上げます。

三重県の首都圏営業拠点施設である三重テラスを活用した亀山市としての初めてのPRイベントとして、去る6月5日から昨日10日までの6日間、東海道の起点である東京日本橋の地で「東海道五十三次を未来へ！三重7宿と関宿重伝建選定30周年記念展」と銘打ちまして、亀山市文化大使の林家染弥様による東海道寄席や、文化庁及び亀山市専門員による町並み保存講座を開催するなどして、関宿の魅力をPRしてまいりました。あいにく期間中、関東地方は大雨で人手が伸びにくい状況でしたが、それでも6日間の期間中、亀山市出身の関東地方にお住まいの方を初め多くの方にご来場をいただき、ご来場いただいた方々には関宿という魅力的な資源についてご理解を深めていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

どうもありがとうございました。

時間も迫っていますので、この関係で最後に、市長マニフェストにあります文化振興に関する基

本条例の制定についてのお考えをお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化政策を進めていく上での市の基本的な考え方、文化活動に対する財政的な支援措置や、審議会等による市民の政策形成過程への参加などについての法的根拠となる亀山市文化振興条例（仮称）の制定でございますが、現在、かめやま文化年プロジェクトを進めているところでございまして、文化振興ビジョンの計画期間でございます平成32年度までを文化プロジェクトの期間として、3年ごとに「みつめる」「つながる」「かがやく」をテーマにかめやま文化年を設け、段階的に推進していくことで文化力を生かしたまちづくりを目指しております。文化振興条例につきましては、このかめやま文化年プロジェクトの進行状況を見計らいながら、時期を捉えて制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ひとつ前向きな取り組みをお願いしておきたいと思います。

次に、文化振興の一連として、市制10周年記念事業の取り組みについてということで、具体的には、やはり3月の議会に小坂議員のほうからもご質問がございました。この概要につきましては、3月の予算決算委員会の資料でも記念事業の内訳についてはお知らせをさせていただいております。

私は今回ここでは、まちづくり基金、あるいはにぎわい、関の基金ですね、あれとか合併特例債の基金を使って、この行事にしっかり後押しをしたらどうだという意見も出ていました。この基金を使った取り組みというのは、将来のまちづくりの基本方針、見直しをされるということでありますので、その辺のところも含めてどういうふうな取り組みをされるのか、まず1点お聞かせください。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

基金を活用しまして10周年記念事業に活用する予定はということでございますが、まず、基金を活用して10周年記念事業に充てていくという予定は現在のところございません。また、基金の活用につきましては、後期基本計画第2次実施計画などの貴重な財源として活用をしていきたいというふうに考えております。

あと、合併特例債の活用でございますが、これにつきましても本定例会で総務委員会資料として活用の内容につきまして提出をさせていただいておりますが、活用条件を整えるため、現在、計画期間の延長や一部事業等の追加などの変更内容について県と協議を進めているところでございます。なお、事前協議が調いましたらパブリックコメントを経て県と本協議に入り、本年12月定例会に正式な計画変更を提案させていただく予定でございます。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

この10周年記念事業というのは、実質、27年ということであります。ここで1点、この目玉の事業ということで、亀山市の歌をつくったらどうだという提案でございます。

市歌の制作については、少し触れますと、2005年の1月に旧亀山市と旧関町の合併によって新亀山市が誕生をいたしました。翌2006年2月には、亀山市の花がハナショウブに、木は杉と決定をされました。新生亀山市となって9年と4カ月を経た現在、いまだに市歌は制定されておられません。合併などがなされた他市においては、市歌を持っている市もたくさんあります。市民が仲よく、一体感、連帯感を持ち、積極的な市民生活を謳歌する亀山市の歌をこの10周年記念に作成する考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市の歌、市歌の制作についてご提案をいただきました。市歌につきましては、制作に係る手法、例えば公募によるか否か、また制作期間、制作費、こういった非常に多岐にわたる検討が必要でございます、相当な時間を要するものと考えております。したがって、10周年記念事業として制作するには少し時間的な余裕がないものというふうに認識をしております。

市歌とは少し離れますが、旧亀山市の市制施行50周年記念事業として制作をいたしました組曲「雪月花かめやま」より「風薫る大地の子ども」につきましては、毎年、市の小・中音楽会の中で合唱されているところでございます。また、ご当地アイドルグループのKSG（亀山シャイニングガールズ）の歌に「この街がスキ!」「絆のリング」などがございますが、これらの歌は最近になって制作され、市内外のイベントなどで歌われ、市民への定着が生まれてきたというふうに感じているところでございます。

いずれにいたしましても、市の歌は、市民に自分たちのものとして愛され、そして常に歌っていただけるものでなければならないというふうに認識をしておるところでございます。これらの観点から、制作には市民の機運の高まりなども必要であるものと考えておりまして、今後慎重に研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

平成27年は10周年記念の年で、この年をアクションイヤーというふうに位置づけられております。まだ1年猶予あります。今からかかっても遅くはないと考えます。積極的な取り組みをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次に最後に、市民が願う安全・安心のまちづくりについてでございます。

まず大きな1点目として、平成25年4月の機構改革によって、企画総務部の部内局として危機管理局を配しました。部長と局長の2層管理体制の検証についてでございます。

この3月に配付されました第1次亀山市総合計画後期基本計画、市民意識調査の報告書を見させていただきますと、企業誘致、産業・商業の活性化、医療費などの社会保障費の軽減、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実、公共交通の充実といった、平常時における市民ニーズに呼応するため

にまちづくり要望が上位を占めておりますが、これらに続いて、非常時を想定した防犯・防災計画の充実が上げられておりました。また、3月18日に公表されました三重県地震被害想定調査結果によりますと、本市は最大の震度6強とのことであります。

こういう状況の中で、私の考えとしまして、防災・防犯等の事務については危機管理局を中心とした市の組織であったほうが、市民の市政に対する負託に応えていけるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

そこで1つ目の質問ですが、昨年4月の機構改革の目玉、部の中に、特に重きを置くところに局長を配して、部長と局長の2層管理体制にされました。企画総務部には危機管理局、市民文化部の文化振興局と関支所、健康福祉部の子ども総合センター、建設部の上下水道局の部局です。この部内局の設置については、特に危機管理局は以前は副市長直属の独立局であったわけで、組織上、副市長、市長と直結していましたが、企画総務部長が1枚加わったことによって、災害時の即応体制に与える影響等デメリットはないのか。発足より1年を経過する中で、その検証も含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

災害発生時には、本市の地域防災計画にのっとり、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、また各種対応につきましては、緊急を要するものを除き、原則、本部会議の中で決定をいたしております。このことは機構改革以前も変わりございません。したがって、2層管理体制による災害時の即応体制に与える影響はないものと考えております。

また逆に、2層管理体制からくる重層的な体制を組めたことによるメリットとして大きいものがございます。具体的に申し上げますと、これまで災害時の対策本部の事務局の機能は危機管理局のみが担っておりましたわけでございますけれども、過去の台風の上陸等の状況の検証を踏まえ、企画総務部全体が事務局を担うことにより、マンパワーが集約でき、大規模な災害時のさまざまな局面に素早く対応できるものと考えております。また、このほかにも部内局ということで支障を来すことは特にないものと考えます。

いずれにいたしましても、危機管理局といたしまして常に危機意識を持ち、事務分掌にございます防災全般並びに国民保護について事務を遂行してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

メリットがあるということでありましたけれども、私は3月に防犯に関する生活安全条例をつくるときにも申し上げました。あれはもともと危機管理の所管であったのが市民部のほうへ移行されて、結果的には理念条例になっちゃったということで、やはりこれは全庁内で、やはり生活安全を守っていくということではいま一つ絵に描いた餅になるのではないかと危惧をいたしましたけど、そういう視点で、まだ1年でありますので、さらなる検証をして、やっぱり危機管理は全庁内で見てもらうというふうにしていただかないといけないなという思いは今でも変わっておりません。

それで、ちょっと時間の関係もありまして、学校での防災教育、危機管理意識の醸成についてということで教育次長のほうからお願いをしたいと思います。教育委員長のほうから現況報告の中でもこの点について報告をされていまして、そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校における防災教育について申し上げます。

各学校におきましては、学校や家庭での防災ノートの活用、多様な場面設定による避難訓練、引き渡し訓練、緊急地震速報のテスト配信、地域ボランティアの方々との共同の防災マップづくり、かめやま防災ネットワークとの連携した通学路ウォッチング、ひまわりプロジェクトによる被災地への応援活動などに取り組んでいるところでございます。また今年度から、土曜授業を活用いたしまして、保護者や幼児も参加可能な親子防災教室や避難訓練も予定しているところでございます。

次に、教職員に対する危機管理意識の醸成につきましては、事象別の危機管理の例を挙げながら、毎月の校長会や園長会にて繰り返し注意喚起をしているところでございます。各学校、幼稚園では、毎月の職員会議や研修会、緊急招集の職員打ち合わせの場におきまして、服務規律や倫理観、高い危機管理の意識づけに努めておるところでございます。

次に、市と学校との連携についてでございますが、防災面につきまして、各学校がマニュアルを作成・見直す段階で、市教育委員会が亀山市地域防災計画等を柱とした調整を行っております。また、毎年、年度始めには、代表避難所となっている学校に、各避難所担当の市職員が当該校を訪問し、必要な情報交換も行っておるところでございます。防犯面におきましても、市と学校だけでなく、警察等の関係機関とも連携の上、必要な情報共有や対策を講じているところでございます。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

朝からの同僚議員からもお話がございましたけど、やはり縦割りではなくて、横断的な連携をとった取り組みというのが、特に安全・安心の構築については非常に大事ではないのかなというふうに思っております。

最後に5点目でございますけども、災害対策基本条例の制定に向けた取り組みということでございます。

平成25年の6月、昨年、いなべ市において、議員提案によって政策条例、いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例というものが制定をされました。この条例を制定するときには、いなべの議員が亀山の状況はどうだという話もございまして、いろいろと議論をしてきて制定に至ったという経緯がございます。21条立ての条例で、「自分の命は自分で守ろう」「みんなで助け合おう」などの章を設けて、市と市議会の果たす役割などを明記した理念条例であるように聞いております。このところの危機管理局としてのどういう見解をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員よりご紹介いただきました、いなべ市みんなで支え合う災害対策基本条例につきましては、その基本理念として自助・共助・公助が上げられており、それぞれの立場での備えから、責任、義務までをうたわれておりました。また、愛知県豊田市、岡崎市、和歌山県和歌山市にも類似する条例がございます。いずれも、それぞれの地域における過去の災害を教訓とされたものでございまして、条例制定に至ったようでございます。

さて、お尋ねの条例制定の考え方でございますが、現在、本市は災害対策基本法を根拠とした亀山市地域防災計画により、当該対策本部を設置、また運用を図り、災害発生時に対応している現状がございます。また、亀山市まちづくり基本条例の第16条には、安全・安心の原則として、安全で安心なまちの構築に努めるともうたわれております。このような条項をもって各種施策を進めてきているところでございます。

よって、このような状況を踏まえつつ、本市の現状等を勘案の上、今後、当該条例について研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

時間も来ましたので、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

21番 大井捷夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日本日予定しておりました通告による議員の質問は全て終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 4時29分 散会）

平成26年6月12日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成26年6月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 西川憲行君 | 2番 | 高島真君 |
| 3番 | 新秀隆君 | 4番 | 尾崎邦洋君 |
| 5番 | 中崎孝彦君 | 6番 | 豊田恵理君 |
| 7番 | 福沢美由紀君 | 8番 | 森美和子君 |
| 9番 | 鈴木達夫君 | 10番 | 岡本公秀君 |
| 11番 | 伊藤彦太郎君 | 12番 | 前田耕一君 |
| 13番 | 中村嘉孝君 | 15番 | 片岡武男君 |
| 16番 | 宮村和典君 | 17番 | 前田稔君 |
| 18番 | 服部孝規君 | 19番 | 小坂直親君 |
| 20番 | 竹井道男君 | 21番 | 大井捷夫君 |
| 22番 | 櫻井清蔵君 | | |

●欠席議員（1名）

14番 宮崎勝郎君

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------|-------|------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 財務部参事 | 神山光弘君 | 市民文化部長 | 石井敏行君 |
| 健康福祉部長 | 伊藤誠一君 | 環境産業部長 | 西口昌利君 |
| 建設部長 | 稲垣勝也君 | 医療センター 事務局長 | 松井元郎君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 高士和也君 | 会計管理者 (兼)出納室長 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |

| | | | |
|----------|-----------|---------------|---------|
| 教 育 次 長 | 佐久間 利 夫 君 | 監 査 委 員 | 渡 部 満 君 |
| 監査委員事務局長 | 栗 田 恵 吾 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 松 村 大 君 |
| | | 事 務 局 長 | |

●事務局職員

| | | | |
|---------|-----------|---|-----------|
| 事 務 局 長 | 浦 野 光 雄 | 書 | 記 渡 邊 靖 文 |
| 書 | 記 山 川 美 香 | | |

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

なお、本日、中村嘉孝議員の一般質問を予定しておりましたが、本人より発言通告の取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

皆さん、おはようございます。

今回の一般質問は、4月18日に議員各位にと、第1次亀山市総合計画後期基本計画市民意識調査結果報告書を取りまとめましたので、ご高覧賜りますようにと配付され、読ませていただきました。アンケートの結果を市民の総意とした場合、今回の集約結果をどのように再検討されたのか、今後どのように検討して行政経営に反映するのか、支持していただいた方から聞いている本音を、過去と現在でも散見されるさまざまな政策への苦言、苦情、愚痴、提案も交えながら厳しく確認をさせていただきます。

見解の相違もなく、市民の皆様が納得される完璧な後期基本計画の施策が完結できる明快な答弁を、時間は20分以内で想定していますので、よろしく願いいたします。

提出されたこの資料の66ページに記載の各項目の現状評価の重要度による評点による比較表を皆さんに配付させていただきましたので、参考にしてください。

1番目の確認は、この表の4分割の右上部分で、「そう思う」の中に安全でおいしい水道水の供給については、松阪市に住む孫が亀山の水はおいしいと、1週間に1度ぐらいの割合で50リッターを持って帰ります。その安全で安心な水道水の確保には、地下水への有害物質の浸透があってはなりません。家庭排水も、18年前から農業集落排水施行地区内での開発許可には疑問もあります。また、都市計画税の未徴収地区では木造住宅なら建築確認が不要には、私は納得できません。その差別をしながら、農業集落排水の施行には疑問です。計画外から、急遽企業が公共下水工事で迷惑をかけた家の前に配管がありながら、接続させないのはなぜかと言われたのです。都市計画税を強制課税しているのに未施行地区が多くあり、この税負担の不公平な差別には、不信と不平感は拭え

ません。

そこでお伺いしますが、都市計画税納入者の不満解消施策として、農業集落排水か公共下水道を10年以内で完成するのですか、確認をします。

○議長（前田耕一君）

15番 片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

高土上下水道局長。

○上下水道局長（高土和也君登壇）

おはようございます。

本市の生活排水の処理につきましては、生活排水処理アクションプログラムに基づき、公共下水道区域、農業集落排水区域、その他の区域を合併浄化槽区域に振り分けて整備計画を立てております。

農業集落排水事業につきましては、今年度、昼生地区が完成しますと、14地区全てが完了するところでございます。次に、公共下水道事業でございますが、平成6年度から事業着手し、平成25年度末で公共下水道処理人口普及率は46.5%に達したところでございます。

このように、全市を整備するに当たりましては、長期間にわたることや、財政面におきましても巨額な投資が必要となってまいります。また、最近の補助事業費の推移でございますが、平成24年度に市が国に対しまして6億1,000万要求し、交付決定額につきましては約5億7,000万、平成25年度は7億4,000万要求しまして、約4億9,400万、そして今年度6億6,000万円を要求させていただいておりますが、4億2,600万程度と、国のほうの財源も非常に厳しいといった状況でございます。

市の財政は、今後も厳しい状況と予想されることから、公共下水道の建設事業費も十分確保することは難しいものと考えております。

このような状況でございますので、10年以内の全市域完成といったところは難しいと考えておりますが、計画的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

財源ないのはわかります。それなら都市計画税を取るのも考えてください。

次は農業集落排水、公共下水道の未施行地区で、浄化槽設置補助金を受けた方が、増築も5人槽では建築確認許可が出ず、7人槽に変更が必要なのですか。3年以内に公共下水道接続区域が、こんな施策でよいのですか。

浄化槽検査は、県の水質検査センター1回、地元業者検査3回、汚泥抜き取り1回の点検・清掃の義務を含めると、年間4万5,120円が必要な施策よりも、毎年1回の汚泥抜き取り時に検査で確認できる施策でよいと、法令改定をしていただきたいのであります。改定すると答弁してください。

補助金を受けずに設置された過去の単独浄化槽、合併浄化槽も点検が必要な施策なら、排水基準が守られているのかを監視するのが行政責任ではないのですか。浄化槽設置基準と点検・検査に対する不満を解消するべきではないのですか。明快な答弁をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

議員おっしゃるように、浄化槽設置者につきましては、浄化槽法に基づきまして、例えば一般家庭で設置されております5人槽とか7人槽の場合で申し上げますと、年3回以上の保守点検、年1回の清掃及び法定検査が義務づけられております。これらが全て年1回で賄えないかということでございますが、浄化槽法で定められたこれらの維持管理内容及び回数は、浄化槽が適正に機能するための最低限のものというふうに考えられます。そのようなことから、市内の保守点検業者の中には、浄化槽の消毒薬剤の補充の関係から、年4回の保守点検を行っている例もございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

そんなんやったらもう1つ、点検・清掃をやってみえる県の水質検査センター、そこで亀山ほどのぐらいのパーセントでやられているのか、教えてください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今の浄化槽の維持管理のうち、法定検査の受検率のことをおっしゃってみえると思うんですが、環境省とか、それから県内で法定検査を行っております三重県水質検査センターの発表によりますと、全国平均が33.4%、三重県内では30.0%、亀山市の場合は23.2%となっており、本市の受検率の低いのが現状でございます。

市では、毎年広報にてこれら浄化槽の維持管理、保守点検・清掃・法定検査につきまして、実施の啓発を行っておりますが、さらに法定検査の実施機関である三重県水質検査センターや浄化槽の維持管理について法的な指導権限のある県と連携いたしまして、市内の受検率向上も含め、より一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の答弁を聞いていますと、亀山で23.2%、4分の1しか検査を受けやんと。要は受けなくてもいいのと違うのかと、それだけ申し上げておきます。

2番目は、小・中学校の施設・設備の充実が上げられております。

川崎小学校改築で管理棟も解体と苦渋の決断、ありがとうございます。建物白書が提出され、確認しましたら、耐用年数切れは給食室だけでありました。いなべ市は、小学校を統一してスクールバス通学、名張市も本年度より小学校3校が近隣に統合されました。また、2校あった小規模特認校制度も廃止されております。統廃合で対応すれば、人件費、施設管理費、市民負担も削減可能となり、そのために統廃合施策をされたものと思っております。

余談と思わずに聞いてください。

2月20日の三重県知事との議会勉強会で、私は三重県がつくった広域消防計画は何も進展していないではないですかと質問したのに対し、知事も進展していないですねと答弁されましたので、知事がリーダーシップをとって進めてくださいと私が抗議をいたしました。市長以下、部長も多く傍聴されていました。

学校の統合と同様に、会派で視察したところで、広域消防に加入したことにより消防分署2カ所廃止も聞いてきました。経費削減施策に大なたを振るうつもりで、行財政改革に市長のリーダーシップを要求しておきます。

教育のまちは、福井、恵那、亀山であり、亀山の廃校は坂下小学校だけではありますが、名張市から過去から実施されていますが、本年廃校の施設も利用できるようで、働く場所の確保施策も報道されましたが、勉強して参考にしてくださいと申し上げておきます。

学校施設の確認も、川崎小学校改築のプロポーザル問題は次の議会といたしまして、駐車場問題に絞って確認させていただきます。

神辺小学校用の駐車場も、コミュニティに転用でよいのですか。消防操法競技会用、運動会用等で必要ではないのですか。代替用地が確保されているのですか、それとも今から検討されるのですか。駐車場問題で、毎度議長に言われたのは、小学校は1年生から歩いて通うので、大人も歩いて学校へと指導を考慮しておられるんですか。今の時代は、路上駐車ではなく、駐車場の確保も必要であり、改築の川崎小学校もどのように駐車場確保を考えていくのですか。

会派で、この4月16日に視察しました四国の新居浜市では、軽自動車の専用駐車場をつくられ、普通車よりも約30センチも幅も狭くなれば、長さも短くなります。駐車台数の確保施策も見ましたが、駐車場問題はこのようにしますと明快な答弁をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

おはようございます。

学校施設における駐車場につきましては、その敷地の条件によりさまざまな形態となっているのが実情でございます。各学校におきましては、駐車の方法を工夫し、通常の学校運営に必要な台数を確保いたしております。

一方、授業参観などの大きな行事では、グラウンドを駐車場としてやむを得ず使用する場合がございますが、運動会などグラウンドを使用する行事の際には、いずれの学校も十分な駐車スペースの確保は困難でございます。学校敷地外も含めて臨時的に駐車スペースを確保する場合がございます。

そのような状況の中で、議員ご指摘の神辺小学校東隣のコミュニティセンター建設地につきましては、これまでの遠足の際のバスの停車や運動会の駐車場等、臨時的な駐車スペースとして活用してまいりました。このため、今後も極力臨時的に使用できるように配慮した計画を持って、市のほうで事業を進めているところでございます。

一方、川崎小学校につきましては、学校改築事業において、通常の学校運営上必要な駐車台数を敷地内に確保した計画としております。また、臨時的な駐車スペースといたしましては、バスの一

時停車場等敷地内でカバーできる部分につきましては、改築計画の中で行いますが、運動会等の場合につきましては、引き続き周辺の方々のご理解をいただきながら、敷地外の借用も視野に入れて確保いたしたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校運営上、駐車場の確保は重要なことであると認識してございますので、今後も現有する敷地条件の中でさまざまな工夫により、駐車台数の確保を図ってまいり所存でございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

駐車台数の確保を考えると答弁いただきましたので、これはここで終わっておきます。

3番目は、提出しました資料の中には記載されておきませんが、12ページに、「老後に不安を感じていますか」との市民の将来不安を確認する調査をされました。私も、現状では市民負担ばかりの施策で不安を感じておりますので、確認をさせていただきます。

「老後に不安を感じていますか」の設問回答として、「はい」「どちらかといえばはい」「わからない」の回答が66.8%もあります。約7割近くの方ですよ。これだけの方に不安を与える政策でよいのですか。この不安は、消費税の値上げだけなのでしょうか。それとも、昨年9月22日の伊勢新聞にありました介護施設入所見直し案の負担増加ですか。その内容は、預金が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円、不動産は一定評価以上、配偶者の所得で施設入所を機に、夫婦が住民票の上で世帯を分離しても、いずれかが課税対象者には補助金の対象外とする報道があるからですか。2割負担になれば、入所ができないからなんですか。

昨年7月22日に、誰からと思いましたら、中川代議員から携帯にショートメールがありました。それからショートメールで返信を必要に応じてやっていますが、この5月9日昼に依頼しました。夕刻、電話回答があり、翌日、秘書が持参していただいた参議院の議事録がここにあります。

現政権時代の平成16年6月1日に厚生労働大臣が参議院の厚生労働委員会で、年金は2100年を見据えた提案であり、100年安心としたいと答弁され、昭和61年の改定で国民年金、厚生年金と共済年金の基礎年金を一本化した積立金の問題も含め、これらのことを見ながら決定したとはっきり答弁されたのが、100年安心の国会質疑の答弁であります。

年金施策も、10年も持続できない施策をつくったのは、現政権時代の厚生労働大臣の答弁ですよ。政府は、遂行責任をとってください。それなら、民意で消費税分は福祉に限定する、年金施策を亀山から発信して、亀山市民は老後に不安を感じておりませんとする後期基本計画に修正してください。

5月11日の中日新聞には、官邸主導で年金を1兆円運用して、株高を演じる施策も、リスク責任もとれない国会議員だけの決定ではなく、選挙は全て80%以上の投票率が確保できる施策にして、投票に行かない人にはペナルティーも考えて、国民投票で決定するべきです。国民に迷惑かけない施策をさせていただきます。私は、ペナルティーの案もいろいろと考えております。

過去に年金基金の宿泊施設を全国的につくって破綻したのに、なぜ株高の演出が必要なのですか。一時的な株高演出で景気は持続しますか。バブル崩壊は経験済みではないのですか。年金の運用、株高演出目的の運用が必要ですか。運用に失敗しても責任のとれない独立行政法人の運用には納得

ができません。安倍総理の個人資産と、全ての閣僚の資産も担保にして全閣僚が保証人となり運用するなら、私は賛成します。

そこでお伺いしますが、亀山市民の老後の不安解消と安心をどのようにする施策に改定を検討されているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

先ほど議員申された介護施設に係る費用の件でございますが、食費や居住費については自己負担が原則となっております。市町村民税非課税世帯等には介護保険から給付される補足給付というのが行われます。これによって負担軽減を行っているところでございますが、議員言われるように、相当額の預貯金がある方には、この補足給付の対象外とする、このような法案が現在国会で審議されておるところでございます。

この給付につきましては、福祉的な性格を有する制度であり、預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であるというふうな考え方でございます。

現在、介護保険を運営する広域連合で、国の制度改正を踏まえて策定される第6期介護保険計画の中で、来年度以降の方向性が示されるものと考えております。

また、本市といたしましても、今年度新たな高齢者保健福祉計画の策定を行いますが、国の制度との整合を図りながら、高齢者の見守り体制の整備を充実するなど、さまざまな施策を実施することにより、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

安心して生活できる老後を迎えられるようにすると言われてきましたので、期待をしております。大いに期待しております。

高収入は、時間外手当なしですか。私が支持していた自民党の北川代議士が所得税減税をしたいと説明されたときに、代替財源確保は可能なのか、共助精神の確立はどのようにするのかと苦言を呈しましたが、それを所得税の税率を昭和59年70%、昭和60年60%、平成元年50%、平成11年37%と下げたから共助が崩壊したのは、政治責任であると私は思っております。

私の消えた年金も、自公政権時代では記録がありません。舛添大臣に提出しても回答がありませんでした。ところが、平成21年、民主党政権の長妻大臣に申し入れましたら、記録は確認できました。復活していただきましたのが私の年金復活であり、書面もあります。この10日に来た年金通知で、また1万9,000円も削減されました。

昨日も話がありましたけれども、原発事故も大きな問題です。私は、亀山も100キロ圏内であり、危険であると本会議で1度指摘しました。250キロまで危険圏内では、亀山市民は全滅する可能性があり、緊急対策は必要と申し上げておきます。リニア建設の残土で、東京と大阪に民間資本で、事故によっても国民負担のない原発をつくってください。事故が起きた場合には、日本沈没

を一緒に背負いましょう。ここからは原発事故に対する政治責任での貸出金回収、国民負担が妥当なのか、健康被害救済対策に対する苦言を申し上げます。

福島原発事故で、除染費用の総額は全体で2兆5,000億が必要と、現在までに内閣府の立てかえ金額は1,860億円も融資しているのに、政府は東京電力には15億円の請求で、国民の皆さんが納得するのですか。納得されるのであれば、ようけ寄附してやっていただきたいと思っております。

政府は、国民の税金をこのような無駄遣いをされてよいのですか。個人が税金を未納で財産を没収するのなら、3月決算が黒字予想の東京電力に融資する必要もないではないですか。皆さんも、そのように思われませんか。それなら、亀山市が廃止の自然エネルギーの太陽光発電設置補助に、政府も2兆5,000億拠出して、自然エネルギーの確保施策が先決ではないのですか。自然エネルギーの普及をすれば、原発事故は解消できるのです。

私は、東京電力の支援よりも、国民負担を少なくして、そして老後の国民生活を安定させるべきではないかと思っております。

安倍総理が福島健康被害はないと発言しましたが、18歳以下の子供の健康調査を福島県が実施され、甲状腺がんが1順目の調査で50人も確認されておるのに、安心と言えるんですか。皆さんも安心と思われませんか。

東京電力への貸出金の回収は政府の責任であります。貸し出したお金を回収しなくてもよいのなら、私たちから税金を徴収しないでください。

今、発言しました苦言と提案の中で、太陽光発電施策を亀山市も復活する考えがないのか、最後に副市長にお考えを聞きますので、よろしく願いいたします。

これからの質問は、どちらとも言えない、どちらかといえばいいえ、いいえ、わからない、そう思わないの左半分の中で、80%以上もある回答の中から、私が施策に必要なと判断する項目を選択して提案を含めて確認いたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

4番目として、働く場所が充実していないと判断されておる方が84.6%とは、15%の方しか充実していないではないですか。ある時期に工場経営をしているのに、地権者と関係者への説明もなく、ここは第1種住居地域に変更したので、工場の拡張はできませんと言われ、工場専用地の確保に土地交換費用と高い移転費用の代償を払わせてきた行政の市民への同意も得ない施策が、事実として私の記憶にあるからです。この件は、ヒアリングで昭和40年代の施策と聞きました。私がおぼと怒って、担当課長に抗議したのもそのぐらいの時期と記憶しております。こんな施策が事案としてあるからです。これも、工場拡張施策の失敗からではないのですか。

共存共栄施策を確立させて、現状の場所でも工場拡張施策を導入し、働く場所の確保に都市計画施策と農業振興地施策を改定ができないのですか。改定をしてください。

能褒野にある工業専用地と指定の空き地も住宅を建てさせないのなら、企業の進出に努力してください。できないのですか。農地でなくなっている場所もあるのと違いますか。現場確認をしてください。工場拡張施策と企業誘致で、働き場所確保への今後の対策をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

企業立地は、今後も就労の場の確保を図る上で効果的な施策であることに変わりはありません。そのようなことから、市内産業団地等への企業誘致や、既存企業の事業拡大を促進できますよう、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

能褒野の工業専用地、僕が言ったように、1回見ておいて。どこが農地でどこがどうなっているのかというのを。

次は、農業、林業が盛んに行われていないとの回答が81.8%で、「そう思う」「やや思う」は平成21年調査では28.1%が、今回は15.3%です。12.8%減少している調査結果の発表をどのように理解されているのですか。

皆様に提出しました資料をごらんください。

この中にある王子製紙は撤退し、王子グランパは鈴鹿市側に事務所とハウスで、亀山側は空き家・空き地と公表しています。能褒野地区農業振興施策は、平成19年2月7日に地元で合併でおくれていましたが、5年に1度の見直しであり、農政担当者が畑地の黄色から白地に希望者は書類をそろえて申し出てくださいと説明されたので、地権者が68筆提出されました。法務省で公図も1筆1,000円で、6万8,000円の支出でそろえさせました。誰がそろえさせたんですか。申請もしない場所を除外して、申請した場所は全て棄却とは、時の担当者は何ですか。それが原因で、行政の対応不足に地元の怒り心頭がわかりますか。そのときの担当者が自己負担で経費の返却をされるんですか、してください。昨年提出分を、決断がとおけている政策ですが、決断力を望みます。

今の安倍政権なら、農業施策も改定ができます。それと農業委員も、選挙制度から市長任命に計画が変更と報道なら、市長権限で可能となるからです。全体の施策で答弁を聞いていますと、時間もなくなりますので、これからの能褒野地区の農業振興施策をどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業振興地域につきましては、農業生産の場として農地維持・資源向上支払いや中山間直接支払いなどの活用や、担い手への農業利用集積、農家や集落等による農業用施設の保全活動などへの支援によりまして、耕作放棄地の発生を防止し、農地を良好な状態で維持保全していくとともに、景観形成や教育の場として活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

能褒野地区につきましては、現在の土地利用の状況や将来の土地利用動向を勘案いたしまして、地域住民の皆様とともに、今後の土地利用について、全庁的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

全庁的に検討するって、19年からやっておるやつを結論が出てこんって、何ということ。それ

で、今も補助やなんやとか言われますけれども、亀山市では三河鈴鹿農業共済資料では、主業農家数は78戸ですと。78軒しかないんですよ。それをどのように判断しているんですか。採算がとれる経営ですか。採算がとれるなら、地目変更も要望されないでしょう。

松阪の孫の亀山の水はおいしいを宣伝して、住宅施策と違いますか。王子製紙の撤退した後をどう考えているんですか。亀山市側に事務所みたいなものはありながら、全てが鈴鹿市側にあると。そんなことを公表されておってよろしいんですか。もっと現場を見てください。

松阪の孫が言いますように、亀山の水はおいしいで宣伝して、住宅施策と違いますか。住宅用地が不許可になっておるがために、2,000万円の住宅を建てるとして、消費税増税分60万円上がったんですよ。それをどうされるんですか。補償されるんですか。いつまでもがたがた延ばしておって。よう考えてください。

能褒野地区には魅力があり、子供が増加している現状を申し上げます。

川崎小学校生徒数は、平成12年312名、19年369名、本年は398名です。うち能褒野地区生徒数は、平成12年109名、19年135名、本年は144名と増加しているのです。農政室も、生徒数の増加を把握しているんですか。教育委員会だけですか。もっと現実を注視してください。それが職員一丸の行財政改革であると申し上げて、答弁を聞いておっても出てきやへんで、次に移ります。

次は、鉄道が便利でないとの回答が84.6%であります。便利にするには、関西線複線電化、中間駅も必要とは思っておりますが、私の提案は、リニア駅誘致に関連して、近鉄を平田駅から亀山駅まで延伸を今後の総合計画に施策として入れられるんですか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まずリニア中央新幹線につきましては、昨年、東京一名古屋間における環境影響評価準備書が公表され、中間駅地や詳細ルートが明らかになったところでございますが、名古屋以西についてはいまだ明らかにされておられません。

このような状況下でありますことから、現時点では定かなことは申し上げられませんが、仮に市内にリニア駅の設置が決まることとなれば、円滑なアクセスを確保することは非常に重要な事項だと考えております。

アクセスにつきましては、道路を初め、鉄道、バス、タクシー、レンタカー等、さまざまな機能があり、近鉄の延伸といった個別で検討するのではなく、総合的な視点の中でリニアによるまちづくりを支える基盤整備が必要になるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

このぐらい大胆な発想をせないかんの。もともと近鉄は、滋賀県のほうまで抜く計画があったんですよ、それを絡めて僕が言うておるのやで、本当にする気があるなら、そういうことも近鉄、確かに近鉄が来たところが、亀山までリニア乗りに見える方というのは、やったら名古屋へ行くということになるかわかりませんが、それなら亀山駅を起点にした伊勢のほうへ行くとか、加茂の

ほうへ行く、そのような利便性も考えて、リニア駅誘致を考えておいてください。

視察に行った大和郡山、あそこでは、リニア駅誘致を言われていました。僕がリニアの名刺を出したら、負けましたと言っていましたけれども、よそでもそうやってやってみえるんやで、そういうことは先を見込んで十分やっていただきたいと思います。

次は、バスが便利でないとの回答が89%もあり、便利と回答されたのは1割ではないですか。加太には福祉バスが運行されております。市民が平等な生活をするには、バスが走っていない木下町にも走らせてほしいと聞いております。

また、朝は9時40分ごろで、最終は14時50分ごろの1日3便では、利便性に欠けている地域があるのは理解されているのですか。福祉施策の一環として、市内全域に同一条件、同一料金でのバス料金を今回調査された市民意識調査結果の反省と検証ですよ。第1次総合計画後期基本計画の目玉施策の一部とされるのですか、お伺いいたします。

料金については、統一ということは甲賀市のように300円やったかな、そういうやり方でやってくださいと提案したこともありますので、その辺についても答弁をよろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

バス等地域生活交通の確保に向けましては、昨年度策定いたしました亀山市地域公共交通計画に基づき、市内バス路線の再編を進めております。

特に本計画では、各地域と市中心部、JR駅等を結ぶバスを地域生活バスと機能分類しております。今後も、運行頻度、運行時間帯など、この計画に基づく一定のサービス水準は確保しつつも、各地域の実情等も考慮した上で、路線再編を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、運賃につきましては、この路線再編を進める中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

私が言いましたように、福祉施策として市内全域を同一条件、同一料金、それを検討してください。そうでないと、先ほどの話じゃないけれども、都市計画税まで払わんでもええと一緒に。それを要求しておきます。

次は、観光地としての魅力もなく、観光施策が整っていないと判断をされている回答が80.6%では、観光は無策の政策ではないのかと思っております。この4月24日に議会運営委員会で、大阪の柏原市への視察で、議会事務局の指定で、昼食場所は破綻した年金施設のサンピア柏原を柏原市が購入し、第三セクターの健康福祉推進財団が運営する施設は、宿泊、温泉入浴、プール、テニスコートと、研修施設として100名、50名、30名収容の施設もありましたが、昼食の会席料理は1,200円でいただきました。指定管理になってからの関ロッジでは、予約以外は昼食はできず、急な坂を歩いて登っていったのに、がっかりしました。亀山市への行政視察対応も関ロッジでの昼食を進めて、関宿を通過しての観光施策の一環とはできないのですか。

人口7万2,000人と5万人では差もありますが、これからは市民と他市からの利用者確保へ

の施策はどのように採算のとれる関ロジックとして指導監督を考えているのか、見解をお伺いします。

採算性のとれる関ロジックをどのように指導監督ね、その辺、答弁をよろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

まず亀山市へ他県から行政視察に来られた折に、関ロジックで昼食をとっていただいて、関宿も見ただけいただいたらどうかというご提案でございますが、ご提案のように、関ロジックで昼食をおとりいただきますと、地域の産物を利用したメニューでお迎えするというのも可能でございますので、ぜひそういった利用の促進を図っていきたくて考えています。

また、採算のとれる運営に向けての指導ということでございますが、現在も指定管理者と私どもで毎月、その前月の経営状況の数値を確認して、互いに案を出しながら改善を考えているところでございます。

かつて関ロジック、本当に地域の方々に愛されてやってまいりました。ぜひそういった愛されるように、地域の方々にもいろんな応援もしていただきながら、いろんな施策を考えて、これからもやっていきたくて考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

関ロジックの昼食と、採算性のとれることも協議していくと言われましたので、これは納得しておきます。

ただし、僕らも市民があそこへ行って昼飯ぐらい食べられると。そういうこともできるようになるならええと思います。そやけども、あそこへ行くには、下へ車を置いて、急な坂を登っていくのには、年寄りには向きません。あそこを下から上がるエスカレーターでもつけてもらえればまた違うと思いますけど、また考えておいてください。

9番目のバリアフリーのまちづくりも充実していないとの回答が86.9%もあるのですが、約15%の方しか認めていただけない施策なんですか。

この4月23日の議会運営委員会で視察した、淡路市の玄関の歩道と車道との縁石、段差の修正方法も、写真を送って、勉強してください。親戚がある徳島市の工事も見てください。私は、なぜここまで大がかりな工事をしているのかと、姪に確認しました。横断歩道の施工だけではなく、堤防改修について、その堤防取り付け道路をアンダーパス方式、ないのにアンダーパスまでつくらせていました。なぜというたら、これは歩行者や自転車の通学の安全を考えて、一部の声だけではなく、地元が一致団結した力で強烈な要求も国に認めさせて、変更させていました。保育園新築についても、住民要求で、経営者はこっちの7メートルぐらい道路があるんで、そこを出入り口にさせてくださいと提案されましたけれども、こっちは通学路やであかんと。反対側につくれということで、道路拡幅もさせてやっていました。いかに住民の一致団結が必要なのか。そういう場所も、一回現場確認して見てください。

亀山市は、前年度施工の場所でも、一、二センチの段差のマニュアルを踏襲して施工されており

ます。職員にも視察させて勉強させてください。バリアフリー対策は、道路だけではなく、建物を問わずに、今後、どこまで徹底して実践していく計画なのか、見解をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

バリアフリーについての件でございますけれども、私どもとしては道路施設としてのお答えをさせていただきます。

既存の歩道施設のバリアフリー整備の現状でございますが、平成21年3月に策定されました亀山市交通バリアフリー構想に基づき、順次実施しているところでございます。

改善手法といたしましては、歩道の段差、傾斜、勾配の改善、視覚障がい者誘導ブロック、歩行者用の案内標示など、バリアフリーに対して改善を努めている対策を行っております。

実績といたしましては、平成23年度亀山中学校前の西丸落針線の歩道整備、24、25年度に2カ年で医療センター前の歩道、亀田小川線でございますけれども、その整備、25年度は文化会館前の歩道の整備を行ったところでございます。

また、県道のバリアフリー化につきましては、平成23年度より東御幸地区の県道亀山白山線の歩道のバリアフリー化、歩道のフラット化でございますけれども、約500メートル、県において継続して実施していただいております。現在は亀山郵便局からエコー前にかけての工事を着手していただいております。

○議長（前田耕一君）

今、稲垣部長のほうからは、道路の關係のバリアフリーの歩道の關係の話が出ましたけれども、建物については、具体的な内容は答弁できますか。

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

大変失礼をいたしました。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアルに基づきまして、議員ご指摘のとおり、市民の方がよりよく安全に暮らせるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

ご答弁ありがとうございました。

今は自分とこの家をつくるにしても、バリアフリー対策でするなら、段差も16センチ以下、ステップは30センチとかさ。そうやで、急な2階へ上がる階段やなしに、そういうことも見本を見せてもらいましたので、これから階段段差にするのは16センチ以下、30センチ、そういうのに改造できるものはまた改造していってくださいと要望しておきます。

通告最後の確認は、先ほども言いましたように、副市長にお伺いしますが、私の指摘した見解とは大きく隔たりがあります。何一つとしてこうします、ああしますというのはなかったと私は理解しております。それは本当にがっかりしました。

田中市長は、私の一般質問では、そのときは明確な答弁がありませんでしたが、決断力の速さで、

次の議会で条例改正提案を提出されました。田中市長の決断力も参考にして、亀山市民が将来展望の開ける行財政改革を進めてください。この田中市長の決断力は、副市長も記憶があると思っております。

今回調査された市民からご意見をいただいた総合計画後期基本計画を、市職員として40年の経験から、副市長に就任されて、私の質問以外でも全体としてどのように考えてみえるのか。また、自然エネルギーの必要性和原発事故関係は本当は答弁が聞きたかったですけど、もうこれも省きます。今後どのようにされるのか。部長答弁を含めて、補足があれば、個人見解でも結構ですので、総括していただく機会としてお伺いしまして、今回の一般質問は終わるつもりでおります。よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

先ほど来の個々の課題に対しましては、各部長よりお答えをさせていただいたとおり、進めさせていただきたいというふうに存じます。

私のほうからは、今回のアンケート全体についての見解ということでお答えをさせていただきます。

今回の第1次総合計画の後期基本計画の市民アンケートにつきましては、後期基本計画がスタートしてから2年が経過する中、市民意向の変化を把握することで現状の検証を行うとともに、今後の市政推進の基礎資料とするために、暮らしの現状、市の現状評価、今後の取り組みの重要度、定住意向などに関する質問を設定いたしております。1,000人を超える市民の皆様から貴重なご意見等をいただき、本当にありがたく思っているところでございます。

このアンケート結果につきましては、後期基本計画の実施状況に対する市民意向を把握する貴重なものであると考えておりますことから、施策評価の基礎資料などとして有効に活用し、後期基本計画の進捗状況を的確に把握することで、今後の施策展開を効果的に進めてまいりたいというふうに考えております。

今後は、後期基本計画を一層推進させるため、まずは第2次実施計画の策定を進めるとともに、開かれた市政の推進と行財政改革の強化に向け、行財政改革大綱の推進を図りまして、市政の進展に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

第2次実施計画よりも、第1次実施計画の中で織り込んでほしいと。そうやけれども、僕が聞いた自然エネルギーの必要性、それは亀山は廃止したで、もう全然必要ないと言われるんですか。

あちこちでもようけ太陽光発電はできています。ゴルフ場のところでも太陽光をやっておるところがあります。亀山は、高いところに太陽光を置いて下は畑と、そういうものも鈴鹿のほうでも見ましたし、いろんなことをやってみるんですけども、太陽光発電は本当に僕が思っておるのは、政府の福島に出す2兆5,000億、それだけの金をかけてでもやるべきやと思うけど、亀山市は

今後もやらんという計画なのか、それを再度お伺いします。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

太陽光発電の補助制度につきましては、25年度までということで施策展開をしてまいりました。26年度は予算計上いたしてございません。その理由につきましては、いろいろな理由があるのかというふうに思っております。太陽光発電設備費の初期投資の費用も非常に安価になってきたといったこともございまして、今後も新たな補助といったことは考えていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

太陽光発電を考えてないということは、教育委員会に聞きます。プロポーザル以前の問題で、川崎小学校も太陽光は設置しないのか、その辺はどうですか。通告してないけれども、副市長の答弁がああなってくると、学校施設も太陽光は設置しないというふうになるんですか。どうですか、答弁してください。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

太陽光発電、代替エネルギーにつきましては、我々は取り組んでいく必要があるというふうに思っております。私、お答え申し上げたのは、新たな個々の設備投資に対する補助については、今後も考えていないといったことをご答弁させていただきました。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

副市長の答弁を聞いておると、新たなことはせんと言われますけれども、それだったら教育委員会、川崎小学校はどうされるのか、答弁してください。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

川崎小学校につきましては、基本計画書の中で太陽光や雨水等、自然エネルギー資源を積極的に有効活用するとされておりますので、その辺も検討していきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

検討という答弁しか出てこんので、終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

通告に従い、順次質問させていただきます。

1番目に、市長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

市長も、就任以来5年が経過します。市長51歳、私は65歳。マニフェストに選択と集中と。行政運営上、何をもちって選択なのか、また何をもちって集中なのか、その基本的な考え方をお教え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

22番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えいたします。

ちょうど昨年の12月定例議会でも同趣旨のご質問を頂戴いたしましたが、私自身の選択と集中の基本的な考え方について改めて申し上げたいと思います。

ちょうど私が市長に就任いたしました当時の状況というのは、世界的な経済不況などによる景気の低迷、それから中央集権から地方分権への加速など、本市は大きな転換点の真ただ中でございました。その中で、私自身、これらの環境変化にしっかりと対応した分権時代にふさわしい自治体経営や持続可能なまちづくりを進めていく必要があると、その思いから、市民に開かれた市政、政策の優先度の転換、協働による力を理念に掲げまして、この理念の実現のため、選択と集中を基本方針に行政経営に努め、現在に至っておるところでございます。

選択と集中という概念自体は、当市が求めます、あるいは実行していきます政策分野を明確にして、その分野に対して限りのある経営資源、これは組織の力もありますし、財源もありますし、またサービスの中身そのものについてもあろうかと思いますが、これらを集中的に投下しようとする考え方でございまして、ご案内のように、あれもこれもできる時代ではない中で、あれかこれかの政策分野を見定めて、そこにその資源を集中し、市民の負託に応えていこうというものでございます。

具体的には、大型事業の見直しや事業仕分けの実施、また市債発行の抑制など、将来への備えを重視した行政運営に努めてまいりました。また、政策的には、これも議会の皆様のご理解をいただいて動かしておりますが、後期基本計画において、重点的かつ政策横断的に取り組む4つの戦略プロジェクト、まち守り、まち磨き、みんな健康、子ども輝き、この4つの戦略プロジェクトと、この4つの戦略プロジェクトの3年間の事業費総額は42億9,350万円を集中投下して、この4

つの分野に力を入れていこうという考え方でございますが、これとこの戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みとしてコミュニティの仕組みづくり、これらの政策領域に資源を集中し、その実現に向けて現在取り組んでおるといふ考え方でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

もうあとの（2）、（3）は十分今言わはったことでわかりましたので、それに基づいて質問をしていきたいと思ひます。

合併特例債について、東日本、思わぬ大震災で多くの方がお亡くなりになられて、震災瓦れき問題等でもこの議会ですらしても亀山市で受け入れるべきやというようにも切に訴えましたが、市長の選択によって焼却が本市でなされなかつたことは非常に残念やつたと思ひておりますけれども、この震災によって新亀山市、12年ほどたつんですけれども、そのときに合併特例債というのが各市町の合併において国から交付されるということになっております。いみじくも震災によって、本来なら本年度、平成26年度が最終年度になっておつたんですけれども、震災の影響で5年間延伸されたと。

その中で、私が記憶するのには、合併協議において新市まちづくり計画の中で主要事業があつたと思ひます。斎場建設、関中学校の建設、和賀白川線、野村布気線、それから新庁舎建設と、その大きな5つのプロジェクトが掲載されました。その後、市長が就任時において選挙公約で庁舎建設の凍結を言われて、選挙の結果、当選されたもんで、その凍結を今日まで続けられておると。

そのときに、その凍結した部分についての20億余りの特例債をほかの事業に活用したらどうだというように、再三再四申し上げておつたんですけれども、そのときの企画部長であつた古川君が、新市まちづくり計画は変更ができないんだというように言われておつたんですけれども、いみじくも溶融炉の問題で、私と同僚の鈴木議員とでまちづくり計画は県のヒアリングによって変更することができるというようにありました。

いみじくも鈴木達夫君から、私らぼらのつぶやきというところで書いてもろうたんですけれども、2014年6月3日、「待てよ」というような議題で鈴木君が書いてくれたんです。そこで私も総務委員会の資料で、新しい事業を今県でやっておると。7事業26億2,000万。実際、今、北東分署、それから白川小学校を追加した中で、残金が17億1,280万円、特例債の残額があるというようにこの議会にも資料として上げられておると。

だけど、これが私はちょっと合点がいかなのですけれども、私がほかの事業に金を使うたらどうかという質問をしたとき、市長はたしかこういうふうに言わはつたんですな。合併特例債はあくまでも借金ですから、次世代に負担を残すから、私は使うつもりがないというように言わはつた、これは事実ですな。

そこでお尋ねしたい。私は当初、合併協議会、私ちょっと途中で抜けさせてもらひましたが、合併協議会の目玉事業として、最大の目玉事業は、旧亀山市、旧関町が合併して、新しい庁舎でこの5万人都市をやつていこやないかというので、庁舎建設がなされた。そうすると、今紹介させてもろうたいろんな26億の事業が出てきたが、明らかに庁舎建設はなしと判断させてもろうて

もよろしいかな。

確かに積み立てをごちゃごちゃ、わけのわからん5,000万とか1億とか、その年によって1億積んだときもあれば、5,000万を計上して、何かこれ見よがしに引っ張って行って、わけのわからん財政運営をやっておるんですけども、あなたの選択と集中というのは、財源は集中的に投資し、将来に備えると。4つの施策の中に、子供に輝きのあるというような、いろんな夢のバラ色のことを言っておるけれども、どこに描かれておるか、わからん。だから、ここではっきりと、総務委員会に資料で出しておる26の事業を出すことによって、特例債で庁舎を建てる積み立てをしておる。私のかす頭ではよう理解できやん。

だから、当然この庁舎は確かに耐震はしてありますけれども、決して利便性が伴った庁舎ではないと。まして、今あいあい福祉部門、関支所で上下水道部門がある。関支所は地域の利便を図るために、当然置いてもらわなあかんけれども、市民が本庁へ来て全ての業務を果たせない状況であるのを解消するためには、やっぱり集中的に財源を投資して庁舎を建てるべきだというのが本来の姿じゃないかと私は思うけれども、それが市長が今とうとうと述べられた集中と選択の一番あれだと思えますけれども、どういうふうに思ってみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

合併特例債について、そして庁舎との関連についてというご質問でございますが、新庁舎の建設につきましては、私の1期目のマニフェストにおきまして、一時凍結を掲げさせていただきました。その考え方を現在も堅持をさせていただいておりますことから、合併特例債を活用した庁舎建設事業の実施については考えていないところでございます。

こうしたことから、少し触れていただきましたが、現在までに本市といたしましては、合併特例債を活用する事業、当初の協議の時点での合併後の5つの事業にプラス、現在北東分署の建設事業を組み入れて6本の事業を今想定いたしているところでございます。この総事業79億の総額を想定しておりまして、通常発行分に係る発行可能額が96億でございますので、17億、発行可能という状況でございます。

こうしたことから、この議会に資料提出をいたしておるところでございますが、合併特例債の今後の有効活用に向けて、新たに活用を想定する事業を今回お示しさせていただきました。関の山車の会館の整備事業でありますとか、認定こども園の整備、想定できる事業としてこの中に記載をさせていただいたところでございますが、この想定する事業を位置づけるための新市まちづくり計画の変更が必要でございますので、この変更につきまして、現在、県との事前協議を進めさせていただいている段階でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長、くれぐれも言うておくけど、あなたの思いつきで亀山市政を運営していくのはかまわへん。けど、平成17年1月11日に旧亀山と旧関町の合併の思いというものをあなたは認識しておるのかな。関の山車とか認定こども園とか、そんなことはほかの事業もできる。例えば溶融炉の16億

の件でも、鈴木君が数字的なことを述べて、これは特例債を活用するものではないと。もっと有効な補助金があるというようなことで、この特例債活用は潰れたわけや。だけど、本来、亀山と関が合併したときの大きな目玉事業というのは、新庁舎建設ですよ。そのとき、山車とか認定こども園とか、衛生公苑の改修とか、そういうようなことは出てないよ。あんたの思いつきで政治をしてもらったら困る。そのときの合併協議会での協議というものを真摯に尊重していただいたら、もっと庁舎建設を真剣に考えていただきたい。

市民が分散して、本庁へ来て、福祉へ行って、関の支所の水道へ行って、これが利便性のあるまちな。それではないと思う。そんな思いつきであなたが言うておる。

それなら、庁舎はいずれ建てんならん。そのときにどういような金で庁舎を建てるつもりかな、あなたは。それを聞かせて。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員が市長の思いつきでどうこうということでございますけれども、決してそういうことではございません。政治的に選挙で公約を、大きな争点であったというふうにあの時点では考えておるところでございます。

それ以降も、本当に議会の皆さんや市民の皆さん、いろいろご議論、立場立場はあろうかと思えますけれども、そういう議論を経て、後期基本計画の中で整理をさせていただいて今日に至っておるというふうにございます。

さらに、本来ならば当時の計画でいきますと、昨年度と本年度で庁舎は建設工事にもう既に入つて、本年度中に完成という流れでございました。当時の財政状況や大きな変化の中で、それよりも優先すべき施策事業があるということで、これはいろいろご議論はありましたが、それに基づいて判断をしまいったものでございます。決して思いつきということでないことを申し上げておきたいと思えます。

さらに、今後、庁舎建設はいずれ必要な時期が来ようかと思えます。その折に、これは少し触れさせていただきましたように、私どもはいずれ来るときのために、自主財源である貯金をしておこうと。それをする事によって、大規模な事業でございますので、その後の負担が軽減できるということで、現在少しずつでございますけれども、基金へ予算の状況の範囲の中で積み立てをさせていただいておるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

市長、お互いに政治をして長いんやで、選挙の争点を、庁舎建設の凍結か建設かが大きな争点という認識を改めてくださいよ。あなたに投票した人、がっかりしておるよ、本当に。庁舎建設が大きな争点という感覚をなくしなさいよ。そんなもの争点じゃないよ、あの選挙は。前回の選挙は。庁舎建設の凍結か建設か、これが一番大きな目玉で市民がこれで判断した選挙ではないと私は思うておる。あなたの施策を見て、全体的にやぞ。その7つのカタチとか、その施策を見て投票されたと思う。庁舎建設はそんな大きな争点ではないと私は思うておるよ。そんな認識で政治はするもん

ではないと私は思っておる。あなたの認識はおかしい。

庁舎建設が大きな事業であるという認識があれば、合併特例債の活用で交付税措置の70%かな、20億で70%だから14億かな、その金が交付で返ってくるんやに。大きな事業として認識しておれば、地方交付税で14億のお金が国から来るということがわかっておるのに、この大きな事業という意味合いがわからん、あなたの。山車が交付税のあれかな。斎場もできた、和賀白川線もできた。あなたの努力が足らんもんで、野村布気線はいまだにできやん。こういうような認識では困るよ。庁舎のあれが選挙の大きな争点やったと思ってもらうては困る。その後、それだったらなぜ亀山市総合計画の後期計画のときに、総合計画審議会の委員の中から、庁舎は後期計画に盛り込むべきだという議論があったことはご存じでしょうな。ご存じじゃないか、一遍確認したい、一言でいい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

後期計画の策定時点は、もちろんそういう議論もあったというふうに承知いたしておりますし、それ以外もひっくりめて、この公の場でもございましたし、さまざまなレベルで、さまざまな考え方の議論はあったというふうに承知をいたしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

私が聞き及ぶところによると、その総合計画審議会の委員のかなりの方が庁舎建設を後期計画に盛り込むべきだと主張されたということを知っておりますよ。その審議会の声をあなたは無視したということになるわけだな、これで。そういうふうに僕は確認したいと思います。

時間的にもうちょっと言いたいんだけど、あなたも政治をやる中で、選択と集中というのは、今亀山市が何を望んでおるか、財源的に28年度では財調が枯渇すると。実際、あなたが言い出したときよりも20億ふえてますぜ、財調は。今48億ぐらいあると思う。総額で、リニア基金とか何やかんやで110億ぐらいのいろんな基金がある。そんな28年に枯渇するわけないんや。だけど、お金をいかに有効に使うかというのは、銀二貫やないけど、才覚と何とか言うんやな。お金の使い道は才覚と知恵か。自分の裁量でお金を使うことだ。わしもようけ無駄金を使いますけどな、余人に言えんけれども。だけど、ここ一番、これにお金をつぎ込まんならんというのは、それが才覚というものや。けちと節約とは違うということを知ってほしい。

まだ遅くない。できたら、田中亮太さんのときに庁舎建設準備室もあって、私が聞くところによると、総床面積は1万平米と。その青写真あるはずや、まだ。もうないのかね、破ってもうたかな。どういうふうにやるかということも、もう一度市長、確かにあなたは選挙のときに庁舎建設が大きな争点であったということで、私が凍結と言うたもんで、市民は私に投票してくれたんやと。1,560票ぐらいの僅差だったと思うよ。文化会館で凍結の方は色を上げなさいと、こんなのやっておったね、わしは覚えておる。バードウオッチのああして、ちょっと凍結が多いですわとばかなことをやっておった。そんなもの争点じゃないですよ。そこを十分認識してくださいよ、市長。

何としても、今合併特例債が17億1,260万活用できるんやったら、こんな県の6月からや

っておるばかなヒアリングはやめて、庁舎建設に邁進してもらいたいと思います。

次に、北東分署についてお尋ねしたい。

3月定例会において、いみじくも私は議長にさせてもろたときに1,000平米という形で図面を上げた。ところが、当初予算で833平米に変更された。これは、今回入札して、建設が2億1,384万、電気が4,849万2,000円、機械設備が3,223万8,000円。これ事実確認したいと思うけど、それで間違いございませんか、一遍お願いします。

○議長（前田耕一君）

神山財務部参事。

○財務部参事（神山光弘君登壇）

北東分署の契約状況についてご説明させていただきます。

亀山消防署北東分署建設工事については、工事全体を建築工事、機械設備工事、電気設備工事の合計3件、全て一般競争入札で執行しております。入札は、3件とも平成26年4月30日に行っており、建築工事においては落札候補者の決定、機械設備工事及び電気設備工事においては落札決定を行いました。

入札結果ですが、全て税込み価格でご報告させていただきます。建築工事は5者の参加があり、予定価格2億2,484万に対して落札額2億1,384万円で、堀田建設株式会社を落札候補者の決定とし、5月14日に仮契約を締結しております。

続きまして、機械設備工事は4者の参加があり、予定価格4,644万円に対し、落札額3,223万8,000円で三重水熱工業株式会社に落札決定を行い、5月14日に契約締結を行いました。

続きまして、電気設備工事ですが、同じく4者の参加により、予定価格5,778万円に対し、落札額4,849万2,000円で林電気工事株式会社に落札決定し、5月14日に契約締結を行いました。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

議員お尋ねの内容につきましては、恐らく北東分署の建設事業における工事請負費の残額についてのお尋ねと察しますことから、私のほうからこのことについてご答弁をさせていただきます。

工事請負費の総予算額は3億5,200万円で、先ほど財務部参事のほうからご答弁もありましたように、建設工事費、建築工事と電気設備工事、機械設備工事でございますが、この3件の契約予定価格の総額は2億9,457万円でございます。この契約予定価格の総額を差し引いた現在の予算残額は5,743万円でございます。

なお、この予算の残額につきましては、今後、契約を予定しております災害発生時に使用する指令端末装置、固定電話引き込み工事等、発注者負担工事が含まれておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

今報告があったように、当初予算から今回の契約残金等5,743万円ということであります。今、次長が報告したその他まだ未契約の4件、私なりにざっと計算で、大体一千二、三百万だと思ふんやな。これですと、残金が四千二、三百万強残るわけやな。

そこでちょっと市長に尋ねたい。私が1,000平米という報告があったのに、その平米数を減らしたのは、建築予定当初予算よりもオーバーしたもんで平米数を減らしたということやったな。基本的に北東分署は何をモデルにしたかというたら、関消防署の形態をモデルにさせてもらいましたと。関消防署は、南シャッター、北シャッターがあると。これが何のためにしてあるかというのと、消防職員が車両点検をやるときに、雨降りでも車両点検するために、車庫内で恐らく点検するのに排気ガスがたまると。それを排気するために、南斜面と北斜面にしてあると。確認して、亀山消防署はどうなっておるんやと、同じような形態にしてあると。やはり雨降りのときに、消防職員に排気の措置がしてあると。この北東分署は、ばかな財政的に金がようけかかるさかいにと切って、160平米ばか削って今回発注しておるわけ。そうすると、市長が言うた選択と集中で、財源を集中的に投入する、将来に備えると。金がなかったらやむを得んけど、これ特例債もつく金やわな、特例債でバックしてくるわな、交付税で。それを算入して、入札においても4,000万強の当初予算から余ったという表現はおかしいけれども、当初見込みよりも少なく落札できたと。それだったら、別に縮小せんでも十分できたと違うかと。その判断が、市長はできやんだか。

あなたは、将来に備えるとかいろんなことを冒頭に言われた。そのことと相反することをあなたはやっておるんやに。どうかな。一遍ちょっと教えておくんなはれ。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員もベテランの議員でございますので、申し上げるまでもありませんが、あくまで入札の差金については競争入札の結果として4,000万ですか、これが出てきたということでございまして、これは結果の話でございます。

それから、この3月の議会でもご質問がございましたけれども、北東分署については、市北東部地域の消防力を強化するという位置づけで、重要施策の一つとして建設を進めてまいったところでございます。これにかかわる具体的な事業計画につきましては、建設計画の方針に基づいて進めてまいったところでございます。消防防災活動の拠点として、機能面等に十分に配慮した構造、規模であるということについては、私どもはそのような認識をいたしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

それなら財務部長に聞くわ。何で1,000平米を160平米減らして、7,500万ぐらいだと思ふけれども、東づけに排気の装置はしてあるというようなことを聞き及んでおる。なぜ財務は削ったんやな。市長が削ったのか財務が削ったのか、どっちや。一遍それを聞かせてくれ。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

北東分署事業は主要事業でございます。主要事業というのは、全体の予算を担当部局から企画部署に予算要求を上げて、企画で1次査定が行われると。それに基づいて予算要求をされるということですので、この北東分署の予算については、当初の事業費と大きく変化がないということでございますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、企画の査定が悪かったということかな。もう一遍。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

企画の査定が悪いとかいいとかじゃなくて、担当部署から事業費の概算の予算要求がされて、それで1次査定をされて、それに基づいて事業が実施をされておるということでございますので、その点に関しては担当部署におかれましても、その予算でやっていくという思いで予算要求をされておるものだというふうに理解をいたしております。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今市長も言われたが、わしも長いこと議員をやらせてもろうて、予算とか査定とか、それなりにわかる。だけど、担当部局はより一層、よりいいものをつくりたいという思いがある。だけど、財政は、金はこれだけしかないんやで、これだけおさめておきなさいという指示があったから、160平米の縮小をして予算に合わすような企画を組んだんやないか。それは、こっち側から申し入れへん。財政や企画から、おまえらもうちょっと考えよと。予算オーバーするからと、そういう指示があったんでしょ。だから、縮小したんやろうが、違うのかな。

こっちが十分な事業をしようと思っておる。だけど、当初組んだ予算額よりもオーバーしておるから、それを何とかせい。それだったら、南、北向きの車庫を東向きにつけて平米数を減らせという指示を出したんでしょ、違うかな。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに主要事業ということでございますもので、企画総務部よりご答弁をさせていただきます。

北東分署基本計画で示してきました基本方針によりまして、当初の事業費が6億7,300万円、これを上限として機能を重視したものとして精査を重ねてきました。その結果、延べ床面積833平方メートルで妥当なもの判断をいたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、総額6億7,000万の事業費の範囲内でやりなさいと。そのときに、土地代が7万8,

000のオメガの跡地をかうておるんやかな、2億3,000万で。そうでしょう。だけど、将来に備えた北東分署、それなら議会に、わしはそのときに議長をさせてもろうておるけれども、1,000平米を160平米減らしてもらおうという報告があったかな、議会に。そのときに、私はあえて総務委員会協議会を開いてもろうておるの。総務委員会協議会、私と前田副議長さんだけではあかんで、中崎総務委員長さんと新副委員長さんに相談させてもろうたんや。消防署からこういうような図面が出てきたで、委員会で1,000平米の図面を一遍確認してくれということをしてあるのに、その後、総務委員会で報告をしたんかな、企画が。それを聞かせてくれ。してないでしょう。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

議員お尋ねの、総務委員会で報告したのかというお尋ねでございます。

議員申されますように、議員が議長の折に総務委員会協議会のほうで議論をしていただいたことは事実でございます。その変更の内容につきましては、25年12月議会のほうで事業計画ということでお示しをさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

こればっかでは、肝心なことがもう1つあるもんで、何せちまちまと物を。僕は言うの、建てるときは50年。僕はこの7,500万を50で割って、5万で割って、365日で割ってやったら、1人市民負担は1日7銭と言うたことを覚えておいてください。

だから、建てるときは、思い切ってせなあかん、物事はな。金を惜しまんと。それが今言うたちと違う、才覚なんや。節約と違うのや。才覚で物事はしていかなあかんということや。

次、川崎小学校の改築ですけれども、これは教育民生委員会で改築に際して、普通教室に空調を整備しないという旨の教育長の答弁をいただいております。ここにも答弁書をもうとる。わざわざ教育長さん、エネルギー問題まで述べてもろうておるんやけれども、これもちょっとデータを見せてもろうたら、平成26年4月1日現在の全国空調設備の入り状況、東京都は突出しておる、99.9%。神奈川県71%、それから福井、神奈川と、こういうふうが続くんやな。それで滋賀県50.3%、三重県は18.8%と。北海道は0.5%、寒いところやでかわらんけどな。

だけど、市長、空調は以前に服部議員も150万、リニアにわけのわからん金を積んでおらんと、そのお金で亀山市内の全校の普通教室に空調設備がつくやないかと。大体費用は150万ぐらいと。うにやうにや言うてござったけど、今回、川崎小学校は、長年、地域の要望で新改築がなされるようになりました。これは市長の英断だと思ふけれども、裏に土地をかうて、旧を皆壊して、聞くとところによると管理棟も壊して、体育館は残るらしいけれども、プールも壊して。これも、あなたが今言うた選択と集中の中で、いわゆる将来に備えるために、当然空調施設は備えるべきだと思う。もう教育長に出てもらうのは気の毒やもんで、まず佐久間次長が、市内の小・中学校には今は設置しないと考えていますと。文科省の学校環境衛生基準に望ましい教室の温度が10度から30度とされており、少し古いが、文科省の調査では全国公立小・中学校のエアコンの普通教室の割合は、

2010年で16%になると言っています。

それで、わしが全国平均16%でも、亀山市では川崎小学校は新築するんやで、この際つけておけば将来に備えておけばいい。去年の夏も暑かった、聞くところによると、普通教室で38度を超えた教室があったと。子供はぐたっとしておったと。

そのとき言うたら、教育長がこうやって言わはったと。川崎小の建築物は、エネルギーの関係で、エネルギーの使い方がいかに低酸素社会、ライフサイクルコストということを環境に配慮した建物ということでうんちくを書いて、そこでもう1つ言わはったのが、基本方針に掲げていますが、そのときつくってしもうたら、諸経費がついて回るもんで、えらいことですよという話ですわ。トータル的に物事を進めてまいりたいと。わしは、教育長、こんなエネルギーのことを言わんでもええやないかなと。子供のことを考えたれと言うたら、私は現時点で知り得ているさまざまなエネルギーの取り入れ方以上に、専門家の人にお聞きすると、新しいことも出てきており、それをいかに利用するかと、こんなことを言うてはるの。

だけど、26億の中で、全国の表も見せんでもええけれども、北東分署でもちゃんと排気ガスの措置はしてあるけれども、7,500万削減させる。今度、川崎小学校は、市長、つけやんのかな、ほんまに。わしがざっと計算しても、150万掛ける18教室で、消費税は関係ないでしてないですけど、2,700万のお金で快適な川崎小学校を子供たちに提供できるのやがな。そうすると、川崎小学校で一生懸命勉強した子が、よし、今度はわしが大人になったら亀山市のために頑張るのやとって気張って勉強しはるかと思うけれども、どうやな市長。一遍教育委員会で何か話があるのか。言いたいことがあったら言ってくれ。わしが言うたことで補足的な答弁があったら言うてもらうても結構だけれども、ちょっと言うてから、市長に一遍聞いわ。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校におけます空調機の設置でございますが、まず学校改築におきましては、その学校の児童が学び、生活する空間の環境が重要と考えております。

その観点から、川崎小学校の改築におきましても、基本計画書の中の基本方針の1番目に、児童の学習生活環境の整備について掲げて進めていくこととしております。

そのような中で、空調機の設置につきましては、環境整備の一つの手法であると認識しておりますが、室内環境に関する整備におきましては、空調機の設置のほか、例えば自然の風の取り入れとか、室内の換気、建物の断熱性の向上、ひさしの設置など、さまざまな手法が考えられますので、それらにつきまして、今後、当市の気候状況とか、機器の設置費用、ランニングコスト等、さまざまな観点から検討を行う予定としておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

風の取り入れてね、これいみじくもこの前の西小学校、ガラスばっかで、風はどこから入るのやな、あれ。旧亀山市が建てはったんやで、わしは口は出せん。わしは口を出したいほうやで、あんなものよう建てたと思うておる。だから、庁舎でもそうですやんか。28度になったらエアコン

のスイッチが入りますやんか。27.9度は絶対入れてもらえんがな。うちわしておると遊んでおると思われるんや、職員が。子供も一緒なの。

いみじくも片岡さんが断っておったけれども、亀山市民のアンケート、この表を見ると、小・中学校の設備の充実がよくできるほうに、右のほうでひっついておるけど、だからせっかく建てるんやったら金を惜しむなというの。今しておけば、今後検討してつけるよりも安くつく。来年消費税が10%になるに、また2%上がるに。今は8%や。来年やったら、消費税だけでも2%上がるんやに。これでもえらいことやないかな。

市長、絶対これはあなたの英断、将来に備えた、子供たちのために、あなたの英断しかないの。あなたが腹を決めて、財務にこの金を出せと。何とか用意せいと、そういうふうに設計をさせよと。あなたの英断一つでこれは決まるの。

わしも長いことやっておるので、入札の差金が出てくるのは当たり前じゃないかというのは百も承知や。当初予算よりも、入札したら、いまだかつて内閣閣議決定のあった、歩切りをやめておるというのに、いまだにやっておる、予定価格で。やっぱり英断ということでやった人を紹介しておきますわ。

この間、インドの大統領にならったプラナブ・ムカンジーという人、これはベンガル州の州知事だったんですよ。インドでベンガル州は停電のない州です。この人が首長だった。それで、その人がインドの大統領にならった。インドという国は、私も余り行ったことがないで詳しくわからんけれども、階級社会の厳しいところですよ。4段階に分かれておるけれども、そこのベンガル州の州知事のときに、このベンガル州だけは、この人の英断によって太陽光か何かやって、8億人の中でその州だけが停電のない州ということで、この人が今度大統領になった。この人は73歳ですよ。市長も51やで、まだまだこれから政治で活躍もしたいやろうと思うし、政治で活躍しようと思ったら、ここ一番の英断というものが要るの。

だから一遍、この川崎小学校ですな、せっかく新築するんですから、川崎の地域の人がいろんな学校づくりのための協議会をして、積み上げてきて、いろんな考え方を持ち寄って今日来ておるわけです。今までにあそこを卒業した子供たちも、あの不変則な、3年生、4年生はベランダで雨が入る、教室に入るには入り口が1つしかない。真ん中にわけのわからん階段がある。職員室は2階建ての管理棟におる。それが、今回新しく建つので、せめて今までのご苦勞を踏まえて、あそこへエアコンの設置をということをして市長として英断していただきたいと思うが、どこまで考えておるか、一遍聞かせておくんなはれ。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

川崎小学校の校舎建築に当たっては、どのような校舎にしていくのか、さらにどのような設備を整備していくのか、具体的には今後の設計業務の中で決定してまいることになろうかと思います。最終的には、総合的に勘案しながら、もっとも効果的な設備を導入していく必要があるかというふうに考えております。

一方で、市全体における学校施設の空調機の設置につきましては、今日まで3年間にわたってサマースクール、それから特別支援教室の整備を全小・中学校において実施をいたしてまいりました。

これによりまして、三重県下では、先ほどしてきた18.8%なんですが、本市は40.7%まで整備率が上がってきておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後の施設、学校の課題はございますが、充実した教育環境の整備を計画的、段階的に進めてまいりたいと考えておるところでございますけれども、財政状況等々ございます。全体のバランスもございますので、事業に係る財源コスト、さらには効果など、総合的に判断させていただきたいと現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

大変申しわけございません。

先ほど、私、北東分署の事業計画の提出の時期を25年12月と申し上げましたが、26年の3月でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（前田耕一君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。一般質問、よろしくお願いをいたします。

きょうは大きく3点、療育について、保育園について、そして新しい制度の子ども・子育て支援制度についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目、療育についてです。

この質問を上げましたのは、今回、3月議会で今まで発達相談の枠の中でやっていた発達障がい療育の枠を超えてというか、発達障がいだけではなくて、身体の障がいの方にも療育を広げていくというようなお話がありましたので、その経緯を、それからそれをもっと拡充していただきたいという思いもあって、この質問に上げたのと、あと私ども日本共産党市議団として、市民アンケートを市民の皆さんにお願いしているんですけども、その中に療育センターをつかってほしい、療育を充実させてほしいという声がありましたので、その2点を踏まえまして、今回質問させていただきました。

まず、今この療育の現状と、今後の方向性ということなんですけれども、ご説明を願いたいと思います。今後、体の療育をしていくに当たって、人数的なこともわかりましたら、含めてお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本市では、平成19年度より障がいのあるお子さんの発達を促し、支援をする目的で、発達障がいを中心といたしました専門的な療育相談事業を行ってまいりました。その体制や取り組みは、県内外から注目され、視察も多数お受けいたしました。現在では、本市と同様の療育相談事業を多くの市町が実施しているところでございます。

本市の療育相談事業は、集団療育と個別療育を計画的に実施いたしておりますが、それは議員がおっしゃいましたとおり、発達障がいを中心で、手帳を取得しておられるお子さんを対象としておりませんでした。療育に対するニーズは年々多様化しており、幅広い障がい種別に対応できるよう、要望もいただいているところでございます。

手帳取得者の人数でございますが、身体障害者手帳を持っておられる未就学のお子さんが9名、小学校3年生までのお子さんが8名、17名が小さいお子さんの身体障害者手帳をお持ちの方です。療育手帳も同様、17名の方がお持ちでございます。精神障害者手帳については1名ということで、ゼロ歳から18歳までの手帳取得者は120名ほどということとなっております。

本年度から市立医療センターと連携をいたしまして、療育の現場に理学療法士と作業療法士をそれぞれ1名ずつ派遣していただき、身体の機能訓練等を実施し、療育の対象となる障がい種別や対応方法について調査・研究を開始いたしました。今後の見通しにつきましては、お子さんの障がいの程度やニーズに沿って、対象となる障がい種別の幅については、今後、療育の体制を検証してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

身体の療育についてですけれども、対象が未就園児だけでも9名のお子さんがいらっしゃる中で、既に始まっていると伺ったんですが、その人数、状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

5月から実施をさせていただいているわけですが、現在のところ1名の方を対象に実施をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私がこの市民アンケートを出していただいた方の中で、この状況を議会でお話ししてもいいよと言ってくれる方にお話を伺うことができたので、ご紹介をしたいと思います。

脳性麻痺の1歳半のお子さんを持ってみえる方で、上に保育園に通ってみえるお兄ちゃんだかお姉ちゃんだかちょっとはつきり聞かなかったんですけれども、上のお子さんがいらっしゃいます。1歳半ということで、療育はやっぱり3歳までが勝負だということと、また頻回にすることが大事だということ、運動能力をしっかり高めてあげることによって、脳性麻痺で心配される知能とか、

そういう能力も高まってくるんだということで、一生懸命対応していらっしゃいます。

この亀山市に療育がないものですから、大阪のほうに療育に通っておられます。月に2回大阪に通われて、月にプラス4回、草の実学園というところでも療育していますので、そこへ通っておられます。その月2回の大阪に通うときは、上にお子さんがあるので、その子を支度して保育園に出した後、8時半ぐらいに出発されて、1歳半ですけれども、それこそ脳性麻痺の方はとことこ歩くわけじゃないんです。ベビーカーに乗せて、電車に乗せてというとやっぱり移動が大変なので、いろいろ考えたんだけど、お車で行かれています。2時間ちょっとかかるのかな。

本当は運動するのが午前の早いうちのほうが、子供は活性化しているのでいいんですけど、遠いので、どうしても着くのが11時ぐらいになって、そこから1時間ぐらい療育をしていただきます。ゆっくりと午後という話もあるんですけど、やっぱり午前のほうが活動性も高いし、午後になると、皆さんご承知のとおりお昼寝タイムになったり、機嫌が悪くなってしまうたりして、適当でないということなんです。1時間ぐらいの療育をされてから、食事をしたり、先生ともいろいろお話をされてから、急いで子供のお迎えに間に合うように夕方に帰ってこられると。

療育だけしている仕事ではないので、家のこともなさり、上の子の世話もし、そしてまたこの療育は行ったときだけするのではないので、先生から教わった毎日毎日の療育のプログラムがうちでするのもあって、それをまたお風呂上がりにもうちでするということをやってみえるんです。

この方の相談としては、自分の体調もちょっと心配なので、いつまで大阪まで行けるかわからない。亀山ではやってもらえないんだろうかというご相談だったんですね。

この方だけではなくて、お仕事をしながら障がい児を持ってみえるお母さんも見えて、そうすると療育に、例えば大阪に行くにしても、亀山にあったら半日休んだら済むところが、やっぱり大阪まで行こうと思うと丸一日休まなくちゃいけない。皆さんご承知のとおり、小さいお子さんを持ってみえると、休みをとるとというのは、熱が出たとか、おなかが痛いとか、いろんなことで休みをとらんならん。また、保育園にしる何にしる、行事があったら休みをとらんならんということがありますので、仕事をしている方は休みがとりづらい状況の中で頑張ってみえるということなんです。

こんな中で頑張ってみえるわけなんですけれども、今回、こうやって始めていただいたということで、だんだんと療育も場所が仮住まいだったのが、きちんと固定されて、いろんな保育園の先生方との連携もされて、非常に努力は評価しているところなんですけれども、今回、こういうことから、一回相談に行ってみてくださいと申し上げたところ、この方はあいあいに出向かれまして、亀山でうちの子を療育してもらえるやろうかと相談に行かれたそうです。

行ったところ、8月の中旬ぐらいから月1回だけ、1回につき30分の療育をということだったというんですね。小さいお子さんですと、療育の時間というのは、リハビリと一緒に思うんですけど、20分が1単位だと思うんですけど、泣いてなじめなかったりするのを、あやしたりする時間も含めての時間になってきますので、ちょっとこの30分という時間がどうなのか。一生懸命作業をするんだったら、集中時間が余り長くするとだめなんで、20分とかそういうのもあるのかもかもしれませんけれども、こういうお子さんで30分というのがどうなのかな、もう少しやっていただけないのかなという願いもありながらのご報告でした。

そこでお聞きしますけれども、この状況をもう少しスピーディーに、実情に応じて拡充するおつもりが、何かできないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在は調査・研究ということで、数名のお子さんを受け入れさせていただくというような見通しがございますので、今後また検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

調査・研究ということではあるんですけども、実際、こうやって困っていらっしゃるというか、本当に今待ってみえる市民がたくさん見えますので、ぜひともそこを曲げて、本当にスピーディーに、これを調査・研究して3年後にできますわとか、5年後にできますわということでは、今の子どもたちが後でやりますわということにはならないんですね。やっぱり小さいうちに頻回にやるのが大事なんで、ぜひとも優先的に研究いただいて、調査いただいて進めていただきたい。今から質問しますけれども、例えば療育センターというものの設置ということも考えていかなくちゃいけないと私は思っているんですけども、そういうことにしても、例えば人の手だてだけをするによって、1人が2人、3人、4人と受け入れることができないのかと、そういうことを考えていただきたいと思います。

次の質問ですけども、療育センターの設置についてお伺いしたいと思います。

まずお聞きしますけれども、県内で療育センターがない市はどこでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

療育センターがない市でございますが、県内ですが、亀山市を含めまして6市。尾鷲市、熊野市、鳥羽市、志摩市、北のほうではいなべ市となっております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

18歳まで途切れのない発達支援を、子育てしやすいまち亀山として売り出している我がまちとして、ない市の6市に入っているということはやはり恥ずかしいことじゃないかなと私は思います。この療育センターを設置する必要性についての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本市には療育センターがないということで、議員おっしゃいますとおり、療育センターがございません。身体障害者手帳や療育手帳等、取得をしておられるお子さんにつきましては、他市や県立の施設をご利用いただいております。しかし、平成24年4月の児童福祉法改正により、全ての障がいのある児童に身近な地域での支援が行われるようということで明記されました。そのため、他市では市内の児童が優先となりまして、本市の児童を受け入れてもらえなくなっているのが現状

でございます。

乳幼児期は心身の発達が著しいことから、早期に適切な訓練や指導を日常的に受けることが大切であり、その時期を逃すことは、子供の将来にかかわってまいるといふことで、療育機能を持つといふことは非常に大事なことであるといふふうに認識しております。

本市におきましては、子ども支援室の相談機能と療育相談事業の拠点である療育ルームが既にございますが、手帳取得のお子さんを対象の中心としていないことから、今後の課題といふことで認識をしております。

今後は、障がいのあるお子さんや保護者の負担を少しでも軽減し、個々の状況に応じた適切な支援ができますよう調査・研究を進めつつ、今後のあり方を検討してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

療育の必要性については重々承知していらっしゃるといふことはよくわかりましたが、この市に療育センターが必要かどうかといふことですね。そこについて明確にご答弁いただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

療育センターが必要かどうかといふことでございますが、センターかどうかはわかりませんが、療育機能が必要であるといふふうに認識しております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

細かいことはよく私もわからないんですけども、療育センターとはだてることによつてできることがたくさんあると思ふんです。今のままの発達相談の枠の中で療育をやる。それだけの人の手だてや物の手だて、例えば部屋の手だてでやれることは限られてくるんだと思ふんですね。やはりそこは一步踏み出して、きちんと療育センターをつくるといふことを決意するべきだと思ふんですけども、市長のお考えをお伺いしたいと思ふます。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

療育の機能の充実という意味では、センター長が申しましたけれども、私どもも重く受けとめておるところでございます。また、さまざまな障がいをお持ちのお子様の保護者の皆様からのご意見も、今日まで頂戴もいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、現在の療育ルームがどちらかといふと発達障がいを軸にした展開でございましたので、今回、改めて少し充実の方向へかじを切りつつ、センターといふ、どういうものをイメージするかは別にしまして、これをどのように充実させていくのかについては、一定の検討

をしっかりとさせていただいて、中・長期的に位置づける必要があろうかというふうに思っているところであります。

しかし、これは本当に限られた、これ以外のさまざまな福祉施策や子育て支援の施策や、それ以外もございまして、その中でこっちを削ってこっちという話には当然限界がございまして、その中で総合的な判断をせざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。療育の機能の充実ということにつきましては、本市としてはしっかりと前進させていきたいという思いで、今回、新たな展開をいたしたということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

引き続き求めていきたいと思っております。中身が大事です、確かに。

次の質問に移りたいと思っております。保育園についてです。

土曜日保育について伺います。

今まで、各園、各保育所における土曜日保育が半日しかなくて、それが困っているというような質問をしてきましたが、それについても引き続き本当は質問したいところなんですけれども、今回は各園でできない土曜日保育について、待機児童館ばんびに集約して、土曜日一日保育をやっているというので、それについて伺いたいと思っております。

今のばんびの土曜日保育の現状を伺います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

土曜日の一日保育につきましては、保護者の就労を支援することを目的に、利用者が少ない土曜日の有効活用を考慮し、待機児童館ばんびにおいて実施をしております。平成26年5月1日現在で6人の児童に利用していただいております、いずれの保護者も、毎週土曜日に就労されております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それではお聞きしますが、土曜日に仕事のある方の中で、隔週に仕事がある方、あるいは月に1度仕事がある方、不定期に土曜日に仕事がある方、また仕事以外で、病気などで保育園に入所しておられる方、そういう方はこのばんびの土曜日保育を受けることができますか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在は定期的に土曜日に就労されており、利用が必要である方に限って、待機児童館を利用いただいております。その他、不定期の方におきましては、一時預かりをご利用いただきますようお願いしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

定期的と申しましても、月1回定期的、隔週定期的というものは含まれないんだと思います。毎週毎週土曜日にお仕事のある方のみ預かっていただいているようです。

ご相談があったのは、隔週でも仕事なんだと。仕事である。土曜日保育というのは通常保育でありまして、特別な保育ではないので、国からのお金も、月曜日から土曜日まで保育をしているということでおりにきていていると思いますね。

そういう中で、一時保育を進められると、それはただではやってもらえません。1時間に何百円ないし1,000円ぐらいしたとしても、少なく見積もって8時間預けたとしても8,000円かかってきます。それをふだんの保育料以外に出さなくちゃいけない。それを月2回、月3回の方も出さなくちゃいけないということが、この子育て世代にどういうふうに響くかということは、火を見るより明らかだと思うんですけども、本当に保育に欠けるということがわかっている以上、土曜日に保育が必要な方はきちんと見ていただけるように対処していただけないだろうかという質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまでの考え方でございますが、基本的に一日の土曜日の保育を利用される方は、平日、ウィークデーに一日勤務がお休みの方ということで、土曜日の保育をお受けしておりました。と申しますのは、お子さんの心身の発達上の問題や、それから親子のきずなが薄れていくことのないように、できるだけお子さんと保護者がともに過ごす時間を確保していくという意味で、定期的にウィークデーを休まれて、土曜日に仕事に行かれる方についてはご利用いただくというような方針でやってまいりました。

ただ、現在非常に就労につきまして多様化しているということで、今後につきましては、保護者の就労状況をしっかりと確認した上で、保育に欠けるとははっきりと判断した場合は、不定期でありましてもご利用いただけますように、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。前向きに検討していただきたいと思います。

次にですけれども、待機児童についてお伺いしたいと思います。

市内の今の待機児童の傾向、月々見ていただいていると思うんですけど、年間を通して波もあるようですので、そういうスパンでもってもお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童でございますが、平成26年4月1日現在で5名の待機児童がございます。年齢は、ゼロ歳が1人、1歳が3人、2歳が1人の5名でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

4月のことをお伺いしましたが、年間を通して波があるんだろうと思うんですけど、ことはまだ始まったばかりですけれども、例えば昨年度とかの傾向でもいいので、教えてください。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

年度の始まりは少のうございますけれども、後半に参りますとやや多目になってまいります。それに伴いまして、ばんびの入所者数もふえてくるというような現状でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ところで、待機児童という言葉の捉え方なんですけれども、そこでお伺いしたいんですけれども、例えばばんびに入ってみえるお子さん、この方が待機児童なのかどうか。例えば近くの保育園に入りたいんだけど入れない。ちびっこ園という民間の施設がありますけど、そういうところに入ってみえるお子さんが、待っている間そこに入っているんだけど待機児童に入るのかどうか。あるいは、例えば私の近くだと昼生保育園に入りたい。1つの保育園で1つの小学校なんで、どうしてもそこに入りたいと。1つだけ希望している方、こういう方が待機児童に入るのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童についてでございますが、待機児童とは、保育に欠けるため、保育所入所申請をしているにもかかわらず、希望する複数の保育所においてあきがない理由により、保育所に入所できない状態にある児童をいいます。厚生労働省の統計では、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、第1希望の保育所に入所するために待機している児童や、亀山市の待機児童館ばんびのような地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は、待機児童から除かれるということになっております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

お聞かせいただきましたとおり、待機児童、言葉どおりの待機児童と、実際、本当に待っている、保育園に入れなくて待っているという意味の待機をしている方という意味では大分開きがありまして、本当の待機児童は、きっと市から発表される数よりもたくさんあるんだと思います。

この待機児童をたくさん抱えている亀山市ですけれども、今後、この待機児童館を活用しながら待機児童対策をやっていくおつもりなのか、どういうふうに対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童の考え方につきましては、緊急性を要する場合や保育に欠ける児童の保護者が保育を希望された場合は、待機児童館ばんびをご利用いただいております。待機児童の中には、ばんびをご希望されない方もいらっしゃいますし、緊急性を要する場合でない、家庭の中で子供を見ることができるという方については、待機児童館ばんびをご利用いただくことはできないわけです。

今後、低年齢児童の待機児童が増加する見込みがあらわれておりますので、今後も引き続き待機児童の解消に努め、待機児童館ばんびにつきましては、解消のために活用していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

どのように解消に努めるかということなんだと思いますね。ばんびは活用していくということはわかりましたけれどもね。

4月の時点で既に、4月といえば、もういろんな保育園に入所が決まっているときなんですけど、そこで既に待機があるということで、年度途中にまたふえてくるというような状況で、確実にずうっとこういう傾向が続いているわけですよ、ここ数年。ひところのように待機児童の認め方についてもさまざまで、何十人ということがあったということではないですけども、やはり保育所が足りないということなのではないかと思います。

児童福祉法24条の第1項にありますけれども、読ませていただきますけれども、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援の定めるところにより、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その看護すべき乳児・幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないと。長いですけども、市町村に保育をする責任があるという、すごく重い法律なんです。

これの対象児童は、すなわち待機児童なんだと。この5名と認定された待機児童は、この対象なんだということを考えますと、やはり直ちに対応しなければいけないという責務があると思います。

次の最後の質問にもかかわってきますので、これについてはここで置いておきます。

兄弟が同じ園に通えないケースについてお伺いしたいと思います。

これについても、市民アンケートで声が上がったものなんですけれども、兄弟が別々の保育園に行っているのが大変ですということなんです。こういう実態があるのかどうか。数などもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育園入所を申請される保護者の中で、上のお子さんが通園している園を下のお子さんも第1希望で希望されるケースでは、その年齢のクラスにあきがない場合は、入所が可能な第2、第3希望の保育所に一旦入所していただいております。兄弟・姉妹で同じに保育所に入所したいとおっしゃ

る保護者のお気持ちは十分理解をさせていただくところですが、あきが出るまで待ついただくことになっております。

なお、保育所入所の判定につきましては、公平性を担保するため、保育に欠ける度合いが高い保護者の児童を優先し、保育に欠ける度合いが同様の場合には、兄弟・姉妹が在園している児童を優先させていただいております。

実際に異なる保育所に入所していただいているケースにつきましては、兄弟・姉妹が異なる保育所に入所しておられるケース、例えば一番上のお子さんが川崎南、真ん中のお子さんが第一愛護園、一番下のお子さんが第一愛護園と異なっているケース等、7世帯がございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

あきがないという事情もわかりながら、このお母さんの立場になりますと、自分の子供がそれぞれ別々の保育園に行く、送迎の手間と時間を考えるだけでも、私は大変なことだなと思いますね。また、役員とかもそれぞれ別々、園内事業も、行事なんかも、亀山市は保育園でも幼稚園並みに、結構平日の行事があるんですね。そういう行事も別々に休みをとらなくちゃいけないと、大変なことになってくると思うんですね。それもこれも、例えばもつと詰め込んで入れよということではないんですけれども、保育園が足りないがゆえに出てくる問題ではないのかと私は思うんですが、解決策、何かこれを解消するために考えておられることがありましたらお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

来年度スタートいたします子ども・子育て新制度の大枠の中に、低年齢の児童を対象といたします事業がございます。そういった低年齢児童の保育事業を活用して、待機児童の解消にさらに努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

待機児童にしても、こういう兄弟が通えないということにしても、人が手だてがなくて土曜日保育ができないことにしても、やはり保育というものの質・量を拡充するほかないんですけれども、それは国は認定こども園などの新しい制度で手だてをしようとしておりますが、現法律では、先ほど読みました児童福祉法にのっとして考えますと、現行の法に照らすと、やはり保育所というものを拡充することより対応する方法はないんですね、市町村に課せられている責任としては。それはそれで新しい法は新しい法で委員会も立ち上がっておりますので、検討はしていただけたらいいと思うんですけれども、これだけたくさん問題がある中で、保育園をきちっと建てるということを考えていくということも、またきちんと軸足を置いて考えていかなきゃいけないことではないか。それが市町村の責任ではないかと思うんですが、次の質問ですが、公立保育園の建てかえについて、建てかえと新たな設置も含めまして、もう一度考え、計画を伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

保育所施設につきましては、毎年計画的に施設改修及び修繕を実施しており、少しでもよりよい保育環境の整備に努めているところでございます。今後の施設のあり方につきましては、公共施設等総合管理計画を策定する中で、今後十分に検討してまいりたいということで、現在も進んでおります。

また、就学前の教育、保育のあり方につきまして、来年4月にスタートいたします子ども・子育て新制度を踏まえ、教育委員会と福祉部局で組織をいたします子ども輝きプロジェクトの会議におきまして、現在、慎重に議論をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

現在、既に目の前にすくすくと育つ子供たちがいる中で、来年、再来年という長いスパンで悠長に待っている状況ではないんだと思います。

私は、この日本共産党の考え方としては、何回か今までも質問で申し上げたところですけども、認可保育園、特に公立の保育園をきちっと据えるべきであろうと。1つ分は足りないんだらうと、この亀山市の今までの状況を見ていると思います。特に公立の保育園というのは、私立にはない固有の特徴を持っていると思います。やはり地域の保育の水準を規定するという役割があるんじゃないかと思うんですね。

亀山市の場合は、例えば病児保育なんかもファミリーサポートのほうにお願いしてあったり、一時保育も私立にお願いしたり、そういうことできちっと公立がいろんな保育の基準になるようなものをあわせ持った保育園、全部持った保育園というのではないんですね。そういうことをきちっと一つはだてるということが、亀山市の私立も公立も含めて保育の水準を高めていく上でも必要だと思います。そこでなされる保育の職員の配置基準であるとか、経験年数の実態であるとか、賃金、労働条件などが私立にも反映してくるということですね。それが子供たちの幸せにつながってくる。お母さん、お父さんたちの仕事をする上での安心につながってくると思うんです。そういう意味で、やはり公立の保育園を一つきちっとつくるという考え方。

認定こども園も、いいところもあるのかもしれませんが。後で質問しますけれども、この児童福祉法の行政の責務というのはかかってこないんですね。厳格にはかかってこない。きちっとやっぱりしなくちゃいけないというのは保育所だけなんですね、この新しい制度の中でも。これも消されそうになったのが、やはり全国の研究者や弁護士や、いろんな方が反対したおかげで復活したわけですね、行政の保育する責務というのが。ここは大事なところなんで、ぜひともこれから検討されるんでしようけれども、考えていただきたい。

また、あといろんな市民活動であるとか、自治会であるとか、町内会、小児科医さんやとか民生児童委員さんやとか、子供にかかわるいろんな方が子供を支援するというネットワークが必要だと思うんですけども、例えば公立保育園には子育てのプロがたくさんいらっしゃるということで、そういうことの中核をなすという役割も持たれてくると思います。そういう大事な施設が公設であるということがとても大事だと思うので、公立保育園の建てかえが必要である。これを求めて、建

てかえ、新設、この項の質問は終わりたいと思います。

最後の質問に移ります。

子ども・子育て支援新制度について。

認定こども園と現状の保育園の違いとメリット・デメリット。先ほどから文言としては、認定こども園という言葉が出ているわけですが、一体認定こども園というのは何なのかというのがはっきりとわからないんですね。

4月1日時点で全国で認定こども園が1,359施設になったと、この6月7日でしたか、発表されたところです。認定こども園については、2013年の3月末までに2,000以上設置するという目標だったんですね。それが目標値の6割をちょっと超えたところでとどまったということは、やはり何かいろいろ問題があるんだろうなというふうに思うんです。

ちょっとお聞きするだけでも、先ほど言いました児童福祉法の縛りが無い。あとは園庭や給食設備の規制が、認定こども園については緩和されるとか、わからないというような問題もあります。いろんなことで、なかなか進んでこなかったわけですが、それをあえて今度新制度で進めようと国はしておりますが、改めてお聞きしますけれども、市が今考えております認定こども園の今の保育所との違い、メリット・デメリットということから説明を伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

この認定こども園でございますが、平成27年4月から全国的にスタートします子ども・子育て関連三法に基づいた制度でございます。子ども・子育て支援新制度では、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設をされるもので、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることを目指したものでございます。

認定こども園につきましては、この中の質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目的とした施策の一つで、保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子供に対する教育・保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設でございます。これは、都道府県知事が条例に基づき認定するもので、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる施設となっております。

この中で、認定こども園のメリットでございますが、先ほど申しましたように、保護者の就労状況にかかわらず、どのお子さんも就学前教育・保育をとともに受けられ、保護者の就労状況が変わっても、そのまま通いなれた園を継続利用できることです。例えば、下のお子さんの育児休暇が終わって、そのままおうちにいてやりたいとおっしゃる保護者の場合ですと、上のお子さんは今までは保育所に行けていたんですけれど、保護者が就労しないという理由で上のお子さんは保育所から幼稚園にかかわらなくてはならないということが生じます。認定こども園では、このようなお子さんもそのまま継続して同じ園に通園ができるというメリットがございます。

デメリットといたしましては、利用するお子さんがさまざまでございますので、お子さんの帰宅時間が今まで以上に異なってくるために、運営する側がお子さんの心情を配慮するという、運営する側の負担が増すということなどが上げられると思われまます。

認定こども園やその他の事業についての考え方につきましては、国の考えをもとに、市も市民の皆さんにご理解をいただきながら、子ども・子育て会議に諮って検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今のご説明ですと、ちょっとわかりづらかったんですけども、育児休業後、まだ就労で縛られないからいられるということのメリットしか私はよくわからなかったんですけども、まず認定こども園というのがこれから新制度でどう変わるかという中で、補助金の対象となる施設の種類のふえるということの中で、それを2つに分けて、施設型保育というのと地域型保育という2つに分けられます。その施設型保育は何かというと、保育所と幼稚園と認定こども園の3つがある。その中の認定こども園についてお伺いしているわけですね。

今の亀山市の中で保育園があり、幼稚園がある中で、これから新しい制度になって、どうしていくのかという中で、3つのやり方があると思うんですけども、このまま保育所としてあり続けるというやり方が1つ、認定こども園に移行するというやり方が1つ、そして地域型の保育という中の小規模保育というところになっていくという、この3つの方法があると思うんですね。20人以下ですか、19人以下の小規模保育というまた違うくくりがあるんですけども、この3つを選び取っていくんだらうと思うんですが、私、全国の保育の連合会でも、いろんなところでも警鐘が鳴らされているのは、安易に認定こども園に移行することが本当にいいことではないよというようなことで、いろんな学習会や資料や、いろんなものが出ている中で、この亀山市でも認定こども園についてシンポジウムもされるということですし、今委員会でも検討していかれるということですので、問題提起、投げかけたいと思います。

私どもがつかんでいる認定こども園と保育所の違いですけども、財政ですね。大きく違いがあるんです。保育所だと、ゼロ歳児だったら1人当たり何万円、3歳児だったら何万円と皆価格が決まっていて、それが委託としてお金が国から来ますね、子供の人数によって。それと、保護者の負担、利用者負担額があります。その両方が保育園に来て、それで運営していくわけなんですけれども、認定こども園については、そこから利用者負担が引かれた分しか来ない。そうすると、利用者負担はどうするかというと、それが契約の違いで、今は保育所というのは保護者と保育所が契約しているわけじゃなくて、保護者と亀山市が契約しているわけですよ。亀山市から保育所はそういうお金をいただいて運営をしているわけなんですけれども、認定こども園は保護者と園が契約するということで、直接徴収をしていかなくちゃいけない。もし滞納が出たら、そこでたちまち運営に影響を及ぼしてくるという不安があります。また、保護者の所得による額が決まってくるまで、お金が入ってくる時期についても、今のようにはいかなくて、おくれが出てくる可能性があります。こういうことについて認識しておられるか、不安はないのかということをお伺いしたいのが1つ。

ひところ言われていましたけど、この新しい制度に乗らないと保育所にお金が来ないんじゃないかということで、皆乗っていかないといけないんじゃないかという不安がありました。ただ、この間、公定価格というのが出されて、保育所と認定こども園、見ましたけれども、そう大差はない。ちょっと差があるのは、認定こども園が自分でお金を徴収せんらんのので、その事務費が少し上乘

せされているだけですよね。そういう意味で、そういう不安はないんじゃないかということは思います。

あともう1つは、保育のあり方ですね。今まで保育所というのは、養護と教育を一体的にゼロ歳児から進めてきたわけです。保育園には教育がないと勘違いされている方が見えるんですけども、保育の中にはきちっと教育も位置づけられているわけですね。その中で、発達保障を目指しているんですけども、認定こども園は3歳までは保育、3歳以上は教育みたいな感じで、妙な分離がされていくということで、うまいこと運営できるのかなという不安がある。

あと、何回も言っていますけれども、保育を受ける権利、市町村の責任が大きく違うということがあります。保育所についてはきちっと市町村の責任がある。

先ほどの財政でもありましたけど、直接市と契約をしていますので、保育園の先生はどの子が滞納しているのか、どの子が幾ら保育料を払っているのか知りません。平等に保育ができます。しかし、こうやって直接契約していくことによって影響はないのか。一旦認定こども園に移行した後、保育所に戻るということが、一応国のホームページではできますと書いてありますけれども、実際、認可をとる手続を、私も認可運動をしたことがあるんですけども、大変なことで、一回保育所の廃止をした上で認可をとるわけですけども、もう一度保育所に戻るということは大変困難と聞いています。こういういろんな中、給食の設備もつくらなくていいというような緩和施策がある、学級編制の人数についても違う。いろんな問題をきちっと出し合った上で検討していただいているのか、認識されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

福沢議員さんから、たくさん不安だといった旨のお言葉をいただいたところですが、今回の子ども・子育て支援新制度の内容につきましては、ことしに入ってから、国から順次断片的に内容が示されており、制度に係る府省令や基準、先ほどおっしゃられました公定価格等、ようやく5月末に示されて、全容が明らかになりつつあるところでございます。ですので、全てわかった上でという、なかなかそこまで事務局側も難しいところはあるんですけども、今後、はっきりと全容が明らかになる段階までに、中身をしっかりと理解して議論を進めていきたいと思っておりますし、今もそのように議論しているところでございます。

幼児期の子供たちへの保育の質ということを問われたかと思うんですけども、亀山市におきましては、保育所と幼稚園の指導者、先生、保育士さんたちが集まりまして、研修会をしっかりと平成24年から取り組んでおります。25年、26年とカリキュラムの統一がしっかりとなされております。ですので、亀山市版の幼児教育のカリキュラムは、完成ということではありませんけれども、ほぼでき上がっておりまして、それに向けて職員は質を高めるために努力をしているところでございます。

そういったことも踏まえまして、今後、内容をつかんだ上で、しっかりと議論をしつつ、市民の皆さんが不安に思われぬように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 1時53分 休憩)

(午後 2時03分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 新 秀隆議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

それでは、通告に従いまして、3番、公明党、新でございます。

今回は、大きく多子世帯児童の幼稚園の入園のことについてと、療育相談事業についてでございますが、先ほど福沢議員と、質疑でもないのに、ここまで一緒の内容になってしまいましたので、若干割愛もさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、まず初めにですけど待機児童というのは幼稚園にはちょっとふさわしくない言葉かもわかりませんが、先ほど保育園の全国的に見ますと、昨年の10月とかもずうっと比較していくと、だんだん子供自体が少なくなって減少しているとはいうものの、全国的に4万4,118人とかある。先ほどの若林センター長のお話では、亀山市内においては5名だったというふうな、保育園のことはお伺いいたしました。

それでは、幼稚園の状況につきまして、ここ近年のわかる範疇で結構でございますので、各幼稚園の募集人数とか、そしてそれに対して応募がどのような状況であったかというところについてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

3番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

まず公立幼稚園の定員数を申し上げますと、市内の幼稚園の5園は全て同じ定員数でございますので、3歳児が25人、4歳児と5歳児が35人となっており、クラス数はそれぞれ1クラスとなっております。

次に、幼稚園の第1次募集の応募状況でございます。昨年度実施いたしました平成26年度入園児につきまして申し上げますと、全園合わせまして、3歳児が125人の募集に対しまして140人の応募がございました。4歳児は53人の募集に対しまして18人の応募、5歳児は45人の募集に対しまして1人の応募となっております。その結果、井田川幼稚園とみずほ台幼稚園の3歳児のところにおきまして、募集人数がそれぞれ25人のところ、それぞれが37人と34人という応募がございましたので、抽せんを実施したところでございます。

また、3歳児におきましては、平成24年度、平成25年度の入園児の募集時には、関幼稚園を除くほかの4園におきまして抽せんとなったところでございます。年度によって応募の人数も変動しておりまして、24年、25年は少し多かったということなのですが、例年抽せんを実施しているのは1つないし2つの園で実施しておるという状況でございます。

なお、4歳児と5歳児の抽せんにつきましては、過去5年間におきまして、亀山幼稚園で平成2

3年度の入園児で実施しているのみとなっております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

近年でいいますと、ことしの26年度の4月のところで15名ほどがオーバーしてしまったと。過去を見てみますと、今お伺いしたところでいうと、4歳児で23年度に少し多かったとか、5歳児につきまして、過去に1回、24年度で1件あったというぐらいの状況で、かなり保育園に比べると幼稚園というのは若干競争率といえますか、抽せん度合いが低くなっているなどというのを感じます。

ところで、そうは申しましても、やはりオーバーされたのはオーバーということで、どうしても抽せんという流れの中で、別の園にかかわらなくてはいけないということも当然出てくると思うんですけど、その中で、入園の手续とか、そして先ほど次長がおっしゃっていました抽せん落ちた方とか、そういう方のフォロー体制と申しますか、抽せんから最終的なフォロー体制、この辺のプロセスについて、亀山市のフォロー状況をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

まず、先ほどの続きになりますが、3歳児の抽せんの結果、井田川幼稚園で12人が抽せんに外れて、そしてまたみずほ台幼稚園で、これは入るまでに1人辞退がございましたので、結果的に8人にお子さんが抽せんに外れて、合計20人が入園待ちの状況になっておったものでございます。その抽せんに外れてしまったお子さんの保護者の方へは、幼稚園のあきが発生した場合におきまして、抽せん順により連絡をさせていただいております。本年度の入園を希望し、順番待ちとなりましたお子さん20人のうち5人につきましては、4月までに保護者の転勤などによる入園の辞退がございましたので、当初に希望していた幼稚園に繰り上げ入園となっております。さらに、5人のお子さんにつきましては、亀山幼稚園などほかの幼稚園に入園されております。また、そのほかの入園待ちのお子さんの中には、私立の幼稚園に入園された方や、市外へ転居された方もいらっしゃいましたので、現在のところ8人のお子さんが入園を待っているという状況になってございます。

その辺のフォローといえますか、外れた場合、2次募集で順番待ちを決めて、あいたところから上から順番に連絡させていただいて、入園していただくという手続をしております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

抽せん外れた方は、それぞれのあきのところの余裕のある園に入られるという方向性は、保育園ともよく似た形になっております。

先ほどの続きでございますが、多子世帯、子供がたくさん見える家庭につきまして、保育園のほうでも対応は聞きましたけど、幼稚園のほうにつきまして、お兄ちゃん、お姉ちゃん、また双子さんとかおった場合に、1人は希望する幼稚園に入れて、1人は入れなかったと。答弁のところでは

保育園と似たような形になるかわかりませんが、そのような状態のところは、どのような形で父兄の方にご納得いただいているのか、その点お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

現在、3歳児の入園につきまして、定員を超えた応募により抽せんとなることがたびたびございます。その際、応募されますお子さんの中には、兄弟が既に在園されているということがしばしばございますが、その方々につきましても、公平性の観点から、抽せんにより入園幼児の決定をさせていただいております。抽せんに漏れた方につきましては、1年お待ちいただくことにはなりますが、4歳児に応募いただいた際には、その時点で兄弟が別々の幼稚園にならないよう配慮させていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

確かに公平さから考えると、あそこの家庭だけ何とか2人入れてやったとか、そういうようなことは考えにくいことでもございます。しかし、人情的に言うと、やはり2人が一緒に園に行くということは、家庭の事情も考えると、非常に効率的なものでもあり、また家庭の負担といえますか、その辺も緩和されてくるものだと思います。しかし、やはり公平さという観点から考えると、当然といえば当然でございます。

先ほどから保育園のところでもございましたが、また子ども輝きプランとか、4つの戦略のプロジェクトにもございましたが、これは保育園、幼稚園でも子供さんに対する思いというのは、市としても、先ほど市長のほうからも思いは聞かせていただきましたが、これは原因としては園のキャパシティーがもたないというところだと思います。

そこで思うのは、人的なものなのか、それともハード的な施設、器的なものなのか、そういう観点から考えると、現状といたしましては、幼稚園でも保育園でもそうですけど、建てかえの時期が来ているとか、各施設の管理状況によっては、どうしても緊急を要する状況、また補修、増築というのは余り聞いたことないんですけど、そういうふうなことについてでございますが、先ほど来若林センター長のほうで申しておられました、平成27年の本格的なスタートを目指しております子ども・子育て支援の新制度というところでございますが、消費税のアップということにもありましたが、これによって財政的に国ベースで約7,000億円が毎年充てられてくるわけでございますけど、そういうふうな流れを酌みまして、今現在、なるほどBOOKとかいって、すすくくジャパとかいうようなのが出されております。そういう中で、幼稚園、保育園の幼保一体の認定こども園のお話も出てきております。

とにかく、そういう兄弟がおるで何とか入れてやってくれとか、そういうレベルの話ではなく、大きく国の政策、そして市の施策と、どこまでどういうリンクで、今後亀山市として向き合っていくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほど別々の園に入られる場合もあると申しましたが、その場合、それぞれの園では事情はよく把握しておりまして、園長同士連絡をとり合って、行事が重ならないようにとか、そういう配慮はしておるところなんです、根本的な話ということなんです、例えば入所される方をふやすとか、その辺のことにつきましては、議員おっしゃいましたとおり、今後の将来的な幼児数の推移を十分に見きわめる必要があると思います。

先ほど話がありました子ども・子育て支援策の一環として、市福祉部局と連携を図って、幼稚園と保育所の施設のあり方、就学前の児童の保育の必要数等について検討しながら判断してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

今後の検討ということではございますが、また喫緊な課題でもございます。新制度も来年間近に迫ってきておるといことも踏まえて、先ほど次長がおっしゃられたように、各園の園長と連携をとり合っというのもあると思うんですけど、やはりこれも子供たちが兄弟が分かると、親は1世帯ですので、情動的にここの園はこういうことをやって、あそこの園はこういうふうだ。じゃあこっこのほうがええやないとか、そういうことのないように、園によっては方向性が違うというのもあると思うんですけど、子供たちがそれによって育っていく環境が差別化的なことにならないようにだけ願っておきます。

子供も大切なんですけど、それに付随している父兄の方、お母さん、お父さんという形で構成されている家庭も多いと思うんですけど、そういう中で安心してお母さんが働けるような環境のためにも、子供をしっかりと預かっていただけるような形になっていただきたいと。

今回、公明党といたしましても、昨日、女性の活躍推進加速化法案を提出するという事で、議員立法の衆議院へ共同提出という形で、これも働くお母さん、そして女性、高い能力を持つ女性、お母さんをしっかりと支援できるようにフォローできる国づくりにも貢献できると。

そしてまた、先月の14日でございますが、今現在の安倍首相に対しまして、女性の元気応援プランという形で、公明党といたしましても全国906人の公明党の女性議員、この中の一人としては、うちの森議員も入っております、一生懸命歩いて、いろんな女性の生の声をしっかりと聞き取って、一丸となって同プランについてかけ合ってきたと。その声を国に届けると。そしてまた、ひいては地域のお母さん方、家庭に返ってくるような施策に持っていきよう努力しておる次第でございます。

どちらにしましても、子供だけ、親だけという制約ではありませんので、家庭という面を見ましても、亀山市としてできる限りの形を運んでいっていただきたいと思うことで、次に入らせていただきます。

それでは続きまして大きな2番でございますが、療育相談事業についてでございますが、これも先ほど福沢議員のほうからありましたけれども、私のほうからも、かなり重複する点は省かせていただいて、進めさせていただきたいと思っております。

現在、亀山の目玉といいますか、ゼロ歳から18歳のノンストップの形で子供たちを支援してい

くという中で、今現在、先ほどの報告ではゼロ歳から18歳をとってみると120名の療育相談の中で動いているということを報告いただきました。

そして、新しい療育ということですが、今回、市長の現況報告の中でございました療育相談事業についてでございますが、これまで市内施設では受け入れができなかった障がいのある子供の身体機能の訓練などについて、個別のニーズに沿った療育治療、そして保育の支援を市内で行うことというふうな話がありました。もちろんその前に、3月の定例会の中でも、児童福祉法の改正を踏まえて、総合相談事業や療育相談事業等を充実することで、発達に不安を感じる家庭、また発達につまずきを感じる、そういうような方に対する適切な支援に努めてまいるとも、市長のほうからお話がありました。

今回、療育事業、先ほどもどのような事業かというのは聞かせていただいたんですけど、療育相談事業の変化点というのは、先ほど発表いただいてしまいましたけど、今回は新たに作業療法士、そしてまた理学療法士、こちらの方を亀山の医療センターから招いて進めてまいるとのことですが、先月、5月8日の伊勢新聞にも、中日新聞とかいろいろ出ておりましたけど、亀山市の消防と市立医療センターとのコラボレーションによりましてワークステーション、本格的な運用と。そういう中で、今井院長もしっかりと写真で写っておるわけで、またそんな中で消防士の方が医療の関係について先生からいろいろ教わっているというようなことも出ておりました。実際のところ、こういうふうに医療センターの役割というのがかなりふえてきていると思うんですけど、そういう点につきまして、療育相談の中で、この辺についてはスムーズにいくという方向性で進んでおるとは思うんですけど、実態をその点でお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本市では、障がいのあるお子さんの療育を子ども支援室の療育相談事業で行っており、スタッフは保健師、保育士、言語聴覚士、感覚統合訓練士で構成されております。このように、多様な専門スタッフが療育にかかわっている市町は大変珍しく、特徴的な取り組みとなっています。しかし、発達障がいを対象とした療育相談事業であるため、障がいの種別が限られるということで課題となっております。

そこで、本年度は市立医療センターと連携をさせていただいて、理学療法士や作業療法士を派遣していただき、今後の療育のあり方について調査・研究を開始したところでございます。

うまくいっているのかどうかというご質問でございますが、始まったばかりでございますので、しばらく様子を見つつ、今後、スムーズに流れていきますように進めたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

確かに始まったばかりでありますので、なかなか経過というのが目に見えてあらわれてくるというものではないかもわかりませんが、一つの取っかかりとしていく中で、先ほどの言っておりました理学療法士と作業療法士なんですけど、今回の予算のところでもありましたけれども、12万円の指導委託料、この中でいくとなると、12万円ぐらいで、このお2方は厚生労働大臣の許可免許を

受けてやられているところなんですけど、そういうふうな支援の金額の中で対応はとっていただけるものなんですかね、この先のことも考えて。その点について、支援体制についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

12万円で十分なのかというご質問でございますが、本年度は調査・研究ということで、限られた中でどのようなことができるのか、調査をしてまいりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

まずは調査・研究の段階ということですので、この金額でも何とかいけるということですが、そういう中でも、先ほどもセンター長がおっしゃっていましたように、ゼロ歳から18歳までの中で、非常に県内、県外から注目を浴びておる亀山市のところににつきまして、また慌てて次の行為に移って、変なと言うたら失礼なんですけど、形の整わない状態で突っ走って、子供さんを第一に考えるということかというと、やっぱり安易な療法はできないと思いますので、そこはじっくりとやっていただいて、また次の段階といたしまして、一応お伺いしているのが、小学校3年生ぐらいまでということなんですけど、その後がノンストップの形でいくと、次のところに渡していくところ、そういう情報の伝達、共有化、この辺につきまして、きのうもちょっと宮村議員のほうからも話がありました、その先に大きくなったときの就労についてもつながっていくか、その辺のお考えは、今回のシステムの中にお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども総合センターは、ゼロ歳から18歳までの途切れのない支援を皆さんに提供していくということで進めておりますので、当然18歳から19歳に移行の段階で、さまざま必要な情報が必要な部署に届けられることは重要なことであるということで、情報を共有させていただいております。

それから、就労につきましては、障がいのある方が自立や就労に向けて進んでいかれるに当たっては、それについてのできる限りのサポートを行っていきたくと。調整という意味でのサポートになろうかと思えますけれども、行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

情報の伝達、今の時代ですので、やはり電子媒体とか、そういうのもきちっと残して、みんなが見られるような形態に。もちろん情報漏えいというところにはしっかりとセキュリティーをめぐらせていただきたいと思います。

先ほどセンター長もおっしゃるように、情報について伝達というのは大切なことで、今回、広島尾道のほうで頑張っておられる宇根先生という方が見えるんですけど、先生の講話の中で、自閉症や多動性障がい、ADHDなどの総称である発達障がいの方が、全国的に見ますと190万人見

えると。これで換算していくと、今の時代、小学生の6人に1人が該当してくるようなところであると。それは、本当に親としては心配なところも大変あると思います。

そういう中で、小児科の宇根先生の発達障がいについての医療と教育を同時に提供する療育にしっかり取り組んでおられるということも出ておりました。やはり幼稚園、保育園、そして自治体などの地域の連携に重きを置くというのも大事なことだと思います。周囲の理解も大変大事なことだと思います。

そういう中、療育相談をやられて31年ぐらいになってくるんですけど、そういう中で先生の言われているのは、療育とは情念、理論、感覚性、連携であると。療育には連携が不可欠と。連携のない療育は隔離とも言えるというふうな形で、情報というのは次の人に行ったら全然話がわからないというのはいけないので、単なる文書だけではなく、担当されていた方とのミーティングによりしっかりと伝達をつけていっていただきたいということを申し添えておきます。

そして最後のところでございますけど、今回は人のサポート、そして機械的なサポートについてでございますけど、その点につきまして、今回はまだ試作的なところもあるということでございますけど、人のことは大体センター長のほうからご説明いただいたんですけど、機械的なことでいいますと、今現在はお隣の鈴鹿市におきまして、鈴鹿医療科学大学というのがございますけど、その中でダイバー社という会社があるんですけど、どのようなものかということ、人の歩行を助けるようなシステムでございます。これをいかに子供に適用するかと言われると難しいところもあるかわかりませんが、当初はHALという機械なんですけど、障がいの方につくったものだったんですけど、ここ最近によりますと、高齢者の歩行の助けになるようなシステムとも、今メディアのほうでも取り上げてきております。

そういう点につきまして、亀山市の今回の新しい療育につきましては、亀山市としてどのような機械的治具といいますか、そういう面につきましては何かお考えはあるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員がおっしゃいますHALと申しますのは、調べてみますと、身体機能を改善、補助、拡張するサイボーグ型ロボットというようなものと伺っております。装着をすると、体の不自由な方のアシストをしたり、いつもより大きな力を出したりすることのできる、そういったものであるというふうなことをテレビ等でも言われておりますが、私どもの対象としておりますのは子供でございますので、子供といいますのは、今から発達したり成長したりしていく年代の子供たちですので、個々の状況に応じた身体機能の訓練、自力でどこまで成長できるか、発達できるかといった取り組みが非常に大切であるというふうに思っておりますので、現在、その調査・研究を進めているところでございます。ですので、療育相談事業におきましては、HAL等の身体機能をサポートするような高度な機械器具等の補助は行っておりません。

しかしながら、高齢者や障がい者を対象といたしました車椅子であるとか装具、日常生活用具への補助等を行っておりますので、ご相談をいただけたらというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○3番（新 秀隆君登壇）

今現在のところは、高齢者のときにも私、広域連合の中でもこういうふうな高齢者に対する治療の一環としていかがでしょうという話がありましたけど、広域の中ではそういうのは全く考えてないみたいで、お話にもなりませんでした。

亀山市といたしましても、まだ実績がはっきりわからないということで、高齢者というところではありましたが、今回は子供の成長という形には、確かに形にはめてしまうとなかなか成長を妨げる、逆によろしくないかなというのはあるんですけど、歩行の訓練というにはいいんじゃないかと思っております。

そういう中で、広域ではないんですけど、鈴鹿市自体が鈴鹿医療大学のある市でございますので、このロボットスーツについて助成というのをされておるんです。確かに機械自体高額な、何千万もするような機械でございますので、簡単に買うというわけにはいきませんので、歩行につきまして、1回のトレーニング、60分ぐらいのコースなんですけど、そういう中で10回分を鈴鹿市として補助に入れたりというようなこともあるそうです。亀山市といたしましては、まだ研究段階ということではございますけど、こういうものも科学的なこと、よいものはよい形で取り入れればいいんじゃないかなと思います。

金額的な問題、財政的な問題もあると思うんですけど、今後の展望的に流れていく中で、27年度の4月スタートという子ども・子育て支援新体制、この辺をいかに亀山市の独自のものにしていくかというのが課題ではないかと思っておりますので、私も勉強してまいりますので、またその点、行政側といたしましてもいろんな研究を重ねていただきたいということを申し添えて、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

3番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時48分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 尾崎邦洋議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の4番、尾崎です。

それでは、通告に従い、質問します。

今回は、企業活動の促進と雇用について及び待機児童解消について、全国学力テストについての3つを行う予定ですが、ちょっと順序を変えまして、昼からはくしくも3人とも待機児童という名前が出ておりますけれども、あえて私も待機児童解消についてを一番最初にやらせていただきたいと思っております。

5月8日の新聞で「待機児童解消へ国有地に保育所を」というタイトルの記事が出ておりました。そこには、財務省は7日、待機児童の解消に向け、国有地での保育所開設を希望する自治体や社会

福祉法人と国有地の売却や定期借地の契約を結んだと発表されておりました。なお、対象は14カ所の国有地となっており、その契約先として亀山市が出ておりました。

そこで、待機児童の現状について、平成23年から24年までの2年間の4月1日現在の数字でお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童の現状でございますが、平成23年度から平成24年度までのそれぞれの4月1日現在の待機児童数につきまして、平成23年度7名、ゼロ歳から2歳が4人、3歳以上が3人、平成24年が1人、ゼロ歳児でございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

この新聞の中には、国有地での保育所開設を希望する自治体や社会福祉法人と国有地の売却や定期借地の契約を結んだということが書かれているんですけども、その条件として、財務省は昨年4月から6月、廃止予定の国家公務員宿舎や未利用の国有地があり、50人以上の待機児童を抱えている全国の70市区に国有地を使った保育所開設に関する情報を提供し、お互いの条件が合致したところ、計14カ所について契約を結んだとあります。

そこでお聞きしたいんですけども、先ほどお聞きした人数と、ここにある50人以上の待機児童を抱えている全国の70市区と書いてありますが、この数字の違いについて、どういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童の現状の中で、平成23年度、24年度の待機児童の数をお示しさせていただいたわけですが、市としましては、平成23年度から事務手続上のカウントの手続の方法を改めておりました、若干の数の違いが出ております。平成21年4月時点での待機児童数は31名、平成21年10月現在では64名というような数が出ております。カウントの仕方で若干差が出ているわけですが、当時としてはそのような状況でございました。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、先ほど来、福沢議員のときの説明の内容と違うんですけども、これは年度別にして、23年度から変わったとか、そういうことになっているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

手続上のカウントを改めましたのは、23年の4月からでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、この50名以上の数字というのは、それ以前の数字ということと理解していいのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

そうであるかどうかということについては、少し私のほうではわからないところではございますが、恐らくそのような数がたくさん出ているという現状を踏まえてのことであつたであろうというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、この数字はエントリーというか、国に対して国有地を使いたいとか、購入したいというエントリーをされたのはいつの時期か、教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

東海財務局より当該用地の取得要望について照会がございましたのは、23年8月1日でございます。それを受けまして、市より取得要望を提出いたしましたのが、平成23年10月31日ということでございます。その後、平成23年12月27日に東海財務局より市要望に対する処分の決定というのを受けておりまして、最終、平成25年10月25日に市の土地開発公社が土地売買契約の締結を結んだといった運びとなっております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

エントリーしたのが23年8月1日ということは、23年4月1日以降、数字のカウントの仕方が違うということで、23年4月では7名しかいなかったのが、ここの50名以上というのに当てはまったというのが、どうも合点がいかないんですけれども、その辺のところについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

具体的に50名というような人数につきましては、こちらのほうから報告をさせていただいたわけではございませんが、先ほどセンター長が申しましたように、平成21年10月の段階で64人の待機児童数が出ておりますので、こういったところを勘案されて処分の決定になったというふう

に考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、この亀山市が契約を結んだ国有地というのは、どこの場所なのか。また、それと購入なのか借地なのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ご質問の国有地の取得につきましては、西町地内の津地方法務局亀山出張所の跡地でございます。先ほど申し上げましたように、平成25年12月25日、市土地開発公社において購入をいたしました。この土地の概要につきましては、地目は宅地で、面積は1,066.43平方メートルとなっております。

購入価格につきましては3,220万5,760円で、平米3万2,000円で市土地開発公社が購入いたしております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

それでは次にお聞きしたいのは、待機児童館のばんびができたのは、24年1月であったと思います。23年4月現在で、23年8月1日にエントリーして、ばんびができるまでの間に、待機児童館ということで、当初は待機児童の解消のためにこのばんびをつくったと思うんですけども、なおかつ国有地を買ってまでこういった保育所をつくるということは、先ほど福沢議員のところにもありましたが、さらにこの国有地に保育所をつくられる現在予定があるのかないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

当該土地を購入いたしましたのは、1つの条件といたしましては、隣接する旧裁判所跡地、これ面積が4,022.75平米でございますが、この土地を既に市土地開発公社が所有しておりましたことから、将来的には一体的な土地利用というものが見込めるということで取得したものでございます。

また、先ほど申し上げましたように、土地利用の目的としましては、主に児童福祉施設を想定して取得したものでございます。このようなことから、庁内及び子ども・子育て会議で検討が行われております認定こども園、こういったものも視野に入れた児童福祉施設の整備を軸に検討を進めているところではございますが、現在におきましては具体的な計画というものを持っておるわけではございません。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

新聞の記事を見る限り、あくまでも待機児童の解消のために国有地を購入と、または借地として契約したというふうに書かれているんですけども、この土地について再度聞きたいんですけども、新聞の中では、先ほども言いましたように、あくまでも国有地での保育所開設を希望する自治体や社会福祉法人と国有地の売却や定期借地の契約を結んだとありますが、これは保育所開設以外に使っていいのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

他の用途による土地利用を行う場合につきましては、取得目的が変更となってまいりますので、東海財務局津財務事務所との協議が必要になるというふうにございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

やっぱり買うときの目的が変わって、それを変更すればいいというのは、何かちょっとインチキくさいような気もしますが、せっかく買った土地ですので、有効にぜひ活用していただきたいと思います。

最後に、もう一度ばんびについてお聞きしたいんですけども、24年1月にできて以来、待機児童の解消のためにつくったということがあるんですけども、その後の利用状況とか、効果の検証についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童館ばんびは、平成24年1月に開設をいたしまして、待機児童の解消に努めてきたところでございます。

開設前の平成23年4月1日の待機児童は7名でございましたが、開設後、平成24年4月は1人、平成25年4月は2人となっております。また、平成24年度の1年間のばんびへの入所者数は18人であり、平成25年度は14人となっております、ばんびの開設により待機児童の解消に効果があったものと考えております。

しかしながら、本年、平成26年4月1日の待機児童は5人で、5人全てがゼロ歳から2歳の低年齢児童となっております、低年齢児童の保育所入所希望者は増加の傾向にあります。また、昨年実施いたしました子ども・子育て会議におけるニーズ調査の結果からも、今後低年齢児童の保育所入所ニーズは高くなっていくということで、これらの結果によりまして、低年齢の待機児童の増加が予想されますことから、今後もばんびにつきましては待機児童の解消のために活用することはもちろんのこと、低年齢の保育施策に有効に活用してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと時間が押してきましたので、次に変わりたいと思いますけれども、次は全国学力テストについてです。

4月23日の中日新聞に、小学6年と中学3年の全員を対象にした文部科学省の全国学力・学習状況調査、これを全国学力テストといいます。4月22日に一斉に行われ、国語と算数及び数学の2教科で実施し、約224万人が参加したとあります。文科省は、学校別成績について、平均正答率を一覧表にすることや順位づけは認めないが、結果を分析して改善策を示す場合は公表できるとした。都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の同意があれば、市町村別や学校別の成績を公表できると記載されており、今回の全国学力テストから学校別成績の公表が地元の市町村教育委員会の判断に委ねられ、学校の序列化や激しい点取り競争を招きかねないと危惧されておりますが、そういった中で、文科省の考え方及び県の教育委員会、亀山市の教育委員会の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど議員のほうから申されましたように、平成25年11月末に文部科学省は平成26年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領におきまして、調査結果の取り扱いに関する方針を転換いたしました。その内容でございますけれども、市町村教育委員会は、それぞれの判断で個々の学校名を明らかにした公表を可能とするというものでございます。また、調査の公表に当たりましては、単に平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果をあわせて公表するというふうに表示されております。

また、三重県教育委員会におきましては、ことしの4月に開催されました第1回市町教育長会議におきまして、調査結果については、県民等の関心が高いことから、情報提供が必要と考え、市長、教育委員会及び学校に対して、積極的に公表説明し、情報提供を行うことが必要であるとの考え方が示されたところでございます。

文部科学省の25年11月末の発表を受けまして、亀山市教育委員会といたしましては、この件についていろいろと協議をしましてまいりました。そして、2月の教育委員会におきまして、このことについて考え方を示させていただいております。

結論から申しますと、亀山市教育委員会といたしましては、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果につきまして、個別の学校名を明らかにした調査結果の公表につきましては差し控えたいと考えております。

一方で、教育委員会や学校が保護者等へ説明し、情報提供を行うことは大切なことでございますので、子供たちへの影響や教育上の効果につきまして慎重に検討するとともに、調査結果の取り扱いに関する配慮事項に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市については、学校別の成績を公表しないということにされたわけですね。学校名を上げず

に、はいわかりました。

いろいろ各県、市町村によって違いますが、愛知県なんかは県として公表しないとかいうことを言われておりましたので、いろいろあると思います。

そこで市長にお聞きしたいんですけども、この学校別成績の公表について、どのようなお考えをお持ちなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

この全国学力・学習状況調査につきましては、本来、子供たちの教育の質の向上につながるべきものというふうに考えておるものでございます。

この調査結果につきましては、人々の耳目を集めるものでございますが、個別の学校名を明らかにした結果が公表されることによって、子供たちのさまざまな背景を抜きにして、点数でありますとか、あるいは順位でありますとか、こういうものがひとり歩きすることが懸念されるものでございます。そのため、公表につきましては慎重に判断することが必要であるというふうに存じますが、基本的には教育委員会の判断を尊重してまいりたいと私の立場では考えているところであります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、前回、3月議会で積み残した企業活動の促進・雇用についてに入らせていただきたいと思っております。

企業活動の促進についての考え方ということで、第1次亀山市総合計画後期基本計画の中での施策の方向には、5つの項目を上げて、まずその1番として、持続可能な産業構造の構築、2番目、既存産業の活性化、3番目、地域資源を生かす産業の創出、4番、企業と連携したまちづくり、5番、就労支援と働きやすい環境づくりという方向性が示されております。

まず企業活動の促進についての、この5つの項目があるんですけども、こういったことについてどのような考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず企業活動の促進に対する基本的な考え方でございますが、企業活動は経済、財政、雇用など、都市のさまざまな側面に影響を及ぼすまちの原動力でございますので、市内においてさまざまな企業がそれぞれの特色を生かしながら活発に事業活動を展開していただけるよう、市としてその環境づくりを支援させていただくことが、まずは企業活動の促進につながるものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

その後期基本計画の中を見ましても、余り具体的というか、余り見えてこないんですけども、先ほど私が言いました5つの施策について、この3年間に市が行った具体的な事例をお示しいただき、その成果についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今おっしゃいました5つのうち、5つ目は雇用の関係でございますので、その前段の4つについてお答え申し上げます。

まず企業活動の促進に関する過去3年間の主な取り組みやその実績でございますが、まず1つ目の持続可能な産業構造の構築につきましては、多様な産業の集積を目指しまして、平成24年11月に県とともに企業立地促進法に基づく亀山地域産業活性化基本計画を策定いたしております。また、企業立地促進の側面からは、広域的なネットワークを有する県や市内産業団地の開発地帯を初め、亀山商工会議所、既存企業との連携や情報交換等を通じまして、企業ニーズ、企業活動の把握に努めるとともに、産業振興奨励制度の活用を含めた立地検討企業への働きかけを行うほか、市ホームページやパンフレットの作成等を通じた企業立地関連情報の発信、市内民間産業団地未造成地への早期着手の働きかけなどを行ってまいりました。

これらの取り組みもございまして、新規立地や事業拡大等につきまして、具体的な相談等を行った企業だけでも、過去3年間で20社程度ございまして、リーマンショック以降の厳しい経済状況下ではございましたけれども、産業振興奨励事業に関連する事業所だけでも、民間産業団地への新規立地が1社、市内企業の事業規模拡大が3社ございました。

一方、2つ目の既存産業の活性化でございますが、企業間交流の側面から、亀山市雇用対策協議会の取り組みを支援してまいりました。また、中小企業支援の側面からは、経営革新セミナー等の開催や見本市等への出展助成、亀山商工会議所と連携したカメヤマ創業アシストを通じた創業支援、設備投資資金に係る保証料等の補給などに取り組み、中小企業者の意欲ある取り組みを支援してまいったところでございます。

このほか、3つ目の地域資源を生かした産業の創出では、主に新商品開発などの亀山商工会議所の活動を支援いたしましたし、また4つ目の企業と連携したまちづくりでは、環境、福祉などさまざまな分野にわたる企業のCSR活動を市広報等で紹介させていただくなど、行政として企業活動を促進する取り組みを進めてまいったところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど5つのことについてお聞かせ願ったんですけど、では具体的な例を挙げて、どれほどの成果が上がったというのがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申しあげましたように、リーマンショック以降の厳しい状況の中で、過去3年間で20社程度の相談もお受けいたしましたし、産業振興奨励制度だけでも新規立地が1社、市内企業の事業規模拡大が3社あったというのが成果だというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

継続して同じことをやってきたということもあるかと思いますが、最近になって取り組みを、過去の取り組みについて成果が上がったのかどうかとか、そういう検証と、成果が上がっていないものについては、また今後の取り組み方というのを当然検討されていると思いますけれども、そういったことについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでの取り組みを踏まえました今後の考え方でございますが、本市はご承知のように中部、関西の両圏の中間に位置する地理的優位性がまずございます。また、高速道路の結節点である交通の利便性など、立地企業を考える上で恵まれた条件下にあるというふうに考えております。引き続き、こうした強みを生かしながら、企業立地の情報発信や企業への働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

一方、市内で企業活動を展開していただくためには、産業関連インフラを中心としたハード面だけではなく、環境、福祉、教育、地域交通、商業など、就業者の住みよさにつながるソフト面での充実もまた必要であるというふうに考えております。

市内企業との情報交換の機会をふやし、市内企業のものづくりや企業ニーズを把握した中で、実情に沿った今後の支援策の検討も必要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

過去の取り組みについて、新しい取り組みをやられたのかどうかというのは、近年、従来どおりのことをやってきているのか、それとも今後こういったこともやってみたいというようなプランはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

具体的に1つ申し上げますならば、もう既に課題として議会からもいただいておりますが、これは少し時間がかかると思いますが、産業奨励制度などについて今後十分、さらに検討して、よりよいものにしたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

以前の質問でも、奨励制度についてお話ししたことがあると思うんですけども、やっぱり大手の企業が使いやすいというものでなく、中小零細に対しても、もっと使いやすい制度というものを今後検討して、ぜひやっていただきたいと思います。

それじゃあ次の質問で、トップセールスの重要性についてお聞きしたいと思います。

これまでも、他の先輩議員のほうからも、トップセールスについては質問されておりますが、市長は26年度当初予算の説明の中で、トップセールスも含めた積極的な企業誘致を展開するとともに、現行の起業制度の検証も進めていくと話され、企業誘致につきましても、過去に同様のことを話されております。

そこで、過去3年間に行ったトップセールスの内容について、またその成果についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市長の企業への働きかけにつきましては、新規立地を検討する企業との面談の機会はもとより、市内事業者を訪問させていただく機会、また地域経済会との交流の機会など、さまざまな機会がございまして、昨年度までの3年間を見ましても、そうした機会を捉えながら、市長みずから企業立地の発信や働きかけを行うとともに、企業との信頼関係も築かせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

トップセールスを行ったという状況についてお聞かせ願ったんですけども、成果という点ではどのようにあったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど申し上げた市長のトップセールスの中には、企業の検討段階も踏まえた上で、具体的な働きかけを行った数社がございまして、そのうち1社については立地を決定していただいたというふうなことでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

私自身が考えるのは、トップセールスといえども無作為に選ぶとか、従来どおりのやり方をしても余り意味がないのではないかと思います。今回、トヨタのテストコースが来ますが、やっぱりああいうのが来るといえば、トヨタに関連する企業とかいうのも、絶対誘致をかけてみるべきだと思うんですね、そういった関連企業には、そういったことも考えながらやったのか、それとももう以前に行っているのか、その辺はどうなんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

トップセールスの相手先企業につきましては、基本的に新規立地、市内企業の事業拡大を問わず、液晶等電気部品関連、自動車等輸送機器関連など、亀山地域産業活性化基本計画にも位置づける特定集積業種を中心に、多様な産業の集積に向けて、幅広く捉えておるところでございますが、具体的な相談等があった企業のうちから、企業側の検討段階を踏まえた中で候補企業を選定いたしております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

減多にないチャンスだと思いますので、ぜひ企業を、関連企業にはぜひトップセールスを行っていただきたいと思います。

次に、雇用の創出についてお聞きしたいと思います。

先ほど来言われていますが、本市の立地特性や産業基盤、産業振興奨励制度等を生かしながら、亀山関テクノヒルズ等への企業立地を進めるとか、そういったことをやって雇用の創出を図るとされておりますが、雇用の創出のために市が行ったそれぞれの政策について、その具体的な内容と成果についてお聞かせください。重要な点だけで結構ですので、お願いします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

雇用の創出に関する主な取り組みといたしましては、産業振興奨励制度を通じて企業の新規立地や既存企業の事業規模拡大に伴います雇用創出を図ってまいりました。

平成23年度から現在までに奨励措置事業者等の指定を行った4事業者の新規雇用者等の数は約70名というふうになっております。また、労働力の確保や雇用の安定、会員事業所間相互の協調などを目的に、市内46事業所で組織いたします亀山市雇用対策協議会の事務局を担うとともに、その取り組みを支援いたしてまいりました。

当協議会では、毎年度、事業所紹介冊子の発刊を初め、新規就職者の歓迎会や県内高校の進路指導主事らとの求人懇談会などを開催しており、こうした取り組みもございまして、会員事業所の本年度の新規採用者は約90名となっております。これらのほかにも、鈴鹿公共職業安定所等と連携した雇用情報の発信や、市内での創業促進を支援する取り組みによりまして、雇用の創出につながっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの施策と成果といいますか、施策を聞く限りでは真新しいものは余りないような気がしますが、成果はこの市の行った施策によってふえた人数かどうかわかりませんが、とりあえず亀山市での雇用状況は90名だったということをお聞きしました。

私の私的な意見ですけれども、奨励制度というのが、見る限り、余り中小零細向きではないというような感じがします。

それで、雇用というのは、地元の高校生や大学生、中学生、こういったものを雇って初めて雇用が亀山市にとっていい形になるのではないかと思います。そういったことで、地元の亀山市に住んでおられる方を雇われた企業に対しては、何かの報奨制度とか、そういった奨励制度にかわるものを今後検討していただきたいと思います。

最後に市長のほうから、先ほど来企業活動の促進・雇用についてのお話を伺っておりますけど、最後にまとめとして、トップセールスを含めた考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

トップセールスも含めた企業活動、あるいは企業立地、産業政策の促進について、さらに頑張れというご趣旨であろうと思っております。

私どものさまざまな総合行政の中で、産業施策というのは大きな一つの柱でございますので、この間、3年間もそうなんですけど、当然限られた情報、こういう時代にあって、的確にその情報をもってアプローチをしていくということ、新規の立地を求めていくということ、それとあわせて、この地に何十年と立地をいただく事業所の新たな事業拡大につきましても、3件、この3年間でございました。さらには、メガソーラー等々の新たな立地もいただいてきたものでございます。

直接的につながるもの、あるいは時間がかかるもの、あろうかと思いますが、さらにトップセールスを含め、奨励制度等々の効果的な、もう一回組み立て方も含め、しっかりと亀山市としてできることを最善を尽くしていきたいと考えておりますので、いろいろ工夫をしてやっていきたいと思っております。

もう1点は、当然行政だけではございませんでして、本当に関係する金融機関でありますとか、住友商事でありますとか、県との関係でありますとか、こういうチャンネルとの信頼関係もさらに、商工会議所もそうでございますけれども、連携しながら、また議会の皆様からもさまざまな非常に貴重な情報もいただくものでございますので、そういうものをフルに活用して、本市として最善の努力をいたしてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○4番（尾崎邦洋君登壇）

以上で終わります。

○議長（前田耕一君）

4番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

以上で、本日本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたします。

次にお諮りいたします。

質問はまだ終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

あす13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 3時34分 散会)

平成26年6月13日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成26年6月13日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●追加日程

第 1 議長の常任委員会委員の辞任について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 西川憲行君 | 2番 | 高島真君 |
| 3番 | 新秀隆君 | 4番 | 尾崎邦洋君 |
| 5番 | 中崎孝彦君 | 6番 | 豊田恵理君 |
| 7番 | 福沢美由紀君 | 8番 | 森美和子君 |
| 9番 | 鈴木達夫君 | 10番 | 岡本公秀君 |
| 11番 | 伊藤彦太郎君 | 12番 | 前田耕一君 |
| 13番 | 中村嘉孝君 | 15番 | 片岡武男君 |
| 16番 | 宮村和典君 | 17番 | 前田稔君 |
| 18番 | 服部孝規君 | 19番 | 小坂直親君 |
| 20番 | 竹井道男君 | 21番 | 大井捷夫君 |
| 22番 | 櫻井清蔵君 | | |

●欠席議員（1名）

14番 宮崎勝郎君

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|--------|-------|----------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 財務部参事 | 神山光弘君 | 市民文化部長 | 石井敏行君 |
| 健康福祉部長 | 伊藤誠一君 | 環境産業部長 | 西口昌利君 |
| 建設部長 | 稲垣勝也君 | 医療センター 事務局長 | 松井元郎君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |

| | | | |
|----------|--------|------------------|--------|
| 上下水道局長 | 高士和也君 | 会計管理者 (兼)出納室長 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |
| 教育次長 | 佐久間利夫君 | 監査委員 | 渡部満君 |
| 監査委員事務局長 | 栗田恵吾君 | 選挙管理委員会 事務局長 | 松村大君 |

●事務局職員

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 浦野光雄 | 書記 | 渡邊靖文 |
| 書記 | 高野利人 | | |

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(前田耕一君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

20番 竹井道男議員。

○20番(竹井道男君登壇)

おはようございます。

早速ですが、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。答弁についても、よろしくお願いをします。

まず最初に、図書館システムについて大きく3点質問させていただきます。

まず大きな1点目として、図書館システムの状況について、2点ほどお尋ねをいたします。

1点目に、市立図書館システム更新後の状況についてお尋ねをいたします。

平成23年9月定例会で図書館システムについて質問させていただきました。現行のシステムが更新をされるということで、市立図書館の図書館システムの更新にあわせて学校図書館システムの導入についてどうだろうかというふうな質問をさせていただきました。

平成24年度に図書館システムは更新をされまして、あわせて学校図書館システムが小・中学校にも導入が図られたところです。システム更新の課題ということを当時の質問でさせていただいて、図書館では、年齢別による図書利用などの把握はできていない。利用者のサービス向上のためにも、新たな電算システムの更新が必要というふうな答弁もございました。今回のシステム更新では、そのようなこれまでの課題等への対応、そして新たな取り組みを模索されていたような気もしますが、更新後、どのような効果があったのか、まず確認をさせていただきます。

○議長(前田耕一君)

20番 竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

おはようございます。

市立図書館での効果でございますが、市立図書館におけますシステム更新の最大の効果といたしましては、図書の貸し出し、返却等の受け付けと、蔵書の管理、検索のスピードアップが図れたことですが、そのほかにも入館利用の状況や図書の貸出分類の傾向等のデータが把握できるようになったり、利用者へのサービス向上につながっていることが上げられるところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

スピードアップが図られたこと、それから当時の質問でもしておりましたが、貸出状況等が把握できるようになったというふうな効果があったということで確認をさせていただきました。

次の項目に入らせていただきます。

そのような市立図書館の新たなシステム更新にあわせて2点目に学校図書館システムの導入が図られたことについて、お尋ねをいたします。

まず1点目に、学校図書館システムを導入して約1年半ぐらいが経過をしていると思います。稼働状況について、お尋ねをしたいと思います。

学校図書館のシステムについては、たしか教育基金か何かを全額取り崩すというところで、亀山東小学校に1校、図書館システムとして導入がなされておりました。その後、ほとんどほかの学校へは波及することなく、1校のみでずっと更新はされていると。そのときに、東小学校へも見に行くと結構経費も高かったようなことの質問をさせていただいております。

今回、図書館システムの更新にあわせて小・中学校全ての学校に導入がなされたところです。導入後にすぐに効果等も聞こうかと思ったんですが、導入後の取り組みとして図書データの入力があるというふうなこともあって、すぐには稼働ができないようなことも聞いておりましたので、それでも約1年半ぐらい経過をした時点ですので、学校図書館システムの稼働状況について、今現状はどのようになっているのか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校図書館システムの導入に伴い、昨年度のうちに市内全小・中学校図書館におきまして、蔵書の登録作業が完了いたしましたので、蔵書登録を終えた学校から順次試行的に貸出業務を始めております。

本年4月からは、全ての小・中学校におきまして本格的に貸出業務を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

いよいよ4月から本格運用が始まった、ようやくスタートした、大分時間がやっぱりかかるんだなというふうを感じさせていただきました。

2点目に、2回目に当時質問でも東小学校を見に行つて、少し提起もさせていただきましたが、当時の東小学校のシステムでは、学校図書館の貸し出しはできるけれども、どのような図書が、例えば学年別とか、低学年、中学年、高学年、要するに分類したようなそういう利用状況が、たしか把握できなかったというふうに思います。今回、システムの導入に当たつて、そういうようなことも考えたらどうだというふうなことも当時質問させていただきました。これまでは手作業で学校図書管理をやっていたわけですが、システムを導入した後、管理上での変化ですね。まず学校図書の手作業からシステム管理になった管理上の変化について何か効果があったのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

システム導入により、読書状況のデータを活用した読書指導や利用指導が行われるようになったのはもちろん、担当教諭等が探したい本をコンピューターで検索し、すぐに見つけることができるようになり、子供や教諭の要求に素早く応えることができるようになりました。

また、蔵書点検につきましても、携帯型のバーコードリーダーを使うことで、全ての図書の情報を簡単に確認できるようになりました。さらには、新刊図書の購入の際には、担当教諭等が前もって蔵書リストを検索、照会することで重複を避けたり、必要な分類の本を重点的に選定したりすることができるなど、蔵書管理を効率的に行えるようになっております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

システム導入ですのでデータをいじるというか、データでいろんなことができるということが、やはり手作業よりは随分早くなったというふうなことです。そういう意味ではシステムの効果はあったのかなというふうに判断をさせていただいて、2点目に、そのシステムの今度は管理の体制について、少し触れていきたいと思つています。

さまざまなそういう今おっしゃったような効果を確認したり、操作をしたりということでは、やはり管理の部分が非常に重要ではないかなというふうに思つています。

今回は、先ほどもおっしゃいましたが、学校図書館は全ての小・中学校に一斉に導入をされてきたというのが大きな意味だと思うんです。これまでに東小学校しかなかったものが、一斉に同時に水平展開されていく。そうなりますと、学校の規模もさまざまですので、当然蔵書の数もさまざまというふうになってくると。そうすると、システムの導入が始まったものの、既に1年ちょっとたたないと、この4月からようやく本格稼働ですので、1年半かそれでも1年ぐらいかかってしまうと。そうなりますと、システムの稼働はスタートしたものの、システム管理とそれに伴うさまざまな作業、そういうものが学校の規模がやっぱり大小あることによって、一定レベルがきちっと保つていけるのだろうか、ちょっと危惧をするところです。そういう意味からいきますと、現在の全ての小・中学校の中の管理体制については、学校の規模に関係なく、小さきや小さいほど管理は楽

なわけですけれども、大きな学校についての差といいますか、そういう一定程度水準としては保たれているのかどうか。大きいから少しおくれぎみとか、小さいから早いじゃなくて、ある程度似たようなレベルでシステム管理が保たれているのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

各学校でのシステム管理につきましては、平成24年度から教育委員会主催ですが、学校図書館システム研修会を実施いたしまして、図書館システムの蔵書登録、利用者登録、データ管理等の作業方法に関しまして、全ての学校の図書館担当教諭へ講習等を実施して、一定の水準が保てるよう努めております。

しかしながら、各学校の担当者から業務にかかわる相談などを寄せられることも時折ある状況でございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

一定程度を保っているのかという答弁はちょっとなかった。保っているんだろうと、今保っているとおっしゃらなかったんで。その一定程度保つということですよ。要するに学校規模が大きいところでも小さいところでも同じような管理をしていかなきゃいけない。そうすると、今おっしゃいましたけれども、担当がかわったりすると、十二分にいけるんだろうかと。東小学校に見に行ったときも、変な言い方ですけど業者任せみたいなのも一部あって、やっぱり担当者はいるけれども、システムのところまでなかなか熟知し切れないというふうな印象を持ちました。そういう意味からいくと、システムが入ってもある程度の管理レベルの熟知というんですか、担当がかわってもそういうことをやっておかないと、何か機械任せでは動きませんので、そういう意味からいくと今おっしゃいましたが、研修会、講習会、それから相談というふうなこともありましたけれども、一定程度管理レベルを維持するような動きというのは今とられているのかどうか。これは、あくまでも学校サイドに任されているのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

そのレベルを維持するための取り組みでございますが、市立図書館からは各中学校へ図書館司書を派遣して、図書担当教諭へのサポートをしており、それぞれの学校のシステムを管理・維持するとともに、読書指導等の支援を行っております。

また、小学校のほうにつきましては、中学校へ派遣されている各司書が担当する小学校の蔵書登録や、システムの操作に関する指導・相談に当たっているところでございます。昨年度からは学校図書館支援事業の中で、いわゆる学校司書を小学校2校に派遣し、日常業務や読書指導、利用指導のサポートを行っております。

さらに本年度からは、同事業により新たに図書館情報活用推進員を全学校に派遣し、システムに関する業務やデータ管理等を支援し、各学校での図書館情報システムのスムーズな活用につながる

よう、取り組みを進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

市立図書館からの司書の派遣、これは前回もそんなお話があったと思いますが、司書の派遣、それからことしから新たな支援が始まったということで、その確認をさせていただくと、一定程度水準は保たれているというふうなことだろうと思います。

それで、3点目に入らせていただきます。そういうふうなシステム管理がある程度スタートをし、そして一定程度水準は保たれていると。3点目に確認したいのは、子供たちの読書習慣等への効果について確認をさせていただきたいと思います。

これも前回の質問のときに確認をさせていただきましたが、システムの導入の目的が単に手作業からシステム管理に入って、作業が楽になるというのか、そういうものではないんだろうというふうに思うんです。やっぱり、そのことによって、さまざまなデータを活用することによって、そういうデータの活用によって読書傾向であったり、さまざまなデータの活用によって、そのことが最終的には子供たちへの読書習慣の向上に結びついたり、当然読書習慣の向上が、当時の答弁でもありましたが、国語なんかの学習効果へも結びついていく、そんなふうなこともたしか答弁にあったと思います。そういう意味からいくと、よりスムーズに図書館管理が行われるようになって、そういう負荷が減った部分、やっぱり子供たちに向けられる時間というのは非常にあるんじゃないのかな、出てくるのではないかなというふうに思うんですが、今回のシステムの導入によって、作業時間や管理時間のことだけではなくて、最終的に子供たちへの読書習慣の向上とか、そのことが学習効果につながっていく、そのような期待感というのがあるのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

システム導入によりまして、まずは学校図書館での図書の貸出時の手続が簡略化されたのは申し上げましたが、一例を挙げますと、小学校におきましてバーコード入力により貸出業務が始まったことによりまして、入学したばかりのなれない1年生でも簡単に図書を借りることができるようになりました。このことによりまして、以前に比べて入学後の早い時期から図書館の利用を始めることができ、利用の回数もふえているところでございます。

また、図書館担当教諭が学校全体への読書指導を提案する際、児童の読書量や読書傾向等の統計データをもとに説明することにより、より説得力が増し各学級の担任の意識が高まって、学校全体での読書量の増加につながっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

効果を聞いていますので、そういうふうな流れが出てきたと。

きのうでしたか、学力テストの問題もあって、亀山市は各校、公表しないというふうなことになっておりますけれども、そのときの国語なんかのときの話で、やはり1日の読書の時間というのが

ふえていくことによって、そういう効果が大きいんだというふうなこともあります。それからいくと、やはり小1からでも借りられるようになってきた。やっぱりそういう折に触れ図書に触れやすくなって、データの活用が一番大きいと思うんですね。どんな本を借りているんだろうか、どんなところが一番重要なんだろう。例えば水平展開ができますのでね。学校によってもさまざま図書の違いもわかってくると。どういう蔵書をおけばいいんだとか、私はさまざまにそういうデータを活用することによって、学校のばらつきが平準化を図ってくるし、そういうことによってさまざまな情報交換をしながら子供の学習効果に結びつけていく、そんなふうな思いも当時話をしたんですけど、そういう意味では学校間の情報共有みたいなもの、蔵書のばらつきとかも出てくると思うんですけども、そういうふうな動きというのが、さっき新たに支援の作業も入ったとおっしゃっていましたが、そういうふうな意味での情報のやりとりみたいなものはあるのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。学校間の蔵書のばらつきとか、読書傾向の比較とか、そういうふうな情報交換をするような場というのが何か設けていらっしゃるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

主に各学校の図書館担当者が集まります学校図書館協議会というのが、以前からそういう制度がございまして、そういった場でこういった交流もできますし、市の教育研究会、市教研というのがございますけれども、例えば国語科の担当者が集まったときに、そういった情報の交換とか、さまざまな場で情報を交換する機会は設けてございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ、情報が手元に入ってくるようになったというのは、大いに活用してほしいと思います。

次に、大きな2点目として、今後の取り組みの考え方について確認をさせていただきます。

今回、図書館システムを更新したことによって、市立図書館はシステムの更新、そして学校は新たな図書館システムが導入され、1本のシステムになっております。

そうすると、今後、市立図書館、学校図書館のシステム管理も含めた上で、どのような効果が期待されていくのか、これについて確認をしたいと思います。今回のシステム統一において、今後期待されている効果みたいなものがあるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

市立図書館と各小・中学校がネットワークで結ばれたことによります最大の目的は、市立図書館と学校図書館、また各学校間での図書の相互貸し出しを可能とすることでございますので、現在、亀山、中部、関の3つの中学校と、市立図書館とのネットワークの有効活用について検討しているところでございます。

検討の一例として挙げますと、市立図書館を各中学校図書館の中心に据えて、そこを經由し各中学校図書館の相互の貸し出しができないかというものでございます。もし、これが可能となれば、市

立図書館の図書を各中学校へ貸し出すことができ、また各中学校の図書をほかの中学校へ貸し出せるなど、各施設間で図書を共有することにより、子供がさまざまな本に触れ、調べ学習においても図書の利活用が進んで、学習意欲の向上につながっていくものと存じております。

行く行くは、この取り組みを各小学校にも広げてまいりたいとは考えておるところではございますが、実現までにはさまざまな課題があると認識しておりますので、引き続き検討してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

市立図書館と学校図書館一体のシステムが今動いておりますので、そういうことからいくと、今の答弁ですと中学校との間ではネットワークを活用した動きが出てきたということで、そういう意味からいくと、図書館システムを入れた効果というのは、やっぱり今後相当期待されるのかなというふうに確認をさせていただきます。

実は1点、この後電子図書館のところで聞く予定でしたが、指定管理の問題もちょっと確認しようかなというふうな感じで考えております。ただ、今聞いていますと、図書館と中学校とかがネットワークになって、相互に運用をしていくということになると、これは前回の前田稔議員も質問されていて、そのときの答弁は今のところ指定管理の必要性がないというか、考えていないんだというふうなことです。私も今の利用状況みたいなことから考えていくと、指定管理の可能性もいよいよ要るのかなというふうな思いも持っておりましたけれども、今の答弁からいくと、市立図書館を中心にさまざまな動きが入ってくるとなると、ちょっとやっぱりそういうのはもう少し先なのかなというふうな印象を持ちました。

とはいうものの、直営ですよ。学校、市立図書館が直営していく、というものの、今の学校図書と市立図書の間ではそういう発展的な効果が期待できるという中で、問題はその中心に座る市立図書館の機能というところで少し確認をさせてほしいと思います。

日経新聞の図書館新時代という記事をたまたま読みました。その中にも今後の図書館のあり方というのが書いてありまして、本を読む場所から目的がなくても立ち寄れる場、人々のコミュニケーション空間へと、地域活性化の一端を担う側面も求められてきているというふうなことが、今後図書館に求められる役割だろうというふうなことも書いてあります。そういうことからいって、今は学校と市立図書館とのネットの話をさせていただきましたけれども、さらに市立図書館自体が機能を上げていくというふうな前提として、図書館機能の新たな発展形として、この日経新聞が言うような交流の場、要するに本を読むだけじゃないんだというふうな、そういう場としての図書館のありようというんですか、そういうものの検討というものはできないのかどうか。要するに、図書館で本を借りるだけじゃないということですよ。そういう時代に今後、図書館自体が入ってくるんじゃないだろうかと。さまざまな取り組みも今していただいておりますけれども、そういう新聞が言う新しい図書館のあり方について見解があれば求めたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

図書館につきましては、昨年度に機能的にゆとりを持たせるよう改修を行ったところでございます。

図書館の社会的役割としての大前提といたしましては、知る自由を持つ全ての人々に資料と施設を提供することでございまして、図書館を構成する要素でございます豊富な資料、それらを利用者に提供する人、そして多くの人々が気軽に集える場と考えております。

これらのことから、これからの市立図書館は図書館職員を通じて豊富な資料と出会えるとともに、同じ興味を持つ人々と出会えることができる情報と人がつながる拠点として、また求めていることのヒントが見つかるやわらかい場所としての役割を果たしていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

図書館が本を貸し出す、本を読むというところから、図書館を見せていただきましたけれども、子供の図書のところなんかは非常に明るくなって、非常に雰囲気も変わったなという印象を持たせていただきましたが、本を読む、見るというところから、時代は徐々に変わってくるのかなというふうな印象を持ちました。そういう意味からいくと、図書館のありようというものを今おっしゃいましたが、やっぱり人と人の出会いを求めていくような、そんなところに発展していこう。そうすると、私としては公共施設白書のことばかり言うておりますけれども、今の図書館のありようでいいんだろうかというふうな印象を持つわけです。非常にいい場所にさまざまな施設がありますけれども、分散化されていて、一体化されていない印象もあると。そうすると、やはりいよいよ公共施設白書なんかを活用しながら、さまざまなそういう場面づくりというんですか。そういうものも今後必要になるのかなというふうな見解を述べて、いつまでかあのまんまでいいのんだろうかというふうな、多くの市民の方も思いだろろうという気がしますので、リニューアル、リニューアルで積み重ねていくものだろうかというふうな印象を言わせていただいて、次の大きな3点目に入らせていただきます。

電子図書館の導入について、確認をさせていただきます。

これも、図書館の機能充実という点からの質問です。最近これも新聞に載っておりましたが、電子図書を貸し出す図書館がふえてきているということで、ちょっと興味を持ちました。記事には、貸し出しには2種類の方法があつて、電子書籍端末を貸し出す。タブレットとかキンドルのものがありますけれども、そういうものを市民の方に貸し出すわけですね。それか、パソコンとかタブレット、スマートフォンで閲覧ができるというものです。その2種類があるということでした。今回、会派では、自宅のパソコンやタブレットで閲覧ができる電子書籍を貸し出す今治市の電子図書館を視察いたしました。登録者は750人程度ということで非常に少なかったんですが、映像とか図鑑とか、紙媒体では見られない書籍もありました。読み上げるような本もありました。そういうことからいくと、何かおもしろいんだなと思いつつながら。

その後、調べましたら志摩市でも導入がされているということで、内容をちょっと確認させていただきましたら、ここは図書の貸出カードの登録者全員にIDとパスワードを持たせていると。ですから全員なんですね。今治は改めて再登録ですので、750人ぐらいしか登録がなかった。この

辺の登録をふやすのが課題だというふうに言うておりましたが、ただ、そういうふうなものを見ますと、私も最近たまに電子書籍で本を見ておりますけれども、本来は図書館に来ていただく、さっきの質問どおり人が触れ合う場、出会う場としては、図書館に行っていたのが一番いいわけですが、なかなか出向くことが難しいという場合に、この電子図書なら自宅で本を読む環境も整ってくると。まだまだ全国では少ないというふうには聞いておりますが、徐々にこういうものも図書館の機能としては追加をされてきている。

そういうことで、電子図書館について、今、図書館としてはどのような見解をお持ちなのか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

書物を電子化して、インターネットで公開している電子図書館につきましては、先ほどおっしゃいましたとおり、その場に行かなくてもいいとか、24時間利用ができる等の利点がございしますが、まだ現時点では著作権法の関係上、電子書籍が少ないことや、パソコン等の使用ができない方に対する情報格差などの課題がございします。

全国には公共図書館が約3,200館あるわけですが、そのうち電子図書館の本格実施をしているのは22館ほどしかないというのは、これらの課題がネックになっているものと思われまますので、私どもとしては、もうしばらく様子を見る必要があるかと認識しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

既にさまざまな会社が電子ブックは売っているというか、若干新刊より安い、文庫本だと相当安く見られるわけですね。それで、私も最近ちょっとやり出して、そう読むほうではありませんが、確かに手元でさっと読めるというふうなものであります。

ただ、時代がやはり徐々にそういうところに移りつつあることも事実だと思うんですね。だから、そういうものを読みながらシステムを入れました、学校ともつながりました。じゃあ、紙だけでいいのだろうかということになると、やっぱりそういう研究というものは私はぜひ必要じゃないだろうか。やっぱり、そうなると3,000のうち22しかないと言われれば、じゃあ22はもうやっているわけだし、志摩市でもやっているわけだから、やっぱりいろんな意味で、そういうものへも目を向ける必要もあるんじゃないかなということと、学校では今度タブレットの活用も各学校で始まってきたと。そうすると、その前にICT活用ということで、電子黒板型というか、ディスプレイも全学校に入ってきた。今まで見せていただいた電子書籍というのは、やっぱり紙媒体にないようなものがとりあえずは用意がしてあると。だから、高くて買えないものであると。志摩のほうなんかですと、高くて買えないようなもの、何万もするようなものもあったり、それから映像でよくわかるんですかね。拡大すれば3Dでぱっと見れるような。だから、ちょっと紙媒体とは違うものを用意しながら楽しんでいただけるようなものが用意がしてありました。

それから耳、要するに目の不自由な方が録音で聞くようなものも用意がされている。そういうも

のを、紙媒体でないものをうまく使いながら、現在のICT時代の機器の活用、そうなると学校なんかでもすぐには買えないというような結構高いものもある。こういうものが学校の図書館にあることによって、先ほど答弁でおっしゃいましたが、中学校とネットワークができるみたいなことになってくれば、今治も志摩も教育関係へ貸し出しはしてないです。本は貸し出ししていますけど、電子ブックのほうは貸し出ししておりませんけれども、そういう活用方法を考えれば、当座、学校のほうでさまざまなそういうICT活用、タブレットの活用のほうも研究されるわけですけども、そういう期待感も非常にあるのではないかなというふうな印象を持って帰ってきました。もう一度、市民への図書の提供ということだけではなくて、やっぱり学校教育の中にもうまく活用できるんじゃないかなという期待感で今質問させていただいておりますが、その辺の中のこともつかまえて、一度私はぜひ研究するも何もなかったんで、少なくとも検討するぐらいは答弁がほしいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校教育の観点からということでございます。

電子書籍サービスで提供できる機能として先ほどおっしゃいましたが、文字、映像などの拡大や立体的に表示できる3Dとか、外国語等の音声読み上げ機能がございます。学習の教材等に利用できる可能性があるものと考えておりますので、著作権法上の推移による電子書籍の増加とか、また、ほかの図書館の動向なども参考にしながら、今後研究を進めてまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ、よそを待つことなく、熱心にやっぱり研究をしてほしいと思います。

次に、大きな2点目、債権管理計画の作成について、2点お尋ねをいたします。

1点目に、債権管理計画作成の必要性についてお尋ねをいたします。

これも会派で債権管理計画を作成している新居浜市を視察いたしました。毎年9月に債権管理計画を作成して、どういう状況なのか、そしてどれぐらい回収を進めていくのかということも毎年改定してつくっております。この目的としては、市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示すもので、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な市政運営の推進を図るということを目的としております。

亀山市の現状では、9月定例会に決算資料を出されますが、多くのものは、税関係は少しございますが、詳細は報告はされていない状況です。そして、私債権についても、基本的には報告はされておらず、ただ、そうはいうものの昨年からは放棄はされております。

新居浜市では、公債権、私債権、両方ともきっちりと細かなところまで報告がされるそういう計画書が提示をされている。これもホームページ上でも公開がされています。私は、やっぱり既に私債権条例ができて放棄もするような状況の中で、やはり今の債権の状況はどうなっているのかということ報告する、このような債権管理計画の作成は非常に重要だと考えますが、認識を確認いたします。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

債権管理計画は、今、議員申されたとおり、市の保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための計画でございます。債権管理計画につきましては、行財政改革や公平・公正の市政運営を推し進める観点からも必要であると認識をいたしているところでございます。

現在、当市では、保育所保護者負担金や、公共下水道使用料などの重点的に取り組みを行っている公債権については、税と同様に地方税法に基づく管理のほか、滞納処分等判定委員会や、滞納整理機動班など、市内の横の連携を利用した一元的な管理を行っております。

また、私債権につきましては、水道料金、医療センター使用料・手数料、市営住宅使用料を重点的取り組み債権として条例に基づき適正な管理を行っており、滞納整理に全力で取り組んでいるところでございます。

しかしながら、それ以外の債権については、恒常的な滞納がなかったり、滞納整理についても軽微なものとして担当室による取り組みを行っているところであり、市全体としての取りまとめがされていない状況でございました。このことから、まずは市全体の債権について、法的根拠や滞納処分等について整理を行い、市債権の全容の取りまとめを現在行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、取りまとめをされているというふうな報告でした。やっぱり視察に行ってみると、詳細にわたって全部記載されている。公債権、私債権の考え方、それから関連する条例も全部入れて、それがホームページ上で公開されている。これは非常にすごいなというふうな。なぜこういうことを言うかということ、やっぱり私債権条例をつくった後のその動きを見ておきますと、やはり放棄が先に走ってきておるということで、ちょっと今回の質問をさせていただきました。

今回、これは質疑もしましたが、受益者負担の適正化に関する指針というのができて、使用料・手数料を変えようとしている。そうすると、やはり基準の必要というのが感じられてつくってこられた。でも債権管理の基準はないわけですね。何も資料はないわけです。今回も調べましたけど、多くはわからない。視察に行くのに、幼稚園、保育園の資料を出してくれと、何に使うんだと聞かれる。何かおどおどしたことですよね、何に使うのって。堂々と出せばいいじゃないですかね、そういうものを。そういうことからいくと、何かまだまだ隠れているというか、我々にはわからないものもある。その辺からいくと、今も市全体で少しつかまえようとしている、作成しようとしているということは、私はやはり行財政改革の趣旨に合致するようなやはりものですので、できればこの9月の決算審査に向けて、ある程度のもので出していただけられないのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申しあげましたけれども、債権全体について現在取りまとめを行っているところでございますので、9月の市税等の決算状況の資料に、市の債権別の未収金等を明らかにした資料を追加いたしたいということで、現在考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

すぐには出ないということで、未収金ぐらいはというふうなことでしたので、少し期待を持ちながら、2点目に、私債権の放棄についてお尋ねをします。

今回、報告第11号で放棄した私債権の報告が提出されております。これは、昨年引き続き私債権の放棄を行った報告です。

昨年も質問させていただきました。黒字会計ならまだ財政上余裕もあるので理解はできると。ただ、実質的に赤字経営である病院会計の放棄について、そのときも確認をさせていただきました。今回の放棄では、医療センター353件、568万円余りが放棄されました。昨年が163件422万円余り、合計しますと780万、この2年間で放棄をしたこととなります。当時の去年の資料で、平成6年からの未収金が1,700万と報告をされておりますので、約半分を一気にこれで放棄したこととなります。ただ、26年からの予算では、貸倒引当金というのが新設されました。これで100万ぐらいの計上をされておるわけですが、ちょっと私の感覚で100万ぐらいの引き当てでいいよと言いながら、この560万を放棄されることについて、なぜこういう数字になるのか確認をさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

松井医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

おはようございます。

医療センターの未収金でございますが、これにつきましては、平成24年4月施行の亀山市の私債権の管理に関する条例の制定を機に開院以来の未収金に対し、それまでの電話、書面による支払いの督促等に加え、弁護士に診療費未収金管理回収を委託し、納付に努めてまいりました。

その成果といたしまして、平成24年度は200件、150万4,692円、平成25年度は54件、53万9,571円の納付を得ましたが、残る所在不明の者などにつきまして、3年の時効期間を経過し、納付が見込めないと判断した案件について、平成24年度に163件422万4,653円を放棄いたしました。平成25年度につきましても、所在不明や死亡など、今後納付が見込めない案件につきまして353件、568万6,628円を放棄したもので、平成25年度予算に計上の過年度損益修正損より予算執行をいたしたところでございます。

なお、貸倒引当金につきましては、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度予算に貸し倒れ損失として112万8,000円を計上しておりますので、平成26年度において債権放棄を行う場合は、この範囲内となるものでございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

昨年、ことしと放棄をされて、25年度、今回の報告については修正損で報告をしたということでした。

私は25年度の予算も審査をさせていただきましたが、多分どこにもそういう説明はなかったんじゃないかと思います。説明があれば、当然これは当時も質問はしたと思うんですけど、私の記憶では全くその部分には触れていなかったのではないかと。だから、さっき言いましたように、債権の計画書が要るんじゃないかと。ことしどれだけ放棄するんだということもわかってないですよ。予算上はわかっているけど、説明しなければなかなか気づかないようにしてあるというのは、今回からは引当金112万が計上して、その範囲内でやるんだというふうなことの答弁でしたので、これからはもうこの範囲内ですから、超えることはないわけですから、そこについてもやはり親切さがなかったのではないかと。

放棄だけ言っておられますが、私債権の管理に関する条例の4条では、市長の責務というのがあります。市長は適切かつ効率的な市の私債権の保全、取り立て等に努めなければならない。で、今回の放棄は8条の3項の消滅時効に係る時効期間が3年なんですけど、それで放棄ができるというふうに書いてある。去年も言いましたけど、私債権の管理に関する条例ができるまでは、要は新居浜も言っておりますが、裁判か何かでしかやれないわけですね、条例がありませんので。ですから、全くこれは放棄していないわけですね。未収金総額も余りわかってなかったと思います。その中で、条例ができた途端に今度は放棄にどんどん走っていく。だから、放棄をするためにつくったのかとこの前も言いましたけれども、それであれば、もう少し丁寧な説明がなぜ去年もなかったのかという疑問が残るんです。

新居浜の状況は、債権回収の部屋をつくって、実績を積み上げて、さまざまなノウハウが蓄積をされたので、いよいよ最後の段階で私債権の条例をつくるんだと。全く、これは考え方と手順が逆なんですね。先に放棄する条例をつくっておいて、それから質問すると、いよいよそういう資料をつくるんだということになってくる。だから、やっぱりどうも私は保全、取り立てという、それから管理、そこが先にあって、最後に放棄じゃないかと何遍も言っていますけど、それは今さらここで議論しても次の質問の関係があるんで、やはりさっき上田部長が言われましたが、いま一度私債権の状況の報告、やっぱりきちっと下水道、水道、住宅、それから病院もありますけれども、きちりした報告を私は9月の決算で求めたいと思いますが、再度考え方を確認させていただきます。

○議長（前田耕一君）

松井事務局長。

○医療センター事務局長（松井元郎君登壇）

私債権の管理につきましては、亀山市の私債権の管理に関する条例に基づきまして、台帳の整備や督促等、その適正な管理に努めておるわけですが、結果として納付に至らず時効期間が経過したものについてやむなく債権放棄を行うもので、今回条例に基づく債権放棄分についてご報告をさせていただいたものでございます。

未収債権の現状につきましては、今後他の債権所管部署と協議の上、お示しをしていきたいと考えておるところでございます。

なお、現在、未収金に対する取り組みといたしましては、弁護士との連携による債権回収のほか、会計窓口でのクレジットカード払いを導入しまして、利用者の利便性の向上とともに、新たな未収

金発生抑制にも努めているところでございます。ちなみに、このクレジット支払いの平成25年度利用実績は313件、約650万円ほどでございました。今後も適正な債権管理に努めたいと存じております。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ9月の定例会では、丁寧な報告を求めたいと思います。

最後に人材育成について質問させていただきます。これからの取り組みの考え方ということです。

3月の定例会に人材育成の質問をさせていただきました。これは現副市長から、当時企画総務部長でしたので答弁がありました。4月にも地方公務員法の一部が改正があって、能力や実績に基づく評価をもとにしたような人事管理を今後していくんだと。そうなりますと、当然人材育成はさらに重要なことですし、行財政改革でも意識改革、人材育成は取り上げてあります。

ただ、私は人材登用ということで、6級職の人材登用がもっと幅広くできないのかという質問をさせていただきました。一部、理解があったものの難しいというふうなことだったと思います。

ただ、この能力や実績で評価をしていく人事管理をしてけば、おのずと6級職の人が出てくるんだと思うんですね。いなければ、これ人材育成や指導がやられていないということになってくると。そうすると、これ相反することに今後なってくるのではないだろうかという疑問が残っている。それで、今回内部登用という言い方は失礼かもしれませんが、外部でなくて内部から、そして企画総務部長から副市長に任命をされてきたと。ある意味職員から副市長への道というのも開かれたことになってくる。人材登用なのかもしれませんね。

それから、人事情報室長が企画総務部長になってきたと。当然、これは答弁を書いた方が今度は企画総務部長になってきたと。そうすると、これからの人材育成については、全く同じ考えでいられるつもりなのか、いやいやそうじゃないんだと。やっぱり副市長というのは、職員じゃありませんので、やっぱりこれは一線を画して新たな視点できっちりと新たな時代での職員の育成に向かって取り組むような考え方が入ってくるのか。そうじゃないと、これは全く変わらないことになりますよね。企画総務部長が副市長になって、同じことをやっておったんでは、何も変わらないということを表示しておるようなもんですので、申しわけないですが、私は副市長に改めて立場が変わった段階で、どのような考え方で人材育成というものを進めていくつもりなのか、確認をしたいと思っています。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

本年の3月議会におきまして、竹井議員より職員の人材育成、特に部長級の配置についてご質問をいただいたところでございます。

本年4月より副市長の立場というふうになりましたけれども、人材育成についての考え方が当時と比較して大きく変わったということはありません。しかしながら、将来の組織を支えるすぐれた人材の育成及び職員のモチベーションを維持するため、能力及び実績を適正に評価していくこと、

さらには部長級の弾力的配置につきましては、非常に重要な問題、課題ということで認識をしているところでございます。

また、組織はリーダーの力量以上には伸びないというふうに言われております。管理職にはみずから自己研さんに取り組み、強いリーダーシップのもと、明確な目的意識を持って職務を遂行できる職員の育成を図り、組織力を強化してほしいというふうに思っておりますし、また、職員には行政運営が年々難しくなっておりますが、コンプライアンスの日常化といった意識を徹底いたしまして、仕事に誇りを持つとともに志を高くして業務を進めてほしいというふうに思っております。ところでございまして、こういったことを考えながら、今後の人材育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、今回、私は20年ぶりの内部登用でもありますので、職員にとって身近な副市長としての存在感を持って業務を進めてまいりたいというふうに考えております。一方で、これまでの一般職員の立場から市政を支える特別職の立場になったことを自覚いたしまして、これまでの一般職員としての考え方に一定の区切りをつけ、経営者として経営責任の一翼を担うという自覚を持って対処することも必要というふうに考えております。私の副市長としての任期は限られておりますけれども、その間に人材育成の課題だけではなく、あらゆる行政課題に対しコミュニケーションを図るとともに、スピード感を持って全力で職務を全うしてまいれる所存でございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

じゃあ、1点だけ。

通り一遍の答弁だったなというような印象はありますが、私は4年しか任期がないということは自覚を持ってほしいと思います。残された期間は、もうこれ4年のカウントダウンですね。4年間でカウントダウンしながら仕事を進めていく。そういう点からいくと、スピードを速めなければ、そして職員の延長線ではないという視点で、私はぜひ副市長の任務を全うしていただきたいということを述べて終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

20番 竹井道男議員の質問を終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（前田耕一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 豊田恵理議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、大きく空き家対策についてと、クラウドファンディングの活用についてをお伺いしたいと思います。

まず1つ目、空き家対策については、私が所属しております産業建設委員のテーマでも扱っている分野ではございますが、委員会では、主に今空き家、空き地に関する条例の制定について扱っておりますので、ここでは主に空き家対策に関する私の考えについて、そして空き家の活用や空き家の予防という観点について触れることとし、詳細については従来どおり委員会でお聞きをしたいと思っております。

とは言いつつも、亀山市の現状については、まずお聞きをしておきたいと思っております。

1番目の質問、亀山市に限らず空き家、空き地に関する問題は全国的にふえており、いわゆる空き家条例もあちこちで制定されてきております。亀山市では、空き家・空き地問題に特化した条例は制定されておませんが、現在の亀山市の空き家に関する条例というものはどういったものがあるのかをお答えください。

○議長（前田耕一君）

6番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

空き家に関する市の現在の条例を含めたことについてのご質問でございますけれども、本年4月から建設部管轄住宅室の事務所管として空き地・空き家の対策の調整に関することがなされましたことによって、窓口の建設部のほうから今の状況としてのご説明をさせていただきます。

空き地問題につきましては、防災、環境、消防、景観、建築等多岐にわたることから、関係法令についても広範囲にわたります。その中で関連する市の条例といたしましては、消防及び環境に関する条例がございます。担当部長のほうから詳細については説明させていただきます。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防本部の所管分について、ご答弁をさせていただきます。

消防本部では、亀山市火災予防条例第33条第2項の規定に基づき、消防署において空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件への除去等の指導を所有者、管理者に行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

環境産業部が所管する空き家・空き地に関する関係法令といたしましては、亀山市まちをきれいにする条例がございます。本条例は市内における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的といたしております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

先ほど、環境、そして防災の面、景観、防犯、そういったものに対する条例について、火災予防

条例、まちをきれいにする条例を上げていただきました。

亀山市の中で、主な空き家・空き地に関する相談というものは、どのようなものが多いのか、もし特徴があるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

空き地・空き家に関する相談についてでございますけれども、25年度は宮村議員にもご答弁させていただきましたけれども、空き家につきましては2件、倒壊のおそれのあるもの、それと屋根の瓦が落下するというふうなもの。本年になりまして2件、看板、また外壁が風等で破壊されてきているというふうなことで、近隣の方々からのご相談。それと、空き地につきましては、やはり雑草の繁茂というふうなことのものが多く寄せられております。件数につきましては、25年度で11件程度でございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

相談件数につきましては、先ほどの数字をお聞きする限りは、雑草とかが多いのかなという感じがございました。

2番目の質問なんですけれども、亀山市として空き家・空き地に関する条例は必要と認識しているのかどうかということですが、こちらにつきましては昨年12月の答弁により、市としては条例化に向けて検討をするという方向で示されておりましたので、こちらは委員会で詳しくお聞きをしたいと思います。

3番目の質問に移らせていただきます。

今回、私が主に聞きたいことは、空き家、そして空き地問題に関する責任の所在です。空き家・空き地問題を追い求めていくと、必ず直面するのが一体誰に責任があるのかということです。本来、土地には所有者がおり、適正な管理が求められますが、それらが何らかの理由で所有者の適正な管理がなされず、建物や土地が放置され、荒廃し、問題化していくというのが、今全国で起こっているわけです。

そこで3番目ですが、市は、空き家・空き地問題でどのような立場であると考えているのか、これは条例化するしないにかかわらず、この立場はきちんとすべきであると思いますので、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

空き家の管理の責任につきましては、やはり基本的には所有者等でございます。市が現在の法令または条例により個人の資産への介入にはさまざまな制限があり、法令等の整備も必要な状況でございます。管理不全に対して、全国の市町で多くの条例が現在制定されております。市町が介入する立入調査、助言または指導、勧告、命令等が定められております。また、その他に代執行を行えるように定めている市町もございます。現段階としては、亀山市としての状況では、その代執行に

については非常に難しい面もある、さまざまな面で検討をしておるところでございます。

条例作成に関しましては、国の法整備、現在議員立法で国の法令が動いているということをお聞きしております。その内容を十分検討して、亀山市の条例を作成してまいりたいと考えているところでございます。

また、空き家につきましては、やはり所有者の限定等、非常に難しい面もございますので、その点も含めてさまざまな検討もしていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

空き家について、所有者に責任ということで、お答えをいただきました。

しかしながら現状では、これは亀山市には限りませんが、所有者、管理者が適切な管理を行っていない状態が相次いでおります。私は、やはり空き家・空き地ができてから対処を考えるよりは、まず空き家をつくらない対策というのが重要になってくるのではないかと考えております。今まで、その対策の1つとして亀山市では空き家情報バンクなど、建物や土地を生かす方法をもっと考えたほうがよいのではないかという意見も出してきましたが、きちんと管理していれば建物は朽ちず、そして土地も荒廃していかないと思っております。

つい先日、私が訪問しましたひとり暮らしのおじいちゃんのお宅も数百年たっているということでお話を聞いたんですけれども、そのおじいちゃんはまだ現在元気な方で管理もされており、またしっかり家も建っておりました。でも、その息子さんたちというのは、その家を継がないということで、その家をどうするかということでもとても悩んでおられました。空き家になってから考えるのではなく、実際に空き家になる前に住まいとして使われている家の段階で対処することはできないのでしょうか。私がお話ししたおじいちゃんのように、1人で悩んでいる方もいらっしゃいます。この段階ではまだ表面化はしておりませんが、いずれ必ず問題になってくるのはわかっていることです。こういう案件は市内のあちこちにきっと表面化せずたくさんあると思うのです。だからこそ、今回あえて質問させていただきましたが、空き家・空き地をつくらない。空き家の予防について考えていきたいと思っております。

お配りした資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

こちらは、亀山市のものではなく、京都市さんのものです。いろんなところを調べていく段階で見つけたものなんですけれども、空き家・空き地に関する考え方といいますか、その市民に対する周知的なもの、これが全てこの1枚に入っております。見た感じですぐわかると思うんですけれども、とてもわかりやすいかなというふうに思いましたので、資料としてお配りをさせていただきました。この内容ですが、テレビの方はちょっと見にくいと思うんですけれども、詳しく読んでみますと、本当に空き家問題に対して、全市を挙げて全市民と一緒に考えようという姿勢がとてもあらわれていると思っております。

この条例を定めたところなんですけれども、京都のほうでは、そういった目的について、そして責務、役割、この中に空き家所有者だけでなく地域や市民、そして行政、事業所やNPOなど、空き家にかかわる方も携わっております。

また、空き家の所有者だけでなく、建築物、つまりまだ住んでいる状態の段階から、やはり空き

家になることも考えながらどのように、例えば維持管理をしっかりと、現状にあわせて登記を変更するなど、もう最初の段階からこういうふうに説明といたしますか、内容を書いてございます。

また、裏のほうでは、空き家の活用を応援しますということで、改修工事に係る、例えば亀山市でも除却費があったりとか助成があったりしますけれども、こういった内容についても、きちんと見たら書かれている。そして、空き家を活用したまちづくり、もしプロジェクトをつくってすばらしいものでしたら、最大500万円の補助金がありますなど、さまざまな工夫がこの中に書かれております。

こういった特徴はいろいろございますけれども、やはり空き家の所有者という考え方もそうなんですけれども、空き家の所有者だけでなく、家に住む人、皆さんもちろん家にお住まいだと思いうんですけれども、家を持つ全ての人を対象者、そう考えて、やはりこの問題は扱っていかねなければならないと私は思っております。

最後に市長にお尋ねしたいのですが、この京都市のパンフレットを読んでいますと、空き家への取り組み、これがまちづくりであることがよくわかります。これは、私の意見も同じなんですけれども、空き家があることによって周辺を悪化させたり、地域コミュニティや町の活力を低下させることになる、逆にこれは空き家問題にきちんと取り組むことはまちづくりにつながるのだと言っているのだと思っております。

この4月から空き家問題、営繕住宅室に一元化されましたが、今までわかりにくかった窓口が一元化されたことは、市民にとっては喜ばしいことだと思います。そこからさらに市長にはトップとしてこの問題に取り組んでいただきたいと思いますが、この空き家・空き地問題に対する市長の考え、そして今後の姿勢について、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

過去にも空き家の問題につきまして、市長の考え方をということでご質問がございました。

少しご所見も述べられましたが、まさにさまざまな分野を総合的に捉えて対応すべきまちづくりの視点が重要なテーマであるというふうに認識をいたしておるところでございます。

冒頭に、条例の所管部署について、ある意味建設部が存在をし、その中で消防と環境がそれぞれ所管をするということでございましたが、そういうこともひっくるめて、ぜひ今後、この本市で起こっておること、あるいは全国で起こっておること、さまざまな課題や問題があろうかと思いますが、議員のご提案も含め、しっかりと空き家対策をまちづくりとして考えていくという視点では同感でございますし、今後もさらに努力をいたしてまいりたいと考えておるものでございます。

現に数年前にも、ちょうど地デジの対応でケーブルテレビの加入を促進させるということと同時に並行で私も頑張りましたが、あるエリアにおきまして、我々が想像以上に、しっかり1軒1軒市役所の担当が歩く過程で、その集落がかなりの率でほとんど空き家であったという事実に出くわすという局面がございました。

したがって、本市で起こっておる現状の課題につきまして、どのようにそれを乗り越えてい

けるのかにつきまして、今県の研究会も含め、本当にしっかりと研究をさせていただいて、条例の制定も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、今後もしっかりと取り組んでいく大きな政策課題の一つというふうに認識をさせていただいておりますし、頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

続きまして、大きな2番目にクラウドファンディングについて、こちらに移りたいと思います。

このクラウドファンディングについてですが、この言葉自体、ここ二、三年になってようやく使われるようになってきた言葉であり、ほとんどの方が余りなじみがないかと思われま

す。片仮名言葉ではわかりづらいと思ひまして、私のほうでもぴったりの日本語はないかと探してみたのですけれども、ぴったりの日本語はちょっと見つかりませんでしたので、このままクラウドファンディングという言葉を使わせていただきたいと思ひます。

このクラウドとは群衆を表し、またファンディングのほうは資金調達という意味で、それらをくっつけた造語であるのがこのクラウドファンディングでございます。つまり、たくさんの人から資金を集めること、特にこのクラウドファンディングでは、インターネット経由で資金を集める行為を言ひます。言葉ではわかりづらいと思ひますので、パネルを用意させていただきました。

かなりこれ簡単にしてしまっているんですけども、これがクラウドファンディングの仕組みでございます。まず、ある課題、実現したいこと、こういった企画を市民や団体が手を挙げて、そして市民や団体が企画であったり課題であったり、こういったものに取り組みたいということに手を挙げまして、このクラウドファンディングの運営会社に手を挙げます。そうしますと、このクラウドファンディング事業者のインターネットサイトのほうでネットで掲載し、全国の人に情報発信をします。それに対して、この取り組み、企画や課題について自分も賛同しようという全国の支援者の方が、またクラウドファンディングの運営会社のほうに応援支援金を出します。その応援支援金がまた市民や団体のほうに移り、それによって目的を達成する。これがクラウドファンディングの仕組みです。その中で、また市民、団体、例えば何かの目的、企画があつて、その企画を今いただいた支援金を使うことによって達成することにより、物であったりサービスであったり、そういったものをまた全国の支援者、いただいた支援者の方に返す、こういった仕組みがクラウドファンディングのシステムでございます。

簡単にご説明はさせていただいたんですけども、具体的に例を挙げたほうがわかりやすいと思ひうので、一例を挙げたいと思ひます。

有名な例は、鎌倉市の観光商工課が実現した、昨年11月に観光施設整備事業で「かまくら想ひプロジェクト」という企画がございました。鎌倉市は、皆さんもご存じのとおり観光地でございます。こういった鎌倉市でクラウドファンディングの運営会社を通じて、市内の観光スポットに案内するルート看板を設置する。そのルート看板が1枚10万円だったんですけども、その設置費用10枚、100万円分を一口1万円で寄附を募り、その寄附を募った方々の名前をネーミングライツのようですが、そこに自分の名前を入れてもらえるその対価としてルート板に自分の名前を刻ん

でもらうということができるようになっておりました。この企画に賛同した人や、鎌倉に貢献したいと思っている人たちが寄附を募り、22日間で100万円が集まりました。

また、埼玉県の宮代町、こちらは人口3万4,000人で、亀山市よりもまだ小さいところなんですけれども、資料はございませんけれども、こういう形でインターネットのサイトに載せられております。ここにもございますけれども、この宮代町では、山を守り江戸からある自然を子供たちへというスローガンをもって、自分たちの子供のときから住んだ山という地域ですね。そこをみんなで自然を守っていきこう、こういった趣旨で500万円の寄附を募りました。このように500万円の目標額と出まして、これが寄附がされるごとにどんどん赤いのがどおっとたまって行って、最終的に100%になると目標達成という感じになります。ここでは、達成率が136%ということで、達成金額が680万、500万を超えてこれだけが集まりました。最終段階では、資料のほうを見せていただきますと、最終的に775名の寄附者、939万4,000円の寄附がこれによって集まったそうです。

こういったクラウドファンディングという資金の調達、そしてみんなで取り組むという姿勢なんですけれども、こういったことを亀山市でも考えないのかなというふうに私も思いましたので、質問をさせていただきます。

亀山市として、このクラウドファンディングについては、まずどのような認識なのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まずクラウドファンディングにつきましては、議員申されましたように、インターネットを活用して資金提供を募り、事業を成功していくということで、その見返りの形態として、主に投資型と寄附型、購入型の3種類があるというふうに認識をしております。自治体に見合うのは、やはり寄附型ではないのかなということで、まずそのような認識をしております。

それと、都道府県を中心に取り組みのほうも、今議員が各市の取り組みもご紹介いただきましたけれども、やはり資金調達でありますとか、地域活性化につながる新たな取り組みとして非常に注目を集めておるものと考えており、今後、市としても研究する必要があるものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

これ、確かに本当に余り認識はされていないものも先ほどにも答弁の中でもございましたけれども、例えば県であったり、そういったところで自治体が最近では参加をしております。まだ三重県ではないんですけれども、ただつい最近、百五銀行さんがクラウドファンディングを使いまして、松阪市の蜂蜜専門店「松治郎の舗」というお店があるらしいんですけれども、その資金調達に初めて成功したというのが新聞記事に上げられておりました。こういった動きもあって、最近では先ほどにも答弁にございましたが、自治体もクラウドファンディングを検討するところがふえてきております。

また、先週にも偶然三重県議会でクラウドファンディングの可能性、将来を指摘する議員さんの記事が載っておりました。その6月10日の伊勢新聞でしたけれども、県のその回答については、資金調達、課題解決、情報発信の有効な手段の一つであるという答弁がございました。亀山市では、今までにこのクラウドファンディングについて検討されたことがあるのか、こちらをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先日、県議会でもクラウドファンディングに対する質問がございましたことは承知しておりまして、雇用経済部ということで、地域活性化の観点から取り組みを進めておるということで認識をしております。

現在、本市においてこの取り組みについて検討がなされておるかというご質問でございますが、具体的には検討を行っていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

これから研究していただけるという認識だと思うんですけども、このクラウドファンディング、寄附文化が浸透しています海外では、結構今ではポピュラーになってきているんですけども、日本ではまだなじみが浅いとは理解しております。しかしながら、東北の大震災以降、日本でもたくさんの寄附文化が随分浸透してまいりました。この後、クラウドファンディングについても検討していく必要が亀山市にもあるのではと私は考えております。

このクラウドファンディングで何がよいかと申しますと、事業を立ち上げたい、夢を実現したい、課題を解決したいという目的のために共感する人を募ることができます。しかも、これ市内だけでなく全国版で支援者に向けて支持を呼びかけることが可能です。そして、支援者はみずからのお金が何に使われるかということも明確にわかることもできます。自治体がこのクラウドファンディングに参入することで得るメリットもたくさんございます。

この議会、今回の6月定例会でもたくさんの議員さんからのいろいろな意見や提案がございました。市庁舎の建てかえ、学校の改修、学童保育の設置、介護施設の充実、本当にさまざまな意見、要望が今回の議会でもたくさん出ておりましたけれども、しかしながらほとんどの場合が財政的に難しいという答えが返ってきております。しかしながら、そういった課題、問題を行政だけでなくみんなで取り組んでいこうとするための一助になるのがこのクラウドファンディングだと私は考えております。

きょうの新聞にもございましたけれども、例えば本町の公園、ひだまり内の公衆トイレの便座のところから出火して焼けてしまったという話や、私の住む天神地区の川の一里塚公園のトイレなども水が流れなくて使えないということがございました。こういった地域の課題に対しても同じ目的を持ってクラウドファンディングを用いながら資金を募れないか。こういったことでクラウドファンディングを利用できないかと私は思うのです。

そこでお聞きしたいのですが、このクラウドファンディングは、市のさまざまな夢を形にするた

めに、また課題を解決するために活用することはできないのか。今後、クラウドファンディングを活用する意思が市にあるかどうか、お答えをください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

クラウドファンディングにつきましては、議員ご指摘のとおり可能性のある取り組みであるというふうに認識をしております。そういったことから、他の自治体の取り組み、そういったものを十分注視して、今後慎重に研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○6番（豊田恵理君登壇）

終わりなんですけれども、今回初めてこのクラウドファンディングということ扱わせていただきましたので、ご紹介がほとんどになってしまいましたけれども、課題解決だけでなく、例えば亀山市の特産品、べにほまれであったり、坂本の棚田もこの前ふるさと納税のことでも言いましたけれども、そういったもの、また亀山市は鉄道のまちと言われております。例えば、駅サイティングまつりでこういうイベントを立ち上げようというときに市が協力したりとか、夕張市さんなんかはクラウドファンディングを使うことによって夕張をもっとよくしようということで、そのクラウドファンディングをやりたい人を募集しますというふうな、ホームページの中にそういった記事を載せていたり、さまざま工夫をされております。そういった意味でも今後このクラウドファンディングについては、これからいろいろ期待が膨らんでいくと私は思っておりますので、市としてもぜひご検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。以上です。

○議長（前田耕一君）

6番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時34分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 岡本公秀議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本公秀でございます。

まず通告に従って順番どおり、まず最初に亀山駅周辺再生整備計画についてお伺いをいたしたいと思います。

この計画事業には、1,100万円の予算がついており、亀山市は昔は国鉄のまちと言われ、鉄道関係者も多数の方が市内に居住し、私たちの身近にも国鉄マンと言われる方が多数おられ、鉄道の正確な運行に日夜励んでおられました。しかしながら、自動車の急激な普及に伴い、鉄道利用の

通勤・通学の人も減少し、駅を利用するお客さんが少なくなったのは事実であります。しかしながら、亀山駅は市にとっても重要な亀山市の顔であり、鉄道を利用して亀山市に来られるお客さんにとっては、亀山市の第一印象であります。それで、亀山駅周辺再生整備事業は長年の課題でもあり、確実に進むべきことであると考えます。

そこで、幾つかお尋ねをいたします。

まず第一に、本事業のあらましについてお尋ねをいたしたい。

○議長（前田耕一君）

10番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

亀山駅前再生整備計画の件でございますけれども、事業のあらましということでございます。

当時、平成18年に商業団体を含めた方を中心にまちづくりの観点からの協議会ができ、その後、自治会または商工会議所を含めたまちづくり協議会へと発展して現在に至っておるわけでございますけれども、その目的といたしましては、今議員がおっしゃられたとおり、亀山駅周辺の再生というふうなことで、亀山駅前再生整備計画策定事業はJR亀山駅周辺のにぎわい、活性化、利便性と安全性の向上のため、地域住民とともに再生に向けた計画立案や合意形成を図ることを目的に第1次実施計画において主要事業に位置づけられた事業でございます。

これまで、地域住民や商工会議所、市において組織されました亀山駅周辺まちづくり協議会への支援を行うとともに、平成25年度、協議会も参加して、亀山駅周辺の再生を行うための基本方針として、亀山駅周辺市街地総合再生基本計画を今議会にも資料として提出もさせていただきましたけれども、それをまとめて現在に至っておるといふふうなことでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

亀山駅周辺の再開発は以前もいろいろな機会に質問があったわけでございますが、権利関係の難しさとかいろんなことがあって、なかなか手をつけにくい面もあったかと思いますが、今回は本格的にやっていただけると、それを期待しております。

ところで、駅前のロータリーの駐車場の問題に関して伺いたしますが、駅前のロータリーでの長時間駐車という問題、これも以前出たことがあります、特定の人物が本当に長いこと占拠をするから、一般の方が駅へ来ても自動車をとめることができないと、そういう問題が前からありまして、そういった現状を駅前のまちづくりと同時に、そういった長時間駐車への対策、こういうことも今回の駅前再生整備計画で解決がつくように考えてもらっているのか。そこをお尋ねしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

駅前の長時間駐車に絡めて、今後の計画というふうなことでございます。

昨年度検討いたしました亀山駅周辺市街地総合再生基本計画では、地区整備の基本的な考えとし

て、駅の利便性の向上、商業機能や交流機能の拡大、ターミナル機能の再生等を位置づけ、周辺道路の整備や駅前広場の整備とともに、駐車場についても施設の整備の必要性を示しております。

このようなことから、亀山駅周辺の再生に当たっては、駐車場の設置や適正な利用、運営について今後地域住民とともに検討を行い、ルールを遵守していただくような施設整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

駅前の駐車場もこれから地元と相談の上、きちっとやっていただくそうでございますが、差し当たって現在バリケードで駐車規制がやっておりますね。あれはあれで特に地元の方に伺うとそれほど大きな差しさわりはないとおっしゃっておりますが、何せ見ばえが余りよくないと。それで、あのバリケードでああいうふうな規制をする目的は、意図はようわかっておるんですよ。それなりに長時間駐車を防いでおって、用件で来た人が車を置いて、用件を済ませたら行くと。それはそれでいいわけですが、もうちょっと見ばえのいいようにといいますか、今の状態のバリケードをどんどん置いた駐車規制ですね。あれは一体いつごろまであの状態を続けるつもりなのか、教えていただきたい。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

現在の亀山駅前の30分駐車場につきましては、利用のルールが守られず、議員ご指摘の長時間において駐車される事例が多く見られたということから、地域住民や商業者、亀山駅、また警察と相談をさせていただいて、3月24日よりバリケードによる一部規制をさせていただいたところでございます。

現在の形態のほうが本当に必要な方のみが一時停車している、ロータリー内がすっきりした、送迎しやすくなったとのお声も聞いております。今後につきましては、もう少し駅前の利用状況を見つつ、規制の継続や解除につけて検討してまいりたい。そのときに、今議員ご指摘のバリケード等も地域の皆さんと相談して、現在ボランティア的な活動も地域の皆さんもやっていただいておりますので、その辺相談して、もう少し景観にも配慮したものをということで、現在地域と相談をさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

駅前のほうの地域の方と十分相談した上で、美観を余り損ねることのないように、かつ実効性のあることを考えてやっていただきたいと思います。

次に、自転車対策ということですが、亀山駅西の道路上の曲がり角ですね、塾がある端、あそこに多数の自転車が置いてあるんですよ。それに関しては、勝手に皆さんが置いていくんやけれども、本当に乗っておられるのか、乗ってないのかわからんような放置自転車と思われるようなものもあるし、ナンバーのついていないようなバイクも置いてあるしで、非常に美観を損ねるし、第一

危ない。それで、その駅西の自転車対策、これも以前議会で取り上げられたことがあります。現在どういったことを対策として現実に考えておいて、それを実行に移そうと考えているのか、それもお示し願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

駅西の駐輪ということでございますけれども、まず路上自転車の現状でございますが、駅西の市道上に原動機付自転車を含め、約40台程度の自転車が路上に駐輪されていることは確認させていただいております。また、このうち20台程度は長期間放置されているものと考えております。これら路上に駐輪された自転車は、景観上の問題のほか、交通事故の誘発、緊急車両の通行の妨げになるおそれもございます。このようなことから、現在道路法の規定に基づくこれらの路上に駐輪した自転車のうち、明らかに利用されていない自転車について、放置物件として関係機関と連携しながら撤去を含めた処理を、現在行政手続を実施するための準備を進めているところでございます。

しかしながら、これらの路上の駐輪された自転車の対策については、なかなか日常目が届かない部分もございます。撤去、処分を前提とした対策だけではなく、ふだんの駅利用者へのモラルの向上に向けた啓発運動が不可欠と考えられます。このことから、地域や市民団体と連携を密にして、見守りや声かけなどのご協力をいただきながら、路上に駐輪された自転車の低減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

モラル向上のための啓発とかいうのも大事ですけども、やはり実力行使ということもやっぱり必要な面もあるんじゃないですか。

ある社会実験で、これはアメリカでの話ですが、町なかの1カ所にわざと古い車を放置したんですよね。それを毎日定点観察しておったところ、2週間ぐらいたつと、その場所にだんだんとごみがふえて、そうこうするうちに、わざと放置した古い自動車の窓ガラスが割られたり、タイヤが盗まれたりして、だんだん荒れ果てていって、最後には火をつけられたりして、結局、そういう惨憺たる状態が起きるわけですよ。

その駅西の自転車のところも、やはり朝来て帰り乗っていく自転車もあろうかと思われれますが、そうじゃなくて放置の部分もある。そうすると、そこへついでにちょっとジュースか何か飲んで、ぼんと缶を放っていったり、そういうことが積み重なって、もうしまいにはごみ捨て場状態になると、そういうことを僕は心配をしておるわけですよ。

亀山駅西の状況も、こういうアメリカの1つの実験のような、だんだんとそういうふうになっていって、気楽にごみが放れるような状態になっていってごみまるけになる。そうなりかねやんと思うんですよね。そういうのを防止するためには、いつでも整理整頓された状態に置いておいたら、ごみは放りにくいし、そういう放ろうと思っても気が引けてちょっと放りにくいと。そういうことになるわけですけども、市当局は今手続中とかおっしゃったけれども、こういうふうなまかり間違ったら、あそこはもうごみ捨て場状態になるんだと、そういう認識があるのかなのか、ちよっ

とお答えをいただきたい。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員のおっしゃられる件に関しましては、私どもも危惧しておるのが現状でございます。そのためにも一日も早く対応をとということで考えさせていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

同じような認識を持っておられるそうで、この亀山駅西の自転車対策に関しましてはできるだけ早急に手をつけて、多少手間もかかるかもしれませんが、整理整頓された状態をある程度維持することによって、そういう見苦しい状態とか、危険な状態をなくすように努力をしていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

次に2つ目の質問、消防と市民の安心・安全についてという質問を行います。

消防、救急は市民の安心・安全にとって欠くべからざるもので、その重要性は言うまでもありません。そこで、幾つか質問を行います。

今回の機構改革といいますか、消防救急室が新設をされましたが、その理由とその結果期待できる効果ということに関してお尋ねをいたします。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防救急室を設置した理由と効果についてというお尋ねでございます。

消防本部では、出動件数の増加に伴い消防署で処理をしなければならない事務量が膨大し、煩雑な状況となってまいりましたことから、消防救急に関する企画・調整や、消防職団員の安全管理等を徹底強化し、亀山、関、両消防署に対する指揮命令系統を確立するために消防本部内に消防救急室を設置して、権限と責任を明確にしたところでございます。

その効果といたしましては、消防署の事務負担が軽減され訓練機会が増加したほか、医療機関との連携調整が強化されたことにより、救急ワークステーションを本格運用へ円滑に移行することができ、救急活動の本来の目的である病院等への搬送を適切に行うことに努めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

要するに、救急その他に関する出動回数がふえるほど事務的な問題がどんどんふえてくると。その事務的なことに余りにも人手をとられるとだめだから、消防救急室を新設して事務的な処理を行うと。その結果として、本来の業務、訓練とか今回の救急ワークステーション、そういったことに割ける時間も人手もふえて、本来の職務を円滑に遂行しやすくなった、そういうことでございますか。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

議員申されるとおりでございますが、ご承知のように特に救急分野におきましては、医療機関との連携、いろんな調整が大変複雑化してまいりました。例を申し上げますと、救急救命士の処置範囲がこの4月に拡大をされたりとかいうようなことがございまして、大変重要な業務が追加されましたことで、この消防救急室に課せられた所管する業務においては大変重要なものがあると認識させていただいております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

こういうふうに救急というのが迅速に行われるということは、市民にとって非常に安心ということですので、せっかく消防救急室を新設した以上は、十分その効果を上げていただきたいと思えます。

その次に、2番目の質問。個人住宅用の火災警報器の調査についてですが、本年3月ごろでしたか。消防署の職員及び消防団員によって、一般家庭における住宅用火災警報器の設置状況というもの調査が行われました。その結果とそのことに関する評価というものをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

住宅用火災警報器の設置状況の調査とその評価についてというお尋ねでございます。

現在、平成24年度に策定をいたしました亀山市消防力充実強化プランの施策の一つとして住宅用火災警報器設置済シール交付事業を実施しております。この事業は、条例基準に従って住宅用火災警報器を設置している家庭に設置済シールを表示するもので、住宅用火災警報器の設置促進と地域の防火意識の向上を図ることを目的としております。平成25年度から28年度までの4カ年で、市内の全世帯を対象に消防職員または消防団員の方が直接ご自宅を訪問させていただきまして、警報器未設置の世帯に指導を行ってまいります。

平成26年4月末までに3,535世帯を訪問し、そのうちの約60%に当たる2,126世帯にシールを表示したところでございます。事業を展開し始めまして設置していただいた世帯も多くあり、設置率の向上に一定の効果があると思っております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

こうやって1世帯ずつ歩いていただくということは大変なことですけど、その結果こういう防火の指導になると、それは非常に結構なことですね。

それで、この調査事業の今後の展開と啓発活動というものはどのようにお考えかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

今後の事業の展開についてのお尋ねでございます。

先ほど少しご答弁をさせていただきましたが、平成27年度までに残りの全世帯の訪問を完了させていただき、平成28年度にはシール表示のない世帯を対象に再度指導を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

消防団員とか職員の方なんかこうやって1軒ずつ歩いていただくというのは、本当にご苦労さんでございますが、やはり火事とかそういった災害をなくす上で非常に地道な作業ですけど、頑張ってやっていただきたいと思います。

次に質問を移ります。

消防団の各車庫に配備されている防火服ということに関してお尋ねをいたします。

消防団員が火災現場の出動という場合に、現場で着用する各車庫に配備されている防火服ですね。銀色のレインコートみたいなやつですけども、これは、今配備されている防火服はいつごろ配備され、それ以降、新しい防火服に入れかえてもらっているのか。そのことに関してお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

防火服の配備状況についてのお尋ねでございます。

ご質問の防火服につきましては、市内41の車庫に車両の乗車人数を基準として全体で177着配備しております。配備した時期につきましては、平成17年の合併までに旧亀山市内の消防団車庫に100着を配備し、合併以降、平成20年までに旧関町の消防団車庫などを中心に77着を新規購入し、さらに傷みの激しかった33着を更新したところでございます。なお、合併までに配備した防火服と合併後の防火服とは若干仕様が異なっております。合併後の防火服は旧式に比べて比較的軽量化されたものとなっております。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

先ほどの答弁にもありましたように、関と亀山が合併したと。合併したのが平成17年で、それ以前に亀山の車庫にはもう防火服が配備してあった。これは旧式なんですわね。それ以後、配備されたのは新しいと。消防団の団員からも防火服が古くて重たいという声があるんですよ。要は動きにくいわけね。私も着たことがあるけれども、やはり重たい。そしてごわごわしておって作業ににくい。これは事実ですよ。それで、ヘルメットもありますけれども、ヘルメットにはシールドがついていないから、火の粉が飛んできて防火できないとか、いろいろ亀山の消防団員のほうからも

ちょっと何とかならんという話があるわけですがけれども、この新しい防火服への更新計画ですね。例えばヘルメットもシールドのついた安全なものにするとか、もっと軽くて動きやすい防火服を各車庫に配備するとか、そういう計画はあるのかなのか、お示し願いたい。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

議員からは、現在の防火服が重くて作業がしにくいというご質問の中で、更新の時期についてはというお尋ねかと思えます。

現在、配備しております防火服につきましては、現段階で更新の計画はございませんが、配備を完了してから10年が経過し、また他市においては、議員申されますように軽量化が進むなど機能が向上した製品の導入も進んでおりますので、更新の必要性については、十分認識をしておるところでございます。

今後、消防団員の安全を考慮し、更新の時期について慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

これは1,500年前の中国でのお話ですけど、ある偉い絵描きさんが竜の絵をあるお寺に描いた。ところが、その竜の絵には瞳が描いてなかったわけですよ。その画家は、この竜の絵に瞳を入れると竜は飛んでいってしまうよと言ったところ、ほかの人々がそんなばかなといって、竜に瞳を入れさせたところ、本当に竜は雲に乗って飛び去ってしまった、そういう話が中国にあるわけですが、これが画竜点睛という言葉の起りなんですよ。画竜点睛の「睛」は瞳ということですけども、消防団の装備をだんだんと充実しつつありますよ。だけど、火事が起きたときに、まず現場へ行って火を消す。もちろん正規の消防職員とともに一緒にやるわけですが、そのときに第一線で着る防火服を旧式のままにして放っておくということは、これは本当に画竜点睛を欠くというべきことであって、肝心なことがやはり抜けておると思うんですよ。

消防団員の安全とか現場での作業のしやすさのためにも、先ほどは古い防火服であるという認識はしておるけれども、いつになったらかえてくれるかはっきりせんような話やけれども、やはり認識ばかりしておってもあかんわけで、現実にかえてほしいわけですよ。やはり画竜点睛を欠くというようなことがないようにやっていただきたい。

最後に、新しく就任された中根消防長は、これからどのような心構えで消防というものの仕事に携わって職務を遂行していただくつもりか、まず考えをこの場でお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

4月2日付で着任させていただきました。生まれ育った地において、その地域の皆様のために仕事をさせていただけることを大変感謝いたしております。

消防の伝統的精神であります人間愛、郷土愛護、隣保共同、この3つの精神を踏まえ、消防組織

法第1条の崇高な任務を職員とともに遂行してまいりたいと思っております。

また、本年度は北東分署の開設、消防救急デジタル無線の整備、この2つの大きな事業により消防力のさらなる充実、強化を図り、市民の皆様の期待と信頼に応えてまいりたいと思っております。

亀山市消防の職員は、士気が高く、使命感も強く、毎日頑張っております。しかし、住民の皆様との信頼関係や協力関係なくして消防責任を十分に果たすことは困難であると思っております。中でも特にそれぞれの地域において、消防、防災の中核として代替性のない組織である消防団の皆様との融和、協調、連携、これは大切であると思っております。

今後とも消防に対して深いご理解をいただきますとともに、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

岡本議員。

○10番（岡本公秀君登壇）

消防長の非常に心強い言葉を聞いて安心いたしました。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前田耕一君）

岡本公秀議員の質問は終わりました。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、緊急時の情報伝達についてということと、見守り体制についてということと、関宿温泉の活用についてということの3点について通告させていただいております。

まず、緊急時の情報伝達についてということで通告させていただいておりますけれども、このことにつきましては、災害時等の緊急時における伝達手段の確保ということではありますけれども、2年前の総務委員会で所管事務調査のテーマに設定されまして、櫻井委員長のもと研究され、提言がなされたところで、また、さらにその後も、昨年3月議会には福沢議員、高島議員、小坂議員が、そしてまたことしの3月には再度福沢議員が質問されていたと思っております。

そんな中で検討が重ねられてきたと思われましても、いま一度お聞きしたいと思ひまして、現時点でその辺の検討の結果、どのような考え方になってきているのか。また、今後どのように進められていく考えなのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

緊急時の情報伝達方法を考えるとき、今日エリアワンセグ、またコミュニティFMなど、手法、手段等、ともに技術革新も日進月歩であり、当該事案における選択の幅も大きく広がっている現状がございます。

そういった状況の中で、現在本市における災害発生時の市民への情報伝達手段といたしましては、エリアメールや安心・安全メール、またケーブルテレビのL字による文字放送等がございます。さ

らにこれらを踏まえまして、地域防災計画の防災ビジョンとして、災害時の情報通信の手段の重層化というものを検討し続けております。

具体的に申し上げますと、伝達手段といたしましては、広域無線LANのネットワーク、緊急告知ラジオ等の通信手段があり、それぞれのメリットとデメリットを亀山市の地域特性を踏まえ研究している状況でございます。なお、当該懸案事項に関しまして新たな取り組みといたしまして、今年度総合計画後期基本計画におきます推進する戦略プロジェクト「まち守り」の中でも検討を始めたところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

検討を重ねられてきて、またさらにいろいろな幅広い技術なり、もうちょっと踏み込んだことも考えられているのかなあというような感じではありますけれども、先ほどちょっと今後のまち守りプロジェクトとか、その辺の話も出ていましたように、今回総務委員会に提出される資料の中にも合併特例債事業の中にそれに似た情報伝達システムのような感じで2億円の記述もありました。後期基本計画云々とか、その辺の話もありまして、この辺その資料には27年以降のような話も出ていましたので、3月議会でも福沢議員がいつごろになるんやということを絶えず言われておったと思うんですけれども、やはりある程度、そろそろこれぐらいの形をという、検討されているのは検討されているのであるんでしょうけれども、何らかのいつぐらいまでに明らかなものを出しているかなあかんというのはあると思うんですけれども、その辺、今後ある程度の形のもの、検討内容というのはいつぐらいをめどに考えられているのか、その点について確認させていただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご質問のある程度の方向性をというご質問でございますけれども、現在、調査・検討をたび重ねておる中で、緊急時の情報伝達システムがいかなるものかということで、この大命題に物事を考えておる最中ございまして、冒頭に申し上げましたように、総合的な防災情報伝達システムの構築ということで、まち守りのほうでもやっていきたいと思っております。今まで培ってきました情報収集の中である一定の方向であったり、物事がどういった方向を考えなければならないのかということもおおよそわかってまいりましたので、私は4月に就任したばかりでございますけれども、ことし1年かけてこの命題の中である一定のものの考え方をまとめてまいりたいと、かように思っております。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

1年というお言葉が出ました。井分局長はことしかわったばかりで、いきなり期限をと言われるのも何ですけれども、やはり今までの積み重ねがありますので、その辺、1年という言葉がありま

したけれども、それでぜひお願いしたいなどは思うんですけれども、今回、ちょっと話がずれるかもしれませんがけれども、先日5月に自治体フェアというのに行かせていただきまして、その場でも自治体をめぐるさまざまな問題とか、それに対するテーマとか、その辺がいろいろ展示されておったわけなんですけれども、そこでもかなり防災ということで、特に伝達システムというものの展示が多かったのが印象的でした。技術的には、前々から言われておるようなことがかなり踏み込んだ話になってきたりとか、あと技術的にできておったものが、やはり普及とかが大分進んできて、導入する自治体も出てきたということで、端末とか機材自体がちょっと前よりは安くなっているとか、技術的なことも大分進んでいるんやなというふうな印象を受けて、それもありまして、今回ちょっと質問させていただいた部分もあるんですけれども、そこで、今回1年間かけてということではあるんですけれども、前、ほかの議員さんが言われた中でも重層化という言葉がありました。先ほども安心メールとかワンセグとかFMとか、以前でも高島議員とか福沢議員が指摘されておったような話ではあると思うんですけれども、そういうふうな既に今安心メールというのが導入されて、かなり市民の間でも認知度が上がっていて、それこそかなり役割としては大きな部分を果たすようになってきている。やはりそういうふうなものも含めての重層化やとは思ってはいるんですけれども、最終的にあと1年ぐらいで検討結果のある程度の方向性ということと、あと今回の先ほどの総務委員会の資料に出された特例債事業のもので2億という1つの数字が上がってきているというあたりを考えると、現時点である程度の具体像が描かれつつあるんだろうかというふうな感じもするんですけれども、その辺まだ検討はされると思うんですけれども、特に先ほど言いましたようなFMとかエリアワンセグ、当市にとってはケーブルテレビという媒体もあるわけなんですけれども、その辺、今後どの辺を特に重要視されていくのか、現時点でこの辺がポイントになりそうかというのが見解としてあるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

先ほど、議員おっしゃいましたように、今議会の総務委員会資料として提出をいたしております今後の新市まちづくり事業の一つとして、災害情報伝達システム整備事業というのを上げさせていただきました。こちらに関しましては、大規模地震等の発生が危惧されている今日、市民の安心・安全を担保できる情報伝達の基盤整備について、今日までの私どもの経緯や経過を踏まえたものでございます。

先ほどどういった方向性がというようなご質問だったわけなんですけれども、既存の手段等をこういった形で持ち合わせている中で、亀山の安心メールであったり、緊急の速報、CATV、広報車、ホームページ、フェイスブックというような形の媒体を市民にお伝えする中で、情報をまたフィードバックしていただくことも考えつつ、新たな手法と冒頭に申し上げましたが、コミュニティFM、エリアワンセグ、IP電話、また防災行政無線のデジタル云々かんぬんということで、いっぱいいろんな手法がございます。そういったものを現在整理している段階でございますので、ある一定の方向ということでございますが、今の時点では危機管理局として当該事業を一定規模としての想定規模内の概算であるというような認識をしていただきたく存じます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

ネタはいっぱいあるんやけれども、まだそれを整理しておるところということで、具体的に若干は絞られてはくるのかなというふうには思うんですけども、まだその辺の整理は今からだということ認識させていただきました。

ただ、先ほど来からいろいろなシステムを言うておるんですけども、ここで個人的な見解でもあるかもしれないんですけども、私としてはこう言ったらなんですけど、余り大層なものを考えるというのは、必要ないのかなという気もしております。以前から先輩議員さんとちょっと話をしたときに、ちょうどこのケーブルテレビを導入するテレピア構想のときですね、旧亀山市、旧関町の時代やったわけですけども、そのときに近隣のどこのまちやったかその方は覚えてないということやったんですけど、ただ、近くのところへ行ったら、そこはケーブルテレビは導入されておったんやけれども、そのテレビの上に1個スイッチみたいな端末があって、ケーブルテレビとリンクされていたわけじゃないんやけれども、ただ、場所的に同じ場所に置いてあって、何か連絡がある、何か緊急事態だろうが何だろうが、何かあるときはそこが何か光るなり、応用すればチャイムでもいいわけなんですけれども、そういうものがあるって、それが光っているなり、点灯したりしているもので、じゃあケーブルテレビをつけるとその情報が出ていると、そういうことやってほしいんですね。今でも関のほうでは行政無線、広報無線、あるんですけども、その辺、やっぱり実際そこで流れておる情報というのは、時には室内におっちは聞こえやんとか、そういうふうなこともありますもんで、何か鳴っているなという情報があるって、そのときに改めてもう一度確認するとか、そういうこともありますもんで、全てその1つの情報で何でもかんでもやってしまおうとすると、やはりいろんな想定で莫大なお金もかかるということになってしまって、柔軟性とかいう話になってくると、結局は非常にネットワークが重くなっていってしまうというふうなこともありますので、それこそ先ほど言われたような重層化という、その辺でいろんな手段があって、それを組み合わせるとか、結局は市民の方というのもやはりほかではありませんので、そんないろんなことを自分なりに取捨選択されると思いますんで、やはり特に先ほど出ていましたコミュニティFMの話ですとか、あとエリアワンセグ、たしか高島議員も福沢議員もそんなに大層なシステムじゃないけど、こんなんでも導入できるんじゃないのというスタンスで言われていたと思いますので、やっぱりそういうふうな考え方が必要ではないのかなというふうに思いましたもんで、今回ちょっと確認をさせていただいた次第です。

それで、次の項目に移らせていただきたいんですけども、ちょっとこれも先ほどの話と絡みますんで、ちょっとその点、含みおきいただきたいんですけども、今回、見守りについてということで通告しております。

まず見守りということで、高齢者等の社会的弱者の見守りというような話がよくあるんですけども、ちょっとこの点についてお聞かせ願いたいんですけども、まず特に高齢者を見守りという点で、今亀山市においてどのようなことが行われているのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

高齢者に対する見守りといったしましては、ふだんから民生委員の皆さんにひとり暮らしや2人暮らしの高齢者の家庭を訪問していただくことや、保健師や看護師による高齢者訪問等を行っておるところでございます。

また、本年4月に本市として初めて高齢者に優しい取り組みとして、株式会社第三銀行と協定をいたしました。この取り組みの内容としましては、第三銀行の亀山支店内にバスの待合所としての休憩スペースをつくっていただいたり、あるいは認知症サポーターとしての職員の登録、第三銀行の職員を登録していただく、あるいは外回りの際に徘徊している高齢者を発見したときの連絡体制づくりなどを行っていただいております。

さらにこのような取り組みを拡大すべく、現在努めておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

この見守りとかいいますと、昨日、森議員のほうから地域包括ケアとかいうシステムということ、本来そういうふうなもので全て網羅されておるんだらうなということで、そういう先ほどの民生委員さんとか、その辺の話もありましたけれども、やはりそういう福祉行政の部分での非常に見守りの部分が多い。その上で、先ほど第三銀行さんの話もありましたけれど、そういうさらにそこから地域の人たちや企業の人たちにもその輪を広げているというような、そんな状況であるんだなというのを感じさせられました。

先ほど、情報伝達の話を見せてもらいましたけれども、きめ細やかな情報伝達が必要とかいう話の背景には、やはり高齢者の方々にきちっと伝わるようなシステムというのもやはりどうしても考えてしまわざるを得ないというのがありまして、ただ、その辺のことをいろいろ考えていますと、先ほどちょっと自治体フェアの話を見せてもらったんですけども、やはり一方で不特定多数の市民の方への情報伝達という話もあったんですけども、同時に特に高齢者の方を初めとするやはり社会的弱者の方をどういうふうにするんやというのが、逆にポイントになってくるのを感じずにはいられなかったというのがありまして、そうしますと、やはり特に高齢者に対するケア、弱者に対するケアというのは、やっぱりちょっと別建ての考え方も要るのかなというふうに思いましたので、それでまずその見守りという視点で、やはりそういうふうな方々は見ていかなあかんのかなというふうに感じたもので、今回この項を上げさせていたんですけども、その上でちょっとお聞きしたいんですけども、その見守りという部分では、やはり情報伝達というのは、一つポイントにはなってくるのかなというふうに思うんですけども、情報伝達というのかた苦しいかもしれませんけれども、言ってみれば見守られる対象の方とどういうふうにコミュニケーションを図っていくかということやと思います。1人になられている方にどういうふうに情報を与えるか、情報のやりとりをするかというか、そのあたりの感じで結構ですので、そういう部分での見守りというのは何かあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤誠一君登壇）

高齢者の見守りという点で、緊急通報装置ということで、緊急通報体制整備事業委託料として予算で370万計上させていただいておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、緊急通報装置の機械を高齢者のお宅、ひとり暮らしのお宅等につけさせていただきまして、ボタンを押すと委託業者につながって、これは双方向で話ができると。その状況によっては、業者のほうからあらかじめ登録していただいた関係者であったり、消防等へ連絡をいただくと。場合によっては、そういう緊急じゃなくても、しんどいわというふうな相談もできるようなシステムになっております。現在、これが昨年実績で二百四十数名ご利用いただいております。

さらに、現在まだまだ研究段階でございますが、シャープ、亀山に工場もございますし、シャープさんとタブレット端末を利用した、場合によってはお倒れになったときに遠隔操作で監視ができやんかとか、そういうことも含めたタブレット端末の活用について、まだ数回しか会議はしていませんが、そういう活用方法も研究したいということで進めておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろな情報伝達、コミュニケーションの手段も考えられているんだなということを確認させていただきました。

緊急通報装置なんかは、確かに前から言われていまして、非常に重要なものであるのは私も認識しておりますけれども、やはり緊急時じゃないと使うたらだめというようなやはりイメージがやっぱりありますんで、ただ、緊急じゃなくてもふだんからコミュニケーションを図るような何かそういうツールがあるとというふうな思いでちょっと聞かせていただきましたもので、先ほどのシャープさんのタブレットを使うというのは、具体的にはどうなかがちょっとわかりませんけれども、検討段階ということですが、まずはコミュニケーションからだとして、そういうふうな部分で指摘させていただきましたので、引き続きしっかりやっていただきたいと思っております。

それでは次、この項目の中で、空き家の見守り体制についてということで通告させていただいております。

この点につきましては、これは空き家対策ということは、産業建設委員会のほうでも今回所管事務調査で研究テーマに設定されまして、検討していただいておりますけれども、今回、特に見守りという視点でどうなのかということについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

空き家云々の話もあるんですけれども、特に私たちの住んでいる、ふだんいる関の町並みあたりは、ちょっとある意味特殊な部分というのもありまして、空き家というよりも高齢者の方がお住まいになっておるところが、空き家ではないにしてもちょっと管理する上で大変やというような部分もありますんで、ちょっと空き家というよりは家屋の見守りというような部分ではあるんですけれども、その辺で現在どういうふうな形で空き家に限らず家屋の見守りというのをされているのかという点で、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

ご高齢の方が、例えばひとり住まいでみえるというふうなことで、私どもも当時、私が関支所に勤務している時代にもそういうこともございまして、トタンがばたばたするとかというふうなご相談を受けて、個人的な財産の管理というふうなことで、基本的なものは地域の皆さんを含めて、所有者の方でお願いしますということのお伝えをさせていただいてはおった部分もあるので、一部分、私どもが直接行って、ロープでとめたりとか、そういうふうなことをさせていただいたこともございます。現状でございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その場でやはり職員の方々が臨機応変に対応されているというのが現状なのかなというふうに感じましたけれども、これについては空き家云々は、先ほど豊田議員からもいろいろと、出さないことが大事やとか、そういう意見もありましたし、当然空き家対策の一環の中でも考えていただいておりますと思うんですけども、今回これを言わせていただいたきっかけというのは、何カ月か前に相談を持ちかけられまして、相手の方が名前を言われなかったんでよくわからなかったんですけども、町並みで自分のところにネズミがおると。半端な量じゃないネズミだと、何とかならんのかと、うちだけの問題じゃないんだと。1軒か2軒おいた向こうに空き家があって、そこからも大量にネズミがやってくるんやと、何とかならんのかと、この辺の話を市にも持ちかけられたみたいで、あと産業建設委員長である服部議員のほうにも持ちかけられたということがあったらしいんですけども、向こうさんが詳細を言われないのでどうしようもなかったという部分もあるんですけど、ただそういうふうな側面も含めて、確かに検討はするべきものはありますわなということで、その場は納得はしていただいておりますけれども、その話を言われたときに、一体これは空き家の問題なのか、それとも町並み保存の問題なのか、あるいは獣害の問題なのかとか、いろいろなことを考えたわけですね。

それで、じゃあどうするべきものなのかなというふうなことを考えたときに、やはり突き詰めていけばそこに住んでいて、家屋というものに対して、昔から多分住んでいらっしゃらなかった方なのかなというふうなことはわかったもので、その家屋とのつき合い方がわからないというようなこともあるのかなと思ったんですね。先ほどの空き家になるその原因とかも言われましたけれども、特に子供さんがいらっしゃって、そこに昔子供のときは住んでみえたかもわからんのですけれども、そこから出られて、とすると、やはりその地域の家屋にしる、地域ともなかなか向き合っていないというのが本質にあるんだろうかというふうな、そんな感じを受けましたので、もちろんそこに住まわれている方というのは、当然その地域の中でのコミュニケーションとか、きずなを大事にしてやっていたらいいわけなんですけれども、それが途切れそうになったときとか、やはりもう高齢なので、ちょっとおじいちゃん、おばあちゃんをうちに引き取るわと、まちに連れていかれると言ったら言い方が悪いですけども、そういうこともある。残念ながら亡くなることもあるというときに、やはりその管理というのがちょっと途切れてしまうことがある。先ほど豊田議員が出された資料にも、そういうふうな空き家を出さないために住んでいるうちからそれに対する意識を育んでおかなければならないとかいうのがあったもので、その辺の話を行政だけというわけじゃなくて、やはり社会全体として考えていかなあかん部分なんやろうなどは思っております。

ただ、その中で、今多分そういうふうな見守りというのが一応行政のほうでも空き家対策とかいろんな話がありますもんで、多分相談件数、先ほどちょっと稲垣部長が相談件数を言われたんですけども、それは多分もしかしたら建設部に寄せられた相談内容だけじゃないのかなという気もしたんですね。実際は、自治会を通してとか、あとまちなみ文化財室とか、その辺も来ておるんじゃないかと思うんですけども、その辺を含めまして、いま一度そういうふうな地域の家屋とか、そういうふうな見守りというものに対して、どういうふうに進めていくか。ちょっと今の時点での考え方が何かあればお示しいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

空き家の管理というふうなことも含めてでございますけれども、やはり所有者が第一義的な責任を持つというふうなことでございますけれども、近年、所有者が何らかの理由で、例えば県外とかに住まわっていて、日常の管理がなかなかおぼつかないというふうなことでございますけれども、所有者にかわって定期的に空き家を巡回し、場合によっては清掃等、状況を所有者に報告する、またそういうふうなものを民間事業者やNPO法人等がサービスを行っているという事例もございます。そのようなことも情報として市としても流させていただきながら、そういう適正な管理というふうな面の啓発も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

管理の啓発ということで、NPOの話も出されたと思うんですけども、これも先日の視察の内容ではあるんですけども、埼玉県所沢市さんにちょっと伺ったときに、そこでも行政からの何らかの補助が出ておるということで、NPOがある程度空き家の持ち主に対してうちがやりますよということで、そんなに高価じゃない額で、あくまでも見守りということで見守りながらということをされていたのがありました。先ほどNPOとか、業者さんとかいうことでしたけれども、そういう動きもあるということで、やはりそういうふうなことに對しても力を入れていただきたいと思うんですけども、ただ、特に先ほど稲垣部長が最初地域の皆さんも含めてということではありましたが、行政としては、やはり空き家にしろ何にしろ、家屋にしろ、固定資産という位置づけで固定資産税をもらっておる立場ということで、やはりそこからの財源が上がってきておるということで、やっぱりその財源を使った何か補助みたいなのができやんのかなというふうにも思うんですけども、地域の皆さんとと言われても、やはりそういったことを一番担ってみるのが自治会とか、そういうところだと思いますけれども、そういう部分で、この自治会の見守りとかそういうことに對しても市からの補助じゃなくても何らかの支援というのができないのかというふうに感じますけれども、その点のご検討をされるおつもりはないのか、その点だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員のお考えを含めて、全て行政でやるというふうなことはなかなか無理がございます。そういうふうな地域、自治会を含めて、さまざまな場面で協働しながら進めていくべきものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今言っただけというわけにはいかんと思いますので、そういうことも含めて考えていただきたいということを申し上げまして、次の項目に行かせていただきます。

3点目の項目としまして、関宿温泉の活用につきましてということで、今回通告させていただいております。

まず、この温泉活用で、現時点で足湯交流施設というもので実現されておるわけですが、当初、非常に好評であるというようなことを聞いておりますけれども、その後、利用状況はどうか。相変わらず好評であるのか、ちょっと陰りを見せているのか、あるいは、もっと盛況なのか、その辺どういう感じなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関宿の足湯交流施設「小萬の湯」についてでございますが、小萬の湯は平成21年10月にオープンいたしました。今現在に至っております。

オープン以来の利用状況でございますけれども、オープン当初よりはやや減少はしておりますが、現在も年間を通して地域の方々や観光客の方々に数多くご利用をいただいているところでございます。そして、この中にはほとんど毎日のご利用いただいている常連さんもお見えになりまして、地域の高齢者の方々などの憩い、交流、健康づくりの場となっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

多少、利用客が減るということですが、それを考えてもまだ健闘はしておる、善戦をしているんだなというふうな印象ではあるんですが、この関宿温泉、もともとは旧関町時代に総合福祉文化センターという構想がありまして、そこで福祉、文化、そういったことも含めた拠点施設ということで計画がされていたんですけれども、その場でやはり人に寄ってきてもらおうと思うと何がいいのかということで、温泉というのが当時の流行というのもあったかもしれませんが、ピックアップされて、やはり温泉は不可欠やろうということで、温泉を掘るということになった。総合福祉文化センターの構想が合併協議の中で、特に合併ということがありましたので、合併しても旧役場というものが空洞化してしまっただけというところがあって、合併後の町民の気分が空虚感というか、そんなのが出るかもしれないので、やはり心のよりどころみたいな感じでという位置づけもあるんやということで、それだったらやはりにぎわいづくりというような考え方ができるんじゃないのかということで、そういうふうな感じになってきたと思います。

今回、足湯交流施設というような形がずっと来ていまして、一応一旦一つの形ができてはおるわけですが、やはりもともと目的としては、にぎわいづくりというふうな名前どおりに、交流も含めてそこに外部からの観光客の方や来訪者の方々はもちろんですが、やはり地元の人らも集うような、そういうふうなイメージやっただと思います。

今時点で、足湯交流施設ということで、先ほどの話ではそれなりの目的は達成されておるというわけではあるんですけども、一方で関宿温泉、足湯だけの話ではなかったはずやという意見もやはりあります。現時点ですぐにどうこうせいというような声は、まだそこまでは聞いてはおらんですけど、ただ、温泉って結局どないなっておるんのか、足湯で終わりかという話もやはり出ております。これにつきまして、今後どういうふうな活用をされていくのか。この点について、現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関宿温泉の活用についての今後でございますけれども、関宿温泉につきましては、合併前の旧関町時代に掘削が行われ、合併後の平成17年2月に温泉として認められ、その後、活用方針検討のために、関宿の周辺地域にぎわいづくり基本方針、こういった策定調査も行いながら、関宿への訪問客調査と地域住民との心の交流拠点というような位置づけで、現在の足湯交流施設の整備を行ったところでございます。

今後の活用でございますが、温浴施設ということもでございますが、この温泉につきましては、かなり成分的な問題もございます。排水の問題等もございます。現在のところは、やはりこの足湯というのを基本に、もう少し隣の案内施設も含めた形で交流を深める機能をふやしていくと、そういった形で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

当面は現在のままでいきたいというような感じの話だったと思うんですけども、これに関しましては、確かに足湯ができて、一つの完成形を見たということで、それであれをもっと何とかせいというトーンは下がっておるのは間違いないと思います。

ただ、もともとはにぎわいづくりの中心としてということでも聞きましたもので、それが足湯なのか、あるいは隣の木村邸も含めたものとしてなのか、あるいはそれにプラスして、温浴施設というのをつくるというようなものなのかというのは、どうもちょっとその辺がはっきり確認されていなかったなという気がしましたもので、今後の話として、特にまず気になったのが木村邸の問題ですね。たしかあそこはどどこが管理するとか、そんな話もあったんですけども、ちょっとその辺で条件が合わずという話のまま、あそこで何かしたいとか、その辺の話があったのがどこかに行ってしまうというのもありましたもので、やはり温泉で温浴施設をつくるかだけじゃなくて、やはりもう一度、今の足湯、その隣の木村邸、その辺も含めて、今後どういうふうにしていくかというのをいま一度考えていっていただくべきやろうなどは思っております。

今、そのにぎわいづくりの話で、地元の人らを中心に検討委員会が立ち上がって、実は私も別の

立場でそこにいさせていただいておりますけれども、やっぱりそこで今話がお木曳きに変わってきている。あと山車会館という話もやはりこのにぎわいづくりの中で出てきている。そういうふうな話の中で、やはり温泉というものの存在が、もう足湯で終わるのかどうかというのがちょっと明確でなかったもので、今後その辺の、もう一度地元からそういうふうな話が出るんか出やんかというのも一つのポイントになってくるとは思うんですけれども、そういう意味でやはり活用という点、とにかく足湯で終わりなのかどうなのかという、その辺の考え方を聞かせていただきたいというのがありましたもので、今回指摘をさせていただきました。

ちょっとその辺も含めてということ、ちらっと先ほど、まずは木村邸からということをおっしゃいましたもので、ちょっとその辺はこれ以上はという部分でありますけれども、まずきょうはちょっと意見としてその辺を言わせていただいて、終わらせていただこうと思います。

以上で終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（前田耕一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中崎孝彦議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

きょうは、市道野村布気線整備事業についてであります。

この路線は、平成4年に都市計画道路西丸関線として亀山市街と関地区を接続する道路として都市計画決定をされております。そして、その亀山の市街と、そしてからサンシャインパークの南側の道路を真っすぐ行きますと、県道四日市関線というところに結ばれます。それが、今言いました都市計画道路西丸関線でございます。その中に今回整備をする市道野村布気線、そしてから県道亀山関線というのが含まれておまして、その区間がそのうちその都市計画決定されている西丸関線のうち1,800メートルというのは未供用区間になっております。そして、それは東名阪自動車道高架橋からこの市道の落針道野線、この900メートルを三重県が県道亀山関線として整備し、市道落針道野線から国道1号線の高架橋橋梁までの区間900メートルを市道野村布気線として本市が整備をすることで早期完成を目指しまして、県、市が平行整備で平成18年度に事業着手をされておるところでございます。そして、ちょっと道路幅員についても明示をさせていただきましたが、全幅16メートル、両側歩道で3.5メートルの歩道がつき、車道部につきましては路側帯として両サイドに1.5メートル、車道は往復1車線ずつで3メートルの幅員がつくということで、全幅16メートルで整備されるということでございます。そして、事業費につきましては、合併特例債が充てられるということでございます。

この事業につきましては、皆さんもよくご存じのとおり、用地取得が非常に難航しておりまして、完成年度が前期基本計画では平成24年度、後期基本計画第1次実施計画では平成26年度、そして平成26年2月にこの後期の第1次実施計画が変更されて、完了月日の計画が平成28年度に延ばされております。この間、当初計画から4年のおくれが出ておるといふこととでございます。ちなみに、今お示しいたしました県施行の区間につきましては、私、県のほうへ問い合わせをいたしました。そうしたら、今年度、26年度ですが、最終の工事を終えて、正月明けの平成27年1月か2月ごろには市道落針道野線までの区間は供用開始をする見込みだといふ話を伺っておるところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、総事業費についてお伺いをしたいと思います。私、ちょっと資料を見ておりまして、この総事業費についてずうっと見ておりました。そうしたら、実施計画シートの実績シート、前期基本計画第1次実施計画、これに事業開始は18年度、そして完了予定は24年度、そして総事業費として計画額として7億4,867万円というふうにごここに記載をされておりました。そして、次に後期基本計画の第1次実施計画、これを見せていただきましたら、この24年度評価関連指標の中で、中段付近でございますが、上記にはこれが後期の第1次実施計画では、平成18年から26年度、変更前ですから26年度になっております。そのときの総事業費というのは17億8,272万2,000円、変更後、後期基本計画のその26年2月に変更された後のもちろん総事業費は今の金額でございます。そうしたら、私が疑問に思っておるんですが、この前期基本計画第1次実施計画の平成18年度から24年度までの完了期間で7億4,867万円、これが後期基本計画の今言いました17億になっておる。この差ですね。これは一体何だろうなといふことで、一度ちょっとその辺のお答えをお願いしたいといふふうに思います。

○議長（前田耕一君）

5番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

稲垣建設部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員から事業費の差異についてということで、お尋ねをいただいております。

市道野村布気線整備事業に係る主要事業シートの計画額でございますが、平成18年度から平成28年度までの事業計画期間内の事業総額として17億8,200万円余りを計上させていただいております。今回7億4,800万円の部分につきましては、平成20年度にお示ししておりますが、平成19年度から21年度までの3カ年のその期間の事業費を計上させていただいております。そのことによる差異でございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

それで、今部長から答弁がありましたですけれども、この前期基本計画の第1次実施計画のこの総事業費ですね。これは、そうすると18年度から3カ年の事業だといふこととでございますけれども、それはそれでいいと思うんですけど、このシートに載せるときに、この上に記載の方法だと思うんですが、事業開始年度は18年度、その時点での完了予定は24年度にこの事業は終わります

というふうに記載されておるわけですから、その横にある総事業費、計画額というのは、それは後期基本計画の17億何ぼという金額に合わないかもしれませんが、それに近い金額だというふうなことだと思うんですよ。そうしたら、この事業シートには3カ年じゃなしにこれは裏面を見ればちゃんと書いてあるんですが、その事業年度の総事業費ですから、3カ年の事業を載せるよりも、それは3カ年の事業というのはまた別のところに載せていただいて、総事業費の計画額というのは、きちっと事業年度、例えばこの後期でいえば、18年度から28年度に延びたわけですから、その金額を載せるべきだというふうに思います。

これは、間違いではないんですけど、勘違いをしたいと思います。そして、この後期基本計画の見直しのところを見てみましたら、そうしたら、その下に総事業費は17億八千二百何ぼと書いてあるんですが、その左側に期間内総事業費、平成24年から、これは見直す前ですから26年度で9億六千三百幾らか使うんだとちゃんと書いてあるものですから、これはちょっとこれと今の後期基本計画と、これは前期ですから、これは仕様は違うかも知れませんが、それはやっぱりきちっとそういうふうなことはきちっと合わせた金額にしておくべきだというふうに思います。これは総事業費ですから、今の後期基本計画の総事業費が17億八千何ぼと、それで前期の基本計画といったら、これ事業費は多少は違ってくると思うんですけど、そう大きく変わるというものではないというふうに思いますので、この辺は、また今後の後期の2次の総合計画もあるわけですから、記載の方法は考えていただきたいというふうに思います。

そして、総事業費を今聞きました。それで、お聞きします。総事業費についてお聞きをしたわけですが、その平成25年度末でその総事業費に対して今まで投資した金額ですね。それは一体幾らで、事業費ベースで進捗率は今何%なのか、それをお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

平成25年度末までの進捗率ということでございます。

野村布気線の事業進捗につきましては、平成25年度末で事業費としては4億2,800万円余り、全体事業費が17億8,200万といたしますと、23%程度の進捗ということになります。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今、その進捗率をお聞きしました。

平成18年度に着手して25年度末、これはもう8年間たっておるわけですね。これ事業費ベースから見ても二十数%というのは、非常に事業のおくれを感じるわけでございます。このおくれが言うてみれば用地取得の困難ということで、工事に入れないという部分があるというふうに思いますけれども、これは本当に大変なことだと。17億のうち二十数%の4億どんだけ、そして26年度が1億2,000万の予算だということは、その26年度を執行できたとしても、これは、あとまだ十数億の事業費を27年度と28年度の2年間で集中して投資をしないと、28年度の計画の事業完了にはならないわけですから、これは非常に厳しい作業が続くというふうな認識をしております。

次に、委託費について確認をしたいというふうに思います。

事業着手から平成25年度まで、平成25年は当初予算を計算したわけですが、約7,000万円ほど委託費を今までで投入をしておる。そこで、前期基本計画第1次実施計画の年度別実績の中で橋梁詳細設計に伴う委託料というふうに思うんですが、平成19年度設計等委託料約1,038万円が支出されておる。そして、平成24年度にまた橋梁整備委託料約439万円が支出されております。この平成19年度発注の設計委託料と24年度の橋梁整備委託料ですね。これ一体どこが違うのか。平成19年度の委託では、その長田池の上の橋梁設計をするのに、また24年度の橋梁整備の439万で委託しなければ橋梁設計ができなかったのか、なぜなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

橋梁の委託料でございますけれども、野村布気線における橋梁詳細設計、そのときには交差点の詳細設計、地質調査等も含んではおりますが、平成19年度に実施させていただきました。それは済んではおったんですけれども、平成23年度発生しました東日本大震災を受けて、橋梁の設計基準の見直しがなされました。それによって平成24年度に修正設計を行ったものでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

そうすると、神戸の大地震が起こった後の仕様が変わったと。そして東日本大震災によってもまた橋梁の仕様も変わったので、地震対策の観点からその仕様が変わったということで、そういう委託が二重に出ているというふうなことで理解をいたしました。

そして次に、ちょっと時間が押しておりますので、簡単明瞭にお答えを願いたいんですが、平成19年度に建物調査等委託料約361万円支出されております。そして、再度平成26年度にまた建物調査等委託料、同じような金額380万円が計上されておりますが、これは一体どういうことか。なぜかということをお教えください。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

建物調査の委託ということでございますけれども、以前実施した建物補償算定の再算定を行わせていただく。建築物の補償においては、残存価格や再建築、取り壊しなどの工事費等が年によって変動いたします。改めて補償額を算定するために再算定を行うものでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

これは、私、今の部長の答弁を聞いて、ちょっと思うんですが、この建物調査等委託料361万円、単価とかいろんなものが上昇したりとか、算定の根拠がちょっと違って来たということですが、その単価が変わった、ちょっと上昇したとかいうことで、それを入れかえてもう一遍算定

するということだと思んですが、それが当初361万円で、また同じ建物だと思んですが、その建物でまた同じ380万円、まあ361万円より20万円ぐらい多いわけですが、そういうことをしなければならなかったのかというのは、ちょっと私も疑問に思うわけです。単価とかそういうものが変わっただけなものですから、それを入れかえて前の建物調査の委託料の書類を見て、それに入れかえて積算すれば、何ら建物調査委託料というのはこの380万支出しなくてもよかったんじゃないかなあというふうなことを思うわけですが、それは私が中身を知らないものですから、皆様の見解もあるわけですので、そういうことでちょっと建物には委託料については、ちょっとそういう疑問を抱いておるといことで、この質問は終わらせていただきます。

次に、平成22年度の埋蔵文化財調査等委託料920万円が支出されておりますが、この埋蔵文化財の発掘調査が起きますと工事そのものが相当の期間中断をするというのが一般的でございます。そして、ここで聞きたいのは、この平成22年度の埋蔵文化財調査で発掘調査は終わっておると。そうしたら、今後まだ今用地買収もしてないところもあるんですが、今後この埋蔵文化財の発掘調査というのは、この事業ではもう発生しないと、もう埋蔵文化財の調査はもう終わっておるとい見解でいいわけですか。そこのところを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

市道野村布気線整備事業予定地でございますけれども、周知の埋蔵文化財包蔵地として、横沢経塚1号、2号及び上野垣戸遺跡がございまして、平成20年12月1日、2日に実施しました埋蔵文化財有無確認調査により、遺構、遺物が確認されましたので、用地買収終了後の平成22年度に発掘調査を実施しております。埋蔵文化財有無確認調査のほうは文化財保護担当室が、こちらのほうで実施させていただいておりますが、発掘調査は原因者でございます事業担当室が実施しており、業務委託費はこの発掘調査に伴うものでございます。

なお、この調査の結果、調査区全域から鎌倉時代後半から室町時代前期にかけてつくられた墓を60基確認し、これを記録・保存しております。

市道野村布気線整備予定地内における周知の埋蔵文化財包蔵地は、先ほど申し上げました発掘調査を実施しました横沢経塚1号、2号及び上野垣戸遺跡のみでございますので、当事業に関する発掘調査は完了したものと考えております。ただし、今後の工事の進捗によりましては、工事中に遺跡等が発見されることも考えられますので、その場合には発掘調査が必要になると考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

わかりました。

そういうことで、包蔵地があるということで、その調査についてはもう終わっておるけれども、事業の進捗によっては、またいろんなものが発掘しなければならないような事態になった場合は、それは当然埋蔵文化財の法律によってやらなければならないということで確認をさせていただきます。

次に、平成25年度に整備計画等策定委託料500万円、この整備計画500万円が25年度当初予算で上がっておるわけですが、後期基本計画第1次実施計画で事業完了年度がこの時点では平

成26年度ということになっておる。その時点で、あと1年で事業が完了するという計画になっておるにもかかわらず、1年前に整備計画策定で500万円委託が上がって、今25年度で実施しておると思うんですが、そういうのが必要なかどうか。26年度がもう完了予定になっておるわけですから、その時点で整備計画を策定する必要があるかどうか。その辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

この整備計画策定業務委託につきましては、議員にも先ほどから申し込んでいるように、用地取得が難航しているというふうなことも踏まえて、土地収用に際して実施する収用委員会の審理に必要な調査資料の作成を行うための委託料でございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

ということは、収用手続には事業計画というものが必要ですから、その資料として必要だということで整備計画策定をしたということですが、もうその用地の関係については、次の質問に行きますので、そのときにまたお伺いをしたいというふうに思います。

次に、用地の取得についてということでございますが、用地の取得について、これは現段階で用地取得の状況について、どのぐらい用地の取得が進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

用地取得の現状ということでございます。

最初に市道野村布気線の用地取得についてのご説明を申し上げますと、市道野村布気線の用地買収は、平成19年度から用地交渉を行ってまいり、平成25年度末、全土地所有者21名のうち18名の方に用地売買契約をいただいております。用地取得面積のうち6割の用地を取得済みでございます。率としましては、筆数でいきますと74%、買収金額でいきますと54%が進捗率でございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

この用地の関係は、私も平成25年9月の予算決算委員会でも質問させていただいております。そして、その時点で現段階で用地取得ができないという、これは箇所数で答えていただいております。3カ所ということを知っております。そして、その委員会で当時の用地管理室長から私の質問に対して答弁がありました。その答弁をちょっと読み上げますと、都市計画事業の認可が必要になると、これは、この平成25年3月29日付で都市計画事業の認可をいただいております。ですので、土地収用委員会、強制収用に手続が入るわけですが、もうこれについては準備をしております。もういつでも1件の土地については裁決申請を出せる準備に入っております。もう現

在8割、9割の手続は済んでおる状態でございますという答弁をいただいております。

そして、収用手続の中で最も重要なもの、これは私、事業認定ということだと思っております。この事業認定されると、土地価格の固定とか土地の保全義務が地権者に対して起きるわけでございますが、各種の法的効果が発生するわけでございます。そうしたら、この事業認定、これ、ここまで事業が進んでおるということを予算決算委員会で答えていただいておりますから、この事業認定の告示といいますか、これはいつあったんですか。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

昨年9月の予算決算委員会の内容でございますけれども、昨年9月予算決算委員会で1件の土地について裁決申請ができると担当室長がお答えをさせていただいておりますが、これは用地取得する土地所有者が境界の問題で定まらないことから、土地収用法の手続により用地交渉を進めようとするものでありました。しかしながら、境界の問題も関係土地所有者間で解決する方向で話し合いが進んでまいりましたことから、その結果を待つて交渉による買収を進めていきたいと存じます。したがって、現時点で直ちに土地収用法の手続を進める段階ではないと判断したところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

そうすると、私が今なぜ事業認定の告示はいつあったのかということをお願いしたわけですが、これ、この予算決算委員会的时候では、私が感じたところではもう今にでもすぐ収入手続に入るんだなあという意識でいたんですが、今の部長の答弁では、今聞こうと思ったんですが、この収用の裁決申請、これはもうしないということでもいいというふうに確認をいたしましたんですが、そうすると、今までどおり、従来どおりの任意買収で行くんだということですね。それは確認をさせていただきます。そして、その事業認定で今からもまたこういう収入手続があると思っておりますけれども、皆さんよくご存じだと思うんですけど、事業認定というのは裁決申請を1年以内に告示を受けた後しないと、重要な事業認定というのが失効してしまうわけですね。ですから、私、今それを聞いたわけです。しかし、もう任意買収でいくということですから、それはそれで結構なことだというふうに思います。

そして、2つ目の質問をこの関係でさせていただきます。

この予算決算委員会の中で、また当時の用地の担当者の方が、基本的にはやはり都市計画事業として認可をいただいた事業でございますので、基本的には何があっても買収をしたいという思いでございますので視野に入れております。ただ、きのうもご報告させていただいたとおり、土地収用法どのようなものでもはっきりいいますと切れる刀でございます。私どもから言わせれば、ただそれは何事も切れますので、切った暁に影響が多いこともありますから、一つ一つその土地を収用をかけるかどうかは、もう一度検討したいという意味できのうもご説明をさせていただきました。これは、あとの3カ所あるうちの2カ所は、収入手続は今から検討するということの答弁だというふうに思っておりますが、残りの今の任意買収に変わったというところのほかの2カ所について、任意

買取でいくのか、収用手続に入るのか、これ建物が建っておる土地も含まれておると思うんですが、それは今の現在の時点ですべてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

議員お尋ねの収用に至るのかということでございますけれども、現在他の2件と申しますか、その2件につきましても鋭意協議というか用地交渉を進めてまいります。これからもまず誠意を持った用地交渉を進めてまいりたいという考えでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

収用手続に入るよりも、それは任意買取で用地取得ができたほうが一番いいわけでございますから、それはそういう判断でいくということで、任意買取で今までどおりの方法でいくと、収用手続には今のところは入りませんという答弁だというふうに確認しております。

そうしたら、そういうふうな任意買取でいくということで今答弁があったわけですが、そうしたら、平成28年度までに事業は完了するというようになっておるわけでございますけれども、そうしたらその用地取得完了の時期とか目標、めど、これはどのように立ててそういう用地の取得の考え方に立ったのか、その辺を教えてください。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

用地の計画というか目標でございますけれども、用地交渉完了の時期、目標につきましては、次年度以降工事着手を計画しておりますことから、今年度中を一つの目標としながら、残る土地所有者の交渉を進めてまいりたいというふうな私どもの今の考えでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今、部長の答弁をいただきましたが、用地取得は早く用地取得しないと28年度に終わらない、事業完了ができないということですから、それは本当に相手があることですから、厳しい作業だと思うんですが、ひとつ頑張って28年度の事業完了に向けて用地取得に努めていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

次に、時間も押してきましたので、工事施行についてということで、まず最初に工事請負費の予算計上についてでありますけれども、私も予算のあれでいろんな今までに疑問といいますか、なぜだろうなという、用地取得が困難だからこういうふうになったんだろうなということとはよくわかるんですが、平成24年度に4億7,700万円余りを計上されておりました、工事費ね。そして、そのうち約260万円、迂回路の整備工事のみでほとんどが3月補正で減額されました。そして、平成25年度についても2億2,400万円計上されておまして、3月補正で全て減額された。これは用地買取ができなかったということだろうと、見込み違いだったろうということは思うんで

すが、そして、明けて平成26年度、ことしの予算ですね。工事請負費はゼロ。これは、用地取得が難航していることは十分認識されているわけですのでございますから、今後の計上については、このような大きく予算を計上しておいて、みんな全てと言ってもいいほど3月補正で減額する、このような予算の計上の仕方というのは、今後改めるべきだと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

野村布気線整備事業につきましては、三重県に進めていただいております隣接する県道亀山関線の事業進捗にあわせた整備が必要なこと、合併特例債を財源とした事業であり、実施期間の制限があることなどから、早期に事業を進めるために同一年度に用地の買収及び地権者の施行同意を得た上で工事を施行するという計画をもって計上させていただいたところでございます。工事費の減額補正、そういう計上の中で用地の整理ができなかったことから、工事の減額補正をお願いしてまいりました。平成26年度につきましては、従来までの事業の進め方を見直し、今年度中に契約が見込める用地買収に係る費用を計上させていただき、確実に用地取得を実施することを目指して予算計上をさせていただいております。なお、工事の施行につきましては27年度に着手していきたいと考えており、今年度は工事費の計上は見送りをさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

それで、工事については平成25年3月15日の産業建設委員会、これで工事の発注予定といえますか、これを示されております。それによりますと、まず長田池の橋、これ下部と上部に分かれます。そして、道路工として西と南に分かれて、その中で橋梁があって、それで長田池の護岸とか、洪水のための工事とか、いろんな工事がまだ残っておるわけですが、これ26年度、27年度、26年度の用地買収、取得が全部終わっても、これだけの工事を28年度までにやる、全て終わるといえるのは、この工事区間内900メートルの間でこれだけ工事がたくさん出ると業者も数社出ると思うんですが、この工事の中で、900メートルの幅員16メートルの中でこれだけの業者が入って工事が、その期間の短い、例えば27、28年でこれできるのかというのは、私本当に疑問に思うておるわけですのでございますけれども、この辺のことも十分考えていただいて、工事の発注とかその辺は十分考慮していただいて発注していただかないと、工事も非常にこの工事区間で混乱をするというふうに思います。ただ、幸いにしてこの辺は住宅密集地でない、住宅がないわけですから、住民の方には本当に迷惑は余りかからないと思うんですが、その辺も十分に注意をしてやっていただきたいというふうに思います。

そして、次に最後になりますが、平成26年度の施政及び予算編成方針でこの事業については用地取得が非常に難航しているということから、事業計画を見直して早期の用地取得に向けて進めるために事業計画を見直すというふうなことが掲げております、予算編成方針で。これ具体的にこの事業計画を見直すというのは、どこをどう見直すのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

稲垣部長。

○建設部長（稲垣勝也君登壇）

先ほども説明させていただきましたが、従来までは平成26年度合併特例債期限に間に合うように計画立案し、事業を進めてまいりましたが、今回合併特例債の期限の延長が可能となったことから、事業計画を見直し、延長期限にあわせたスケジュールで事業を進めてまいりたいと考えております。その際には、総合計画の後期基本計画に位置づけを行う予定でございます。なお、合併特例債の期限延長及び総合計画の後期基本計画につきましては、今年度中に議会のほうにもお示しをさせていただきたいと考えているところでございます。

三重県が施行を進めております県道亀山関線は、今年度中に供用を開始する予定と聞いておりますことから、道路機能の発揮、既存道路への交通流入を防ぐ見地からも野村布気線ができるだけ早期供用開始できるよう事業の進捗をなお一層努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○5番（中崎孝彦君登壇）

今、部長に答弁していただきました合併特例債、これは平成31年まで5年間延長されたと。これは延長されておるんですが、この野村布気線の整備事業というのは、現時点、平成26年2月に後期基本計画の第1次実施計画が変更されて、28年度に事業を完了しますということで、今計画がなっておるわけでありますから、もうあと26年度を含めませんと、あと2年しかないわけですから、合併特例債が31年まで延ばされたからどうのこうのやなしに、28年度まででこの事業は合併特例債を使って完了するというところでございます。それは確認をしておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、事業の完了目標年度は、何遍でも言うようですが、平成28年度ですから、1日も早い供用開始に向けて鋭意努力していただいて、頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

5番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問でございますが、通告はございませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

私、前田耕一は、常任委員会委員を辞任いたしたいと思っておりますので、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

本案は、私ごとでございますので、副議長と交代させていただき、審議終了まで退場いたします。

副議長、議長席へお願いいたします。

(議長交代)

(議長 前田耕一君 退場)

○副議長（中村嘉孝君）

それでは、議長にかわりまして、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております前田耕一議長の常任委員会委員の辞任について、同意することに
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

したがって、前田耕一議長の常任委員会委員の辞任については、同意することに決しました。

議長と交代いたします。

前田議長、ご入場ください。

(議長交代)

(議長 前田耕一君 入場・復席)

○議長（前田耕一君）

次にお諮りいたします。

明日14日から19日までの6日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会いた
したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明日14日から19日までの6日間は、休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの20日は、午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

(午後 3時11分 散会)

平成26年6月20日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成26年6月20日（金）午後2時 開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 議案第30号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 3 議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 4 議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 第 5 議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について
- 第 7 議案第35号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 8 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 9 議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 第 13 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第42号 財産の取得について
- 第 15 議案第43号 財産の取得について
- 第 16 議案第44号 財産の取得について
- 第 17 議案第45号 字の区域の変更について
- 第 18 議案第46号 専決処分した事件の承認について
- 第 19 請願第 3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第 20 請願第 4号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書
- 第 21 請願第 5号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書
- 第 22 委員会提出議案第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 第 23 委員会提出議案第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 第 24 議員提出議案第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について
- 第 25 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 26 議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 27 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 28 議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 29 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

●追加日程

- 第 1 議員の辞職について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 西川憲行君 | 2番 | 高島真君 |
| 3番 | 新秀隆君 | 4番 | 尾崎邦洋君 |
| 5番 | 中崎孝彦君 | 6番 | 豊田恵理君 |
| 7番 | 福沢美由紀君 | 8番 | 森美和子君 |
| 9番 | 鈴木達夫君 | 10番 | 岡本公秀君 |
| 11番 | 伊藤彦太郎君 | 12番 | 前田耕一君 |
| 13番 | 中村嘉孝君 | 15番 | 片岡武男君 |
| 16番 | 宮村和典君 | 17番 | 前田稔君 |
| 18番 | 服部孝規君 | 19番 | 小坂直親君 |
| 20番 | 竹井道男君 | 21番 | 大井捷夫君 |
| 22番 | 櫻井清蔵君 | | |

●欠席議員（1名）

| | |
|-----|-------|
| 14番 | 宮崎勝郎君 |
|-----|-------|

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------|--------|------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 財務部参事 | 神山光弘君 | 市民文化部長 | 石井敏行君 |
| 健康福祉部長 | 伊藤誠一君 | 環境産業部長 | 西口昌利君 |
| 建設部長 | 稲垣勝也君 | 医療センター 事務局長 | 松井元郎君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 高士和也君 | 会計管理者 (兼)出納室長 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |
| 教育次長 | 佐久間利夫君 | 監査委員 | 渡部満君 |
| 監査委員事務局長 | 栗田恵吾君 | 選挙管理委員会 事務局長 | 松村大君 |

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 渡邊靖文
書 記 高野利人

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

皆さん、こんにちは。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

議会運営委員会委員の辞任及び選任について、本日、11番 伊藤彦太郎議員から辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。

後任には、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において5番 中崎孝彦議員を指名いたしましたのでご報告いたします。

次に、14番 宮崎勝郎議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

宮崎勝郎議員の議員の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、宮崎勝郎議員の議員の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（浦野光雄君） 「辞職願朗読」

○議長（前田耕一君）

お諮りいたします。

14番 宮崎勝郎議員の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、14番 宮崎勝郎議員の議員の辞職を許可することに決しました。

次に、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第2、議案第30号から日程第18、議案第46号までの17件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|--------------------------------------|------|
| 議案第30号 | 亀山市税条例等の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第31号 | 亀山市都市計画税条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第36号 | 亀山市火災予防条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第37号 | 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第40号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第41号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |
| 議案第42号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 議案第43号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 議案第44号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 議案第45号 | 字の区域の変更について | 原案可決 |

平成26年6月18日

総務委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 前田耕一様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|--------------------------|------|
| 議案第32号 | 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第46号 | 専決処分した事件の承認について | 承認 |

平成26年6月17日

教育民生委員会委員長 福沢美由紀

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|------------------------------|------|
| 議案第33号 | 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第34号 | 亀山市斎場条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第35号 | 亀山市営住宅条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第39号 | 工事請負契約の締結について | 原案可決 |

平成26年6月16日

産業建設委員会委員長 服 部 孝 規

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|----------------------------|------|
| 議案第38号 | 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
|--------|----------------------------|------|

平成26年6月20日

予算決算委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

○議長（前田耕一君）

初めに、岡本公秀総務委員会委員長。

○10番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、18日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

まず、議案第30号亀山市税条例等の一部改正について、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられるが、地方法人税（仮称）が創設されることによって事業者にメリットがあるのかという質疑があり、これについては、特に変わりはないとの答弁でありました。

次に、法人市民税を納付している事業所のうち、法人税割を納付している事業所の数について、また本市の法人市民税の税収は景気の変動にどの程度影響を受けるのか質疑があり、これについては、平成26年度予算で法人市民税を納付している1,165法人のうち、法人税割を納付しているのは404法人で、税収については、鉄道事業者等が景気変動にかかわらず恒常的に納付している状況であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第36号亀山市火災予防条例の一部改正について、多数の者が集合する屋外での指定催しに該当する市の催しはどれくらいあるのかという質疑があり、これについては亀山市のみが該当するとの答弁でありました。

また、条例に罰則規定がない部分の拘束力について質疑があり、これについては遵守していただくよう指導するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第40号工事請負契約の締結について、災害時に拠点となる亀山消防署北東分署の自家発電能力について質疑があり、これについては、備蓄燃料を用いることで最大24時間の自家発電が可能であるという答弁でありました。

また、これに対し、市民の安心のため、災害時の拠点施設として北東分署にはさらなる自家発電能力を持たせることを検討するよう意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第43号財産の取得について、高規格救急自動車の特殊性からすれば必然的に入札者は限定されることから、指名競争入札ではなく一般競争入札を行うべきだったのではないかという質疑があり、これについては、特殊な物件について一般競争入札に移行するかどうかは今後検討するが、現状は指名競争入札によって対応しているとの答弁でありました。

また、高規格救急自動車の運転については、各部署に特殊車両の運転技術講習会を受けた職員を置いているという答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第45号字の区域の変更について、字の区域の変更の必要性について質疑があり、こ

れについては、地方自治法第260条第1項の規定により、市長は市の区域内の字の区域を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならないものであることから、市における土地の適正な管理のため、字の区域の変更について提案するものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

議案第31号亀山市都市計画税条例の一部改正について、議案第37号亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、議案第41号工事請負契約の締結について、議案第42号財産の取得について、議案第44号財産の取得については、審査の過程で質疑はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は、10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、17日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

まず、議案第32号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について、白鳥の湯の入浴料金について新たに回数券及びパスポート券を発行するが、パスポート券の作成や紛失の際には費用がかかること、またその有効期間の設定が適当であるのか、回数券の枚数を工夫することは考えなかったのかなどの質疑があり、これについては、市内、市外の確認等の問題点の解消も含めた上でサービス面の見直しを行うもので、市民の皆さんに白鳥の湯を何度も利用していただきたいという観点でパスポート券を導入するもので、利用される方が回数券との使い分けをしていただきたいとの答弁でありました。

また、施行日がなぜ10月1日なのか、平成27年4月の当初から料金改定すべきではないのかとの質疑があり、これについては本年3月に条例改正を提案する予定であったが、受益者負担の適正化の基準の決定が本年2月にずれ込んだため、今定例会に提案することになった。周知期間を要するため、10月1日施行としたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第46号専決処分した事件の承認については、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で承認することに決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、服部孝規産業建設委員会委員長。

○18番（服部孝規君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、16日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第33号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、料金設定の考え方について質疑があり、これについては、産業廃棄物の処理は法律上自治事務ではないため、市に処理責任がなく県下で受け入れているのも2市のみであることから、サービス原価そのものを料金とし、また事業系一般廃棄物の処理は自治事務であり、県内14市全てが行っていることから、サービス原価については近隣市町の状況を勘案しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第34号亀山市斎場条例の一部改正について、受益者負担の割合についての質疑があり、これについては急激な負担増を回避するため、近隣市町の状況も勘案し43%程度となっているとの答弁でありました。

次に、使用料と手数料の違いについて質疑があり、これについては、使用料についても特定の市民しか利用しない公の施設もあるので、手数料と同じ考え方も生じるとの答弁でありました。

また、使用料については原価計算をし、ランニングコストを出してそのコストに近づけるという組み立て自体に無理があるのではないかという質疑があり、これについては、今回の提案はコストありきの見直しではなく、政策的領域、近隣他市とのバランスなど総合的に勘案して示しているとの答弁でありました。

なお、この議案については、委員間の自由討議を行い、十分な議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

なお、今後の使用料の見直しについては、サービス原価だけではなく、施設の性格や設置目的、サービスのあり方などを考慮し、市民が利用しやすい水準の料金設定となるよう申し添えます。

次に、議案第35号亀山市営住宅条例の一部改正について、野村住宅4棟のうち、老朽化のため2棟を処分し残り2棟となるが他にまだ廃止を控えているものがあるのか質疑があり、老朽化した市営住宅については、入居者が退去された段階で廃止していくが、現在のところはないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第39号工事請負契約の締結については、審査の過程で質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、櫻井清蔵予算決算委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

予算決算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案第38号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、16日に産業建設分科会、17日に教育民生分科会、18日に総務分科会を開催して審査を尽くしました。

本日、市長、副市長初め関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受け、その結果、議案第38号平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

た。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号から議案第46号までの17件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第30号亀山市税条例等の一部改正について、反対の立場で討論をします。

今回の条例改正で問題があるのは、軽自動車税の値上げと法人市民税法人割の税率引き下げです。

議案質疑でもいただきましたが、軽自動車税の値上げは、政府が自動車業界から消費税増税にあわせて自動車取得税は消費税と二重課税となるとの主張に応え、自動車取得税を廃止する方向を打ち出し、そのかわりの財源として軽自動車や原付、オートバイなどに係る軽自動車税を大幅に値上げするというものであります。この値上げにより、自家用の軽自動車は2016年4月から7,200円が1万800円、1.5倍に、自家用の貨物用は4,000円が5,000円へ1.25倍に値上げされます。ただし、この新税率が適用されるのは、来年4月1日以降に最初の新規検査を受ける新車のみとなっています。

さらに、軽自動車にはなかった重課が導入され、2016年4月1日以降に最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%が上乘せをされます。自家用の軽乗用車は、重課により現在の7,200円から1万2,900円へ1.8倍に値上げされるのです。

また、原付及び二輪車の標準税率も約1.5倍に引き上げられ、特に原付は上げ幅が最も大きく2倍になります。新車、中古車の区別もなく、対象を限定するなどの措置もとられておりません。

軽自動車は、購入価格や税率が安く、経済的に厳しくなっている国民の生活にとって欠かせないものになっており、軽自動車の普及状況は新車販売台数で4割近いシェアを占めており、特に地方部や都市郊外で普及しています。亀山市のように公共交通が十分でない地域では、1世帯で複数台数所有するなど市民の重要な移動手段となっており、軽自動車税の値上げはこうした地域ほど影響が大きく、問題は重大です。

反対の理由は、今回の値上げが自動車業界の要望に応じて自動車取得税を減税、廃止し、その減税の穴埋めを軽自動車税の増税で賄うというものであり、安倍内閣の財界の要望に応え減税をし、そのツケを国民に負担をさせる政治のあらわれとして見過ごすことのできない問題だということ、また亀山市のような公共交通が十分でない地域にとって、市民生活にとって死活問題だということです。

もう1つの問題は、法人住民税の法人税割の税率引き下げです。

消費税率の引き上げに伴い、地方交付税の交付団体と不交付団体の間で税収の格差が一層大きくなるという理由で、法人住民税の法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げ、その引き下げ分2.6%は、新設をした地方法人税として徴収し、地方交付税の財源とするものであります。これにより亀山市の税収は、平成27年度に約7,000万円の減、28年度には約1億5,000万円もの減収となり、大きな痛手になります。

一方、地方交付税の財源とされても、答弁によりますと、亀山市は余り期待できないということでありました。本来地方の財源である地方住民税の法人税割の一部を国が取り上げ、みずからの責任で確保すべき地方交付税の財源にするというやり方は地方分権に逆行するもので、到底認められるものではありません。地方交付税の財源は、所得税、酒税など国税5税の一定割合で確保するように地方交付税法で決められています。財源の不足は、こうした国税5税から確保すべきであり、その責任を放棄し、地方保有の財源に手を突っ込む政府のやり方は、地方分権に逆行するだけでなく、中央集権を進めるものだと言えます。

以上のとおり、余りにも市民生活や自治体にとって問題の多い内容を含むこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決をいたします。

採決に先立って、この際、お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、起立採決により着席している場合は、反対とみなすことといたします。

それでは、討論のありました議案第30号亀山市税条例等の一部改正について、起立により採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第30号亀山市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第31号から議案第46号までの16件について、一括して起立により採決をいたします。

本各案についての委員長の報告はいずれも原案のとおり可決、承認すべきものとしております。
本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第34号 亀山市斎場条例の一部改正について

議案第35号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第38号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第39号 工事請負契約の締結について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 財産の取得について

議案第43号 財産の取得について

議案第44号 財産の取得について

議案第45号 字の区域の変更について

議案第46号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決、承認することに決しました。

次に、日程第19、請願第3号から日程第21、請願第5号までの3件を一括議題といたします。

請願3件についての各常任委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成26年6月17日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

別表

| | |
|-------------|--|
| 受 理 番 号 | 請 3 |
| 受 理 年 月 日 | 平成26年5月21日 |
| 件 名 | 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書 |
| 請願者の住所・氏名 | 三重県津市桜橋2丁目131番地 一般社団法人 三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 小坂直親、岡本公秀、宮村和典、西川憲行、服部孝規、森 美和子 |
| 委 員 会 の 意 見 | 願意妥当 |
| 審 査 の 結 果 | 採 択 |
| 措 置 | 関係機関に対し意見書を送付する |

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成26年6月18日

総務委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

別表

| | |
|-------------|--|
| 受 理 番 号 | 請 4 |
| 受 理 年 月 日 | 平成26年5月21日 |
| 件 名 | 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書 |
| 請願者の住所・氏名 | 桑名市大字大福244-1 三重県中日会 会長 水谷 善一 鈴鹿市平田本町二丁目3番5号 中日新聞鈴亀支部長 阪田 宣之 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 大井捷夫、片岡武男、小坂直親、西川憲行、福沢美由紀、森 美和子 |
| 委 員 会 の 意 見 | 願意妥当 |
| 審 査 の 結 果 | 採 択 |
| 措 置 | 関係機関に対し意見書を送付する |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 受 理 番 号 | 請 5 |
| 受 理 年 月 日 | 平成26年6月3日 |
| 件 名 | 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書 |
| 請願者の住所・氏名 | 亀山九条の会 代表 坂 昌寛 |
| 紹 介 議 員 氏 名 | 竹井道男、大井捷夫、服部孝規 |
| 委 員 会 の 意 見 | 願意妥当 |
| 審 査 の 結 果 | 採 択 |

| | | |
|---|---|-----------------|
| 措 | 置 | 関係機関に対し意見書を送付する |
|---|---|-----------------|

○議長（前田耕一君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願3件に対する討論を行います。通告がございませんので討論を終結し、請願第3号から請願第5号までの3件について、起立により採決を行います。

まず、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての、委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める請願書は、採択することに決しました。

次に、請願第5号集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書について、起立により採決をいたします。

本請願についての、委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第5号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書は、採択することに決しました。

次に、日程第22、委員会提出議案第2号から日程第24、議員提出議案第3号までの3議案を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第2号手話言語法制定を求める意見書の提出について、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

手話言語法制定を求める意見書。

聴覚障害者は、昔から「手指、体の動き、表情を使う、またはそれらを目で見る」という視覚言語（手話）を使用して、コミュニケーションを行ってきました。しかし、法的には手話は言語として認められていなかったために、社会のいろいろな場面で不利益をこうむり、差別され、排除されてきました。また、聞こえる人たちとコミュニケーションができないため、まだまだ聴覚障害者や手話に対する理解が社会では進んでいません。

平成18年12月に国連で採択された障害者権利条約は、生活・仕事・司法・参政権・医療など、あらゆる面で障害者の権利を守り、社会に合理的配慮の責任を求めた条約です。その条約の「定義」において、「言語には音声言語と『手話』が含まれる」ことが盛り込まれ、「手話が言語である」ことが世界的に認められました。

日本においても、その条約の批准に向け、平成23年に障害者基本法を改正し、その第3条（地域社会における共生等）に、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、手話は言語に含まれることが明記されました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、それに基づいて、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望いたします。

記1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

次に、岡本公秀総務委員会委員長。

○10番（岡本公秀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第3号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、総務委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書。

新聞は、国の内外で日々起きる広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く国民に提供することによって、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与しています。

民主主義の主役は国民であり、その国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。

しかし、今回の消費税増税によって、各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える基盤である新聞の購読をやめざるを得ない読者がふえることが懸念されます。そうなれば、国民のリテラシー（読み書き能力、教養や常識）や社会への関心の低下につながり、特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は、格差が拡大し、社会的不安を招くおそれがあります。

現在、消費税を導入している多くの国では、品物別の複数税率が導入されており、ドイツ、フランスなどでは新聞に軽減税率を適用しています。イギリス、ノルウェーなどでは、課税の対象から除外しています。そうした国では、新聞は知識や思考を深める文化財として認識され、「知識には課税しない」という考え方が定着しているからです。

今後も、国民がより少ない負担で、全国どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持していくことは、民主主義と文化の健全な発展に不可欠です。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 消費税増税に当たって、新聞への軽減税率の適用を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第3号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書。

日本は多くの犠牲者を出したさきの大戦後、日本国憲法を制定し、二度と戦争をしないとかたく誓って再出発しました。その精神を受け継ぎ、これまで歴代の内閣は、憲法第9条のもとで集団的自衛権を行使することはできないという姿勢を60年以上も貫いてきました。

それにもかかわらず、安倍首相は憲法第96条にのっとりた憲法改正の手続を経なくても、閣議決定さえすれば、集団的自衛権行使を容認することが可能であるという憲法解釈の立場を示しています。しかしこれでは、歴代内閣が長い時間をかけて築き上げてきた国の根本方針を、一内閣の考え方ひとつで大変換できるということになってしまいます。

そもそも憲法は、首相を初めとする国家権力を厳格に拘束するものです。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の権利を守るのが憲法の本質的役割であり立憲主義の原則です。今回安倍首相が推し進めようとする解釈改憲は、歴代内閣が60年以上貫いてきた方針を変換するものです。憲法第99条では、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員に対して、憲法を尊重し擁護する義務を定めています。このような憲法の本質に照らして、憲法解釈は権力者の恣意に任せられることがあってはなりません。

憲法の根幹を揺るがす変更を加えようとする首相の姿勢は、憲法第9条改定の是非を超えて、立憲主義の立場からも容認されるものではありません。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 憲法第96条にのっとり憲法改正の経路を経ずに閣議決定のみで、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田耕一君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第2号及び委員会提出議案第3号の2件については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたしております。

続いて、お諮りいたします。

議員提出議案第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は常任委員会への付託を省略することに決しました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会提出議案第2号、委員会提出議案第3号及び議員提出議案第3号の3件について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、委員会提出議案第2号から議員提出議案第3号までの3件について起立により採決をいたします。

最初に、まず委員会提出議案第2号手話言語法制定を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第2号手話言語法制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、委員会提出議案第3号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、委員会提出議案第3号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第3号集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第3号集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第25、議案第47号から日程第28、議案第50号までの4件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の森下勇司氏は、平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成26年10月1日から3年間でございます。

次に、議案第48号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の櫻井知子氏は、平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成26年10月1日から3年間でございます。

次に、議案第49号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の笹山 霞氏は、平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市山下町にお住まいの口川省三氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成26年10月1日から3年間でございます。

最後に、議案第50号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の岩間 優氏は、平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市楠平尾町にお住まいの関 弘江氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成26年10月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第50号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第50号までの4件については、常任委員会への付託を省略することに決しました。

会議の途中ですが、5分間休憩いたします。

（午後 3時02分 休憩）

（午後 3時07分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第47号から議案第50号までの4件について討論を行います。通告がございませんので討論を終結し、議案第47号から議案第50号までの4件について、起立により採決をいたします。

まず、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第47号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、議案第48号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第48号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、議案第49号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第49号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、議案第50号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第50号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、同意することに決しました。

次に、日程第29、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員は、地方自治法第291条の5第1項の規定により、議会で選挙することになっております。現在、広域連合議会議員が欠員となっているため選挙するもので、被選挙人は、本広域連合規約第8条の規定により、関係市町の長、副市長または議会の議員であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、指名推選の方法については、議長において指名することに決しました。

本広域連合議会議員に、広森 繁副市長を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました広森 繁副市長を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました広森 繁副市長が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広森 繁副市長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、お諮りいたします。

以上で今期定例会の議事は全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成26年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 3時12分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月20日

議 長 前 田 耕 一

前 議 長 宮 崎 勝 郎

副議長 中村嘉孝

2番 高島真

15番 片岡武男